

外国人集住都市会議 いいだ 2011 報告書

多文化共生社会をめざして

くすべての人がつながり

ともに築く地域の未来く



とき 11月8日(火)
ところ シルクホテル
(長野県飯田市)

主催 / 外国人集住都市会議 後援 / 長野県、多文化共生推進協議会

目 次

外国人集住都市会議 いいだ2011 プログラム	2
外国人集住都市会議 会員都市プロフィール	3
外国人集住都市会議 アドバイザープロフィール	6
開会行事（座長あいさつ、来賓祝辞他）	8
第Ⅰ部	
外国人住民をとりまく現状と外国人集住都市会議の取組について	12
外国人集住都市会議の取組の紹介（飯田市長）	12
各ブロック研究の方向について	
群馬・静岡ブロック「多文化共生社会における防災のあり方」（浜松市長）	14
長野・岐阜・愛知ブロック「外国人の子どもの教育について」（大垣市長）	15
三重・滋賀・岡山ブロック	
「外国人住民とともに構築する地域コミュニティ」（津市長）	17
第Ⅱ部	
「日系定住外国人施策に関する行動計画」についての分野別討議	20
行動計画に関わる施策についての説明（内閣府）	20
分野別討議その1	
「日本語で生活するために必要な施策」「安定して働くために必要な施策」 （三重・滋賀・岡山ブロック）	24
分野別討議その2	
「子どもを育てていくために必要な施策」 （長野・岐阜・愛知ブロック）	42
分野別討議その3	
「社会の中で困ったときのために必要な施策」「推進体制ほか必要な施策について」 （群馬・静岡ブロック）	59
閉会行事	76
資 料 編	
外国人集住都市会議いいだ2011資料（当日配付資料）	80
省庁関係資料	115
外国人集住都市会議の概要	161
「多文化共生社会の推進に関する提言書」の提出について（2011. 7）	164

外国人集住都市会議いいだ2011プログラム

時 間	内 容
9:45	開場・受付開始
10:30	開会・座長あいさつ（飯田市長） 来賓紹介、祝電披露 総合司会：池上 重弘氏 （静岡文化芸術大学教授）
10:50	第Ⅰ部 外国人住民をとりまく現状と 外国人集住都市会議の取組について (1) 外国人集住都市会議の取組の紹介（飯田市長） (2) 各ブロック研究の方向について（各ブロックリーダー都市より） ・群馬・静岡ブロック「多文化共生社会における防災のあり方」 ・長野・岐阜・愛知ブロック「外国人の子どもの教育について」 ・三重・滋賀・岡山ブロック「外国人住民とともに構築する地域コミュニティ」
11:15	第Ⅱ部 「日系定住外国人施策に関する行動計画」についての分野別討議 (1) 行動計画に関わる施策についての説明（内閣府） (2) その1 三重・滋賀・岡山ブロック 研究内容報告・提言と討議 「日本語で生活できるために必要な施策」「安定して働くために必要な施策」 （登壇者）三重・滋賀・岡山ブロック首長 法務省、外務省、厚生労働省、文化庁 コーディネーター：井口 泰氏 （関西学院大学教授）
12:30	休憩・昼食
13:30	(3) その2 長野・岐阜・愛知ブロック 研究内容報告・提言と討議 「子どもを大切に育てていくために必要な施策」 （登壇者）長野・岐阜・愛知ブロック首長 文部科学省 コーディネーター：池上 重弘氏
14:30	休 憩
14:45	(4) その3 群馬・静岡ブロック 研究内容報告・提言と討議 「社会の中で困ったときのために必要な施策」「推進体制ほか必要な施策」 （登壇者）群馬・静岡ブロック首長 内閣府、総務省、法務省、外務省、厚生労働省 コーディネーター：山脇 啓造氏 （明治大学教授）
15:50	いいだ2011メッセージ（飯田市長）
16:00	閉 会

※内容などにつきましては、変更となる場合があります。

同時開催

10:30
～
16:00

多文化共生をめざして活動する国際交流団体等パネル展

外国人集住都市会議会員都市

伊勢崎市・太田市・大泉町・上田市・飯田市・大垣市・美濃加茂市・可児市・浜松市・富士市・磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・
菊川市・豊橋市・豊田市・小牧市・知立市・津市・四日市市・鈴鹿市・亀山市・伊賀市・長浜市・甲賀市・湖南市・総社市

外国人集住都市会議 会員都市首長プロフィール

凡 例	
都市名	
氏 名	ふりがな 【生年月日】
経 歴	
多文化共生社会実現の為に必要と考えること、取り組み・方針など。	



群馬県伊勢崎市

五十嵐 清隆 いがらし きよたか
【1962年9月22日生】

前 職	群馬県議会議員
就 任 年	2009年1月
当選回数	1期目

伊勢崎市は、群馬県内で最も多くの外国籍住民の方が暮らしています。言語や文化、習慣の違いを乗り越えて、日本人と外国籍住民が地域の一員として暮らせるまちづくりの推進に努めてまいります。



群馬県太田市

清水 聖義 しみず まさよし
【1941年12月7日生】

前 職	群馬県議会議員
就 任 年	2005年4月（旧太田市長、1995年～2005年）
当選回数	2期目（旧太田市長、3期）

外国人市民相談窓口の開設、ボランティア団体と連携した日本語教室の開催、バイリンガル教員の配置、日本語指導助手の充実等外国人への支援を進めて参りました。今後、多文化共生を市民に発信して行くなかでお互いの理解を深めてゆくことが重要と考えております。



群馬県大泉町

斉藤 直身 さいとう なおみ
【1936年5月19日生】

前 職	(社)群馬県歯科医師会副会長
就 任 年	2009年5月
当選回数	1期目

総人口の約15%の外国人が登録している大泉町では、制度や習慣、文化など、日本で暮らすための必要な情報を正しく理解して頂くことが秩序ある多文化共生の基本と考え、試行錯誤の中でさまざまな事業を展開しています。



長野県上田市

母袋 創一 もたい そういち
【1952年7月6日生】

前 職	長野県議会議員
就 任 年	2006年4月（旧上田市長、2002年～2006年）
当選回数	2期目（旧上田市長、1期）

親世代の定住化の進行に伴い、「第二世代」となる外国籍の子どもたちへの教育が重要な課題となっています。子どもたちが将来の生活設計を描くためにも、国と自治体が連携して、学習言語としての日本語が習得できるような体制を築いていく必要があると考えています。



長野県飯田市

牧野 光朗 まきの みつお
【1961年8月16日生】

前 職	日本政策投資銀行大分事務所長
就 任 年	2004年10月
当選回数	2期目

リニア中央新幹線の開通を見据えた飯田市の将来像「小さな世界都市」実現のためにも、多文化共生社会の推進が重要となってまいります。市民・関係団体・事業所等と協働して様々な取り組みを進めながら、新しい地域文化の創造をめざします。



岐阜県大垣市

小川 敏 おがわ びん
【1950年11月15日生】

前 職	会社役員
就 任 年	2001年4月
当選回数	3期目

ものづくりが盛んな大垣市において、その担い手として重要な役割を果たす外国人住民を地域社会の構成員として受入れ、外国人を含めた全ての市民が能力を発揮できる多文化共生社会を推進してまいります。



岐阜県美濃加茂市

渡辺 直由 わたなべ なおよし
【1945年8月6日生】

前 職	岐阜県教育委員会委員長
就 任 年	2005年9月
当選回数	2期目

「みのかも定住自立圏共生ビジョン」のもと、より広域的・効率的に地域振興と市民協働を促進するため、外国人住民のためだけでなく、魅力ある圏域づくりの地域資源の一つとして多文化共生社会の構築をめざします。



岐阜県可児市

富田 成輝 とみだ しげき
【1953年1月17日生】

前 職	岐阜県環境生活部長
就 任 年	2010年11月
当選回数	1期目

「みんなで作る多文化共生のまち可児」を基本理念に、本年3月『可児市多文化共生推進計画』を策定しました。計画で示した施策を着実に取り組み、全ての市民が共に安心して暮らせる多文化共生のまちを目指します。



静岡県浜松市
鈴木 康友 すずき やすとも
【1957年8月23日生】

前 職	衆議院議員
就 任 年	2007年5月
当選回数	2期目

浜松市は7月1日に市制100周年を迎え、新たな一步を踏み出す記念すべき年となりました。多文化共生社会を実現するために、平成23年度より3ヵ年計画で外国人の子どもの教育環境充実のための「多文化共生事業不就学ゼロ作戦」に取り組んでいます。



静岡県富士市
鈴木 尚 すずき ひさし
【1946年11月21日生】

前 職	静岡県議会議員
就 任 年	2002年1月
当選回数	3期目

富士市では、平成22年度末「富士市国際化推進プラン」を策定しました。市内在住の外国人市民と日本人市民が、互いの文化や習慣を理解し、心通い合う多文化共生社会の実現に向けて、様々な施策を推進しています。



静岡県磐田市
渡部 修 わたなべ おさむ
【1951年4月16日生】

前 職	磐田市議会議員
就 任 年	2009年4月
当選回数	1期目

磐田市では「互いのちがいを認め合う 多文化共生のまちづくり」を基本理念に、国籍を問わず、外国人市民も地域社会を支えていくパートナーであると考え、共に築く、笑顔あふれる、活気のあるまちづくりを目指しています。



静岡県掛川市
松井 三郎 まつい さぶろう
【1946年10月6日生】

前 職	静岡県議会議員 当選（当選2回5年9か月間）
就 任 年	2009年4月
当選回数	1期目

掛川市は、総人口の約4%が外国人市民で、その内、定住外国人は約83%を占めています。市では、H22年度に多文化共生推進プランを策定し、行政だけでなく市民や企業との連携の下、住み良い都市づくりを目指しています。



静岡県袋井市
原田 英之 はらだ ひでゆき
【1943年1月12日生】

前 職	静岡県健康福祉部長
就 任 年	2005年4月（旧袋井市長、2001年～2005年）
当選回数	2期目（旧袋井市、2期）

外国人住民と地域住民がコミュニティ活動や防災活動などをとおして、お互い「顔の見える関係」を築くとともに、日本語支援教室の開催など市民と行政が協働して多文化共生社会の実現に向けて取組を進めています。



静岡県湖西市
三上 元 みかみ はじめ
【1945年1月5日生】

前 職	(株)船井総合研究所取締役
就 任 年	2004年12月
当選回数	2期目

湖西市では、平成23年度からスタートした「多文化共生推進プラン」の基本理念「みんなが笑顔でくらす多文化共生まちづくり」を実現するための施策を実施し、日本人市民と外国人市民との住みやすい共生社会づくりを進めています。



静岡県菊川市
太田 順一 おおた じゅんいち
【1950年4月28日生】

前 職	菊川町議会議員
就 任 年	2005年1月（旧菊川町長1998年～2005年）
当選回数	2期目（旧菊川町長、2期）

本市では、「安心して安全に暮らせるまちづくり」を目指しており、行政と地域が協力して「顔の見える関係づくり」や「正しい情報を伝える」取り組みに力を入れ、地域力を高める中で共生社会づくりを進めています。



愛知県豊橋市
佐原 光一 さはら こういち
【1953年11月10日生】

前 職	国土交通省中部地方整備局副局長
就 任 年	2008年11月
当選回数	1期目

「ともに生き、ともに作る」を基本理念とした第5次豊橋市総合計画を本年3月に策定しました。その中でも多文化共生社会の推進は重点項目の1つであり、相互理解を基本とした住みよい地域づくりを進めています。



愛知県豊田市
鈴木 公平 すずき こうへい
【1939年3月20日生】

前 職	豊田市助役
就 任 年	2000年2月
当選回数	3期目

「人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち・とよた」を将来都市像に掲げ、市民力や地域力を生かした「共働」によるまちづくりを進めています。多文化共生社会の実現に向けても、この「共働」により各種の施策を推進しています。



愛知県小牧市
山下 史守朗 やました しずお
【1975年7月6日生】

前 職	愛知県議会議員
就 任 年	2010年2月
当選回数	1期目

小牧市では、内陸工業都市としての発展と共に、それを支える労働力として外国人が増加し、現在も多数の方が居住しています。今年度、多文化共生推進プランの施行にあたり、市民・企業・行政が協力して、多文化共生社会の創造に取り組みます。



愛知県知立市
林 郁夫 はやし いくお
【1960年6月1日生】

前 職	知立市議会議員
就 任 年	2008年12月
当選回数	1 期目

異なる文化とふれあい、交流する機会を提供しながら、文化の違いへの理解を高め、幅広い視野と人間味あふれる地域社会づくりに向けた取り組みを推進していきます。また、個性を大切にする地域社会づくりをめざしています。



三重県津市
前葉 泰幸 まえば やすゆき
【1962年4月7日生】

前 職	地方公共団体金融機構
就 任 年	2011年4月
当選回数	1 期目

地域で生活する全ての住民が、多様な文化や価値観を認め合う多文化共生社会の実現に向けて、意識啓発やコミュニケーション能力の向上、生活環境支援事業の更なる充実を図っていきます。



三重県四日市市
田中 俊行 たなか としゆき
【1951年10月27日生】

前 職	三重県議会議員
就 任 年	2008年12月
当選回数	1 期目

外国人も地域の一員として参画する地域コミュニティづくりを重視した施策を実施しています。誰もが対等な構成員となる「社会統合」の実現による「日本人も外国人も共に暮らしやすいまちづくり」を目指します。



三重県鈴鹿市
末松 則子 すえまつ のりこ
【1970年11月14日生】

前 職	三重県議会議員
就 任 年	2011年5月
当選回数	1 期目

鈴鹿市での外国人住民は減少傾向にあるものの、定住化がみられ、様々な場面で日本語の必要性が高まっています。国、県、企業、関連団体等と連携しながら、外国人住民にも伝わりやすい日本語の検討に努めたいと思います。



三重県亀山市
櫻井 義之 さくらい よしゆき
【1963年2月25日生】

前 職	三重県議会議員
就 任 年	2009年2月
当選回数	1 期目

亀山市に住む外国人と日本人とが共に安心して暮らしていくために、今後も、日本語教室を開催するとともに、市民活動団体と協力し、活発な市民交流活動を推進していきます。また、生活の利便性を高めるための情報を積極的に発信・提供します。



三重県伊賀市
内保 博仁 うちほ ひろひと
【1943年9月1日生】

前 職	伊賀市副市長
就 任 年	2008年11月
当選回数	1 期目

生活相談窓口の設置など外国人の自立に向けた取り組みに努めています。また、外国人住民と地域住民が共に理解しあい、外国人住民の声に耳を傾け市政へ反映し、共生できる地域社会づくりを進めます。



長浜市
藤井 勇治 ふじい ゆうじ
【1950年2月27日生】

前 職	衆議院議員
就 任 年	2010年3月
当選回数	1 期目

外国人を取り巻く課題は地域だけのものではなく、国と自治体、関係団体が連携して取り組む必要があり、すべての人が地域の一員として平和に共存することができるまちづくりの推進に努めます。



滋賀県甲賀市
中嶋 武嗣 なかじま たけし
【1948年1月2日生】

前 職	滋賀県議会議員
就 任 年	2004年10月
当選回数	2 期目

言葉や慣習などの課題がある一方で、市民の一人として活躍したいという外国人住民の皆さんも多く、様々な活動の場が生まれています。また、今年から小学校区を単位とした新しいコミュニティ制度を創設し、地域住民の一人として各種事業に参画できる機会も増やすなど、相互理解を深め、真の共生を目指して取り組んでいます。



滋賀県湖南市
谷畑 英吾 たにはた えいご
【1966年9月11日生】

前 職	滋賀県職員
就 任 年	2004年11月(旧甲西町長、2003年～2004年)
当選回数	2 期目(旧甲西町長、1 期)

外国人住民も地域社会の構成員として「地域社会を支える主体」として認識を持ち、互いの人権を尊重し、文化や生活習慣の違いを理解し合える社会の実現をめざし、今年度は多文化共生推進プランの策定に取り組んでいます。



岡山県総社市
片岡 聡一 かたおか そういち
【1959年8月2日生】

前 職	国会議員(橋本龍太郎元首相)秘書
就 任 年	2007年10月
当選回数	2 期目

昨年誕生した総社ブラジリアンコミュニティは、外国人を暖かく受け入れ共に暮らしていこうとする総社市の目指す多文化共生の象徴です。今後も就労・福祉・医療等、様々な分野で真心込めた事業を推進します。総社市は全ての人にウェルカムです！

外国人集住都市会議 アドバイザープロフィール



い ぐち やすし
井 口 泰

関西学院大学教授
少子経済研究センター長

1976年、一橋大学経済学部卒、労働省入省。1980～1982年、独・エアランゲン・ニュルンベルク大学留学。1992年、労働省外国人雇用対策室企画官。1994年、同外国人雇用対策課長。1995年、労働省退職、関西学院大学経済学部助教授。1997年、同教授。99年、博士号取得。2001～2002年、独・マックス・プランク研究所客員研究員。2006年～2010年、規制改革会議専門委員。主要著作：『外国人労働者新時代』（ちくま新書）『世代間利害の経済学』（八千代出版）ほか。



やま わき けい ぞう
山 脇 啓 造

明治大学教授

東京大学法学部卒業、コロンビア大学国際関係・公共政策大学院修了。専門は移民政策・多文化共生論。

総務省、法務省、文部科学省、外務省、国土交通省の外国人施策関連委員を歴任。また、愛知県多文化共生推進プラン検討会議座長、宮城県多文化共生推進条例策定懇話会座長、東京都地域国際化推進検討委員会委員長等、数多くの地方自治体の外国人施策関連委員も歴任。

主著に『歴史の壁を超えて一和解と共生の平和学』（共編、法律文化社）、『多文化共生の学校づくり—横浜市立いちよう小学校の挑戦』（共編、明石書店）等。



い け が み し げ ひ ろ
池 上 重 弘

静岡文化芸術大学教授
国際文化学科長

北海道大学文学部卒業、同大学院文学研究科修了。北海道大学文学部助手、静岡県立大学短期大学部専任講師、静岡文化芸術大学文化政策学部准教授を経て現職。専門は文化人類学、多文化共生論。静岡県多文化共生審議会委員、浜松市外国人子ども支援協議会会長、磐田市多文化共生社会推進協議会会長等。主著に、『ブラジル人と国際化する地域社会—居住・教育・医療—』（編著、明石書店）、『国際化する日本社会』（共著、東京大学出版会）。

【府省庁登壇者】

内閣府	定住外国人施策推進室	参事官 齊藤馨 氏
総務省	自治行政局国際室	多文化共生推進係長 小池智広 氏
法務省	入国管理局入国在留課	審査指導官 内田省二 氏
外務省	総合外交政策局人権人道課	課長 阿部康次 氏
外務省	領事局外国人課	課長 早川修 氏
文部科学省	大臣官房国際課企画調整室	室長 佐々木亨 氏
文部科学省	初等中等教育局国際教育課	課長 中井一浩 氏
文化庁	文化部	部長 小松弥生 氏
厚生労働省	職業安定局外国人雇用対策課	課長補佐 宮田昌幸 氏

開会行事（座長あいさつ、来賓祝辞他）

第Ⅰ部

外国人住民をとりまく現状と外国人集住都市会議の取組について

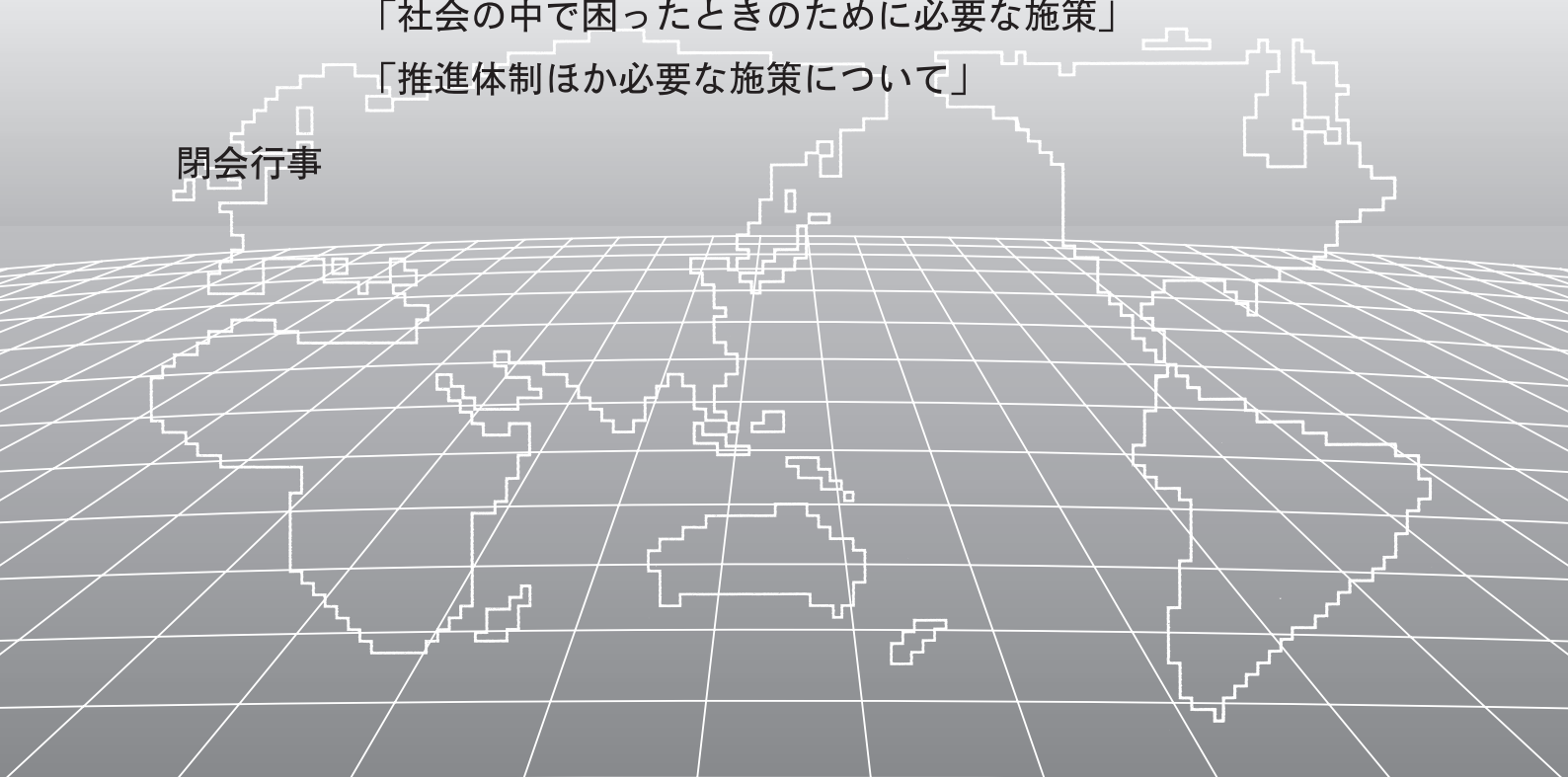
- (1) 外国人集住都市会議の取組の紹介
- (2) 各ブロック研究の方向について
 - ①群馬・静岡ブロック
 - ②長野・岐阜・愛知ブロック
 - ③三重・滋賀・岡山ブロック

第Ⅱ部

「日系定住外国人施策に関する行動計画」についての分野別討議

- (1) 行動計画に関わる施策についての説明（内閣府）
- (2) 分野別討議その1
 - 「日本語で生活するために必要な施策」
 - 「安定して働くために必要な施策」
- (3) 分野別討議その2
 - 「子どもを育てていくために必要な施策」
- (4) 分野別討議その3
 - 「社会の中で困ったときのために必要な施策」
 - 「推進体制ほか必要な施策について」

閉会行事



■ 開会行事

総合司会（池上重弘氏）

皆様おはようございます。本日は、ようこそ飯田市へお越しくださいました。ただ今より、外国人集住都市会議いいだ2011を開会いたします。

私は、この外国人集住都市会議のアドバイザーを務めております静岡文化芸術大学の池上重弘と申します。本日の総合司会を担当いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは初めに、座長都市であります飯田市の牧野光朗市長よりごあいさつを申し上げます。

飯田市長（牧野光朗氏）



皆さんおはようございます。ただ今ご紹介いただきました飯田市長の牧野でございます。

本日は、外国人集住都市会議いいだ2011にお忙しい中、また遠方から多くの皆様方にご参加をいただきまして誠にありがとうございます。また、大変ご多忙の中、ご臨席いただきました森ゆうこ文部科学副大臣をはじめ、ご来賓、府省庁、関係機関、関係団体の皆様方に厚く御礼を申し上げます。本当によろしくお越しいただきました。ありがとうございます。

さて、この外国人集住都市会議であります。2001年（平成13年）に浜松市さんの提唱により発足いたしました。先ほどもスライドを見ていただきましたが、既に10年を経過したところでございます。後ほど報告させていただきたいと思っておりますが、当会議におきましては、一貫して住民に一番近い地方行政を担う立場から、日本人住民と外国人住民が互いに文化の価値観に対する理解を深め、権利の尊重と義務の遂行を基本といたしました多文化共生社会の実現に向け努力を継続いたしますとともに、会員都市間におきまして情報交換、あるいは課題の調査、研究を行い、その成果を提言といたしまして国や県、経済界にお届けをさせていただいたところでございます。こうした取組によりまして、来年の7月から実施される予定であります新しい住民基本台帳制度、あるいはこのほど出されました日系定住外国人施策に関する基本方針、そして行動計画の策定といった政府の取組、また、会員相互間におけます災害相互応援協定の締結と、こういったさまざまな成果に結びついてきているというように思うところでございます。

10年間におきまして、地道な継続的な努力によってこうした成果が出てきていると感じているところであります。11年目の新たなステージを迎えました。今、経済不況または東日本大震災などの影響を受けまして、各地域は大変厳しい状況にあるわけですが、そういった中にも、帰国することなく日本に住み続けたいと希望する外国人住民の皆さんとともに、子どもたちや地域の未来をしっかりと考えていく、そういった時期に来ているのではないかと思うところでございます。

私どものこの飯田市は、山の生活、里の生活、街の生活と、さまざまな生活が営まれている

ところでございます。多様なライフスタイルが多様な地域文化を生んでいる、そういった地域におきまして、中国の方やブラジルの方、そのほかの多くの国々の方がこの地域に実際に住んでおりまして、まさに多様な文化を形成していると言えると思っています。そうしたこの地域におきましては、将来、三遠南信自動車道の全通、あるいはリニア中央新幹線の飯田駅の設置といった将来に向けての交通インフラの整備がある中で、この将来ビジョンといたしまして「小さな世界都市」を目指していこうということを、地域住民挙げて取り組んできているところでもあります。そうした中でこの飯田市におきまして外国人集住都市会議が開催されますことは、多文化共生に関します現状や課題、あるいは国の施策につきましてさらに理解を深めていく大変良い機会だと考えているところでもあります。地域におけます多文化共生の推進、そしてリニアを見据えた小さな世界都市を実現していこうという私たち地域住民にとっても、非常に有意義なものと考えているところでございます。

どうかこのいいだ会議が、本日までご参加いただいております皆様方とともに、各都市の現状や未だ解決に至っていない課題につきまして、その思いを共有する場になりますよう、そして各都市間、国・県・経済界などの各機関が連携し、協働して、多文化共生社会の実現に向け着実に未来の創造をしていける、そういった契機になりますよう祈念をいたしまして、座長としてのあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

総合司会（池上重弘氏）



牧野市長ありがとうございました。

それではここで、本日の会議にご臨席をいただいておりますご来賓の皆様をご紹介させていただきます。お名前を申し上げますので、その場でご起立ください。

文部科学副大臣森ゆうこ様。衆議院議員加藤学様秘書戸谷光志様。衆議院議員矢崎公二様奥様矢崎理恵様。参議院議員吉田博美様秘書長田透様。国際移住機関（IOM）駐日事務所就学支援事業担当山野上麻衣様。国連難民高等弁務官（UNHCR）駐日事務所法務アソシエイト宮澤哲様。財団法人日本国際協力センター

（JICE）理事長松岡和久様。財団法人自治体国際化協会（CLAIR）理事長木村陽子様。長野県観光部国際課課長浅井秋彦様。以上でございます。

それではここで、本日国会開催期間中というお忙しい中、この会議へご出席をくださいました文部科学副大臣森ゆうこ様よりごあいさつを賜りたいと存じます。よろしく願いします。

文部科学副大臣（森ゆうこ氏）

皆様こんにちは。ご紹介をいただきました文部科学副大臣の森ゆうこでございます。

本日の外国人集住都市会議いいだ2011のご盛会を、まずもって心からお祝いを申し上げたいと思います。

この問題につきましては、中川文部科学大臣が大変熱心に取り組んで来られまして、この会議にご出席と考えておられたようですけれども、残念ながら本日はご案内のとおり衆議院で予算委員会ということで、「代わりにどうしても出席をしてメッセージを伝えてほしい」と仰せ



つかりましたので、私が名代として出席をさせていただいたところでございます。

開催地の飯田市の皆さんには、特産品と伺っておりますが、素敵な水引細工のブローチ等でおもてなしをいただきました。本当にありがとうございます。ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

外国人集住都市会議の皆様におかれましては、日ごろより我が国に在住する外国人を取り巻くさまざまな課題に関してご尽力いただき誠にありがとうございます。

文部科学省では、中川文部科学大臣が副大臣であった2009年（平成21年）12月、中川副大臣のリーダーシップにより、「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」を設置し、その意見を踏まえて、子どもだけでなく大人に対する日本語学習を支援する事業や、不就学・自宅待機となっている外国人の子どもへの就学支援事業、さらには入りやすい公立学校を実現するための施策等を進めているところでございます。

2012（平成24）年度の概算要求につきましては、厳しい財政状況ではございますけれども、外国人が地域コミュニティに参加し、ともに生活していくために必要な日本語教育の推進を支援する「多文化共生社会実現のための日本語教育推進体制の整備事業」を要望しているところでございます。

また、本年度までの3年間の事業として実施してまいりました「虹の架け橋事業」や公立学校における外国人児童生徒の受入体制の整備を支援する「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」についても、引き続き予算要求をしております。

さて、本日の会議では、「多文化共生社会をめざして ～すべての人がつながり、ともに築く地域の未来～」というテーマについて議論をされると聞いております。各地方公共団体の優れている取組や直面している困難な課題等について情報交換をさせていただくとともに、日頃より外国人支援に尽力しておられる現場の視点から忌憚のないご意見をいただけるものと思います。例えば学校現場からは、担当者がそれぞれで工夫されている日本語指導教材を共有可能にすることなど、環境整備を求める声があることも伺っております。これまでも各教育委員会のホームページに掲載されている教材を検索できるサイトの立ち上げなどに取り組んでまいりましたが、リライト教材など各地域で蓄積されてきた指導に効果的な教材などを全国的に広く共有し、より効果的な日本語指導を推進する仕組みづくりに、文部科学省としても積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

本日、討議の中でお聞かせいただくご意見を、今後の政策立案の参考にさせていただきたいと考えております。併せて、本会議を契機として、各地域における外国人住民への支援が発展するよう期待しております。

最後になりましたが、今年の会議を中心になってとりまとめていただきました飯田市の皆様をはじめ、会員都市の皆様のご尽力に改めて敬意を表するとともに、本日の会議が有意義な意見交換の場となり、実り多いものとなりますことを心から祈念をいたしまして、私のごあいさ

つとさせていただきます。

2011年（平成23年）11月8日文部科学副大臣森ゆうこ。

本日は誠にありがとうございます。ありがとうございます。

総合司会（池上重弘氏）

森ゆうこ副大臣、どうもありがとうございました。

本日この会議に際し、多くの祝電をいただいております。時間の都合上お名前のみ、事務局にいただきました順番でご紹介を申し上げます。

衆議院議員羽田孜様、衆議院議員下条みつ様、衆議院議員矢崎公二様、衆議院議員篠原孝様、衆議院議員大西健介様、参議院議員吉田博美様、参議院議員北澤俊美様、参議院議員羽田雄一郎様、参議院議員若林健太様、参議院議員藤井孝男様、参議院議員姫井由美子様、そして長野県議会議員吉川彰一様でございます。以上、頂戴いたしました祝電につきましては、この後会場入口にて掲示いたしますので、どうぞ皆様ご覧ください。

ここで本日の外国人集住都市会議いいだ2011の構成をご説明申し上げます。

この後、第1部では、外国人住民を取り巻く現状と課題、そして発足して11年目を迎え、新たなステージを迎える外国人集住都市会議が、地域別の3つのブロックで取り組んでいる研究課題や取組について紹介いたします。

第2部は、まず今年3月末、震災の直後でしたけれども、3月末に国より出されました「日系定住外国人施策に関する行動計画」について、内閣府よりご報告をいただきます。その後、各分野別施策について地域ブロックごとの討論会に入ります。討論会では、まず各都市の現状と提案事項について、それぞれのブロックの首長より報告、提案をし、続いて各府省庁からのご報告とコメントをいただきます。その後、首長と府省庁の皆さんとの討論を進めてまいります。

施策の分野ごとに午前中は、三重・滋賀・岡山ブロック、昼食を挟んで午後は長野・岐阜・愛知ブロック、そして群馬・静岡ブロックにて討論を行います。

最後に「いいだメッセージ」を発表して午後4時ごろ終了の予定でございます。

○第 I 部 外国人住民を取り巻く現状と外国人集住都市会議の取組について

総合司会（池上重弘氏）

それではこれより、外国人住民を取り巻く課題と外国人集住都市会議の取組について、座長の飯田市長、各地域ブロックリーダー都市の首長より報告をいたします。

外国人集住都市会議では、2011（平成23）年度と2012（平成24）年度の2年間、群馬・静岡ブロック、長野・岐阜・愛知ブロック、そして三重・滋賀・岡山ブロックの3つの地域ブロックに分かれてそれぞれのテーマを定め、研究・情報交換等を行っております。昨今の外国人住民を取り巻く現状や課題、各ブロックでの研究の方向についてご報告いたします。

集住都市会議のこれまでの取組については、お手元の資料にまとめてございます。お手元の封筒の中にオレンジ色の冊子が入っていると思います。こちらにまとめてございます（冊子P2～3）ので、ぜひそれをご参照ください。

それでは初めに、座長都市であります飯田市の牧野光朗市長より、外国人住民を取り巻く今日の課題と外国人集住都市会議の活動について、これまでの取組を振り返りながらご報告いたします。

飯田市長（牧野光朗氏）



それでは私の方から、これまでの外国人集住都市会議の取組について報告をさせていただきます。

先ほどあいさつの中でも述べさせていただきましたが、この外国人集住都市会議につきましましては、2001年（平成13年）、浜松市さんの呼びかけによりまして13都市からスタートいたしているところでございます。これが現在では28都市にまで拡大をしているところでありまして、最初に比べれば大変大きな組織になってきているところであります。

この間、外国人住民と日本人住民がともに安心して暮らすことのできる地域や日本全体の多文化共生社会の実現を目指しまして、各都市や地域におきまして顕在化しております外国人住民を取り巻く課題につきましまして、その課題を共有し、情報交換や研究を行ってまいったところでございます。

これまで毎年一回開催する公開首長会議におきましては、これらの研究内容を地域の課題や具体的な提言といたしまして、メッセージとして発信をまいりました。そして、必要に応じて国や関係機関に対しまして、制度の改善などを求めてまいったところでございます。

一方、国におきましては、先ほども述べさせていただきましたが、来年の7月から新しい住民基本台帳制度が実施されることになっているわけでありまして、それとともに、2009年（平成21年）1月、内閣府に定住外国人施策推進室が設置されまして、日系定住外国人施策に関しまして基本方針、行動計画の策定といった多文化共生社会の実現に向けました体制整備やその取組が行われてきているところでございます。こうしたことは、長年にわたります外国人集住都市会議が要望してきたところでございまして、そうした取組の前進を実感しているところでござ

います。

特にこのたび出ましたこの方針、行動計画であります。これは今まで各府省庁でそれぞれに取り組まれてきたものを国としてまとめたものでございます。この行動計画の各施策が着実に実施されるために、フォローアップ等に際しましては、現場の実情を踏まえた意見がより反映されるものにしていかなければいけないと考えまして、国と外国人集住都市会議が協働して評価、見直しを行う体制を構築していくことが必要であると考えているところであります。

外国人集住都市会議におきましては、会員都市相互の連携というものも強めてきているところであります。昨年11月の東京会議におきましては、会員都市間におきまして災害時相互応援協定が締結されております。協定の有効な実施に研究の必要性というものがあるわけですが、そうした締結をした後に、3.11東日本大震災があったわけでありまして、会員間ではこの協定に基づいて支援の申し出あるいは多言語情報の提供などが行われて、早速協定を結んだ成果が示されたところであります。

また、会員各都市におきましては、震災直後より、日本人住民だけでなく外国人住民からの支援物資や支援活動の申し出、あるいは実際に現地へボランティア活動に参加する外国人住民の皆さん方もたくさんいらっしゃったところであります。このように、国籍に関係なく、ともに暮らす住民として支え合える関係づくりが構築されてきているということは、外国人集住都市各都市におきまして、多文化共生の地域づくりが進んでいる現れではないかというように思っております。

そうした中で、11年目の新たなステージを迎えている今であります。私たちは、昨今の経済的な厳しい状況あるいは震災などの影響も大変受けているわけですが、そうした中でありましても帰国することなく私たちのこの地域に住み続けたいと希望する外国人の住民の皆様方とともに、子どもたちや地域の未来を一緒になって考えていく、そういう時期にきていると感じております。

先ほど、森ゆうこ副大臣からもご紹介をいただきましたが、私たちの胸につけておりますこの水引は、飯田の特産品でございます。全国7割のシェアを持っている水引というものは、まさに人と人とを結ぶ象徴、シンボルでございます。この飯田市が座長を務めさせていただきます今年度と来年度の2年間は、日本人住民と外国人住民を含めるすべての地域に暮らす皆さん方が、人と人とのつながりを大切にする取組を進めますとともに、各都市間やあるいは国・県・経済界など関係する機関の皆さん方と連携、協働して、多文化共生社会の実現に向けまして、ともに地域の未来を創造していくことを願っているわけであります。そうした願いを込めて、「多文化共生社会をめざして ～すべての人がつながり、ともに築く地域の未来～」というテーマを設定させていただいているところであります。

28の会員都市を3つの地域ブロックに分けまして、これから発表をさせていただきますテーマをそれぞれ掲げ、これからも調査、研究を進めてまいりたいと考えているところであります。

外国人集住都市会議の今後の取組につきまして、今日ここにお集まりいただきました皆様方

におかれましては、なお一層のご理解をいただき、引き続き私ども外国人集住都市会議とともに、一緒になって未来を築いていっていただきますようよろしくお願い申し上げ、座長からの報告とさせていただきます。ありがとうございました。

総合司会（池上重弘氏）

牧野市長ありがとうございます。

それでは続きまして、群馬・静岡ブロックを代表して、浜松市の鈴木康友市長より、2年間のブロック研究の方向についてご報告をお願いいたします。

浜松市長（鈴木康友氏）

皆さんおはようございます。浜松市長の鈴木康友でございます。



私の方からは、群馬・静岡ブロックからの今後2年間の活動の方向性についてご報告をさせていただきます。

群馬・静岡ブロックは、群馬県伊勢崎市・太田市・大泉町、静岡県浜松市・富士市・磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・菊川市の10都市で構成されておりますが、代表してブロックテーマについてご報告をさせていただきます。

私どものブロックは、今年度から2年間、「多文化共生社会における防災のあり方 ～災害弱者をつくらないために～」をテーマとして、研究検討を行っております。日本人・外国人ともに安心

して暮らせる共生社会を築くためには、正しい情報を得ることと情報を正しく理解することが何よりも不可欠であります。特に災害時など、緊急時の生命に関わる重要な場面においては、迅速かつ確実な情報伝達が必要不可欠であるということ、外国人集住都市会議ではこれまでも何度となく発信をしてまいりました。また、昨年度、外国人集住都市会議おた2010において、全28都市による災害時相互応援協定を締結したところでございます。そのような中、今年3月11日、未曾有の大震災であります東日本大震災が発生をいたしました。

私ども集住都市会議では、直後に実施されました計画停電などについて、各都市が協力しあいながら翻訳を進め、ポルトガル語をはじめとする多言語による情報提供を行いました。しかし、地震からの本格的な復興はこれからであり、同時に発生をいたしました福島第一原子力発電所の事故は、いまだ収束の見通しが立っておりません。また、今年台風12号・15号をはじめとする甚大な風水害、被害も発生をいたしました。今後につきましても、さらなる大地震を含めまして、災害の発生が心配をされております。こうした状況を考えますと、改めて迅速かつ的確な情報伝達が、多くの尊い命を守ることに直結することを誰もが再認識をしているのではないかと存じます。

さて、3月11日の東日本大震災で、震度5強という大きな揺れに見舞われました群馬県の大泉町におきまして、南米系外国人を対象としたアンケート調査を実施いたしました。まず、日本での滞在年数については、7割に上の方が「10年以上滞在している」という回答をしておりますが、その一方で日本語につきましては、「通訳が必要」という方が6割近く、日本語の読み書きにつきましては、「日本語の新聞は読めない」という方は7割近くおりました。日本で

の滞在が長期化している一方で、特に日本語の読み書きは十分でないという外国人が多い現実の中、災害時には多言語ややさしい日本語での情報提供が重要だということが改めて明らかになりました。

また、地震に関する情報につきましては、回答者の約7割に当たる181の方が、「日本のテレビニュースで情報を得ている」と回答をしております。日本語が十分でなくても、緊急時には視覚で迅速に確認できる「テレビ」という情報ツールがいかに浸透しているか、その重要性を改めて確認したところでございます。

静岡県磐田市で実施されました磐田市外国人市民生活実態調査におきましても、日本で生活する上で必要な情報として、医療や就労などに並び、防災に関することを挙げている方が7割に上っております。地震や台風などの災害に対しまして、多くの外国人が大きな関心を持っており、自治体として、また国として何をすべきかを再検討していかなければならないと思います。

また、外国人集住都市会議の参加各都市には、東日本大震災の際に外国人から多くの相談が寄せられました。相談の内容といたしましては、家族や知人の安否確認、原発事故の被害状況や対応、自分の地域の災害対策などが挙げられておりましたが、その一方で、被災地に向けての物資提供や被災地で活動するボランティアについての相談も28都市中16都市と、多くの都市で確認をされております。また、義援金や救援物資の提供をした外国人や、「機会があれば被災地や被災者のためにボランティアがしたい」と申し出る外国人も大勢おりました。その中には、実際に日本人とともに被災地に赴き、ボランティアとして活動していただいている方も多数いらっしゃいます。このような動きは、浜松市や美濃加茂市、鈴鹿市をはじめ、全国各地において報告をされております。国籍が異なっても、情報を的確に受け取り、適切な行動をとることができれば、災害時などの緊急時にはむしろ支援する側になって活躍してもらえ可能性が大きいと言えます。こうした観点からも、情報伝達の方法や媒体、効果的連携やネットワークなどの整備を含め、地域の外国人を情報弱者にしない防災のあり方をさらに検討研究してまいりたいと考えております。

なお、アンケートの調査結果などにつきましては、本日お配りをいたしました資料（P18～20）にご紹介をしておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

以上で群馬・静岡ブロックからのご報告とさせていただきます。

総合司会（池上重弘氏）

鈴木市長ありがとうございました。具体的なデータもあり、とても説得力のあるお話をいただきました。

続きまして長野・岐阜・愛知ブロックのリーダー都市、大垣市の小川敏市長よりご報告をお願いいたします。

大垣市長（小川 敏氏）

皆さんおはようございます。岐阜県大垣市長の小川でございます。長野・岐阜・愛知ブロックを代表し、ブロックの取組についてご紹介をさせていただきます。

当ブロックにおきましては、外国人の子どもの教育をテーマといたしまして、静岡文化芸術大学の池上教授にご指導、ご助言をいただき研究を行っております。この「外国人の子ども



教育」につきましては、2001年（平成13年）に浜松市で集住都市会議が始まった時から大変大切なテーマであり、継続して取り組んでいるところでございます。

とりわけ2005年（平成17年）、2006年（平成18年）におきましては、「未来を担う子どもたちのために」を全体テーマとして、また、2007年（平成19年）、2008年（平成20年）におきましては、岐阜・三重・滋賀ブロックで、「外国人児童生徒の教育について」をテーマとして研究してまいりました。今回で研究テーマとしましては3度目の取組となりますが、このたびは「未来を切り拓く

学びの保障」という観点から取り組んでいるところでございます。

1990年（平成2年）の入管法改正以降、日系人が地域に定住するようになってきたわけですが、この間、子どもの教育については、少しずつ改善に向かっている課題がある一方で、もう一方ではしかし、また新たな課題、当初は強く認識していなかった課題が顕在化しつつあります。

当初、外国人の子どもたちが公立小中学校へ入り始めた時には、学校の現場は何の受け入れ体制もなかったところでございまして、ある日突然日本語の話せない児童生徒が入ってきた、あるいは日本の学校教育制度についてほとんど理解のない保護者の方々が入ってこられたということで、どのようにして対応すればいいのか、あるいは指導をすればいいのか、大変戸惑っていたというのが実情でございます。

これに伴いまして、各地域におきまして日本語指導の対応を充実させてまいりました。また、国・県などにおかれましては、外国人児童生徒の教育にかかわる教員の加配をはじめとする対応が進められ、学校現場の受け入れ体制はある程度整ってきたということが言えると思います。

学校の先生方にお聞きしますと、外国人の子どもたちは友人たちと会話するなど、生活に必要な日本語は比較的早く覚え、楽しく学校生活を営んでいるということでございます。しかしながら、授業をしっかりと理解するための日本語を身につけるというのは、たやすいことではないようでございます。生活言語の方は、ある程度うまく対応できるものの、学習言語の方については、対応が難しいという実情がございます。

このため、中学卒業後の進路選択の幅が狭まっているという状況でございまして、現在、日本の中学生の高校進学率は97%を超えていますが、この春、集住都市会議内の都市で中学を卒業した子どもたち約1,000人について調査をいたしましたところ、高校進学率は約84%、家事手伝い・未定が6%という結果でございました。また、高校へ進学しても、その後退学してしまうということもあるようでございます。

このような中で、今後、子どもたちが自らの望む進路を選択し、未来を切り拓いていくことができるよう、確かな学力を身につけていくための支援を充実させていくことが求められているところでございます。

一方、外国人学校等へ通う子どもたちもおります。外国人学校では、母国へ帰ることを前提とした教育がなされているわけでございます。しかし、卒業後日本で暮らし続ける子どもたち

も多数存在しています。彼らは十分に日本語を理解することができず、話すことができず、地域での生活に支障を来しているところが少なくないわけであります。将来帰国するのか、あるいはまた日本で定住するのか、それは本人とその家族の選択によるわけでありますが、いずれにいたしましても、行政としては地域で暮らす彼らの未来についても責任があることを確認しながら、研究に取り組んでまいりたいと思います。

また、不就学の問題があります。これにつきましては、子どもの未来が閉ざされると言っても過言ではございません。不就学をなくすための不断の取組が必要なところでございます。子どもたちが国籍にかかわらず、未来に希望を持てる環境を整えるため、地域での地道な取組を進めますとともに、今後どのような取組が必要であるかを、国をはじめとする関係機関とともに考えていけるよう、調査研究を進めてまいりたいと思います。

以上、簡単ではございますけれども、長野・岐阜・愛知ブロックの取組の紹介をさせていただきました。どうもありがとうございました。

総合司会（池上重弘氏）

小川市長ありがとうございました。集住都市会議が立ち上げ以降、一貫して取り組んでいる教育の問題であります。新たな課題を見据えた取組と研究の方向性についてお話をいただきました。

それでは最後に、三重・滋賀・岡山ブロックリーダー都市、津市の前葉泰幸市長よりご報告をお願いいたします。

津市長（前葉泰幸氏）



皆さんおはようございます。三重県津市長前葉泰幸でございます。

三重・滋賀・岡山ブロックにおきましては、地域コミュニティに焦点を当てた研究を進めておりますのでご報告を申し上げます。

改めて外国人住民は地域を支える重要な存在であるということ認識いたしまして、そして外国人住民の皆様が、日本人住民と同様に互いの文化の違いをしっかりと認め合いながら、そして安心して暮らせる新たな地域コミュニティの形成ということについて調査、研究を進めているところでございます。

1990年（平成2年）、出入国管理及び難民認定法、いわゆる入管法の改正以来、就労に制限のない在留資格を取得したいわゆる「ニューカマー」と呼ばれる方々でございますけれども、こういう日系の外国人住民をはじめとして、日本に居住する外国人の数というのが大幅に増加をいたしております。そして各地域で、外国人住民の定住化傾向が次第に強まってきたということは皆様ご承知のとおりでございます。

また、滞在の長期化によりまして、単身者ばかりではなくて日本で家族を形成し、あるいは子どもを養育するという方々も増えておりまして、一時滞在から地域の生活者へというふうな外国人住民のライフスタイルが多様化するとともに、地域社会における役割も変化をしております。しかしながら、来日した外国人住民のほとんどは、日本で生活するためのいわゆ

る導入教育を受けるという機会が非常に限られておりまして、また健康保険への加入あるいは納税の義務など、日本で生活するための必要な知識を持たずに入国し生活を送るという方も少なからずいらっしゃるわけでございます。

また、雇用の場といたしましても、多くの外国人住民は、いわゆる労働に関する法令の知識について乏しい、あるいは雇用保険、社会保険制度などを理解できないということで、労働者としての権利が十分に守られないまま、不安定な状況で就労をしているという実態がございます。彼らが我が国の就労制限のない定住者の在留資格を得て日本で生活することを認められたものではございますけれども、日常的にこうしたような困難を抱えながら暮らしているというのが現状であろうというふうに存じております。しかしながら、こうした外国人住民が抱える複合的とも言える諸問題を包括的に支援するというに当たりましては、今後やはり地方行政のみが個別に窓口になって解決に取り組んでいくこと自体には、限界があるのではないかとこのように考えております。

こうした中で、私たち日本人の住民だけではなくて、外国人住民をも支援する、そういうコミュニティの再構築が必要であろうかというふうに存じております。具体的には、既存の地域コミュニティである自治会だけではなくて、同郷の方々で組織をするいわゆる外国人コミュニティ、そしてまたNPOの活動、さらにはインターネットなどの情報メディアを活用いたしましたところでのグループ、こうしたものを基礎といたしまして、日本人住民と外国人住民がお互いに存在を認め合い、そして日常的に意見交換を行うことによりまして、双方向的な関係を形成していけるのではないかとこのように考えております。

また、こうした地域のコミュニティの構築においては、国との協働が不可欠でございます。「地方分権」ということを言いますけれども、地方分権とは地域から国の関与をなくすということではなくて、国と地方行政が協力して連携していくことであろうかというふうに思います。例えば国の出先機関であるハローワークさんや保健所や病院、税務署といったようなところなど、相互に協力していける場所は数多く存在していると思います。そして先に述べました雇用保険や健康保険、納税などの問題や日本語習得の保証などにつきましては、それぞれ制度のインフラが実情に適用していない可能性も考えられます。こうしたようなことにつきましては、国の出先機関と地方行政とがしっかりと連携をして、そして制度インフラを必要に応じて見直していくと、こういうことも必要であろうかと思っておりますので、今後このようなことについても研究をしてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、三重・滋賀・岡山ブロックの取組の発表とさせていただきます。どうもありがとうございました。

総合司会（池上重弘氏）

前葉市長どうもありがとうございました。

雇用環境の激変や大震災を経て、なお定住化の大きな流れが変わらないという認識のもと、地域の接点をどう築きあげていくかという観点についてお話をいただきました。

以上、座長及び各ブロックより、発足以来11年目を迎える外国人集住都市会議が、この2年間にわたり進めていきます研究について報告をいたしました。来年度、東京での会議を予定し

ております。東京での会議では、それぞれのテーマでの研究の成果を発表できることと存じます。ご期待をぜひお願いします。これをもちまして第1部を終了いたします。ありがとうございました。

ここで、先ほど冒頭にてごあいさつをいただきました森ゆうこ文部科学副大臣が、公務のためご退席されます。お忙しいところ、本日はご臨席を賜り誠にありがとうございました。皆様今一度拍手をお願いいたします。

第Ⅱ部「日系定住外国人施策に関する行動計画」についての分野別討議

○行動計画に関わる施策についての説明

総合司会（池上重弘氏）

それでは、これより第2部に入らせていただきます。第2部では、国が今年3月末に策定いたしました「日系定住外国人施策に関する行動計画」についての討論を行います。

まずは、この計画を中心になって策定をしてこられました内閣府定住外国人施策推進室参事官齊藤馨様より、この行動計画についてご説明をいただきます。齊藤様よろしくお願ひいたします。

内閣府定住外国人施策推進室参事官（齊藤 馨氏）



ご紹介いただきました内閣府定住外国人施策推進室参事官の齊藤でございます。

日系定住外国人施策に関する行動計画の分野別討議に先立ちまして、行動計画の概要についてご説明を申し上げます。

初めに、日系定住外国人施策の推進の大枠について確認いたします。政府の日系定住外国人施策に関する基本指針や行動計画におきましては、日系定住外国人を定住者、日本人の配偶者等などの在留資格で入国、在留する日系人及びその家族とされているところでございます。

これらの人々は、平成の時代に入ったあたりから急増いたしまして、ピーク時には約38万人が居住いたしておりました。しかしながら、2008年（平成20年）秋のリーマンショック及びそれに続く世界的な経済危機以降、これらの人々は生活全般にわたって大変困難な状況に置かれております。これに対しては、各省庁がそれぞれ所管分野で施策を講じてまいったわけでございますけれども、私ども内閣府といたしましても、その時々的重要施策に関する企画立案や総合調整を担う官庁として、基本方針をとりまとめるなどして、これからの施策の推進を図っているところでございます。

以下では、本年3月に策定いたしました行動計画について、その策定に至る経緯やその内容についてご説明をいたします。

日系定住外国人は、1988年（昭和63年）ごろから増加を始め、平成の時代に入ったあたりから急増、その後、2008年（平成20年）の世界経済危機までは一貫して増加を続けてまいりました。そして、本日お集まりの市町など一定の地域に多数が固まって居住するいわゆる「集住化」が進みました。

一つ前のスライドにございましたが、1988年（昭和63年）当時とピーク時を比べるとブラジル人が4千人から32万人へ、ペルー人が860人から6万人へと大きく増加しております。これらの人々は、そのほとんどが、身分または地位に基づく在留資格で居住しており、活動に基づく在留資格により入国した人々とは異なり、活動内容に制限がなく自由に就労ができます。その割合はペルー人では95%、ブラジル人では99%にもものぼっております。

これらの人々は、長年にわたって我が国に居住しているにもかかわらず、日本語能力が十分に備わっていない場合が多く、対策を検討する際にはそれが最も重要な課題の一つとなっているところでございます。

世界経済危機以前におきましては、これら日系定住外国人は、地域社会を支える活力をもたらす存在として、我が国の経済発展に貢献していた面が大きかったのですが、一方で文化や生活習慣の違いや日本語能力が不十分であることなどから、地域住民との文化的摩擦が生じる例も見られるようになり、これらの人々を地域社会に受け入れておられる地方自治体を中心に対応が進められてまいりました。その後、2008年（平成20年）秋の世界的な経済危機によって、派遣請負などの形態で雇用されていた日系定住外国人の解雇、雇い止めが相次ぐと、失業した日系定住外国人は日本語能力が不十分なことに加えて、自ら職を探した経験にも乏しいことなどから、再就職が難しく、生活困難に陥るケースが急増いたしました。

また、その子どもたちについても、授業料を払うことができなくなったために、ブラジル人学校等を退学して、そのまま自宅で過ごすいわゆる「不就学」の状況に陥る例が数多く見られるなど、深刻な状況が生活全体に広がってまいりました。

このような状況を踏まえて政府は、2009年（平成21年）1月、内閣府に定住外国人施策推進室を設置いたしまして、必要な対策のとりまとめに着手をいたしました。

推進室設置後、政府は立て続けに二度にわたって緊急的な対策のとりまとめをいたしております。すなわち2009年（平成21年）1月に教育、雇用、住宅、帰国支援、情報提供を5つの柱とするいわゆる当面の対策をとりまとめ、次いで4月にはこれら5本柱に加えまして新たに防災防犯、推進体制の2つの柱を加えたいわゆる対策の推進をとりまとめでございます。本年3月に行動計画を策定するまでの間は、これらに基づいて各分野の施策を推進してまいったところでございます。

また、政府を挙げて定住外国人施策を推進するための枠組みといたしまして、2009年（平成21年）3月には、内閣府特命担当大臣を議長とする定住外国人施策推進会議を設置いたしました。その後、昨年8月には施策の推進体制を強化するという目的で、推進会議の構成員を関係省庁の局長級から副大臣級へと格上げをいたしております。

「対策の推進」に基づく各種の施策のうち、その主なものについて、本年3月現在の実施状況を掲載しているものでございます。例えば教育対策では、2010（平成22）年度虹の架け橋教室が39団体42件、外国語支援員の配置がモデル事業4地域、補助事業12地域、日本語教育が89カ所など、雇用対策ではハローワークにおけるスペイン語、ポルトガル語の通訳の配置やワンストップ相談コーナーの開設、外国人専門の相談支援センターの開設など。また、定住外国人向けの研修の充実など。さらには住宅対策として、離職外国人の公営住宅等への入居促進。それからこれは2009（平成21）年度限りで終了いたしましたところでございますけれども、帰国支援事業、さらには情報提供事業など、関係自治体のご協力もいただきながら、これらの取組を推進してまいったことによりまして、一定の成果を上げてきたものと考えてございます。

こうした対策を政府が講ずる一方で、再就職の見込みのない方など、日本での生活を断念する方が相当数帰国されましたことから、日系定住外国人の外国人登録者の数は減少してきてお

りますが、今なお30万人に近い人々が日本での生活を続けておられます。特に日本での暮らしが長期間に及んだ方ほど定住を希望されるという傾向があることから、緊急的な対策にとどまらない対策の必要性の認識が広まってきたところでございます。

また、そのような状況のもとで、日系定住外国人が集住する地方自治体からも、「緊急的な対策にとどまらない体系的、総合的な国の方針を策定するように」との強いご要望を提言としていただきました。これら「対策の推進」策定後の状況を踏まえまして、昨年8月、副大臣級に格上げをいたしまして、推進会議において体系的、総合的な国の方針として、「日系定住外国人施策に関する基本指針」を策定いたしました。

基本指針におきましては、日系定住外国人施策の基本的な考え方として、日本語能力が不十分であるものが多い日系定住外国人を、日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにすることを掲げ、「日本語で生活をできるために」「子どもを大切に育てていくために」「安定して働くために」「社会の中で困ったときのために」「お互いの文化を尊重するために」という、5つの分野について国として今後取り組む、または検討する事項が盛り込まれてございます。そして、この基本指針に盛り込まれた事項について、さらに各府省で検討を行った上で、具体的な施策としてとりまとめたものが本日ご議論をいただく「日系定住外国人施策に関する行動計画」ということになります。

このように行動計画は、基本指針の内容を具体化した実施計画でございますので、基本的な考え方などについては基本指針に既に掲げられているものをそのまま参照いただくということにいたしまして、短い経緯説明の後、分野ごとの具体的施策や推進体制を列記したきわめて実務的な文章に仕上がっております。行動計画の検討に際しましては、全国5ブロックで地方自治体との意見交換会を開催し、現場の実情や抱えている問題などについて、種々有益な情報をご提供いただきました。ご参加、ご協力をいただきました皆様方には、この場をお借りいたしまして改めて御礼を申し上げます。

さて、行動計画の内容についてでございますが、計画期間は本年度から3年間。基本指針に沿って5つの分野について各府省が実施をする具体的な施策を網羅する形でとりまとめておりますので、以下順次この概要をご説明いたします。

はじめに日本語で生活できるための施策です。日本語教育の標準的カリキュラム案や教材例のデータベース化、周知などを実施すること。また、新たに多岐にわたる日本語教育関係機関等を参集した日本語教育推進会議を開催すること。日本語教育関係の各種事業、日本語学習・生活ハンドブックの配布、各種手続きの機会をとらえた日本語習得の促進方策の検討などが掲載されております。

次は、子どもを大切に育てていくための施策です。

日本語能力に配慮した指導のための教育課程の編成などの外国人児童生徒の教育充実のための具体策やプレクラス対応の支援員、就学促進員の配置などの学校、家庭、地域の連携、協力、推進事業の実施、日本語指導を行う教員についての定数措置の継続、配置の改善の検討などが掲載されてございます。さらにはブラジル人学校などの経営を安定化させるための施策として、各種学校、準学校法人化の推進や在留期間更新の際の就学促進リーフレット配布などの子ども

たちの就学の促進に向けた各種施策を推進することなどが掲載されています。

続いて3つ目の分野は、安定して働くための施策です。

日本語コミュニケーション能力の向上や労働法令、雇用慣行などに関する日系人就労準備研修の実施や、多言語での就職相談の実施などについて掲載いたしております。また、併せて事業主に対する指導の実施や日系定住外国人を雇用する企業等の役割についての検討など、受け入れる側に関する施策についても掲載しており、内閣府におきましても関係府省庁の協力のもとで、外国人を雇用する企業関係者等の意識啓発に資するセミナーを来年2月に岐阜県において開催することを予定いたしております。ご関心のある方々には、ぜひご参加をいただければと存じます。

4つ目の分野は、社会の中で困ったときの施策です。教育や年金、母子保健など国の制度に関する情報の多言語化の推進や地方自治体、NPO、企業等による取組などの奨励などについて掲載いたしております。

最後に5その他では、地方自治体における自主的な多文化共生の取組の促進や在日ブラジル大使館、ペルー大使館等との連携強化などについて掲載いたしております。

以上、行動計画の内容を概観いたしてまいりましたが、最後に今後の予定についてお話を申し上げます。

行動計画については、とりまとめたらしめというのではなく、その着実な実施が重要であると考えております。そのため、定住外国人施策推進会議の枠組みを活用いたしまして、適宜行動計画の進捗状況をフォローアップしていくことといたしております。

また、行動計画の中にもうたっておりますけれども、施策の推進にあたっては現場で具体的対策を実施されている地方自治体など皆様方のお知恵をお借りして、効果的、効率的に行うことが必要だと考えてございます。そこで地方自治体などとの連携協力をより一層積極的に図ってまいりたいと考えてございますので、引き続きご理解ご協力をお願い申し上げて、私の説明を締めくくりたいと存じます。ありがとうございました。

総合司会（池上重弘氏）

齊藤様、ありがとうございました。

国が今回のこの3月の行動計画を作成するに至りました経過、背景あるいはそれぞれの府省庁の取組について、今日ここにお集まりの皆さんとともに確認ができました。

ただ今ご説明のございました行動計画は、先ほど冒頭で紹介したこのオレンジ色の冊子の巻末に掲載されております。既に皆様ご存じのことと思いますが、巻末の38ページから47ページにただ今の行動計画が掲載されておりますので、ぜひご確認をお願いします。

また、この後、各府省庁の皆様から多々ご説明いただきますが、関連する資料は緑色の封筒の中に各府省庁の資料ごと綴じた形で入っております。お手元の資料をあらかじめご用意いただければ幸いです。

○分野別討議その1

「日本語で生活できるために必要な施策」「安定して働くために必要な施策」



(三重・滋賀・岡山ブロック)

総合司会（池上重弘氏）

ではここからは、それぞれの分野別の施策について、府省庁の関係者の皆様と各都市の首長とで議論を進めてまいります。

まずは、三重・滋賀・岡山ブロックが研究をしてみました「日本語で生活するために必要な施策」及び「安定して働くために必要な施策」、この2つについて討論を行います。

ステージ上準備ができましたらご登壇を順次お願いいたします。

ご登壇いただく府省庁の関係者の皆様と三重・滋賀・岡山ブロックの関係首長の皆様のこの時間を使ってご紹介いたします。法務省入国管理局入国在留課審査指導官内田省二様、外務省領事局外国人課課長早川修様、同じく外務省総合外交政策局人権人道課課長阿部康次様、厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課課長補佐宮田昌幸様、文化庁文化部部長小松弥生様。

続きまして登壇する市長、副市長をご紹介いたします。津市前葉泰幸市長、湖南省谷畑英吾市長、亀山市櫻井義之市長、鈴鹿市末松則子市長、四日市市武内彦司副市長。以上です。

皆様、ご登壇をされているようですので、それではここからの司会進行は外国人集住都市会議のアドバイザーの一人であります関西学院大学井口泰教授にお願いをしたいと思います。では井口先生よろしく申し上げます。

コーディネーター（井口 泰氏）



皆様こんにちは。ただ今ご紹介いただきました私3名のアドバイザーのうちの一人の三重・滋賀・岡山ブロックを担当いたしております井口です。

本日は、これからほぼ1時間のお時間をいただきまして、先ほどご紹介いただきました内閣府の行動計画に基づくさまざまな施策に関しまして、関係省庁とそれから本ブロックの三重・滋賀・岡山ブロック、この問題について重点的に研究しております首長との間で直接討論をさせていただきたいと思います。各首長と関係省庁の間の直接の対話ができるということが、この外国人集住

都市会議の非常に重要な大事な要素となっております。

ここで、ちょっとお断りしておきたいことがあります。今回の議論においては、この行動計画に沿ってこのようにテーマ設定をしておりますが、必ずしも外国人集住都市会議が日系の定住外国人だけに限定をして議論をしているわけではありません。その方々は、もちろん中心的な存在ですが、しかし、このような方々に限定されない外国人住民の方との多文化共生を大きなテーマにしているということを、まず申し上げておかなければなりません。

また、本日取り上げますテーマですが、日本語の問題と雇用の問題を一緒にさせていただきましたのは、最近の非常に厳しい雇用情勢の中で外国人の方々にとっても雇用の場を得ることも、また質のいい雇用に就いて、自分のキャリアを形成することも非常に難しくなっているのです。そういう中で、この日本語の習得という問題は、生活だけの日本語の習得だけではなくて、就労のために必要な日本語の習得というのが非常に切実な問題になっています。これがないと例えば職業訓練を受けて技能技術を身につけ、資格を取得することも非常に難しいわけです。そういう意味で、この二つのテーマを一緒にさせていただいております。

それからもう一つ今日お断りしておきたいのですが、三重県の鈴鹿市はミャンマーからの第三国定住の難民の方々を今年より受け入れております。昨年9月にほぼ30名弱の方々が、タイの難民キャンプから来日され、千葉県とそれから三重県に分かれて定住をされているわけです。そのなかで、鈴鹿市がその受け入れの一つの場所になったわけでございます。この問題につきましても、初めて取り上げる問題なのですけれども、集住都市会議としてもこの第三国定住難民の受け入れをどうやって成功させていくかということの問題について議論をしなければならぬ状況になってきていることを、まずご理解いただきたいと思っております。

それでは最初に、ブロック全体での検証の報告を津市長からさせていただきます。その後、今日ご登壇いただいております各市長の方からのご報告とそれに対応する形で、関係省庁3省1庁からのお返事あるいはコメントをいただき、最後にもう一回首長と府省庁との間で議論をさせていただきたいと思っております。

皆様方にお願いです。今のご登壇の方々にもお願いです。時間が非常に制約されておりますので、津市長さんには5分間の範囲でお願いします。それから各首長さんには4分間。それから関係省庁の皆様につきましては、各省庁あたり4分でお願いたします。最後の討論につきましては、各首長さんから1分以内のご質問で、それぞれ各省庁からは1分以内でぜひご回答をいただきたいと存じます。この点についてぜひよろしくお願したいと思っております。

それでは最初に津市の前葉市長からご報告をお願いしたいと思います。

津市長（前葉泰幸氏）

改めまして津市長前葉泰幸でございます。では着座のまま発言をさせていただきます。失礼いたします。

最初に、日本語で生活できるための施策ということでございますけれども、外国人住民にとりましては、日常生活において円滑なコミュニケーションがとれるということが大切でございます。それに必要な日本語を習得する機会でございますが、「日本語教室」というのが開かれております。先ほど内閣府様の方からご説明をいただきましたものでございますけれども、た



だ、この具体的な担い手については、引き続き多くボランティアということで、学習者の日本語能力の判定基準あるいはその方法も確立されていないと。各教室に任されている現状がどうかというふうに思います。

昨年度、文化庁さんから、「生活者としての外国人に対する日本語教育のカリキュラム案」というのが示されましたけれども、このカリキュラム案に沿った指導を行う人材の育成、あるいはカリキュラムの案の実用化への進め方や実施時期については、依然として明確でない部分もあろうかと思ひまして、地域の日本語教室への浸透がまだまだ十分ではないのではないかというふうに懸念をいたしております。

外国人住民の日本語能力の不足は、日常生活の不便だけにとどまらず、適切な雇用機会から排除をして、所得改善を遅らせるということで貧困の増大など社会的な影響が大きいこととなりますことから、外国人住民が適切な行政サービスを受けまして、そして納税などの義務を果たすことができるよう、一刻も早く「日本語学習機会を保障する制度」をより実務的なものとして確立していく必要があるかというふうに思っております。これを要望させていただきます。

また、次に、安定して働くための施策についてでございますけれども、2008年（平成20年）の世界金融危機、それからこれによりましてかなり先ほどご説明ありましたように、定住外国人の数が少し減ったということでございますが、三重県の津市などは少しずつ戻ってはきているようではございますけれども、またこの本年3月の東日本大震災、これの影響も雇用情勢の影響も大きくあるわけでございます。今や地域社会の一員でございます、地域経済の担い手でもある外国人にとっては、職を失うということは地域において生活し続けることができないということで、生活基盤を失うということになります。そして再就職も日本語能力の不足あるいは職業資格を取得していないということで、雇用の機会がきわめて狭い。あるいは場合によっては、社会的になかなかこう引き続き続けることができないということで排除されてしまうと、こういう懸念もあるわけでございます。

そうした中で、緊急経済対策として実施をされました日系人就労準備研修、これにつきましては日本語の習得あるいは雇用慣行などについて学習機会を提供していただいておりますけれども、この学習成果がどの程度就労に結びついていくのかという検証がなかなか行われておりません。私どもの会員都市の多くも、研修を終了しても就労に結びついていかない。あるいは外国人のニーズが把握されていないということで、途中で研修をやめてしまう受講生が多いなどという問題を感じているところでございます。外国人住民が、正規雇用で安定して就労していくという可能性をより向上させるために、もちろん日本語能力にも配慮しながらということでございますけれども、日系人の就労準備研修をはじめ各種就職訓練等改善強化していく施策の充実をお願いしたいというふうに存じます。

一方、外国人住民の生活を不安定にしていくほかの要因として、先ほどもちょっと総括で触れましたけれども、雇用保険、健康保険への未加入の問題がございます。今回、改正住民基本

台帳法に基づきまして、外国人住民にも適用されるわけですが、これはハローワークが所管をしておられます。現行の外国人雇用状況届をこの基本台帳とともに最大限活用していただきまして、地域における自治体とハローワークさんとの協力のもとで、効果的に無保険者を発見すること、そして加入率の向上を図ることができるよう、制度整備への積極的な取組をご検討いただきたいということでございます。

外国人住民は、さまざまな要因によりまして社会的に弱者となりやすいということがございます。雇用管理の改善、あるいは社会保障への対応などによりまして生活を安定させていく。そして地域において、安定して生活していただく。安定した雇用と生活が確保できる、そういう社会の実現に向けて私ども自治体も努力してまいりますので、国の方でもさまざまなご支援、ご協力あるいは施策の推進をお願いしたいというふうに思っております。

以上、総括的に当ブロックとしての検証の概要を、この雇用と日本語の2点について申し上げます。この後ご出席いただいている各首長から、各都市の現状あるいは重点的な課題、提言についてお話をいただきますけれども、いずれにいたしましても、日本語と雇用は外国人住民にとって日本で生活するための両輪と言えるものでございますから、今後国・県・地方自治体、関係機関等が一体となった積極的な取組が必要というふうに考えておりますことを申し上げます。発言を終わります。

コーディネーター（井口 泰氏）

前葉市長ありがとうございました。

それでは各市の状況を踏まえて、関係省庁の方に問いかけをさせていただきたいと思っております。

それでは最初に、滋賀県の湖南市の谷畑市長からお願いいたします。

湖南市長（谷畑英吾氏）



それでは滋賀県湖南市の谷畑でございます。よろしくお話をいたします。

滋賀県の中で湖南市は、一番外国人住民の割合の高い市となっております。今年度は多文化共生推進プランを策定していく、そういう準備をさせていただいているところでございます。

各外国人市民の意向調査、アンケートでありますとか、外国人市民会議でありますとか、そういったところで外国人の意見は聞いていたんですけれども、今回この多文化共生推進プランを作るに際しまして、日本人市民の意見というものをアンケート調査し

てみました。そうしますと、「同じ地域で外国人と生活していく上で大切なことは何ですか」という問いに対しては、「あいさつや言葉を交わす」という回答が最も多かったということでございます。

また、「多文化共生のまちづくりの推進のために外国人に望むことは何ですか」という問いに対しては、「生活ルールを守ってほしい」とありますとか、「日本の文化や習慣を理解してほしい」という回答が多いという結果でございました。つまり日本人住民の多くが、外国人住民に対しては言葉や習慣を理解して共生するという意識を持ってほしいということを望んで

いることがわかるわけであります。しかし、現状としては、外国人住民は、日本の生活についてあまり知らないまま入国をし、そして職場や日常生活でもあまり日本人と交流をする機会がなく、また何か問題があったときには通訳のできる知人に頼ったり、そういう形で日本語を話す必要性をあまり感じていない人がかなり多いということでございます。ですから日本語を勉強したいと思っても、交替勤務で時間に制約があって継続的に日本語学習ができないというような現状もあるということ踏まえた中で、やはり日本語で生活するために必要な施策をしっかりと打っていかねばならないというふうに思っております。

湖南省においては、国際協会が中心になりまして、日本語教室でありますとか日本語指導者養成講座を行いまして、地域において日本語教育を進めておりますけれども、国として今後の外国人に対する日本語教育の総合的な施策の展開についてお伺いをしたいなというふうに思っております。制度として在外公館でありますとか、入国管理局の窓口、またハローワーク等々でのさまざまな手続きの機会に、日本語や法令、習慣だけではなくて、地域コミュニティへの理解など、日本で生活するために必要な導入教育、この推進をしっかりとさせていただきたいということまず提言をしたいと思います。

また、外国人への情報提供等として、多言語によります日本語生活ハンドブックを作って配布をしていただいているわけでありますけれども、この内容もやはり時間が経つにつれて古くなってまいりますので、定期的な見直しをしていただかなければならない。そしてこれをさらに増刷りをしていただきまして、広く外国人住民が活用できるようにしていただきたいというふうに思っております。

次に、安定して働くために必要な施策ということでありますけれども、先ほど津市長さんがおっしゃったように、日系人就労準備研修、これが一つの大きなキーポイントになろうかと思っております。本市においてもリーマンショックの時には、まずは解雇された外国人の方に対しては履歴書の書き方、そして面接の仕方、面接にジーパンで行ってはいけませんよというようなこと、面接官とため口でしゃべってはいけませんよと、こういうこともきちんと伝えていたということでありますけれども、この日系人就労準備研修、今は毎年の予算だけで手当をされておりますので、しっかりとこれを制度の中に位置づけていただきたい。法令の背景を置いていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。

そして最後に、ハローワークとの連携ということでありますけれども、先ほどもお話ありましたが、ハローワーク中心にこの雇用については、しっかりと地域でやっていただかなければならないんですけれども、職を失って市役所に来られても、市役所では職業紹介ができないということになっております。現在、湖南省においては、内閣府と厚生労働省と一緒になりまして、アクションプランの中でハローワークの窓口を本市に持ってきていただく準備をしていただいておりますけれども、やはりこういったことは全国的にしっかりと広げていっていただかなければならないというふうに思っているところでございます。福祉から就労ということについては、しっかりとさせていただきたいということをお願いいたします。以上です。

コーディネーター（井口 泰氏）

湖南省の谷畑市長どうもありがとうございました。

今、「アクションプラン」ということばが出てまいりましたが、これは、政府が国の地方出先機関を地方自治体に原則移譲するという方向で、昨年末に閣議決定したプランのことです。これに基づき、ハローワークと自治体の協力については、現在、内閣府が、関係の市・町などから具体的な要望を受けている状況です。

それでは次に、亀山市の櫻井市長からお願いいたします。

亀山市長（櫻井義之氏）



こんにちは。三重県亀山市長の櫻井でございます。

亀山市は、人口5万の小さいまちでございますが、やはり工業都市として発展をいたしてまいりました。市内におけます外国人の居住者は、人口の4.2%を占めておりまして、県内でも人口規模における比率は高い水準でございます。

さて、私どもも1999（平成11）年度から日本語教室を開催いたしてまいりました。現在、6カ国50名の受講者が、年間約60時間の学習を行っておるところでございますけれども、まだまだ時間が必要だというふうに考えております。

私どもの教室におきましては、レベルに応じて3クラスを編成いたしまして、授業の一環として防災、それから日本文化、料理を通した異文化理解などの交流を深める機会も積極的に講座を行ってきたところでございます。パネルのような感じでございますが、その一方で学習能力の判定基準の方法がない中で、受講生のクラス分けやステップアップをいかに図っていくのか課題でございます、そのボランティアの力量をどのようにアップしていくのかとの課題を抱えながら運営を進めてまいったところでございます。

これらの現状と課題を踏まえまして、3点について提言を申し上げたいと存じます。

まず、第1点目でございますが、日本語教育の総合的な推進体制の整備について、日本語教育推進会議や日本語教育関係府省連絡会議については、積極的にその情報を公開いただくとともに、会議構成メンバーに外国人集住地域関係者等の参画を進めていただきまして、地方の意見が十分に国の施策に反映をされるような推進体制の導入を要望いたしたいと存じます。

第2点目でございますが、現状の生活者としての外国人に対する日本語の標準的カリキュラム案に加えて、外国人住民の学習目的や日本語取得程度の異なる学習者を想定いたしました多段階の日本語学習能力の評価基準と、その判定方法の早期の導入をお願いいたしたいと思っております。

第3点目につきまして、地方ではボランティアで構成されております日本語教室の運営等をまとめるコーディネーターが必要であると考えておりまして、本市の実情でございますけれども、ボランティアの養成講座開催ができますものの、コーディネーターの育成は難しい状況でございます。コーディネーター養成のための講習会等ご配慮をいただいておりますが、これをその例えば地方あるいはブロックレベルなどで開催をいただきながら、ボランティアリーダー、キーマンを育成する積極的な支援をお願いいたしたいと存じます。

次に、安定して働くための施策につきまして、現状を踏まえて提言をいたしたいと思っております。

大変厳しい経済雇用情勢の中で、外国人雇用に関しては一層厳しい状況が本市でも続いております。一方で、外国人住民の生活を不安定なものとする要因といたしまして、雇用の面だけではなくて、年金等の問題もござります。先般、日本とブラジルとの社会保障協定が締結をされました。年金の通算措置などが講じられたことなど一定の前進が図られましたけれども、今後も年金制度が外国人住民にとって加入しやすい制度となりますようお願いをいたしますとともに、広く地方の外国人住民まで浸透するよう私どもが頑張ってまいりますけれども、一層の啓発活動をお取り組みいただきたくお願いを申し上げます。

さらには将来的なことでもござりますけれども、ブラジルだけではなくてアジアの国々あるいは南米諸国の他の国々との協定の締結が段階的に進みますよう要望いたしておきたいと存じます。

今後外国人住民の生活が、地域の一員として安定したものとなりますよう、各府省庁におかれまして地域の状況をつかんだ上で、スピーディーかつ包括的横断的な取組を一層進めていただきますようお願い申し上げて、亀山市の提言とさせていただきます。ありがとうございました。

コーディネーター（井口 泰氏）

今、亀山市の櫻井市長からのご発言でした。

それでは続きまして、同じく三重県の鈴鹿市長の末松市長さんからお願いいたします。

鈴鹿市長（末松則子氏）



皆様こんにちは。ご紹介いただきました鈴鹿市長の末松則子でございます。

私からは、やさしい日本語の活用と先ほど井口先生の方からもお話がございました国のパイロット事業として昨年度から開始しております第三国定住による難民の受け入れについてお話をさせていただきます。

まず、最初にやさしい日本語の活用についてお話をさせていただきます。

2011年（平成23年）10月末現在、鈴鹿市には全人口20万2,669人のうち約4%に当たります8,201人の外国人の方が在住をされており、55カ国の外国籍の方が今現在在住をしてみえます。こういった状況の中で、ポルトガル語とスペイン語の通訳をそれぞれ2名配置しておりますが、近年では中国や東南アジア諸国の外国人市民の増加も見られ、多言語による母語、公用語での対応には限界を感じているところでございます。

また、定住化が見られ、簡単な日本語であれば理解ができる外国人も7割を超えております。そこで外国人住民に対し、わかりやすいやさしい日本語を窓口職員が使用することで、簡易な日本語であれば理解できる外国人住民の方に対応ができるよう、市民サービスの向上を目的として職員研修を進めてまいりました。

また、三重県生活文化国際室と協働で、市内企業に出向きまして、事業所向けのやさしい日本語セミナーを実施いたしました。外国人講師により実践的な内容であり、直接外国人対

応をしている事業所、社員の方からは大変好評であったことから、今後も外国人住民が多くかわる各種事業所でのニーズをとらえ、幅を広げていきたいと考えているところでございます。

日本語によるサービスの向上を県や企業と協力をしながら進めておりますが、一方で外国人住民における日本語学習の保障に関してみますと、ボランティアに頼っているというのが現状であり、十分とは言えません。法務省におかれましては、先ほど亀山市さんのご提言にもありましたとお重なるところがございますが、高度人材の受け入れに関し、第5次出入国管理政策懇談会の報告書に基づき、ポイント制の要件の中に日本語能力がございません。また、同様に、懇談会のメンバーの中には、日本語にかかわる有識者が見られないかと存じます。日本で住民として生活をされる外国人に対し、多文化共生を基本といたしましたインセンティブにつながるような日本語学習の保障をするように関連機関と連携をとりながら、より一層の議論を進めていただくことを要望いたします。

続きまして2点目の、第三国定住による難民受け入れについてご紹介をさせていただきます。

昨年度末より、国が進めます第三国定住による難民の受け入れを、鈴鹿市内の事業所がその収容先に選ばれたことから、ミャンマー・カレン族の3家族15人が本市に在住をすることになりました。保育園児、小学生などを含む3家族が、それぞれ地域社会で溶け込むことは容易なことではございません。地域社会で自立をしていくためには、自治会や事業所だけに責任を持たせるのではなく、国・県・市がそれぞれの役割を果たし、これまで以上に努力をしていくことが必要だと感じています。

難民の子どもの教育につきましては、小学校へ国際化対応加配教員の配置並びに日本語指導支援員の派遣を行うとともに、教育委員会事務局の日本語教育コーディネーターや指導主事に受け入れ指導に当たらせるなど、受け入れ体制を整備してまいりました。こういった外国人児童生徒に対します本市の受け入れとその教育につきましては、鈴鹿市教育振興基本計画の中で、特に重要な鈴鹿5策の一つとして位置づけをし、全市的な推進体制を進めてまいりました。

また、日本語指導につきましては、小学校の国語科の教科書をわかりやすく書き換えたリライト教材を作成するなど、指導の工夫を図り一定の成果も得られているところでございます。が、一方で、「子どもたちの日本語力に比べ大人の日本語力の習熟度は向上が見られない」との報告も聞いております。就労現場や日常生活では日本語習得に限界があるため、日本語習得の機会提供を国の支援にてお願いをしたところでございます。

日系人就労準備研修については、国への提言にも示しましたように、研修内容の見直しの中で日系人以外の外国人に対しましても、地域の実情に合わせた研修内容での検討を要請いたします。

雇用状況につきましては、事業所の多大なる尽力のもと、環境が整備をされ半年が経過をし、正規雇用契約を結ぶまでに至りました。国における入国以来の定住支援の成果につきまして評価をさせていただきたいと思っております。今回のこのケースにおきましては、最良の結果に結びつくことにはなりましたが、一般的には外国人求職者のための職業訓練メニューに関しましては、やはり少ないように感じております。外国人向けの日本語の習得を含めた職業訓練の支援拡充を要望させていただき、鈴鹿市からの報告とさせていただきます。以上でございます。

関西学院大学教授（井口 泰氏）

どうもありがとうございました。

ただ今は、鈴鹿市の末松市長でございました。

今聞いていただいたと思うのですが、非常に多岐にわたるいろいろな問題があり、それについてのいろいろな要望があります。これから各省庁の方々にお答えいただきたいのですが、時間の制約の中、誠に申し訳ないこととございますけれども、今の各首長の方から要望させていただきましたいろいろな事項につきまして、ぜひ上手に整理をしていただいてご回答をいただければと思います。

順番としては、最初に外務省、それから厚生労働省、それから文化庁、最後に法務省の方でというようにお願いしたいと思います。

それではよろしければ、外務省の方からぜひご回答をいただけるとありがたく存じます。

外務省領事局外国人課課長（早川 修氏）



外務省外国人課長の早川と申します。よろしくお願いたします。

外務省外国人課では、皆さんに一番身近な仕事というのはビザの発給、それから毎年やっております国際ワークショップ、在日外国人の社会統合などについて考えるワークショップを毎年開催しております。この会議を通じて、外務省としても自治体の取組からいろいろ学んでいきたいと思っております。

今日この場では、3点申し上げたいと思います。まず、湖南省長からご指摘のありました外国人に対する日本のその生活の紹介のための各種資料の情報提供ですが、外務省としてはお手元にお配りしています日本での生活手引きというのがございますけれど、入国前の外国人に対する必要な情報提供ということで、2010年（平成22年）に資料を作りまして、これを英語版・ポルトガル語版・スペイン語版等を作ってホームページで公開するほか、在外公館、外国において日本に来ようとして査証を申請する外国人にも提供するようにしております。来年の新たな在留管理制度を踏まえて、来年以降また改訂しようと思っております。

第2点ですが、先ほど亀山市長からのご指摘もあった社会保障協定について申し上げます。

ブラジルとの関係ではご存じのとおり、既にもう両国の議会の承認は終わっていますので、発効に向けた準備は今やっているところです。外務省としては、厚生労働省、それから在京ブラジル大使館とも協力しながら、日伯両国における関係者への広報に努めていきたいと思っております。先月10月ブラジルで行った日伯の領事協議でも、日本の専門家がブラジルに出向いて行って説明会をする用意があるので、同様のことを日本でもやってほしいという申し入れをブラジル側にしてきたところです。

ブラジル以外の国につきましては、既に欧米を中心に12カ国の間で発効済みでして、イタリア、スイスとは署名がもう終わっています。そのほか中国、インドを含めた5カ国と今交渉をしているところでして、交渉の前の予備的な協議としてフィリピンを含めた3カ国と交渉に向けた検討を行っているということです。

社会保障協定につきましては、相手国の状況、2国間関係、それから現地の日系人や進出企業のニーズ等踏まえて、総合的に判断した上で、優先度の高いものから順次締結交渉を行っているという状況でございます。

3点目、最後に在日ブラジル人の子どもへの就学支援ですが、前回の日伯の領事協議が昨年(平成22年)行われましたけれど、その場で日本側から在日ブラジル人の子どもに対してポルトガル語での教科書を無償でブラジル側が配布するようにと強く求めておりましたが、今回の協議でブラジル側から、「2万冊に上るポルトガル語の教科書を無償で配布する準備を今している」という前向きな進展の報告がありましたので、この場で報告させていただきます。

最後に私ごとになりますけれど、子どものころブラジルのサンパウロに3年間住んでおりました、日本人学校に行っておりましたけれど、海外における日本人の集住都市の先駆けという所におりまして、隣に日系人の方が住んでいて、そのお子さんが今日本に住んでいるということで、日系外国人の問題というのは私にとっても他人事ではない、まさに自分にとって非常に重要な問題であって、そういう観点からも今後とも引き続き皆さんと協力してこの問題に取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

外務省総合外交政策局人権人道課課長（阿部康次氏）



続けて外務省からで恐縮でございますが、人権人道課長の阿部と申します。よろしく申し上げます。

私の方からは、冒頭井口先生、それから先ほど鈴鹿市の末松市長さんからお話がありました第三国定住難民事業というものについて、簡単に申し述べさせていただきたいと思っております。

袋の中にこういった一枚紙とこの一枚紙がございますので、ご参照いただければと思っております。

第三国定住事業と申しますのは、難民ということですので、政治的にその母国で何らかの理由で迫害を受けて母国にいられなくなったということで、隣の国なりに逃げてくる人なわけですね。それで、政府として昨年からは、先ほどもご説明ありましたとおり、タイの難民キャンプに逃げてきたミャンマー、具体的にはカレン族の方々、こういう方々を日本に来てもらって、その自立、定住を目指して生活をしてもらおうと、こういう制度でございます。

それでなぜこんなことをやるかということなんですけれども、これはもちろん難民ですからそういった人道的な要素というのはございます。それから今のミャンマー難民の例でいえば、タイのキャンプですから、第一次的な庇護国であるタイに対しては、非常に多くの負担がかかっているということもあるわけです。それについて他の国が、もう少し第一次的な庇護国の負担を軽くしてあげることができないかということで、こういった第三国で受け入れるという制度があるわけでございます。

それで日本は実はこの第三国定住ということで、難民を受け入れたのはアジアでは初めてということでございます。そういう意味において非常に評価を受けております。

他方、欧米、アメリカでありますとか、カナダでありますとか、オーストラリアであります

とか、こういったもともと難民移民を受け入れる、あるいは国の成り立ちが移民に起源がある、そういった国におきましては、何万人あるいは何千人という単位でこういう難民を受け入れてきているということとはございます。

ちなみに我が国は、昨年から始めたこの制度に基づきまして、これは3年間パイロット事業ということで、試験的にやってみようじゃないかということで始めたものでございます。だいたい1年30人ということで、3年やっても90人あるいは90人弱ということになっているわけでございます。

それで昨年から始めましたものですから、非常に手探りでそういう意味においては鈴鹿市さんの方は大変なご迷惑、いろいろとご配慮をいただいて、先ほども市長さんからお話があったように、何とか1年経ってそれなりに定着をして自立に向けて今生活をしているということだという理解をしております。

他方において3年の試験的な期間が過ぎた後に、私ども外務省としては今後も継続して、できればより本格的にやっていきたいという希望を持っているわけですが、そのためにはここにいらっしゃる自治体さんあるいはそのいろんな民間の支援団体も含めて、いろんな各団体の皆さんとの協力を得ながらやっていく必要があるということで、今日はこういう形で第三国定住ということでお話をさせていただきましたけれども、外国人の問題ということになりますと、主には日系の方であるとか、中国の方であるとか、そういう方が数としては多いんだろうと思いますけれども、今後はぜひこういった難民ということについても、念頭に置いていただいて、またいろいろとご協力を賜れば大変ありがたいと存じます。私からは以上でございます。

コーディネーター（井口 泰氏）

ありがとうございました。

外務省の早川課長、それから阿部課長にお答えいただきました。

それでは時間も押しておりますので、厚生労働省の方からのお答えいただければと思います。よろしく願いいたします。

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課課長補佐（宮田昌幸氏）



厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課宮田でございます。それでは座って説明させていただきます。

それではご指摘をいただきました日系人に対します就労準備研修、こちらにつきましてはやはり現況におきましてもまだまだ大変厳しい状況が続いております、日系人等が利用されておりますハローワークにおきましての相談件数、また新規求職者、こういった方々がまだ高い数値となっておりますので、まだまだ必要な事業であると考えておまして、制度化につきましてはなかなか難しいところがございますけれども、厚生労働省といたしましては、引き続き2012（平成24）年度につきましても概算要求をしているところでございます。

また、実施にあたりましては、当然外国人集住地域などの地域の皆様方と連携いたしまして、

内容につきましてもより安定就職につながるようにより高度化したもの、そういったより効果が期待できるものに内容を見直していきたいと考えております。

また、既にご指摘等いただきましたとおり、中退率等の問題がございますので、2011（平成23）年度より土日夜間コースの設置、日本語指導員に対する講習会の実施等による日本語講習の品質管理の徹底、通訳や補助指導員の手配によるサポート体制の強化、アンケート調査で受講者に対する要望等を定期的にくみ取ることによりまして、研修体制のモチベーションの維持を図るなどの取組を今現在行っております。

定住外国人向けの日本語能力に配慮しました職業訓練につきましては、引き続き実施したいと考えておりますし、今年10月1日より求職者支援法に基づきますいわゆる被保険者以外の方々に対します職業訓練を実施しておりますので、こういったものを活用しながら実施していきたいと考えております。

それからハローワークの体制整備につきましては、緊急雇用対策におきまして、日系人集住地域に対しまして相談員、通訳を大変増配して、相談体制を整備してまいりました。今後につきましても適切な相談員等の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、ハローワークの地方自治体との連携、こちらにつきましては、先ほども申しましたとおり、アクションプランに基づきます取組等を含めまして、一体的な実施につきまして検討してまいりますし、また各ハローワークとも各地域の皆様方と連携をとりまして、地域に根ざした実施等を行ってまいりたいと考えております。

それからハローワークにおきます外国人雇用届の実施につきましては2007（平成19）年度より雇用対策法の改正によりまして実施を行いまして、今年で4年目となっております。これにつきましては、各ハローワークともその周知徹底等に図っておりまして、今後とも届け出の確保に努めてまいりたいと思っております。

また、事業主に対します指導につきましても、年間全国で6,000件ほどハローワークの方から事業所へ赴きまして、指導等を行っておりまして、こういったものに基づきまして各種雇用管理の指導に努めてまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

コーディネーター（井口 泰氏）

ありがとうございました。

今は厚生労働省外国人雇用対策課の宮田補佐にお話しいただきました。

それでは次に、日本語の学習インフラの関係で、文化庁の方からお答えをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

文化庁文化部長（小松弥生氏）

文化庁文化部長の小松でございます。よろしくお願いたします。

文化庁におきましては、外国人の方々が日本語で生活するために必要な、地域における日本語教育を行っていただくための支援を実施しているところでございます。文化庁配付資料としてお手元にカラー刷りのものを用意しておりますので、これをご覧いただきたいと思います。

上の項目の2のところを見ていただきますと、文化庁における日本語教育の施策は、大きく分けると二つになります。一つは審議会とか調査研究協力者会議におきまして、現場の情報と



それから専門的な知見と合わせて、今後どういうふうに日本語教育の内容、体制を整備していくかというそういう検討を行うということ、それからもう一つは、実際に各地域で行っておられる日本語教育に対する支援を行う、この2点でございます。

審議会における検討でございますけれども、次のページの3に載せております。生活者としての外国人に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案、これを昨年の5月に公表いたしまして、その後もまだそれに続く作業をしております。先ほどもご指摘ございましたけれども、これがすぐにこのまま使えるというもの

ではないということは私どもも認識しておりまして、これをコーディネーターの方々があまく、その地域の外国人のニーズに合わせていわゆる料理をしていただいで使っていただくことを想定しております。そのためにもまずこれを活用していただくためのガイドブックを作るということで、今年の1月にガイドブックは作成いたしまして公表をいたしました。それに続くものとして、教材例集を今作っております、これは秋を目途、今もう秋になってしまいましたけれども、もうじきできる予定でございますので、これを各地域で活用していただければと思います。

それから先ほどからお話に出ております能力評価について、これも検討の必要性は十分認識しておりまして、検討中でございます。来年の1月を目途に公表できるように鋭意作業を進めております。それからさらに、その指導力の評価についての検討も、それに引き続いて行う予定でございます、2012（平成24）年度中には成果を公表できると思っております。

ただ、審議会の検討で十分でないことも多々あるかと思っておりますので、それぞれの地域でお使いいただいて、非常に使いにくいとかこういうところを改善すべきだということがございましたらぜひご指摘をいただければと思います。これからの作業の中にも載せていくことができると思いますし、これまで作ったものについてもまたさらに改善を加えていかなければならないのではないかなと思っております。

それから次の4の、生活者としての外国人のための日本語教育事業のページをご覧いただきたいと思っております。

これは地域の実情に応じて日本語教室を応援したり、それからご指摘のようにそれぞれの日本語教室をボランティアの方々に負っているところが非常に大きいわけですので、そのための人材の育成であるとか教材の作成について、こういったことはこれまでやってきていただいたわけでございますけれども、来年度はこれまで日本語教室の運営と研修、ばらばらな事業で採択していたこの3つをパッケージとして実施していただくということを考えておりまして、パッケージとしての実施で採択箇所47カ所ということを考えているところでございます。

それから地域での日本語教育のコーディネーターの必要性、ずいぶんご指摘をいただいております。私どもも非常に必要だと思っております、コーディネーター研修を昨年度から実施しております。実際どういうことをやっているか、次の5のところに載せておりますけれども、まず今年については、来週から始めますが、まず東京に集まり、専門家からのいろいろな講義

を受けていただいた上で、その講義を地元を持ち帰っていただいて、地元で実際にいろいろなコーディネート活動を行っていただきます。そして、その成果をまた年度末に持ち寄っていただいて、報告しあっていただくという、こういう形で実施することにしております。日本語教育のコーディネーター、日本語教育をどういうふう to 実施していくかということ自体のコーディネート、それから日本語教育から雇用の問題、あるいは多文化共生、日本の社会全体での活動の問題、いろんなところに波及していきますので、そういったことについてのコーディネーター、コーディネート両方あると思いますけれども、いろんな面でのコーディネート機能を高めていただきたいと思います。と思っています。

これを先ほど地域でもこういう研修をというお話がございました。なかなか各地域での研修ということを実施するところまで予算措置ができておりませんが、次の6でございませけれども、来年度新しい事業として実施したいと考えておりますのが、実際に地域でコーディネーターを配置していただいて、そのコーディネーターの方々に（その地域で本当に必要な機能はそれぞれ違うと思うのですが）実際に総合的に日本語教育を実施していただく事業を行いたいというふうに思っておりますので、もし予算が取れましたらこういったものも活用していただければと思っています。

それから最後のページ8でございませけれども、8で国レベルでの日本語教育の総合的推進についてのご紹介をしております。各省庁にまたがって日本語教育を実施しておりますので、抜けて落ちているところの方が多いのかなと思っています。

日本語教育の関係府省連絡会議は、昨年度2回やりましてその後ちょっと間が空いておりますが、第3回を今月中に開催したいと思っています。それから関係府省だけではなくて、関係機関にも入っていただいた日本語教育推進会議を来年1月にも実施したいと思っています。そのための準備を今月行う関係府省連絡会議で行いたいと思っています。

これらの情報公開、こちらの外国人集住都市会議からのご参加についてですけれども、情報公開はできるだけやっていきたいと思っておりますし、それから推進会議の方にはぜひ集住都市会議の方の知見を入れていただきたいと思います。と思っていますのでよろしく願いいたします。

それから先ほど日本語学習・生活ハンドブックの配布についてのご要望がございました。個別の申し込みに対応しておりますので、ぜひ文化庁の国語課の方にお知らせください。送料のみの負担で配布いたしております。以上でございます。

コーディネーター（井口 泰氏）

ありがとうございました。

ちょっと内容が多岐にわたってしましまして少し延びてしまいましたが、いろんな情報をいただくことができました。今のご発言は、文化庁の小松部長でした。

それでは最後になりますが、法務省の方からよろしく願いいたします。

法務省入国管理局入国在留課審査指導官（内田省二氏）

法務省入国管理局の内田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私の方から2点コンパクトにお話ししたいと思います。

初めに、日本に中長期に在留する外国人に対して法務大臣が在留カードを交付するという手



続きが来年7月施行を予定しておりまして、今その準備のためこの関係政省令につきまして意見公募をしているというところでございます。新しい在留管理制度では、日本に中長期在留する外国人からいろいろな各種届け出をしていただいたり、あるいは受け入れ機関から届け出をしていただきます。これによって、その外国人に関する情報というのは最新の情報に保たれるということになり、各種行政にも寄与するものであろうというふうに考えております。これが1点でございます。

2つ目ですけれども、まず各種手続きの案内に関するご指摘がございました。法務省としましては出入国管理の手続き等に関する事項につきましては、ホームページに掲載したり、あるいはインフォメーションセンターといったところでいろいろご案内しているところでございますけれども、併せて社会保障制度とか教育制度につきましても、制度の所管省庁で作成しているものでございますけれども、リーフレットを各種外国人が訪れる申請窓口において配布しているという協力をしているところでございます。

もう1点、先ほど高度人材の話でございましたので簡単に触れさせていただきます。高度人材の受け入れにあたりましては、ポイント制、個々のいろいろな点についてはポイントをつけるということによってイノベーションと高い付加価値のあるサービスを見いだすため、日本が戦略的に受け入れを促進していくべき、特に高度の知識、技術等を有する人材を対象とするということで、今制度設計をしているところでありますけれども、どういうものをポイントにするかということにつきましては、職歴であるとか、あるいはその研究実績であるとか、あるいは学歴であるとか、そういった項目についてそれぞれ点数をつけた上で、各種入国あるいはその在留手続きの簡素化であるとか優先処理といったようなその管理上の優遇措置を講じるということを検討しているところでございます。以上でございます。

コーディネーター（井口 泰氏）

どうもありがとうございました。

皆様、時計を見ていただきますと、予定より十数分遅れてしまっておりまして、各市長の皆様には、もう一回聞きたいという点がいくつもあろうかと思えます。しかし、全員お願いすることはちょっと難しいかと思えます。そこで、全体をまとめる意味で、津市の前葉市長に全体を代表として質問していただくということと、あともう一つもしお許しいただければ、特に第三国定住の関係で、鈴鹿市の末松市長にご発言いただこうかと存じます。ほかの市長の皆様には誠に申し訳ないのですが、お許しいただけますでしょうか。それでは、津市の前葉市長の方から、全体を代表して質問していただけますでしょうか。

津市長（前葉泰幸氏）

思わぬ展開になりましたので、ちょっとびっくりしておりますがわかりました。

関係府省でいろいろと連携をとってやっていただいております。例えば文化部長さん、小松部長さんおっしゃいましたように、日本語の教育とか指導力、能力評価をそういうふうにしていただいておりますということであれば、例えば日本語の能力を法務省さんがポイント制度の中で

十分に評価をしていただくとか、あるいは日本語の能力のある人をしっかりと受け入れる、こういうことを進めていただくと、こういうふうに各府省の連携をとってやっていただくことがこの分野で非常に必要であろうかというふうに思っております。

そういう中で、おそらく例えば日本語教育については、こういう日本語教育推進会議だとか、日本語教育関係府省連絡会議、森文部科学副大臣の最初のごあいさつにもありましたように、今の文部科学大臣の中川さんがかなり一生懸命やっておられるところなんですけれども、こういうことについて私ども自治体の関係者の参加が認められていないと。これは関係府省の連絡会議だぞと言われればそれまでかもしれませんが、やはりこれは外国人集住都市でこういうふうに毎年しっかり議論をしておりますので、やはり地方自治体の声をどんどん反映をしていただきたいというふうに思います。

私ども津市の場合も実際に8,200人という外国人がおって、日々接しております。もう土日なんかいろんな行事に出るたびに、定住外国人あるいは外国人と直接会話しておりますから、私ども今外国人が何を考えているのかということとはよくわかっておるつもりでございますので、ぜひこういう国の関係省庁の横の連絡をとっていただきながら、かつ自治体の声をしっかりと聞いていただく、そういう仕組み作りにこれはどこにお尋ねすればいいのかわかりませんが、先生ちょっと整理していただければと思いますが、お願いしたいと、こういうふうに思っております。私からは以上でございます。

コーディネーター（井口 泰氏）

ありがとうございました。

外国人政策全般となりますと、最終的には法務省はどうなのかということになるので、法務省からお答えいただけませんか。

それから、日本語の関係は、このセッションの非常に重要なテーマですので、自治体の意見のいろいろな事情の反映という点について、文化庁の方からも一言お願いできますでしょうか。

それではまず法務省の方から。

法務省入国管理局入国在留課審査指導官（内田省二氏）

日系人等の方が日本で安定した生活を送るためには、一定の日本語能力を有することが望ましいということは私どもも認識しております。

他方でご指摘のように、生活に必要な日本語能力を測る基準等というのは、必ずしも整備されていない。そういった中で、その検討にあたっての課題といたしますか、そういったものを今思いつくまま挙げるとしますと、一つは日本語能力を課す外国人の範囲をどういうふうにするのか。それから日系人に求められる日本語能力のレベルはどの程度であるべきなのか。客観的に日本語能力を測る基準、日本語能力の資格試験の整備というものをどう図っていくか。それから最後に、既に在留している日系人に対して、日本語教育の機会を十分に提供する体制というものを構築しなければならないのではないかと考えております。以上でございます。

関西学院大学教授（井口 泰氏）

ありがとうございました。

それでは文化庁からもお願いします。短くよろしくお願いします。

文化庁文化部長（小松弥生氏）

関係機関も入っていただく日本語教育推進会議の方では、ぜひお入りいただいているいろいろなご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

コーディネーター（井口 泰氏）

それでは、鈴鹿市長にもう一言ご発言いただけますか。

鈴鹿市長（末松則子氏）

皆様のご配慮に大変感謝を申し上げたいと思います。このような機会をいただきまして本当にありがとうございます。

第三国定住施策について本当再度お願ひを申し上げたいと思うんですが、今回の第三国定住の施策は国の政策決定のもとで始められたにもかかわらず、まだまだ国のかかわりというものが国民にとって不透明であるということから、別の地域では受け入れが滞っているというふうに聞いております。これは大変残念だなというふうに感じております。

今回、このような中で定着しつつあるということに関しましては、行政がかかわってきたのも一因ではございますけれども、まず一番にはやはりその受け入れをしていただいた事業所さんの熱意。毎日毎日その奥様もそのミャンマーの皆さん方、カレン族の皆さん方のおうちに伺って、どういうふうなことが必要かというようなことの中で見守りをしていただいております。

そして2番目には、自治会等々の問題の中で、地域の本当に温かい受け入れがあるということでありまして、先日もその地域、自治会の運動会にもお邪魔をさせていただいたんですが、本当にその難民のミャンマーの子どもさんたちが元気に日本の子どもさんたちと一緒に運動会にも参加をして走り回っている姿、あるいはそれを応援をしているお父さんやお母さんの姿というものに本当にすごいなというふうに思ってここまで来たかというふうに感じておりましたが、ただこれからその子どもさんたちが中学とか、高校とか、大学とか、それからさらに就職をして結婚をしてというところまで私たちは見守っていかなければなりませんし、その中でもっともっと課題がたくさん出てくるというふうに思っています。

今後、その課題を検証していただく場が、いくつかの省庁を多分横断をして議論が発展をされるというふうに思っておりますが、そのときにぜひとも外務省のリーダーシップをお願いしたいと思います。国がどんな施策を講じて地域がどう行動していけばいいかというようなことの中で、ぜひともこれからまた外務省の皆さん方のリーダーシップをご期待申し上げたいというふうに思いますし、先ほどもパイロット事業というふうにお話をいただきましたし、3年経過したら継続をしていきたいというふうにお話もいただいております。その中で、地域での受け入れ状況をしっかりと把握をしていただきたいと思ひますし、情報が8月にも朝刊で「ミャンマー難民が日本になじめない」というような誤解に通じる報道もあったかと思ひますので、そういうような中でしっかりと正しい情報を国民に対して提供をしていただくよう、お願ひを申し上げたいと思っておりますので、今後も私たちもしっかりとがんばってまいりますけれど

も、ぜひともよろしく連携をしていただくことをお願い申し上げまして、発言をさせていただいたことに皆さん方に感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

コーディネーター（井口 泰氏）

それでは、外務省人道課の阿部課長に一言で、とりあえずお答えをいただき、また細かいお話は後でということで、よろしくお願いします。

外務省総合外交政策局人権人道課課長（阿部康次氏）

ありがとうございます。まず、末松市長さんに今のようなご発言をいただいたことに対して感謝を申し上げたいと思います。

国は、外務省がリーダーシップをとれということで全くそのとおりでございます。他方において、それぞれの事業というか、それぞれ日本語学習とか就労という部分においては、文化庁さんとか厚労省さんと連携をとりながらやっておるところでございます。

内閣官房のもとに難民対策連絡調整会議というのがございまして、そういう場を通じて政府内の連携を図っているということでございます。私としてはそれのみならず、先ほど申しあげましたように、自治体さんあるいは民間のいろいろな支援、団体とも連携をとりながらやっていくことは重要だというふうに思っています。

市長さんの方から「別の地域の受け入れがなかなかうまくいっていない」という話がありました。これは、難民の問題のみならず、今日のテーマである広く外国人の問題、あるいはその難民の問題に限っても過去に我が国はインドシナ難民、ベトナム難民ボートピープルとか、そういう方を1万人以上受け入れてきているということがございます。そういう歴史の中で、多分すべてのケースがうまくいったということではないと思うんです。ですから、そこはそういった以前の似たような事例についてしっかり検証をして、課題をしっかりと整理して、第三国定住事業に取り組んでいくということが大事なかと、こういうふうに思っておる次第です。

コーディネーター（井口 泰氏）

ありがとうございました。

皆さんお聞きになりましたように、雇用や社会保障、それから日本語の学習インフラの問題につきましても、外国人集住都市会議と関係省庁との間で認識あるいは問題意識が近づいていることについては非常に嬉しく思います。しかし同時に、各省は各省の垣根を越えた部分の協力について、まだ連携の余地があり、もっと努力していただかなければならないことも、皆さんに感じていただけたのではないかと思います。そういう意味で、今日いろいろ建設的で前向きなお話をいただいたことは、私としては実があったと評価したいと思います。

本日は、飯田市まで皆様方おいでいただきまして、この第1セッションを盛り上げていただきましてどうもありがとうございました。これで午前中のこのミーティングを終わらせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

総合司会（池上重弘氏）

以上で三重・滋賀・岡山ブロックによる「日本語で生活するために必要な施策」及び「安定して働くために必要な施策」の討論を終了いたします。

ご登壇いただきました皆様、また井口先生どうもありがとうございました。

○分野別討議その2

「子どもを大切に育てていくために必要な施策」(長野・岐阜・愛知ブロック)



コーディネーター (池上重弘氏)



それでは時間になりました。これより午後の部、第2部その2の討論を始めます。

この分野別施策討論の進行を務めておりますのは、総合司会に引き続き私池上でございます。改めてよろしくお願いたします。

それでは、現在ご登壇いただいております文部科学省の皆様、そして長野・岐阜・愛知ブロックの関係首長の皆様をここでご紹介いたします。

文部科学省初等中等教育局国際教育課課長中井一浩様です。同じく文部科学省大臣官房国際課企画調整室室長佐々木亨様です。

続きまして、私どものブロックの首長をご紹介します。

大垣市小川敏市長、豊田市鈴木公平市長、知立市林郁夫市長、小牧市山下史守朗市長、豊橋市佐原光一市長、そして美濃加茂市渡辺直由市長です。以上の登壇で進めてまいります。

大変たくさんの方の市長さんにお越しいただきました。地元長野県の飯田ということで私ども長野・岐阜・愛知ブロックですので、市長さんがたくさんきていらっしゃいます。

このセッションで取り上げるのは「子どもを大切に育てていくために必要な施策」という非常に明確なポイントの定まった施策であります。ですからご登壇いただいている省庁の方も文部科学省の方お二人ということで、照準を合わせた議論にしていきたいと思います。

ではまず長野・岐阜・愛知ブロックのリーダー都市、大垣市の小川敏市長より総括をご報告いただき、それに続いて各都市の現状と課題及び提言について順次ご報告をいただきます。

では、小川市長よろしくお願いたします。

大垣市長 (小川 敏氏)

皆さん、こんにちは。

総括ということで、長くなつてはいけませんので、資料の10ページから12ページについて端にお話をさせていただきたいと思つています。私から総括をお話しさせていただき、足りないところあるいは取組事例の紹介など、各市長さんにフォローしていただきたいと思つています。



文部科学省で実施されている日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査におきましては、昨年9月1日現在で公立学校におきましては28,511人の子どもが、日本語指導を必要としているということでございます。こうした子どもたちに対しまして、地域ではそれぞれ工夫して指導に取り組んでおりますが、日本語指導といいましても段階があるわけでございます。まず、来日して初めての日本の学校に就学した際には、あいさつをはじめとする基本的な日本語の指導が必要でありますし、併せて日本の学校生活のルールの指導も行わなければなりません。こ

のため、集住都市会議の都市の中では、初期指導教室、こちらで一定の指導をしていただくから各学級に編入するといった取組などが行われているところでございます。また、最低限必要な日本語指導を行った後も、通常の学校生活などで日本語の指導を行っていくわけですが、日本語指導を担当する先生が子どもの母国語を話す支援員の協力を得ながら、日本語の習得状況に合わせて指導をしてきておるところでございます。

私たちがこうした取組を行っていく上で大変苦勞をしておりますのが、人材の確保と、これにかかる人件費ということでございまして、国の方におきましては日本語指導を担当する先生の加配措置を行っていただいておりますが、十分な指導を行うためにもさらなる充実をしていただくようお願いいたします。

また、支援員は、子どもへの指導だけでなく、その保護者と意思の疎通を図る上でも大変重要な役割を担っておりますが、近年は全国的にブラジルやペルーだけでなく中国やフィリピンの子どもが増えておりまして、さらに多くの言語での対応が求められているところでございます。このため、支援員の雇用にかかる人件費のご支援をぜひお願いいたします。

また、学校の現場では、子どもたちへの日本語の指導方法や教材開発にも熱心に取り組んでいただいております。こうした取組に対しても、積極的な後押しをしていただければ大変ありがたいと思います。特にリライト教材につきましては、著作権上の問題により、同じ教材を他の市で利用することができないといった課題があるわけでございます。せっかくの教材を全国の外国人の子どもたちが共有することができるよう、法改正等の見直しをしていただきたいと思います。

そしてまた、義務教育の就学年齢を過ぎてから来日されたり、あるいはまた中学校を途中で退学した子どもたちがおります。そういった子どもたちの中には、高校への進学を希望している子どももいますが、そのためには、まず中学卒業程度認定試験、いわゆる中卒認定をパスする必要がありますわけでございます。この試験は今年度から漢字にふりがなが振られるなど、外国人の子どもへの対応がなされたところであり、計画に位置づけられた事項について迅速に実施していただき、感謝しているところでございますが、現在は受験機会が年に一回ということでございます。ぜひとも試験の回数を増やしていただき、さらなる改善をお願いいたします。

それから「虹の架け橋事業」の継続ということでございます。リーマンショック以降、経済

危機の影響で外国人労働者が多くの職を失い、その子どもたちが外国人学校を退学せざるを得ない状況になったため、国の方で「虹の架け橋教室事業」というのを2009（平成21）年度から開始をしていただきました。

この事業は、市や教育委員会だけではなく、NPO、外国人学校も多数受託していますが、図（資料P36）にありますように不就学、自宅待機への対応のみならず、経費の積算対象外ではありますが、公立学校に在籍する子どもの課外指導、または就学前の幼児期の子どもや就学年齢を超えた子どもたちも視野に入れて展開されております。こうした取組は、学校教育の中ではカバーできない課題への対応として大変有意義であると感じております。

行動計画におきましては、来年度以降の事業の継続を検討するということとされておりますが、大変期待をしているところであります。ただし、この図の実線で囲ってあります積算対象部分の子どもを常に5人以上確保することがこの事業の要件とされておりますが、地域によりましてはこの要件を満たすことが難しい場合もあるわけでございますので、今後はこうした要件を見直していただき、地域の実情に応じ対象とする外国人の子どもの範囲や事業内容を柔軟に決定できるような見直しをしていただくよう希望するところでございます。

最後に、最も重要な課題であります不就学についてでございます。

国におきましては、今の「虹の架け橋教室事業」をはじめ、不就学を防止する取組をされているところであります。今回の計画におきましても、在留期間更新等の際に就学に関するリーフレットを配布するといった内容が盛り込まれておりますが、将来的に外国籍の子どもの就学を義務化することについてもご検討いただきますようお願いいたします。

冒頭にも申し上げましたけれども、この「外国人の子どもの教育問題」について外国人集住都市会議は一貫して重要な課題としてやってきているわけでございます。また、新たな課題も発生してきているところでございますので、ぜひご配慮のほどよろしくをお願いいたします。私からは以上でございます。

コーディネーター（池上重弘氏）

小川市長どうもありがとうございました。

概観的なお話を今いただきました。

それでは次に、提言の各ポイントに焦点を絞って各首長からご報告をいただきます。

豊田市の鈴木公平市長よろしくをお願いいたします。

豊田市長（鈴木公平氏）

豊田市の鈴木でございます。

私の方からは1点に絞って提言をさせていただこうと思っております。

まず、当市の状況を少し説明させていただきたいと思います。当市は、小中学校に在籍しております外国人児童生徒数が765名。これは10年前と比べますと約2倍という感じでございますけれども、集住化というか、ある特定の地域に多数の外国人住民が集住しておるという点で、多分今日集われております都市の中では特徴的なところかなというふうに思っておりますが、ただ最近は少しずつですけれども、市内全域にも拡散傾向がございます。

私どものまちには、小中学校が合わせて102校ございますけれども、102校のうち約半分60校



に外国人児童生徒が在籍している。もともとは日系ブラジル人の方々が多かったのですが、最近は中国・フィリピンなどの国籍の方が増えまして約80カ国、多国籍化が進んでいるそんな状況でございます。定住化の傾向が進んでおりますので、外国人児童生徒に対しましては学校教育が担う役割、これはますます重大になっているというふうに認識をし、努力をしているところでございます。

当市の取組の概要を一言で申し上げます。実際に学校現場に外国人児童生徒を受け入れる。これはもう言うまでもないんですけども、大変多くの課題がございますが、日本語指導をはじめとして教科の学習指導、学校生活に対する適応指導、卒業後の進路、帰国する児童への手続きに至るまでの場に対しましては、いわゆるその特別な配慮と支援が必要であるということについてはいうまでもないことだというふうに思っております。

豊田市におきましては、これら子どもの教育に関する課題解決に向けて、関係者の皆さんと連携をして、いくつかの取組を進めております。2008（平成20）年度末には入学、編入から卒業までの一連の指導を受け入れ対応マニュアルというものにまとめまして、市内のすべての小中学校に配布し、あるいは研修会も行っているところでございます。

提言につきましては、一点に絞るということを先ほど申し上げました。これにつきましては、日本語指導員というか支援員に関して申し上げたいというふうに思っております。小中学校での取組の一つひとつを取り上げますと、これは先ほども言いましたけれどもきりがありませんので、ブロック内の割り振りということもございまして、私どもの方からはこの支援員に関して申し上げさせていただこうというふうに思っております。

私どもでは「日本語指導員」というふうに呼んでおります。当市におきましては、日本語指導を行う教員についての定数措置によりまして、愛知県の方から県費の教員で29名加配を受けておりますけれども、これは大変感謝しているんですが、とても足りないという状況でございまして、当市は独自に48名を加えて配置をいたしております。これらの人件費は1億円を超えているんですけども、どうしてもこの市独自の加配が必要であるということが、教育関係者からの強い要望もありまして今実施している状況でございます。

この加配をしております支援員、多分当市の支援員が今日おいでの都市の中では一番多いのかなというふうに思っておるんですが、人材確保ももちろん課題ですが、一方でこの支援員に対するその仕組みが未成熟ではないかということをお願いしたいというふうに思っております。この支援員に対してのその制度、仕組みがしっかり制度設計された中で運用されているかということでございます。先ほど大垣市長さんからブロックを代表してご提案がございましたけれども、私からもこの点について申し上げたいわけですが、内閣府で定められました行動計画によりまして、支援員の設置に関連する支援として対象経費の1/3を助成するというふうに書かれております。「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」ということで書かれておりますが、当市の例で申し上げますと先ほど1億円程度費用がかかるというふうに申し上げましたんです

けれど、ちょうどしております助成額は50万円でございます。どこに1／3という数字があるのかよく理解できないというようなことが、一つのその制度上の問題と言えるのかなというふうに私どもは思っております。したがって、自治体が支援員の活用を十分に図れるように、政府におかれてはその対応についてご配慮いただきたいということをお願いしたいわけでございます。

当市におきましては、全国的にも有数の外国人の集住地域、先ほど申し上げましたそうしたこともありまして、いくつかの課題、問題を乗り越えてきたという若干の自負もございます。同様に、外国人集住都市会議も国の取組のお役に立てる点は多々あるかと思っておりますので、今後とも政府をはじめとして関係の皆さんと連携をして、よりよい外国人児童生徒の未来につなげていきたい、そのように思っておりますし、私どももこれからも一層がんばっていきたく存じますので、政府におかれての取組を提言させていただきまして、私からの報告とさせていただきます。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

コーディネーター（池上重弘氏）

鈴木市長ありがとうございました。

集住都市会議参加都市最大級の支援員を1億円の市費で確保している。しかしながら、それでも実際には学校からまだ要望があるんだということを訴えていただきました。ありがとうございました。

それでは続きまして知立市の林郁夫市長よりお願いいたします。

知立市長（林 郁夫氏）



失礼をいたします。愛知県の知立市でございます。

私どもの市は、ちょうど愛知県の真ん中に位置をしております。そして豊田市さん刈谷市さんなど、トヨタ自動車本社などの企業が立地している市に隣接しているところに位置するわけでありまして、私どもの人口は約7万人という非常に小さな市でありますけれども、外国籍の方が直近で約4,300名ということで、集住率が6.1%ということで愛知県の中でも非常に高いところでございます。とりわけ市内にございます東小学校というところは、330名の児童数のところ161名が外国籍の方ということで約48%を

占めています。

そうした中で私からは、知立市の小中学校の初期指導教室、いわゆるプレクラスについての取組の状況と課題、そしてリライト教材の取組についての報告をさせていただきます。

知立市では、知立市内に転入した日本語のわからない小中学生を対象に、プレクラスがございまして。私ども市の花がきつばたでございまして、「杜若教室」と呼んでおりますが、日本語や日本の学校生活について学習をしていただいております。「杜若教室」は、2008（平成20）年度に設立されたところでございますけれども、2008（平成20）年度は26名、2009（平成21）年度は9名、2010（平成22）年度は21名、2011（平成23）年度は9月現在で11名の子どもたちが通室をしております。

国籍はブラジルの子どもたちがほとんどでございますけれども、ほかにもペルー、中国、フィリピン、ベトナムといったさまざまな国籍の子どもたちが勉強をされております。

子どもへの日本語教育は、留学生や大人への日本語教育とは異なり、文法で説明しても理解しづらいこと、また日本の公立小中学校で学習していくための学年相応の学力が必要であるということなどから、児童生徒に合った指導力と知識が必要となってきます。現在は、指導員の方が日々試行錯誤をしながら独自の方法で指導を進めております。また、指導内容につきましても、それぞれ指導員の方が独自に工夫をしながら教材を作成しているところでございます。このため、一つ目に指導員育成のための研修の充実。二つ目には、文字教材や発達段階に応じた日本語教材の充実化。また三つ目に、外国人の子どもたちが学年相応の学力を身につけるため、教科学習や教材等の充実化などが求められております。

次に、知立市におけるリライト教材の取組状況について簡単に紹介をさせていただきます。

知立市では、外国籍の多い小中学校において、日本語能力の低い子どもを対象に、4～5年前から国語の授業で日本語教育担当者が子どもの実態に合わせてリライト文を作成して使用しております。リライト教材を使用した効果といたしましては、外国人児童生徒が学習内容を理解しやすくなったことはもちろんでありますけれども、特に日本語能力の低い子どもたちも、自分の学年の教科書を使うことができ、そのことが学習意欲の向上につながっているということ。また、併せて日本人の学力も同時に保障されていくということで非常に効果が高いというふうに思っております。今後もさまざまな面での効果を期待しているところであります。

先ほど大垣市長さんよりご提案をいただきましたことと重複にはなりますけれども、日本語指導についての指導の方法やリライト教材等の教材については、非常に高い効果があると考えられるわけでありまして、ぜひとも国におきましては全国的な取組になるように推進をしていただきますようによろしくお願いを申し上げまして、私からの報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

コーディネーター（池上重弘氏）

林郁夫市長どうもありがとうございました。

子どもたちがいきなり教室に入るのではなくて、その前にワンクッションをおくプレクラスについて、その研修、担当の先生方の研修の充実、日本語教材の充実ということが今訴えかけられました。

また、リライト教材については、先ほどのセッションで鈴鹿市長からもお話がちょっとあったわけですが、そのリライト教材の全国展開についてぜひ検討を進めてほしいということをお話いただきました。

それでは続きまして小牧市山下史守朗市長、よろしくお願いたします。

小牧市長（山下史守朗氏）

失礼いたします。小牧市の山下でございます。

私からは、小牧市で行っております小学校就学前のプレスクール事業についてご報告をさせていただきたいと思っております。

小牧市の外国人市民の状況でありますけれども、日本全国で居住されてきた外国人の方々に



において、長引く経済不況や大震災の影響などによりまして、多くの方が帰国をされましたように、小牧市におきましてもリーマンショックのころには9,600人を数えた外国人登録者数も10月1日現在で合計7,868名となっております。減少はしているものの、依然として日本でも有数の外国人が居住している市であると言えます。割合でいきますと本市人口約15万3千人のうち約5.1%を占めております。多い国籍順でブラジルが3,554人、その他南米が1,296人、中国が1,024人となっております。約60%がブラジル・ペルーなどの南米系、約30%が中国・フィリピンなどのアジア系ということになります。

現在、日本で暮らしている外国人の多くは定住、永住化の傾向にあり、日本での生活を望んでおられ、厳しいながらも求職活動に努力をしておられます。お子さんをお持ちの方々も多くおられ、そのことも定住化が進む一つの要因であると考えられます。

現在、小牧市における公立保育園の状況は、約2,370人の園児のうち152人が外国籍となっており、19園中17園に在園しております。これらの園に在籍する年長児を対象として、学校生活に早期に適用できるよう、関係機関と連携を図りながら就学に向けた支援をしていくことを目的として、小牧市独自の手法によりプレスクール事業を行っております。

子どもは学校という教育機関だけで育てるものではなく、地域の人々とのかかわりを持ちながら育っていくものであるという基本的な考えと、特に外国籍児童には言葉の面からも配慮や支援が必要であるということから、2010（平成22）年度にこの事業を立ち上げまして、立ち上げ当初試行的に2年で行いました。大変好評をいただいております。このプレスクールでの指導を受けた子どもが、小学校での学校生活にすんなりとなじんで、生活習慣も身につけることができたとの報告を聞いております。これを受けて2011（平成23）年度は、3園に拡大をして授業を進めているところであります。

このプレスクール事業の実施主体は、小牧市国際交流協会であり、このプレスクールにおいて児童を指導する指導員の養成講座も、需要に応じて小牧市国際交流協会が広報等によって広く市民から人材を募集いたしております。

プレスクールの内容といたしましては、先ほど申し上げましたように、市内保育園のうち外国籍児童の在籍数が多く、場所の確保が可能な園において1月から3月で全10回、保護者にもご同席いただくため、都合がよいと思われる土曜日の午後を開催をいたしております。自己負担は無料であります。ひらがな練習などには、保護者にも参加をいただいたり、授業中には保護者向けに小学校事情の説明等も行いました。

日本語でコミュニケーションを図ること、ひらがなの指導、そして日本語での指示や物事のルールを理解すること、この三つを三本柱として学習時の姿勢、いすの引き方、しまい方、挙手の仕方といった細かいことまで小学校で求められるであろうことを想定した授業をすべて日本語による指導で行っています。

この授業の実施にあたっては、学校、保育園及び多文化共生にかかわる各関係機関などが連

携、協力を密にして、効果的な推進を図る中において、文化や言語の異なる外国人と日本人が互いに理解を深め、外国人に対する差別や偏見をなくすとともに、お互いの人権を認め合うことを基本理念として行っております。

課題といたしましては、会場の確保や交通手段の問題、かかわるスタッフの人材確保や養成の問題、さらに教材等の費用の問題といったことがございます。現在、本市のプレスクールの財源は、市内企業の寄附によって賄われているところでございますが、今後の事業の拡充、また人材育成や教材研究などにはさらなる財源が必要であるというふうに予想をされるところでございます。

そこで国におかれましても、ぜひプレスクールにかかる人件費や教材費などの経費をご負担していただきたいということ。また、小学校就学前の子どもたちに対するサポートの取組をぜひ推進していただきたいということ。このことをお願い申し上げたいと存じます。よろしくお願いをいたします。

以上で小牧市からの報告とさせていただきます。ありがとうございました。

総合司会（池上重弘氏）

山下市長ありがとうございました。

実は私のいる静岡県浜松市においても、今のような就学前の年齢の子どもたちを対象としたプレスクール事業、浜松では「ぴよぴよクラス」と言いますけれども、それが行われています。大学生が計画を練ってやっておるわけですが、これがかかなり大きな効果があるということを私も自分のまちの事例で聞いております。

それでは続きまして、豊橋市の佐原光一市長よりお願いします。

豊橋市長（佐原光一氏）



皆さんこんにちは、豊橋市の佐原でございます。

豊橋市は、現在およそ1万6千人の外国人市民の居住者がおります。最も多いのはもちろんブラジル人の方たちで、10月1日現在で8,545人という数字でございます。ピークは、2008年（平成20年）で2万人を超えていましたが、このところやはりリーマンショック以降減少傾向にあります。

こうした人たちの多くは地域の企業で働き、子どもを学校へ通わせるなど、私たちと同じ地域コミュニティの一員となっております。このため、言葉はもちろんのこと、価値観やそして生活習慣

が異なる人々との共生という観点からのまちづくりを進めたいところでございます。

そんな中、長野・岐阜・愛知ブロックのテーマでございます「外国人の子どもの教育について」ですが、次世代の担い手になります子どもたちが健やかに育っていくことは、日本人に限らず外国人の子どもにおいても大変大切なことと思っております。

本市では、2008年（平成20年）から減少気味の外国人ですが、外国人の児童生徒も2010年（平成22年）まで少しずつ減少しておりましたが、この2011年（平成23年）に入って再び子どもたちは少し増加傾向に転じました。また、そうした中、次のステップとして高校への進学を

希望する方が増えてきました。2010（平成22）年度の外国人生徒の進学率は82.3%、日本人を含めると97.8%ですので、まだ数字としては決して高いものではないと思っております。

豊橋市の多文化共生推進計画では、外国人の高校進学率を2013年（平成25年）には90%にまで押し上げることを目標に取り組んでおります。これはどうしてかということですが、実は私25年ほど前にブラジルで生活をしていたことがございます。その中で日系人社会、ちょうど移民80周年をやっていましたが、何が大事かというところ、一世の人たちは自分の意思を持ってきています。二世の人たち、子どもたちは、やむなくブラジルで暮らし始めた。その中で親が考えたことは、二世の人たちはしっかりとした社会の中でのプレゼンスを持っていくことだということです。そのためには教育、特に高等教育だと、こういうふう考えたわけです。

日本で暮らすブラジル人の方たちも、先ほどあった永住化傾向にあり、そうしたときにこういった子どもたちが高校進学等の高等教育への道をしっかり開いていくことが、子どもたちの将来への道筋、そして希望を持つ、そんな中で大変大事なことだと考え、私たちは新たな取組として高校進学、高校での教育ということを考えています。

本市では、毎年外国人生徒と保護者のために進路相談会を行っております。進路全般の説明、そして学校の紹介、そしてOBからの体験談等を行っているわけです。希望する方たちには、個別の相談も受け付けてございます。

そしてアフタースクールにおいては、夏休み期間中に小学生を対象に行っておりますが、昨年度からはNPOと協働で、高校受験を意識した中学生のアフタースクールも実施するようになりました。実際に面接試験の模擬練習をするなど、高校に合格した子どもたちもいました。

そして本市の特徴は、市立高校の存在だと思っております。そこでは外国人生徒に対し漢字のルビを振ったり通訳を配置したりして、保護者との連絡調整ができるようにしたいと支援を行っております。現在、およそ60人の外国人生徒が在学していますが、中には全国高等学校定時制通信制の柔道大会や陸上大会、そしてバレーボール大会においてはキャプテンまで務めたというような生徒たちもいます。

入試のときに試験の点数が0点でも、0点というのはちょっと言い過ぎですが、極端なことをいえば0点でも日本語能力がありしっかり考える能力がある、そしてこれから伸びる余地があると思う子は積極的に受ける、そんなことをやっています。

このように高校進学への努力、そして本人のやる気、そういったものをしっかりと将来を見据えている外国人の高校生と現在中学校に在学しております子どもとの間で、意見交換などをして、より高校への進学率を高くし、そして高校でもがんばってその後の高等教育、大学に門戸を開く、そんな道筋を開かせようと思っております。

そしてもう一つ本市では、ブラジルから現役の先生を招いて半年間滞在していただき、子どもたちと接していただきます。学校や生徒たちの様子、これが直接伝わることで、日系ブラジル人たちの大変大きな心の支えになっているということです。これからも続けていきたいと思っております。

最後にぜひ高等学校、そして高等教育への道筋ということで、次のステップに踏み出していただく、そのためのご支援をいただけたらありがたいと思います。以上でございます。ありがと

うございました。

コーディネーター（池上重弘氏）

佐原市長、ありがとうございました。

私ごとになるんですけども、私の奉職する静岡文化芸術大学は、浜松市にある県立の大学でございます。今現在、一学年定員300名、合計1,200名の中に浜松で育ったブラジル籍の学生が4名学んでおります。その子たちはとても熱心にリーダーシップを発揮して学んでおります。そういう子たちに続く妹弟たちをぜひ各まちで育てていきたいという思いを、今の佐原市長のお話から私も受け取りました。

では最後になりますが、美濃加茂市の渡辺直由市長よりよろしくお願ひします。

美濃加茂市長（渡辺直由氏）



最初に皆さんこの今日のパンフレット、最後のページに各都市の紹介がしてあります。私ども岐阜県美濃加茂市は7番でございまして、外国人登録者数4,836人、総人口55,162人、そこに小さい字で8.8%と書いてございます。実は人口比率でいきますと大泉町さんの15.2%ですか、これはもう別格ですけども、私ども都市部では人口比率が一番高く、一時11.20%までいってございましたけれども、ここへきまして少し下がっております。

そんな美濃加茂市の教育委員会の事例について、お話をさせていただきたいと思ひます。

11月1日現在で270名の外国人の子どもたちが、公立の小中学校に在籍しております。しかし、そのうち156名が日本語指導を必要としております。2003（平成15）年度に共生学級「エスペランサ」をセンター校に開設いたしまして、外国人の子どもたちに対しまして日本の学校生活に必要な生活指導や初期の日本語指導などを行い、学校生活への適応を促してまいりました。「エスペランサ」教室は、学童保育と教室が兼用でありましたために、合同の教室運営ができませんでした。また、朝と昼の保護者による送迎も必要としておりましたので、その結果、入級をあきらめてしまう保護者もありまして、受け入れ体制としては十分ではございませんでした。

そこで「虹の架け橋事業」の採択を受けてスタートいたしました「のぞみ教室」でございますけれども、専用教室ができたことで午後の教室の運営が可能となりました。また、ワゴン車による送迎によって、通級の問題も解消されました。放課後の学習時間も確保できまして、外国人の子どもたちにとっておろそかになりがちな家庭学習にも取り組めるようになりました。

「のぞみ教室」では開級以来、既に89名以上が初期適応指導を受けております。経済的理由から外国人学校に通えなくなった子どもたちが、やむを得ず日本の小中学校に編入するというよりは、生涯日本で生計を立てていくために外国人自身が子どもを日本の学校に就学させたいと願ひ、「のぞみ教室」への入級を希望するのが実態でございます。事実現在は、ブラジル人よりもフィリピン人の子どもたちの通級が多く、タガログ語や中国語など多言語への対応が必要になってきていることから、「虹の架け橋事業」へのニーズが変容しているというふう

思われます。

経済危機下で実施されたこの「虹の架け橋事業」は、自宅待機に瀕した多くの外国籍の子どもたちを不就学から救い出しました。そのことは、当市の不就学調査の結果においても明らかでございます。2009年（平成21年）は15名でございましたが、2010年（22年）は2名という結果でございます。当市におけるこの事業に対するニーズ、初期適応指導に対するニーズは、以前にも増して大きくなってきております。経済危機以降、当市の外国人登録者数はおよそ1,400人減少いたしました。先ほどの資料でも4,800人とございましたが、一番多い時には6,200名を超えておりました。一方で、小中学校に在籍する外国人の子どもたちの数は、現在270名と過去最大規模となっております。そういう意味で当市にとりまして、「のぞみ教室」は非常に重要であり、今後も外国人の子ども達のためだけではなく、保護者や担任、普通学級の子どもたちが安心して学校生活を過ごすためには、現状の体制維持が不可欠であります。本年度で「虹の架け橋事業」が終了し、国の支援がなくなれば、体制の縮小は避けられません。

このような当市の状況をお伝えしたく、私は1月にもこの事業の継続について、美濃加茂市としての要望書を国の方へお願いに上がりました。経済危機以降でも、日本で定住を続けている外国人と、その子どもたちにとってせっかく架かった虹が消えてしまうことのないように、国は地方の実態と事業の効果を十分に考慮いただき、現場にとって本当に必要な施策を国として支援できるよう、この事業の改善と継続をぜひともお願いを申し上げたいと思います。ありがとうございました。

コーディネーター（池上重弘氏）

渡辺市長ありがとうございました。

皆さんご存じのように、美濃加茂市の場合には、虹の架け橋教室が教育委員会によって実施され、初期指導教室として大きな成果を上げているということをご報告いただき、その継続について訴えを聞きました。

それではここでご登壇いただいている文部科学省よりご説明いただきますが、資料は皆様のお手元の封筒の中に入っております。また、オレンジ色の冊子の中にも綴じ込んでございますので、あらかじめ資料（P31～34及び文部科学省別冊配布資料）をご用意いただけるとよろしいかと存じます。

それでは行動計画についての施策の説明あるいは進捗状況、そしてただ今の各都市の市長から寄せられた提案、質問といったようなことについて、コメントをいただければと思います。

ご説明は、初等中等教育局国際教育課の中井一浩課長にお願いをしております。よろしくどうぞお願いします。

文部科学省初等中等教育局国際教育課課長（中井一浩氏）

皆様こんにちは。文科省国際教育課長の中井でございます。

ただ今、長野・岐阜・愛知ブロックの皆様から、それぞれの地域での取組の実情、そして要望提言をいただきました。どうもありがとうございます。

私からはそれらの説明を踏まえ、また要望や提言にお答えしながら、外国人の子どもに関わる国の役割につきましてとりまとめて説明させていただきます。着席で失礼させていただきます。



ます。

まず、公立学校に対する主な支援施策からお話しさせていただきます。

冒頭、小川市長からも触れていただきましたが、一番新しい調査によりますと、全国の公立学校に在籍しております日本語指導が必要な外国人の児童生徒数は28,511名です。これは過去最高となった平成22年度調査に比べ若干の減少は見せましたが、依然多くの児童生徒が在籍していることに変わりはありません。

また、鈴木市長からお話しいただきましたけれども、今は集住だけではなく、こうした児童生徒が拡散しているといった傾向もございます。

そうした中、文部科学省は、公立学校における外国人児童生徒に対する取組といたしまして、主に5つの施策を実施してございます。配付資料（文部科学省別冊配布資料）の1ページをご覧いただきたいと思いますが、順番にご説明いたします。

最初が教員の加配、教員の配置です。外国人児童生徒に対する日本語指導、この充実を図るため、ただ今も教員のより一層の加配措置、これが必要だといった声をいただきました。なかなか今、財政状況は厳しい中ですが、この点につきましては十分ではないかもしれませんが、拡充が図られております。数年前にはこれが1,285名に伸びましたけれども、来年度の予算でもさらに100名増の1,385名を計上しているところでございます。

2番目が日本語指導者等に対する研修の実施です。ご案内のとおり、教員研修センターにおきまして、教員、校長・教頭などの管理職、指導主事を対象に、日本語指導法を主な内容とした実践的な研修を実施しておりますが、これは継続いたします。

3番目が、『就学ガイドブック』の作成・配布です。本日のご提言の中にも不就学への対策、就学の促進といったものが強くあげられましたが、我々は外国人の子どもたちが公立義務教育諸学校への就学の機会、これを逃すことのないように日本の教育制度や就学手続き、これらをまとめた就学ガイドブックを作成しております。こうした子どもたちに最も使われているだろうポルトガル・中国・フィリピン等7つの言語にて作成しております。これは教育委員会、また外務省の在外公館を通じて配布しているほか、法務省の入国管理局においても配布しているところです。また、文科省のホームページからもダウンロード可能で、さまざまところで使用されていると承知しております。

4つ目が「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」です。この事業は、来年度も引き続き補助事業として実施することとしております。2011（平成23）年度は、6つの府県において20の県と市、9つの政令市、8つの中核市で事業を活用して取組を行っておりますが、2012（平成24）年度概算要求におきましても本年度と同規模の取組ができるように予算要求しているところです。現在、震災等との影響を受けまして、こうした政策面での補助金といったものは一律1割減といった厳しい制約が課されておりますが、この補助金についてはニーズが非常に高い、重要性が非常に強いということで、昨年度よりやや増額のほぼ同規模で事業の維持ができるような概算要求をしております。

さて、その内容ですが、ここにありますように、我々は渡日後の就学案内、入学前や入学直後のプレスクール、入学後と、各段階のメニューを考えております。これを見てご案内のとおり、プレスクール、林市長、山下市長、渡辺市長から縷々それぞれのご説明をしていただきましたけれども、それについても、もうメニューに入っております。

また、佐原市長から進路指導等々についての指摘もありました。この資料のメニューにはございませんが、この補助事業の対象事業としては、進路指導、さらにはハローワークと提携した進路ガイダンス、そうしたものの活動も入っております。これはある意味で当たり前の話でありまして、このメニューでどのような事業をやったらいいのか、これは文科省が主体的に考えているものではございません。外国人児童生徒への対策はご案内のとおり、現場の先生方、教育委員会の試行錯誤が先行しております。皆様方の蓄積は十分あります。我々は現場での取組をよく勉強させていただきまして、そのもとで全国的に共有する、広げるものがあるものについては取り込んでいるわけです。

その観点ですけれども、今回の説明の中では支援員さんの重要性、これは指摘がございました。また、同時に支援員さんに対する人件費への補助、これは何とかならないかといった声もございました。我々もそうした声につきましては十分承知しまして、2011（平成23）年度よりこの補助事業の対象費目として、従来は諸謝金だけに限られたのですけれども、賃金、雇用についても項目として積算上認めることにいたしました。各種保険、雇用保険・健康保険・労災保険なども認めております。

このように、人件費についても皆様方の声を踏まえてメニューに取り込むようにいたしました。さらにこの受入促進事業の改善点、強化点がありましたらどんどんこの人件費のように声を寄せていただければ我々としては大変歓迎するところでございます。よろしく願いいたします。

5つ目といたしまして、2010（平成22）年度から「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」を実施しております。今お話ししましたとおり、我々のやっております事業は、基本的には現場の皆様方の先行事例を研究するものですけれども、ただその中でも現場の方々からはこれだけは国でやってほしい、国で予算を取ってやらないと難しいといったものもございました。それらにつきましては、我々は2010（平成22）年度から3か年で取組を進めております。今、来年度の完成を求めて予算を取っておりますのが、ここにあります「学校において利用可能な日本語能力の測定方法の開発」、まだポルトガル語等母語の能力も十分でない子どもたちの日本語能力の測定、これは皆さんが大変苦労されているかと思えます。まだまだこれは試行錯誤が続いているところだと思えますが、これについては今、東京外国語大学に委託をしまして、皆様方のひな形になるようなガイドラインというのができるかもしれません。これは来年度の完成を目指して予算を取っているところです。

もう一つが、「日本語指導担当教員のための研修マニュアル」、これも非常に重要なものです。これについては東京学芸大学に委託いたしまして、来年度の完成を目指しております。

残りの二つについては完成いたしました。これは『外国人児童生徒受入れの手引き』です。鈴木市長のお話にもありましたとおり、今外国人児童生徒は拡散傾向にございます。集住都市

以外でそうした子どもたちを受け入れる学校、教育委員会も増えてございます。そうした子どもたちを受け入れた教育委員会、学校の管理職、担任の先生、急に国際学級を引き受けた先生、そうした人たちがまず何をやったらいいのかについてのガイドラインです。これは昨年度作成いたしました、既に全国都道府県、市町村教育委員会及び外国人児童生徒の在籍している学校に配布しており、ご活用いただいているところです。

また、情報検索サイト「かすたねっと」、これを本年3月30日に公開いたしました。これは何かと申しますと、もう今の段階で多くの学校において使用可能な豊富な日本語教材、多言語の学校文書等ございます。突然こうしたことが必要な事態に直面した学校の場合、一から作るのではなく、既にもう活用されている学校の文書が利用できれば、外国人の子どもたちへの支援が大変進みます。その目的で、我々はこうした情報検索、情報共有のサイトを立ち上げました。

今後も教育委員会のご協力を得ながら、その内容の充実に努めていきたいと考えております。その内容の充実の観点で、今回林市長、また末松市長から提言いただきましたリライト教材、こうした教材もぜひこうしたサイトに取り入れたいと思っております。リライト教材、私も鈴鹿市に行って活用の様をつぶさに勉強させていただきました。確かに非常に有効です。日本語指導はそのまま、学力を保障しながら学習意欲を高める上では、大変効果が上がっていると感じました。知立市の事例からもそれが改めて今日のご説明があって実感したところです。ただ、これをこうした共有サイトに入れるとなりますと、著作権法上大変難しい問題がございます。

本日改めまして現場の先生方がこれまで工夫して作成した日本語教材、これを全国共有可能にすべきといった声があるということを改めて承知いたしました。我々といましては、冒頭森文部科学副大臣が話しましたとおり、可能な施策を進めていきたいと思っております。具体的には、教材の共有化にあたっては、著作権者の許諾が必要です。そのためまずは、学校現場の利用実態を確認し、こうした許諾が容易に得られるように、著作権者側の団体に対してガイドラインの策定を促す、そうしたことを必要に応じて進めていきたいと考えている次第です。

続きまして「虹の架け橋事業」でございます。

こうした5つの施策のほかに、不就学・自宅待機となっている外国人の子どもに対しては、定住外国人の子どもの就学支援事業「虹の架け橋事業」を実施しております。この事業は今回さまざまな指摘がありましたけれども、2008（平成20）年末以来の景気後退により、不就学・自宅待機となっているブラジル人などの子どもたちを対象に、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための教室を外国人集住都市に設けて、主に公立学校への円滑な転入を図るように、2009年（平成21年）から3年間で実施したものでございます。2011（平成23）年度には39教室を実施しており、9月末現在で約900名の子どもが教室に在籍しております。

3か年計画でしたけれども、今回この場でも継続についての強い要望を賜りました。特に渡辺市長から具体的な要望を賜りました。我々といましてはそうした声も踏まえまして、2012（平成24）年度概算要求におきましても、本事業をより効果的効率的な事業として実施する方向に必要な予算を要求しているところでございます。

また、同時に会場の入り口で配布させていただきましたこの3か年のこの事業をとりまとめ

た成果を振り返り今後に生かすためのシンポジウム、これを11月16日に文部科学省、国際移住機関の共催で実施する予定でございますので、ぜひこのリーフレットを参考にご参加願えればと思います。

その他、今回いただきました提言について、いくつかご説明させていただきます。

まず、不就学の課題です。これについては、我々も外国人の就学機会の保障に努めること、これは非常に大事だということであり、それゆえ公立の小中学校等への就学を希望する場合には、無償で受入れを行うこととしているわけです。我々として第一にこれを徹底し、就学案内の発給、そして入ってこられる子どもたちに対しては日本語指導の補助、相談を行う相談員の配置などによって、公立学校における外国人の子どもの受入体制の整備や促進をしてみたいと思っております。

義務化となりますと、これは大変大きな課題がございます。これにつきましては実際の状況、その必要性等々を忌憚なくこれから議論を続けさせていただければと思います。

また、中学校卒業程度認定試験についてのご意見がございました。今年度90名の受験者のうち外国籍の受験者は56名、62%に上っております。それゆえに小川市長にも触れていただきましたけれども、我々としては中卒認定試験に関しましては、2010（平成22）年度に有識者による検討を重ねまして、外国人の子どもたちに対してはふりがな付きの問題冊子の使用を認めたり、日本語能力試験でN2以上の合格者に対しては国語の試験を免除するといった改正をし、本年度の試験より適用しているところです。

ただし、回数の増加となりますと、問題の作成の準備、予算上の制約により、直ちには難しいところがございます。しかしながら、これまでのような改善点を重ねて、資格試験としての質も担保しながら着実に実施してみたいと考えているところがございます。

以上、文部科学省におけます主な施策についてご説明申し上げました。我々といたしましては、今後とも外国人児童生徒教育推進のため、関係施策の一層の充実を努めてまいりたいと思っております。皆様方からより一層のご助言ご鞭撻を賜りながら進めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

コーディネーター（池上重弘氏）

中井課長ありがとうございました。とても丁寧なご回答をいただきました。

あと5分少々になりますけれども、ブロックの市長さんからここはもう少し突っ込んでおきたいというのがありましたらぜひお願いします。

それでは大垣市長どうぞ。

大垣市長（小川 敏氏）

それでは今「虹の架け橋教室事業」について美濃加茂市の渡辺市長さんからもこの有効性について、初期指導教室において効果を発揮して不就学の数が減ったというお話しがあったところでございますので、ぜひ事業を継続していただきたいと思っております。

また、継続にあたっては、これまでの例、地域の実情を踏まえた上で、地域において外国人の子どもたちの教育環境をよりよくできるように見直しを進めていただきたいと思っております。

私どもの地域におきましても、不就学といっても5人もいないというような状況で、－それ

はそれでよいわけでありますけれども一、そうなるこの「虹の架け橋教室事業」というのが受託しにくいわけで、各市長さんのお話にもありましたように、初期指導でありますとか、放課後授業、あるいはまた就学前授業指導（プレスクール）などの効果的な事業に活用できるよう、地域の実情、要望等を踏まえて、ぜひ要件を緩和していただきますようお願いいたします。

コーディネーター（池上重弘氏）

ありがとうございました。

ではこの点について、佐々木室長から一言お願いできますか。

文部科学省大臣官房国際課企画調整室室長（佐々木亨氏）



虹の架け橋事業についてたくさんのご要望をいただきまして、来年度の予算要求でも要求をしているところでございます。

ただし、ご案内のとおり、今財政事情が非常に厳しい状況でございまして、そもそも事業の始まりとしてその補正予算というところから始まって、毎年の予算の中に入っていないものですので、来年度事業から通常予算の中には全く新しく入るといふ事情がございまして、今、復興というところに集中している中で、ある程度の予算を確保したいと思っておりますけれども、やはり集約を図らざるを得ないという状況がございまして。

我々としても、その事業の中身的にまた効率化を図れないかということで、なるべくその自治体さんに使っていただく分が増えるように考えていきたいというふうに思っています。

虹の架け橋事業は、不就学とか不登校とかという子どもさんたちを対象にしているということで、最後のよりどころみたいなところがございまして、さまざまな期待が寄せられてしまうということがあって非常に嬉しい悲鳴なんですけれども、プレスクールの取組ですとか予算的に考えると、ほかのところから補助が出ていたりする面がございまして、そこら辺はその兼ね合いを考えながらということになるかと思っております。ただ、実施するにあたっては、なるべく中身を柔軟なものにして、なるべくその自治体さんのご要望に応えられるような事業にしていきたいというふうには考えております。引き続きよろしくようお願いいたします。

コーディネーター（池上重弘氏）

ありがとうございました。

本当に時間なんですけど、もしこれだけ言っておきたいという方がいらっしゃいましたらどうぞ。

知立市長（林 郁夫氏）

リライト教材であります。

今、非常に前向きなご回答をいただきまして、またよろしくお願いをいたします。

先ほど申し上げましたように、効果は非常にあるということは間違いのないわけでありまして、しかしながらいづれにしても、このリライト教材を作るにあたっては非常に手間がかかるわけでありまして、ぜひとも全国的なお取組にさせていただきますように重ねてお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

コーディネーター（池上重弘氏）

ありがとうございました。

以上のように、私どものこの長野・岐阜・愛知ブロックでは、5点の要望をいたしました。初期指導等の日本語教育の支援員、特にその人件費への支援をお願いしたいということ。それから効率的な日本語指導方法、教材研究を全国的に進めていただきたいと。とりわけライト教材のことについては、今日両者の話がかみ合った部分だなという印象を持ちました。中学卒業程度認定試験の受験機会を何とか増やせないだろうかという地方の声も今届けたところでもあります。

「虹の架け橋教室」について、見直しの機会になっておりますけれども、その継続並びに地方の実態に応じた柔軟な運用をぜひ考えていただきたいということも申し上げておきました。そしてさらには、将来的に外国人の子どもの学ぶ権利をどう守っていくかという文脈の中で、大きな議論が必要な段階にきているんだろうという話を市長さんからさせていただいたところでございます。

以上で長野・岐阜・愛知ブロックによる「子どもを大切に育てていくための施策について」の討論を終了いたします。文部科学省のお二人そしてブロックの市長の皆さんに拍手をお願いいたします。ありがとうございました。

○分野別討議その3

「社会の中で困ったときのために必要な施策」「推進体制ほか必要な施策について」

(群馬・静岡ブロック)



総合司会（池上重弘氏）

それでは第Ⅱ部その③、群馬・静岡ブロックによります「社会の中で困ったときのために必要な施策」と「推進体制ほか必要な施策」についての討論を行います。

ご登壇いただく府省庁関係の皆様と、群馬・静岡ブロックの関係首長の皆様をご紹介します。

内閣府定住外国人施策推進室参事官齊藤馨様、総務省自治行政局国際室多文化共生推進係長小池智広様、法務省入国管理局入国在留課審査指導官内田省二様、外務省領事局外国人課課長早川修様、厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課課長補佐宮田昌幸様。

続きまして市長、副市長、副町長をご紹介します。

浜松市鈴木康友市長、太田市清水聖義市長、掛川市松井三郎市長、湖西市三上元市長、大泉町太田吉易副町長、菊川市石田辰芳副市長でございます。

それでは、ここからは、アドバイザーの明治大学山脇教授にコーディネーターをお願いしております。よろしくお願いいたします。

コーディネーター（山脇啓造氏）



皆さんこんにちは。ただ今ご紹介いただきました明治大学の山脇と申します。

最後のセッション、コーディネーターを務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

先ほど池上先生のセッションは、予定の時間に終わりました、先ほど池上先生からこのストップウォッチをお借りしましたので、このセッションも時間内に終わるように進行をさせていただきたいと思います。

午前中のセッションも、午後のセッションも、討論の時間がほとんどとれませんでしたので、このセッションこそ前半部分の報告を短めに進めて、後半の自由討論の時間を少しでも確保できればと思っております。

それで首長の皆さん、そして府省庁の皆さんも冒頭のお話をできればお一人3分に納めてい

ただけると、後半部分が多分15分か20分くらいやりとりの時間が確保できるのではないかと
いうふうに思っております。

それでは、ここから、「社会の中で困ったときのために必要な施策」、そして「推進体制ほか
必要な施策」についての討論を進めてまいります。

まずは群馬・静岡ブロックを代表して、浜松市の鈴木市長より総括ブロックとしての提言の
総括をご報告いただきまして、引き続いて各都市の現状と課題、そしてブロックとしての提言
について順次ご報告をいただきたいと思っております。

それではまず鈴木市長よろしくお願ひいたします。

浜松市長（鈴木康友氏）



それでは浜松市長の鈴木でございますが、私の方からまず群馬・
静岡ブロックの検証の概要と、それに基づく提案についてお話を
させていただきまして、後は清水市長ほか論客がそろっております
ので、それぞれお話をいただきたいと思っております。

外国人住民が生活者として地域で安心安全な暮らしを営んでい
くためには、何よりも正しい情報の伝達と理解が重要であること。
そして特に、災害時や緊急時における迅速かつ確実な情報伝達は、
国籍にかかわらず生命の安全を左右する大事な課題であるという
ことにつきまして、第1部のブロック報告でも報告をさせていた

いただきました。

国の日系定住外国人施策に関する行動計画におきましても、社会の中で困ったときのために
必要な施策といたしまして、情報の多言語化、日本に関する情報や日本語の基礎についての情
報提供と防災対策が盛り込まれておりますが、これをさらに有効なものとするためには、全国
共通の基本的な情報につきましては、国の責任で多言語化を推進するほか、情報が迅速かつ効
果的に伝えられる方法、仕組みなどを確立し、実行していただきたいというふうに思っております。

さらに災害時緊急時におきましては、あらゆる効果的な媒体を活用いたしまして、外国人住
民にも遅滞なく情報伝達ができるよう早急な体制の整備を求めます。特に日本の国内のみなら
ず、今全世界から関心が寄せられております原発に関する情報につきましては、積極的かつ正
確迅速に情報提供をお願いいたします。

さて、誰もが安心して暮らすためには、住民としての権利が尊重されると同時に、この国で
生活する者として日本社会の制度や仕組みを理解し、納税などの義務をしっかりと果たしてい
かなければなりません。外国人のみならず誰にでもわかりやすい社会制度への転換を希望する
とともに、制度や納付について十分理解してもらうために、これまで以上に有効な措置をとる
ようお願いをいたします。

続きまして、推進体制ほか必要な施策についてでございますが、申し上げるまでもなく、こ
のたびの行動計画策定にあたりまして、国におかれましては大変ご尽力をいただき、各省庁の
施策をとりまとめたことについては敬意を表させていただきたいと思っております。

その上で、先ほどから二つのブロックにおきましても、さまざまな課題や提言、意見が出さ

れたと。こうした背景には、やはり自治体の努力だけでは既に限界がきているということ、そして多文化共生にかかわることにつきましては、非常に多岐にわたっておりますので、一つの省庁が一面的に施策を展開すればそれで完結をするというものではないということだというふうに思います。

昨年もおおた宣言として掲げましたけれども、外国人の受け入れに関する方針の明確な策定と、外国人に関する施策を総合的に企画、立案、実施する組織の創設をまた強くお願いをしたいと思います。それぞれの課題提言等につきましては、各都市の首長の皆さんからお願いを申し上げたいと思います。以上で私の報告とさせていただきます。

コーディネーター（山脇啓造氏）

どうもありがとうございました。

それでは続いて太田市の清水市長からお願いいたします。

太田市長（清水聖義氏）



群馬県太田市の清水でございます。

先ほど中井課長さんの話をちょっと聞いておまして、現在の街の状況がずいぶん変わったと思います。今まではニューカマーと言われる人たちを中心にして対応を考えておりましたが、例えば今日は、大泉町は副町長が来ていますけれども、SANYOがパナソニックになったり半導体がアメリカの会社に売られたり、あるいは太田市の金型会社もタイの会社に売られたり、あるいはNECも中国の会社に売られたり、つまりもう企業そのものがグローバル化してきたということです。

以前は、ブラジル人学校に通う子どもたちが非常に多かったですけれども、今は時代がずいぶん変わって、一条校と、私どもでは群馬国際アカデミーという英語で授業する学校を作っているんですけれども、これにみんな分散して、アメリカの子はアカデミーにくるとか、帰国子女は地方自治体でも結構ばらつくようになってきました。先ほど話を聞かせていただきましたけれども、教科書を自分で作らなければいけないというところで、実は今私自身も悩みを抱えているんです。英語の教科書を作る。これはこれからの多文化共生の時代にあって、うちのブロックの情報提供のテーマとは全然関係ない話で申し訳ないですけれども、英語表記の教科書ぐらい文科省で作ったらいかがでしょうかという気持ちがとても強いです。これはかなり汎用性が高く、インターナショナルスクールとかブラジル人学校でも全部使えるわけでありますから。

そして日本語の教育も集中的に行うこと。情報提供が私の担当テーマですけれども、日本のことを理解してもらうには、これは非常に大事なことではないかなと思います。学校を通じてやることも同様です。さっきは著作権の話がありましたけれども、著作権が非常にめんどくさくって、写真が出ている方一人一人に全部私どもであたっているんですね。こんな煩わしさをグローバル社会の中ではやらせない文科省であってほしいなというふうに実は思います。これを強烈に今感じている。今は全部市で翻訳しています。ですから大変です。

災害時の情報提供は今鈴木市長がおっしゃったのとまったく同じでありまして、あまりプラスアルファする必要はありませんが、3.11の時にずいぶん外国人が帰ったわけです。帰ったのはなぜ帰ったかと言いますと、日本政府からの情報とは関係ないですね。外国の政府の「みんな日本にいる人たち帰れ」と言う情報によって中国の方なんかみんな帰った。あるいはブラジルも帰りたい人はみんな帰ってしまったというような状況にありまして、情報は日本の政府よりも外国の政府の方が本当に敏感です。私の友人にドイツ人がいますけれども、ドイツは「もうヨード（安定ヨウ素剤）を配れ」と「もう危ないから配れ」と。これはもう原発の翌日には放射能の情報が全部ドイツにみんな流れていた。日本人だけ何も知らなかったというようなことでありまして、この情報についてはぜひ開示、外国人に対しても早急な、日本人ももちろんですけれども、内閣府等々が中核になるのかわかりませんが、積極的な情報開示をして我々国民の安全を守ってもらいたいと非常に強い思いでおります。

それから先ほど鈴木市長の方からお話しがありましたが、在留管理制度、これは私たちも本当にお願ひしていた住民基本台帳制度、これについて本当に来年の7月から始まるということで大変うれしく思っております。やはりこれは、私たちが情報を伝えるにあたって非常に大事なポイントでありまして、これなくして子どもたちのことについても、あるいは就学しない子どもたちについての情報も全然展開できないわけでありまして、これをぜひ完璧に徹底させていただきたい。これは先ほど話があった国保の問題とか、あらゆることに関連しております。ですから、すべての力を集中して政府が責任を持つというより政府が責任を持たなければ地方自治体に金をわたせばいいと思うんです。フリーに使える外国人対策の交付金を集住都市会議の人だけで結構ですから、お金を渡してみんなやってくれという頼み方をした方が、私はもっと賢明かなというふうに思うんです。ぜひそういった形で交付金を集住会議の都市だけ、あとはいらぬですから、ぜひ積極的な対応をお願いしたい。もしもそれができなければ、政府の責任でこの制度を徹底してもらわなければいけないと、そのように思っております。以上で結構です。

コーディネーター（山脇啓造氏）

どうもありがとうございました。

本日のこのブロックの提言に関しましては、皆さんお手元の資料の14ページから15ページにかけてまとめて書かれております。ただ今、清水市長から大局的な観点からのお話があったかと思いますが、具体的な今回の政府への提言に関しましてはこの14ページの左上の部分に書かれておりますので、そちらもご参照いただければと思います。

では続きまして、お隣掛川市の松井市長からお願いいたします。

掛川市長（松井三郎氏）

掛川市の松井でございます。

今回はですね、災害時の多言語による情報伝達、情報提供、それから防災対策の推進についてということで少しお願いをさせていただきたい。と言いますのも、私が住んでいる掛川市は、東海地震が大変心配な地域でありますし、それから浜岡原発の10km圏内にあると、こういう地域であります。これは掛川市民すべてが心配していることであります。そういう意味では、



本当に定住外国人含めて情報伝達がきちとなされなければならぬと、これが今掛川市が抱えている最大の課題の一つでもあると、こういうことで、各省庁の皆さんにお願いをしたいということでもあります。

国への提言ということで、東日本の大震災が発生した時、掛川市では初めて同報無線でポルトガル語それから英語による津波緊急警報の放送をいたしました。さらに避難勧告も出したわけであり、外国人がどれだけこの情報をキャッチできたかまだ追跡調査をきちとしておりませんが、避難勧告を出した段階でおお

むね10世帯の外国人の世帯の方が避難をしていただきました。

ただ、私どもが情報発信をした避難対象地域外の方が半分ぐらい避難をしてきたということでもあります。これは従前の私どものその避難訓練の仕方がまずかったということと同時に、しっかりした英語・ポルトガル、そのほか中国語、こういう伝達がやっぱりできていなかった面があると、こういうふうに思っております。ただ、最初でありましたので、まああの成果は上がったものと思っております。

こういうことを踏まえまして、国・各省庁におきましては、すべての地域において緊急災害時における同報無線やテレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話など、あらゆる媒体を活用して、外国人市民に遅滞なく重要な情報が伝達できるような、そういう全国的な仕組みをぜひ国で整備をしていただきたいというふうに思っております。

緊急時の情報の収集については、全国共通のマニュアル化を図り、迅速かつ正確に対応するためのシステムをぜひお考えをいただきたい、作っていただきたいということでもあります。

それから災害時の伝言ダイヤルの多言語化システム、これもぜひご検討をいただきたいと思っております。加えて全国の自治体に対して、定住外国人向けの防災対策の推進に関する必要な助言を行っていただきたいということ。それから、自治体の防災ネットワーク作りの取組にぜひ支援をお願いしたいと。先ほど太田市長さんからありましたけれども、支援が具体的な方策としてとれなければ、財政援助で結構でありますので、お金をいただければこう思っております。

それから先ほどもちょっと申し上げましたけれども、福島原子力発電所、それから他の原子力発電所の稼働状況とか、放射能に対することについて、多言語で説明ができるようなそういう情報提供を国の力でぜひお願いをしたいというふうに思っております。

いろんな原発に対する違った情報が受け取られるということは、特に災害時、原発も含めてパニックを起こす原因であります。そういう意味で、先ほどこれも太田市長から話がありましたけれども、福島原発事故が起こった時に、私どもの近隣の定住外国人の方もかなり帰国あるいは関西の方に行った経緯があります。これもきちとした、それぞれの多言語で情報が発信できれば、ここまで多くの人たちがその段階で避難することはなかったんだろうと、こういうふうに思っておりますので、ぜひその点もよろしく願います。

それからこれも話があったかと思っておりますけれども、災害時における各国の在日大使館、領事館の自国民への対応についてどうしたかということ、我々自治体の方にもぜひ情報をお願い

たいと。我々が定住外国人に対していろいろな情報伝達をし、これからの対応を考えたとき、領事館とか大使館からの情報に齟齬があってはまずいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

コーディネーター（山脇啓造氏）

どうもありがとうございました。

集住都市会議では昨日の研修会でもこの災害対策、防災に関する研修会を開いたところですが、日本社会全体でも関心の高い防災に関する取組に関してのご提言をいただきました。

それでは湖西市三上市長よろしくをお願いします。

湖西市長（三上 元氏）



それでは私は3分で話を終えたいと思います。

今日は各省庁の方々に対するお願いという形にしたいと思います。私は浜岡から60km離れた湖西市でございます。豊田佐吉と豊田喜一郎が生まれた工業のまちでございます。

まず、日本とブラジルの社会保障協定が成立しました。これを高く評価するとともに、御礼を申し上げたいと、外務省の方々に本当にご苦労であったと感謝をしたいと思います。ただ、まだペルーをはじめいっぱい残っておりますので、もっともっと努力をしていただきたいこともつけさせていただきます。

5点ばかりお願いが各省庁にございます。第1に外国人の方々には、健康保険だけは断固加入していただきたいわけでございます。病気になってみないわけにはいかないのです。年金制度と保険制度を分離していただきたいのです。年金はちゃんとした協定がほとんどできていないわけですから分離していただきたい。さらに事業所への実態調査を行いまして、速やかにその結果を報告し、保険に加入していない事業所に対しては罰則規定をがっちり適用して、加入を促進していただきたいと。社会保険未加入者を作らないために、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律に基づき、外国人雇用状況の届け出の提出を厳格化するとともに、外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針を厳守するよう、徹底指導を厚生労働省にお願いしたいと思います。

2つ目に、個人住民税の現年課税や所得税と個人住民税の一括源泉徴収など、外国人ばかりでなく日本人にもわかりやすい税制度にするように努力していただきたい。

3番目に、税制度や社会保障制度を正しく理解してもらうために、税務署等に通訳をぜひいっぱい配置していただきたい。言葉が通じないと説明ができません。ぜひ通訳の対応をお願いしたい。

4番目に、日本の国民健康保険を含めた社会保障制度や税制度の仕組みというのは結構説明するのに難しいんです。多言語でのものを国で作っていただいて、これだけ多くの市町が関係するわけでございますから、多言語情報をきちんと与えていただきたい。各市町で翻訳を勝手にせよというのは不親切ではないかと思えます。

5つ目に、納税義務の履行を確保するために、在留資格の更新時において地方税を含めた完

納状況を確認するなどして、未払いの防止対策を推進するとともに、公平な納税意識の高揚を図っていただきたいということを要望したいと思います。ありがとうございました。

コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございました。初めて3分以内でご報告をいただきました。

ここから府省庁の方にご報告いただきますが、ペースを戻して進めていければと思います。

席順と少し変わりますが、まず総務省の小池係長からご報告をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

総務省自治行政局国際室多文化共生推進係長（小池智広氏）



総務省の小池と申します。

これまでの総務省の取組や今後の予定につきましてお話をさせていただきます。

総務省におきましては、地域における国際化を推進する観点から、多文化共生の推進を行っております。地域の国際化といえば従来は国際交流が中心でありましたけれども、近年はまさに多文化共生が非常に大きな柱となっております。

2005（平成17）年度に山脇先生を座長とした多文化共生に関する研究会を開催し、2006年（平成18年）3月にその指針となる地域における「多文化共生推進プラン」をお示しいたしました。以後、地方公共団体における多文化共生の推進にかかる指針や計画の策定や多文化共生施策の計画的、総合的な推進について助言を行っているところであります。

お配りした資料（総務省別冊配付資料）の1ページ目に、今ご説明をいたしました多文化共生推進プランについて書かれております。次のページですけれども、こちらは各地方公共団体において策定された指針や計画の状況を取りまとめたものです。プランを受け、年々策定していただいている団体数は増えており、現在、都道府県政令指定都市レベルではほとんどすべて指針や計画が策定されております。これからも地域の実情を踏まえた取組が行われていくと考えております。

次に、資料の3ページ目は、昨年度総務省において行いました多文化共生の推進に関する意見交換会の資料が載せてあります。本日出席していただいております浜松市さんや美濃加茂市さんについての事例紹介も出ておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、資料の8ページ目をご覧ください。ここでは総務省でもう一つ取り組んでおります外国人住民にかかる住民基本台帳制度への移行について書かれております。資料にもありますとおり、昨年4月に住民基本台帳法が一部改正されまして、新制度が2012年（平成24年）7月までに施行されることとなっております。これにより外国人が住民基本台帳法の適用対象となり、外国人住民に対して基礎的な行政サービスを提供する基盤が確立されることとなっております。現在総務省におきまして、政省令の整備あるいはシステムの技術面や実務面を詰めておまして、新制度の周知、広報などにより、2012（平成24）年度の改正法の円滑な施行に向けて取り組んでおります。

また、新しい制度の周知、広報については、現在ポスターとリーフレットを作成しており、英語をはじめ5カ国語で作成する予定であります。これらポスター、リーフレットにつきましては、作成後各市町村へ送付するとともに、総務省の住民基本台帳室のホームページにも、PDF版として掲載する予定であります。

最後に、今後とも皆様のご協力をいただきながら、この住民基本台帳制度の円滑な施行に向けて総務省として取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございました。

では続いてお隣、法務省の内田審査指導官にご発表をお願いいたします。

法務省入国管理局入国在留課審査指導官（内田省二氏）



法務省入国管理局でございます。まず、行動計画の外国語で相談できる体制の整備等への取組についてご説明します。

お手元の方に一枚の両面の資料ですけれども、表にインフォメーションセンター、それから裏にワンストップ型相談センターというのがございます。外国人在留総合インフォメーションセンター及び外国人総合支援ワンストップセンターの運営によりまして外国語で相談できる体制を引き続き整備するということにしておりまして、現在この資料にありますとおり整備を図っているところでございます。

また、定住外国人が集住する地域の自治体等と連携しまして、入国在留手続き等の行政手続きのほか生活に関する相談、情報提供を多言語で行うワンストップ型の相談センターを現在静岡県浜松市、埼玉県さいたま市、東京都新宿区に設置しております。以上のような取組を通じまして、外国語で相談できる体制の整備に引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

それから先ほど市長からご提言等ございました点について2点申し上げます。

まず、新しい在留管理制度の改正の周知につきましてですけれども、これにつきましては現在入国管理局ホームページ上で日本語・英語・中国語、これは簡体字・繁体字、それから韓国語・スペイン語・ポルトガル語によって案内を行っているところであります。また、ホームページ上には、これらの言語の電子パンフレットも掲載しておりまして、印刷してご利用いただけるようにしております。

今後とも新制度の施行日、あるいは各種手続きの具体的な内容が決定した時点で、作成して配布をするということを予定しております。

ご指摘のように、制度を円滑に移行することのためには、やはりこの情報伝達が重要だという認識であります。したがって、以上のような取組も引き続き進めていきたいというふうに考えております。

つぎに、在留期間の更新時における税の完納状況の確認についてでありますけれども、この在留資格の変更あるいは在留期間の更新、これは出入国管理及び難民認定法によりまして、法

務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可するというふうに規定されております。相当の理由につきましては、この外国人の方の行おうとする活動、在留状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行っているというところで、納税義務を履行していることについても考慮しているということをご理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

コーディネーター（山脇啓造氏）

どうもありがとうございました。

では続いて、お隣の外務省の早川外国人課長お願いいたします。

外務省領事局外国人課課長（早川 修氏）



早川です。よろしく申し上げます。外務省の東日本大震災での取組について、とりまとめてご報告いたしたいと思っております。

まず、私今年の8月に着任しましたので、直接かかわったわけではありませんけれど、外国人課は直後から不眠不休で初動の対応にあたりまして、特に被災地の自治体と連携して対応したということをご報告したいと思っております。もちろんうまくいったこと、いかなかったことなどあると思っておりますし、教訓を学んで次のいつ来るかわからない大きな地震等の災害に備えるということは、先ほど各首長さんからのご指摘のとおりだと思いますので、改めて

外務省としても外国人課が明治大学等と共催で、来年の3月に東京でワークショップを開催して、地震直後の外国人支援のあり方について振り返ってみたいと思っております。

以上前置きですが、まず最初に外務省の在日外国人への支援については、お配りしてある資料で簡単に触れておりますけれど、その中で3点ちょっと補足いたします。まず、最初に外務省の職員を派遣したということについては、岩手県と宮城県に各3名、中国語のできる専門家を中心に派遣しました。福島県については、打診を外務省からしたことに対して、「特に今回はいりません」ということで、宮城と岩手に外務省員が派遣されまして、外務省の取組はその各国大使館や総領事館の動向も含めて、随時この2自治体に緊密に情報を提供したという実績がございます。

それから2点目に、安否確認の仕事がやはり最初の初動段階で一番優先度の高い仕事でして、例えばニュージーランドの地震があった時に、日本の現地の大使館・総領事館が対応したのと同様に、一義的には在日各国大使館が安否確認をやることになっておりますけれど、当然外務省や関係政府機関も全面的に各国大使館の安否確認業務を支援したということがございます。

具体的に一つだけちょっと事例を挙げますと、なかなか初動の段階では在京在日大使館から「具体的にこの人が今いないんだ」とかいう問い合わせがいっぱいきまして、その中には住所しかないもの、それから電話番号はわかるけれども、電話も通じないというようなこともございまして、具体的に外国人課の職員が自治体に問い合わせた場合に「外国人はやっぱりちょっと優先できません」と「日本国民と外国人を対等に扱います」というようなことを言われたこともございまして、なかなかそう容易な作業ではございませんでした。

極端な例かもしれませんが、外務省の外国人課員が、外国人の住所登録のある場所まではわかっているのでそれをグーグルアースで調べて、近くのコンビニの電話番号も調べてそのコンビニに直接電話して、そこに出入りしている外国人の方の安全を確認したというようなこともございました。

あと2点ですけれど、多言語化については先ほどご指摘のあった点を我々としても重く受け止めております。

実際に地震の時には資料にありますとおり、英語・中国語・韓国語でウェブサイトの情報提供しましたがけれども、今後また地震が発生した地域においては、どういうニーズがあるかわかりませんので、できるだけ我々としても現地のニーズや優先順位を踏まえてできる限りの情報提供をしていきたいと思っておりますし、今回もNHKのワールドラジオジャパンと連携して、先ほど申し上げた言語以外についても可能な限り情報提供をNHKと連携して行ったということはありましたので、今後もそういう形でできる限りのことをやっていきたいと思っております。

最後に、掛川市長からご指摘のあった点ですけれど、我々としても各国大使館や総領事館とも連携しておりますので、自国民支援の情報がきちっと自治体に伝わっているか、我々としても緊急時にそういうことがあったときに気を配っていききたいと思っておりますし、もし何かお困りのことがありましたら遠慮なく外国人課にお問い合わせ下さい。こういう人と人とのつながりを大事にしていきたいと思っております。以上です。

コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございました。

では続いて、厚生労働省の宮田課長補佐、お願いいたします。

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課課長補佐（宮田昌幸氏）



厚生労働省の宮田でございます。よろしく申し上げます。

それでは、ご提言ございました国民健康保険を含めました社会保険制度の多言語化情報の提供、こちらにつきましては現在リーフレットの配布ですとか、ホームページの掲載等によりまして情報提供を行っているところでございます。具体的には、社会保険制度の加入に関するものにつきましては、5カ国語のリーフレットを地方入国管理官署で配布しているほか、厚生労働省も協力いたしまして、財団法人自治体国際化協会のホームページに12カ国語での掲載等を行っているところでございます。

また、年金制度につきましては、現在のところ国民年金制度の仕組みにつきましては8カ国語、また脱退一時金の支給につきましては9カ国語の外国語パンフレットを作成をいたしまして、日本年金機構のホームページへの掲載、年金事務所での配布等を行うことによりましての周知徹底を図っているところでございます。今後も引き続き、多言語化によりまして情報の提供に努めてまいります。

それから社会保険制度は、未加入者を作らないため、これにつきましてはハローワークにお

きましても雇用対策法に基づきます外国人指針、こちらに基づきまして外国人労働者の雇用管理の改善を図るために事業主訪問、こちらを年間約6,000カ所行っておりまして、民間事業者に対して指導等を行っているところでございます。

また、日本年金機構におきましては、資格取得届の届け出漏れが多い傾向にある外国人就労者を多く使用する事業所に対しましては、重点的に事業所調査を実施いたしまして加入の指導を行っており、この調査経過の公表につきまして今現在検討中でございます。

また、各種年金等の調査、こちらにつきましては、もちろん速やかに集計等行いまして、公表等検討したいといったことになっております。以上でございます。

コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございます。2分を切るスピードでお話をいただきました。大変助かります。ありがとうございました。

では続いて、こちらから見て一番近くにお座りいただいている内閣府の齋藤参事官にお願いしたいと思います。

内閣府定住外国人施策推進室参事官（齋藤 馨氏）



内閣府の齋藤でございます。よろしく申し上げます。

まず、外国語による情報提供についてでございますが、内閣府におきましては日系定住外国人施策、外国人を対象といたしまして英語・ポルトガル語・スペイン語で情報提供を行う定住外国人施策ポータルサイトを運営いたしております。運営にあたりましては、本外国人集住都市会議の関係者や外部有識者の方からなる企画、運営、検討会を開催することによって、現場のニーズを踏まえた改善を図ってまいりました。

今後とも本日の会議における提言も踏まえまして、その掲載情報の充実を図ってまいりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたしますと思います。

それから、浜松市長さんからご提言のございました外国人の受け入れ方針の策定についてでございますが、私ども内閣府といたしましては、2008年（平成20年）12月以来、私どもが担当しております共生社会政策の一環ということで、日系定住外国人の教育や雇用の問題などについて対策をとりまとめるようにというご指示のもとに、この問題に取り組んでございます。ご指摘の移民政策ですとか外国人政策全般にみるような施策につきましては、我が国のあるべき将来像と合わせて、幅広い観点から検討、議論されるべきものと考えてございますので、共生社会政策部門とは別の体制や枠組みで取り扱われるべきものと考えてございます。したがって、本日いただきましたご提言につきましては持ち帰りまして、政府部内の関係セクションと幅広く情報共有をさせていただきたいと存じます。

同じく外国人庁の創設の問題でございます。

これも同様に、やはり外国人施策全般の全体の問題でございますので、私の方から政府の公式見解を述べるわけにはまいりませんけれども、一般論として申し上げますと、現在の行財政

改革、特に行政のスリム化という大方針がございますので、そのもとで新たに公府省の外局並びの組織を創設をするということに関しましてはきわめて困難かなというふうに住じます。ただ、いずれにいたしましても、この問題、つまり日系定住外国人の問題につきまして、政府としてはさらに対策を進めていく必要があると、そういう認識でございますので、枠組みのいかんにかかわらず我々内閣府がその企画立案や総合調整の機能をしっかりと発揮をして、さらに各府省と連携をして対策を推進してまいりたいというふうと考えてございます。

それから午前中のセッションで、飯田市長さんから行動計画のフラップに関してご提案をいただきました。私ども行動計画に盛り込まれた事項につきましては、日系定住外国人施策推進会議の枠組みを活用いたしまして、今後実施状況のフォローアップを行うこととしてございます。その際、フォローアップの実施に際しては、これまで皆様方からいただきましたご提案も踏まえつつも、さらに別途地方自治体関係者の方々などのご意見をお伺いする機会を設けることも検討してまいりたいと存じます。つきましては、その際にはぜひご協力の方お願いしたいと考えてございます。以上でございます。

コーディネーター（山脇啓造氏）

どうもありがとうございました。ただ今、府省庁側からのご報告が一通り終わったところで、一番最後の外国人の受け入れ方針の明確な策定、あるいは仮称外国人庁の設置というのは2009（平成21）年度、民主党政権が誕生した時に集住都市会議として緊急提言を発表して以来、強く訴えてきたところであり、集住都市会議の中でも特に鈴木市長が強くアピールしてきたところだと思いますので、改めて鈴木市長からご発言をいただきたいと思います。

浜松市長（鈴木康友氏）

今、齊藤参事官からも優等生のご回答をいただきましたので、なかなかこれはやっぱり政治家の皆さんにお話を申し上げるテーマかなと思いますけれども、先日野田総理と会いましてTPPに関する話をしましたが、そのTPPの交渉がまとまるかどうかは別といたしまして、おそらく国が国を閉じることはなく、これからどんどん開いていくんだらうと。中国・韓国を含めたASEANバッシングもございますしね。そうなってくると、ますますこれは南米系の日系人だけではなくてアジアからのニューカマーもいっぱいいくと。全国にこういう人たちが広がっていくということですから、やはりきちっと国として受け入れ方針とそれから一元的な省庁、組織の創設はこれは不可避だろうと私は思います。

先ほどなかなか今のこの行財政改革の流れの中で、新しい組織を作ることがいかなものかという話がありましたけれども、先日消費者庁もできましたし、ほかは減らしてここを作ればいいわけでありまして、スクラップアンドビルドでございますので、これは齊藤参事官よりも政治家の皆さんに言わなければいけない話でございますので、ぜひそれをまたしっかりと伝えてまいりたいと思います。

それからもう1点、今日私の方から一つ提言でございますけれども、実際今言ったように、アジアからのニューカマーがどんどん入ってまいりまして、そうした人たちが存在する都市もありますし、オールドカマー例えば大阪市のそうした中でこうした多文化共生に取り組んでいる都市もございます。また、最近では、ヨーロッパとかあるいはアジアの中では韓国なども多

文化共生に非常に熱心に取り組んでおりまして、集住都市会議のメンバー以外のこうした国内外の多文化共生に取り組む都市との連携というものは必要になってくるかなと。特に、多文化共生を都市にとって大きな問題だという考えよりも、むしろこれを都市の活性化とかあるいは活力に転換をさせていこうと、こういう方向性を持った多文化共生の施策の推進がございまして、ぜひこれを、今日の会員都市の皆さんにも問題提起をしたいと思っておりますし、またそういう連携につきましては、外務省等の方にもご理解をいただければと思います。以上でございます。

コーディネーター（山脇啓造氏）

どうもありがとうございました。

ただ今集住都市会議は10年の歴史があるわけですが、さらに前進をして、より幅広い形での国内あるいは海外の自治体との連携を進めていったらどうかというご提言がありました。実は来年1月に国際交流基金と「インターカルチュラルシティ」を推進する欧州評議会との共同共催による多文化共生都市サミットが予定されておりまして、鈴木市長には日本の多文化共生都市を代表してご参加いただくことになっております。私もファシリテーターとして参加する予定ですが、鈴木市長には、国際的な観点から都市連携を進め、多文化共生都市づくりにさらにリーダーシップを発揮していただければと思います。

少し話が行動計画から離れてしまったかと思っておりますけれども、これまでの府省庁サイドのご報告ご説明を聞いた上で、集住都市会議首長の皆さんからご質問ご意見等ございましたら、自由に残った時間にご発言いただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

太田市長（清水聖義氏）

私たちが問題視していたのは出稼ぎのニューカマー。出稼ぎという言い方がいいか悪いかわかりませんが、やっぱり労働力として必要であったということから始まったいろんな問題点が出てきたわけですが、今は考えてみますとほとんど市民ですね。いわゆる外国人という考え方から市民という考え方に変わりつつあると私は思うんです。ですから国がさっきちょっと交付金の話しましたが、何でも国が出しゃばればよいというものではない。我々市長が要望をしても、要望というのはもう本当に要望でありますので、こういう上下関係みたいな形が外国人に対して本当にいいのかなと思います。これは雇用についても、ハローワークが頑張ってくればそれで我々は知らん顔していればいいわけですが、でも現実問題としてそれでそこにいる市民、そこにいる市民ですね、その人たちが満足することができるかということが、結構教育でもあらゆる分野、雇用でもあるいは社会保障についても言えると思うんです。ですから、もっと市を出しゃばらせるような形で国が対応すればいいんじゃないかと私は思うんです。総体的にですよ。

だから各省庁がこんなにいっぱい出てきて、あれこれ言う必要もあんまりないんですね。「あんた任せからやってくれ」と言えばそれが一番市民に直結する。生活、生活者というのはそういうものです。だから、高所大所からということからちょっと離れた方がいいんじゃないだろうか。内閣府の参事官いかがでしょうか。

コーディネーター（山脇啓造氏）

今ご指名がありましたので、齊藤参事官お答えいただけるでしょうか。

内閣府定住外国人施策推進室参事官（齊藤 馨氏）

おそらく答えにくいということをよくご存じでお聞きになっているかと思いますが、やはり政府そのものは各政策分野ごとに担当の省庁が決まっておりますので、まずおっしゃっていただいたことのうちそれぞれの分野ごとに仕組みがニーズに本当に合っているのかどうかと。逆にニーズに合わせるために何をどういうふうに変えていけばいいのかというふうなところは、それぞれの市長首長または実施されている方の間でご議論いただくなり工夫をいただく中でさらに進んでいこうと。

ただ、さっきの交付金、まさに分野を全く念頭に置いていないんだと思いますけれども、そこまでいくなかなか今の国の仕組み上、一気にそこまでどうしたらそういう仕組みができるのかというようなのははっきり申し上げて答えがないということです。つまりそれぞれの分野ごとであれば担当があって、その分野ごとを束ねる内閣府というふうな仕組みになっています。したがって、我々も束ねるものがないところで、日系定住外国人施策丸ごとどうぞというふうにはすぐにはいきませんので、まさに今の枠組みの中でどんどん施策を進めていただく中で、手直しするべきところをご提案いただくというのが現実的な進め方ではないかと正直考えております。

コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございました。

今三上市長の手が挙がりました。お願いいたします。

湖西市長（三上 元氏）

じゃあ私の方からちょうど今束ねるというのが難しいという話が出たので、ぜひ私は法務省がその辺をうまくリーダーシップをとっていただきたいなというふうに思うんですね。法務省というのは、やっぱり法律を決めて動かす仕組みを作ることなんですね。作って動かなかつたら作ったのはおかしいんですよ。

だからうまく作っていただきたいのは、まず日系人を優遇するという制度が大方針で決まって、日系人がいっぱい入ってくるようになった。そうしたらその日系人子女に対しての教育はしっかり受ける権利があるんですという形のをきちんとしてほしいし、そして関係府省庁が動きやすいように各法律を整備していただいて、動かなかつたら動けるような法律にしていこう。ぜひ私は、法務省のリーダーシップを期待したいというふうに思う次第でございます。以上です。

コーディネーター（山脇啓造氏）

どうもありがとうございました。

今、法務省こそが束ねるリーダーシップをとってはどうかというご発言がありましたけれども、コメントいただけますでしょうか。

法務省入国管理局入国在留課審査指導官（内田省二氏）

法務省は名前のおりそれは法務省なんですけれども、だからといってすべてのそれぞれの

省庁の法律を所管しているというわけでもございません。

私ども法務省は、外国人という点でいえば、これは出入国管理及び難民認定法あるいは現在の外国人登録法、これのみを所管しているというところでもございまして、そのところはやはりとりまとめということになると、現在の体制がやはり一番合っているのではないかなという認識でございます。

コーディネーター（山脇啓造氏）

法務省は今年3月に第4次入管基本計画を策定し、その中に「外国人との共生社会の実現に向けた取組」という項目がございます。その中で、関係府省庁と連携を深め、共生社会実現に向けて取り組んでいくことが重要であるという一節がございますけれども、こうした方向性について何か法務省で具体的な動きはございますでしょうか。

法務省入国管理局入国在留課審査指導官（内田省二氏）

それは今現在の取組の中で、関係省庁とそこはやはり連携した上で取り組んでいきたいという趣旨でございます。

コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

掛川市長（松井三郎氏）

今、防災対策の話をしましたのでそれに関連して。

外務省の早川さんの方からは、大使館、領事館とも情報提供はきちっとやるようにというお話も伺いましたので、ぜひそれを進めていただきたいということ。

それから安否確認とかいろいろな話がありますが、私がお願いをしたのは、外国人に対する防災対策を、防災対策というのは事前のものも含めて入るわけでありますので、これを所管するところが今日お集まりの皆さんの中であるのか、基礎自治体がたたかれながら全部やらなければいかんのですよ。外国人、日本人、災害弱者、高齢者、障がい者、何でもかんでもということでありますので、そういう意味ではその外国人の防災対策をこれからきちっとある意味では支援すると、基礎自治体を支援するという機能をどこかで整理する。これは消防庁とかそういうところになるのかどうかわかりませんが、ぜひそういうとりまとめをして、先ほど言った共通のいろいろなマニュアル化を進めていくというような取組をぜひしていただきたい。

それからもう一つは、先ほどもちょっと言いましたけれども、原発に対するこの情報、きちっとした正確な正しい情報発信、これはもう政府がやらしてもらわないといろんな情報が入ってきて、先ほど申し上げましたように、もう福島原発が爆発したら、私の静岡県の掛川市の外資系の企業も海外に行くし、他の人が関西より向こうに行くしというような。現実には起きているんですね。だからここは改めて、こんな事故なんかもう二度とないと思っていますけれども、あった場合にはこういう情報を英語・中国語、それからスペイン語・ポルトガル語等々しっかり流れるような形をぜひ一度しっかり検討していただきたいと思います。

コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございました。

今、消防庁の名前が出ましたけれども、消防庁所管は総務省になるかと思えますけれども、消防庁でこうした方向の取組というのは今どうなっているか少しご紹介いただけますでしょうか。

総務省自治行政局国際室多文化共生推進係長（小池智広氏）

消防庁につきましては、事前に今日こういう会議であるということで相談をしてきました、消防庁からの回答をいただけてきましたので、ここで読み上げさせていただきます。

消防庁では、地方自治体における外国人住民向けの防災対策を一層推進するための留意点を取りまとめた通知を2009年（平成21年）3月に発信しており、各自治体を取組を促しているところです。また、今年3月に取りまとめられた行動計画に基づき、今年の5月に発信しました風や水の水害対策の強化に関する通知を出しまして、防災知識の普及、啓発の実施にあたっては、外国人に配慮した内容になるように、各自治体をお願いしております。

また、今年度中に消防庁のホームページの防災に関する外国人向けのサイトを多言語化、中国語・韓国語・ポルトガル語に対応することを予定しております。引き続き地方自治体における外国人向けの防災対策の支援を努めてまいりたいというのが、消防庁からの回答です。以上です。

コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございました。

終了まで残り時間2分となってしまいましたけれども、どうぞ。

太田市長（清水聖義氏）

言葉を多国語で書けば多文化で皆さんに伝わると思ったら大間違いで、伝わらないんですよ。というのは、今回の災害の時、群馬県の場合には沼田市方面にセシウムがたくさん降ったことや、桐生方面にたくさん降るとか誰も教えてくれないんですね。国が最近になってわかったのがそういう状況で、全然風の流れとか、放射能の流れとか、全く実はわからない状態でやっているわけですよ。ですが外国人の方が全然早いですね、情報のキャッチが、どういうわけだか。どこからの情報かわかりませんが、日本人には教えないで外国人だけに教えているんですよ。だからそういう体制から脱皮しなくちゃいけないんですよ、まず。

私はこの災害情報については、日本人も外国人も同じだと思うんですよ。今、浜岡原発を抱えているとの話がありましたけれども、これなども外国人に知らせようと外務省が一生懸命頑張っても内部では誰も教えないというやり方をやっていたら、これはもう沼田の人だって、昨日市長会をやりましたけれども、悩んでいましたよ。除染にしたって「何で群馬県で除染しなきゃいけないんだ」という、こういうのが情報が非常に悪いんですよ。ぜひ外国人と同じように日本人も取り扱っていただければ大変ありがたいと、そういうことであります。

コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございました。

ほかの市長さんよろしいでしょうか、最後にもし何か一言あればお伺いしたいと思います。よろしいですか。

ありがとうございました。このブロックは、進行の都合で台本通りに進まないところもありますが、その分首長さんにご自由にご発言いただき、フロアの皆さんにとってはおもしろい

議論となったかもしれません。

太田市長（清水聖義氏）

最後に一言ですけれども、来年も飯田市が座長市を行っていただき、東京で会議を行うと思うんですけれども、その次からは今日お集まりの首長さんをお願いしたいんですが、浜松が座長で一括してやると、鈴木市長がいる限り浜松で座長をやる。ぜひ後で検討していただければと思います。以上です。

コーディネーター（山脇啓造氏）

ありがとうございました。

ただ今のブロックのディスカッションを受けて、コーディネーターとして2点だけ申し上げたいと思います。

一つは、今回このブロックの中で「災害」ということが大きなテーマになりましたが、災害というのは生命にかかわることであり、生命の尊さという点では日本人であろうが外国人だろうが変わらないという観点にたつならば、災害という切り口から多文化共生社会づくりに向けて、新しい一歩を踏み出すことができるのではないかと感じました。

もう一つは、首長さんの中から「もう外国人ではないんだ」、「住民なんだ」あるいは「市民なんだ」という発言がありました。政府においても日系定住外国人施策の行動計画を策定し、日系人が定住しているという前提に立ってアプローチするという、一歩進んだところにきていると思いますけれども、さらに日系人という限定を超えて、集住都市会議が求めているように広く外国人全般に関して定住者として、あるいは市民として、住民として受け止めて取組を進めていただければよいのではないかと感じました。

それではこれもちまして、群馬・静岡ブロックのセッションを終了させていただきます。どうもありがとうございました。

総合司会（池上重弘氏）

ご登壇の皆様、山脇先生、どうもありがとうございました。

これもちまして本日の三つのセッションは終了いたしました。そろそろフィナーレへと進んでまいりたいと思います。正副首長の皆様、暗転になる前にステージ上にお上りいただければと思います。よろしく申し上げます。

○フィナーレ



総合司会（池上重弘氏）

それではフィナーレでございます。

外国人集住都市会議座長都市の飯田市の牧野市長から、飯田メッセージを読み上げていただきます。

今年発足11年目を迎えた外国人集住都市会議は、「多文化共生社会をめざして～すべての人がつながり、ともに築く地域の未来～」をテーマに、2年間取り組んでまいります。本日まで参加いただきましたすべての皆様と日本社会へ向けてのメッセージでございます。

それでは、牧野市長、よろしくお願いいたします。

飯田市長（牧野光朗氏）

外国人集住都市会議いいだ2011メッセージ。

1990年の出入国管理及び難民認定法の改正から20年余りが経過した現在、日本に住む外国人住民を取り巻く社会状況は大きく変化してきました。特に、リーマンショックに端を発した経済危機や東日本大震災の影響による雇用情勢の悪化は深刻さを増しており、会員都市においては年々増加していた外国人登録者数が減少に転じている状況です。しかし、このような状況においても帰国することなく、定住・永住を希望している外国人住民も数多くおり、2011年6月末の外国人登録者数は209万人を超えています。

このような中で、外国人集住都市会議は、2001年「浜松宣言」、2002年「共同アピール」、2004年「豊田宣言」、2006年「よっかいち宣言」、2008年「みのかも宣言」、2010年「おおた宣言」の理念を受け継ぎ、10年間活動をしてきました。この間、外国人集住都市会議が発足当初から国に要望し続けてきた外国人登録制度の見直しが図られ、基礎的行政サービスを提供する基盤となる改正住民基本台帳法に基づく制度が来年7月から実施されることとなっています。

外国人集住都市会議発足11年目の新たなステージを迎える今、これまでの成果を踏まえ、未だ解決されていない課題や時代の変化により浮き彫りにされてきた新たな課題の解決に向けて、会員自らの取組を進めるとともに、引き続き国や関係機関に提言していくことが求められています。このため会員28都市が群馬・静岡、長野・岐阜・愛知、三重・滋賀・岡山の3つの地域ブロックに分かれ、それぞれ「防災」「子どもの教育」「地域コミュニティの構築」の課題について研究を行っています。

本日の会議では、国が今年3月末に策定した「日系定住外国人施策に関する行動計画」の分野別政策についてブロック毎に検証し、各都市の現状と課題に即応したより実効性のある施策となるよう提言をいたしました。こうした施策を推進し、地域における多文化共生社会を実現するためには、国と現場を抱える自治体がさらに連携を深めるべきであると私たちは考えています。

外国人集住都市会議では、この2年間のテーマを「多文化共生社会をめざして ～すべての人がつながり、ともに築く地域の未来～」と決めました。地域に暮らすすべての人々や団体やつながり、地域や子どもたちの未来を考え、お互いが支え合いながら暮らしやすい地域をともに築いていくための取組がたゆみなく進むことを願い、メッセージといたします。

2011年11月8日、外国人集住都市会議。以上であります。

総合司会（池上重弘氏）

牧野市長、力強い決意を込めた熱いメッセージをありがとうございました。

それでは、本日お越しの府省庁の皆様を代表いたしまして、内閣府定住外国人施策推進室参事官齊藤様にこのメッセージを受け取っていただくことといたします。齊藤様、どうぞご登壇をお願いします。

ここに、自治体と国とが、多文化共生社会の実現を目指して、ともに各施策を推進していくことを誓うことができました。ありがとうございました。

これをもちまして、「外国人集住都市会議いいだ2011」のすべての日程が終了いたしました。本日は長時間にわたり400名を超える皆様にご参加をいただきました。改めて感謝を申し上げます。

本日は、ありがとうございました。



資料編

- 外国人集住都市会議いいだ2011資料（当日配付資料）

外国人集住都市会議いいだ2011メッセージ

第Ⅰ部 外国人集住都市会議の取組

第Ⅱ部 「日系定住外国人施策に関する行動計画」の研究報告・提言

三重・滋賀・岡山ブロック

長野・岐阜・愛知ブロック

群馬・静岡ブロック

第Ⅰ部資料

群馬・静岡ブロック

第Ⅱ部資料

三重・滋賀・岡山ブロック

長野・岐阜・愛知ブロック

- 省庁関係資料

- 内閣府

- 総務省

- 法務省

- 外務省

- 文部科学省

- 文化庁

- 外国人集住都市会議の概要

- 多文化共生社会の推進に関する提言（2011.7提出）

- 多文化共生社会の推進に関する提言書

- 多文化共生社会の推進に関する提言書 補足資料

多文化共生社会をめざして

— すべての人がつながり ともに築く地域の未来 —



外国人集住都市会議

伊勢崎市・太田市・大泉町・上田市・飯田市・大垣市・美濃加茂市・可児市・浜松市
富士市・磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・菊川市・豊橋市・豊田市・小牧市・知立市
津市・四日市市・鈴鹿市・亀山市・伊賀市・長浜市・甲賀市・湖南市・総社市

外国人集住都市会議 いいだ2011メッセージ

1990年の出入国管理及び難民認定法の改正から20年余りが経過した現在、日本に住む外国人住民を取り巻く社会状況は大きく変化してきました。

特にリーマンショックに端を発した経済危機や東日本大震災の影響による雇用情勢の悪化は深刻さを増しており、会員都市においては年々増加していた外国人登録者数が減少に転じている状況です。しかし、このような状況においても帰国することなく定住・永住を希望している外国人住民も数多くおり、2011年6月末の外国人登録者数は、209万人を超えています。

このような中で、外国人集住都市会議は、2001年「浜松宣言」、2002年「共同アピール」、2004年「豊田宣言」、2006年「よっかいち宣言」、2008年「みのかも宣言」、2010年「おおた宣言」の理念を受け継ぎ10年間活動をしてきました。この間、外国人集住都市会議が発足当初から国に要望し続けてきた外国人登録制度の見直しが図られ、基礎的行政サービスを提供する基盤となる改正住民基本台帳法に基づく制度が来年7月から実施されることとなっています。

外国人集住都市会議発足11年目の新たなステージを迎える今、これまでの成果をふまえ、未だ解決されていない課題や時代の変化により浮き彫りにされてきた新たな課題の解決に向けて、会員自らの取り組みを進めるとともに、引き続き国や関係機関に提言していくことが求められています。このため、会員28都市が群馬・静岡・長野・岐阜・愛知、三重・滋賀・岡山の3つの地域ブロックに分かれ、それぞれ「防災」「子どもの教育」「地域コミュニティの構築」の課題について研究を行っています。

本日の会議では、国が今年3月末に策定した「日系定住外国人施策に関する行動計画」の分野別政策についてブロック毎に検証し、各都市の現状と課題に即応した、より実効性のある施策となるよう提言をいたしました。こうした施策を推進し、地域における多文化共生社会を実現するためには、国と現場を抱える自治体がさらに連携を深めるべきであると私たちは考えます。

外国人集住都市会議では、この2年間のテーマを「**多文化共生社会をめざして～すべての人がつながり、ともに築く地域の未来～**」と決めました。地域に暮らす全ての人々や団体がつながり、地域や子どもたちの未来を考え、お互いが支え合いながら、暮らしやすい地域をともに築いていくための取り組みが、たゆみなく進むことを願い、メッセージといたします。

2011年11月8日

外国人集住都市会議

第 I 部

外国人集住都市会議の取り組み

1 外国人集住都市会議の設立趣旨

外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として設立するものである。

また、外国人住民に係わる諸課題は広範かつ多岐にわたるとともに、就労、教育、医療、社会保障など、法律や制度に起因するものも多いことから、必要に応じて首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言や連携した取り組みを検討していく。

こうした諸活動を通して、分権時代の新しい都市間連携を構築し、今後の我が国の諸都市における国際化に必要な外国人住民との地域共生の確立をめざしていく。

(2001年5月7日)

2 外国人集住都市会議の取り組み

2001年、浜松市の呼びかけにより趣旨に賛同する13都市から発足したこの会議も、現在では28都市が参加する大きな組織となり、顕在化する課題を整理するとともに、日本人住民と外国人住民が地域で安心してともに暮らせる多文化共生を目指し、鋭意情報交換や研究を行ってきたところである。

公開首長会議においては、2001年「浜松宣言」、2002年「共同アピール」、2004年「豊田宣言」、2006年「よっかいち宣言」、2008年「みのかも宣言」、2010年「おおた宣言」として、地域の課題を具体的な提言やメッセージとして発信するとともに、必要に応じて国や関係機関に制度改革などを求めてきた。

外国人集住都市会議におけるこれまでの提言内容



- (1) 外国人住民が生活や就学・就労に必要な日本語を習得するための機会の保障
- (2) 外国人の子どもの就学の義務化
- (3) 外国人の子どもたちの日本語学習機会の保障や公立学校の受け入れ体制や日本語指導体制の充実
- (4) 外国人学校への日本語教育の充実や支援、中学校卒業程度認定試験制度の見直し
- (5) 外国人の労働環境の整備や改正労働者派遣法の効果的な実施
- (6) 外国人労働者の社会保険・労働保険加入に関する措置
- (7) 外国人登録制度や医療保険制度の見直し、社会保障制度の充実
- (8) 省庁間の政策を統合的に調整する組織（仮称 外国人庁）の設置
- (9) 外国人受け入れ方針の明確化や多文化共生の実現に向けた取り組みの推進 等

災害時相互応援協定の締結



昨年11月の外国人集住都市会議東京2010において、全会員都市間による「災害時相互応援協定」を締結し、3月11日に発生した東日本大震災の際には、会員間での支援の申し出や多言語情報の提供が行われた。

3 新たなステージを迎えて

多文化共生社会をめざして ～すべての人がつながり、ともに築く地域の未来～ 

外国人集住都市会議が発足してから 10 年間、外国人を取り巻く環境や社会情勢は著しく変化し、特にリーマンショックによる経済危機や東日本大震災などにより、言葉や文化・習慣の異なる外国人が受けた影響は計り知れない。このような厳しい状況下においても、帰国することなく日本に住み続けたいと希望する外国人住民が少なくない中、外国人集住都市会議は発足 11 年目という新たなステージに立った。

国籍はブラジルやペルーであっても、日本で生まれ育っている子どもや日本の生活が母国での在住期間を超えているという若者が多く実在する現実を見据えたとき、彼らとともに地域の未来を考えるべき時期が来ているのではないだろうか。

2011 年～ 2012 年の 2 年間は、各地域において、「人と人とのつながり」を大切にする取り組みを進めると同時に、各都市間や国、県、経済界など各種関係機関が連携して多文化共生社会の実現に向け、ともに未来を創造していくという願いを込めて、「多文化共生社会をめざして ～すべての人がつながり、ともに築く地域の未来～」というテーマを設定した。

また、外国人集住都市会議の 28 都市を 3 つのブロックに分け、次のような各テーマを掲げ、調査研究しているところである。



群馬・静岡ブロック

群馬県：伊勢崎市、太田市、大泉町

静岡県：浜松市、富士市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市

テーマ

「多文化共生社会における防災のあり方 ～災害弱者をつくらないために～」



長野・岐阜・愛知ブロック

長野県：上田市、飯田市

岐阜県：大垣市、美濃加茂市、可児市

愛知県：豊橋市、豊田市、小牧市、知立市

テーマ

「外国人の子どもの教育について ～未来を切り拓く学びの保障～」



三重・滋賀・岡山ブロック

三重県：津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市

滋賀県：長浜市、甲賀市、湖南市

岡山県：総社市

テーマ

「外国人住民とともに構築する地域コミュニティ
～互いに支えあえる豊かな地域づくりのために～」

第Ⅱ部

「日系定住外国人施策に関する行動計画」の 研究報告・提言

2008年秋の世界的な金融危機は、日本経済にも影響を及ぼし、雇用情勢の悪化は雇用環境が不安定な日系人をはじめとする定住外国人については生活基盤である仕事を奪われるなど、大きな社会問題へと発展した。また、今年3月に発生した東日本大震災では、日本語が不十分な定住外国人への正確かつ迅速な情報提供の難しさ等、あらたな課題が浮き彫りとなった。

政府は、2009年1月内閣府に定住外国人施策推進室を設置し、厳しい雇用状況の悪化への対策として、2009年4月「定住外国人施策に関する対策の推進について」をとりまとめ、また2010年8月には「日系定住外国人施策に関する基本方針」、2011年3月には「日系定住外国人施策に関する行動計画」を策定した。

基本方針や行動計画の策定は、長年にわたり外国人集住都市会議が要望してきたことである。さらに、この行動計画に示されている各施策が着実に実施されるとともに、多文化共生を進めるうえでの各課題を解決するためには、国等との連携により、現場の実情をふまえた意見がより反映されるものとなる必要があるとして、外国人集住都市会議では、今年4月より3つの地域ブロックで、分野別に研究を重ねてきた。その結果について発表・提言する。

- ・ 日本語で生活できるために必要な施策
- ・ 安定して働くために必要な施策
- ・ 子どもを大切に育てていくために必要な施策
- ・ 社会の中で困ったときのために必要な施策
- ・ 推進体制ほか必要な施策

三重・滋賀・岡山ブロック

「日本語で生活できるために必要な施策」について

1 現状と課題

現在、外国人住民が日本語を習得する手段の1つに、各地域のNPOや国際交流協会等が運営する「日本語教室」がある。しかし、その担い手の多くは地域のボランティアであるとともに、学習者の日本語能力の基準も、その判定方法も確立されておらず、各教室に任されているのが現状である。

こうした中、昨年度文化庁から『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案』が示されたことは評価できる。しかしながら、カリキュラム案に沿った指導を行う人材の育成、カリキュラム案の実用化の進め方及び実施時期は依然として明確になっていない。

そこで本年7月、外国人集住都市会議は関係省庁に対し、「多文化共生社会の推進に関する提言書」を提出し、日本語教育の総合的推進にあたっては、自治体の意向が反映できる仕組みとすることや、当面、日本語教室の設置運営、日本語指導者の養成、ボランティアを対象とした実践的研修の推進などに必要な予算措置を要望したところである。

これらに加え、2012年7月に改正住民基本台帳法が施行されることにより、外国人住民の転入・転出に関する制度が整備されるのを契機に、自治体に転入する外国人で日本語学習ニーズの高い者に対して日本語講習への参加を奨励し、持続的に日本語学習を支援する必要がある。

同時に、外国人住民の日本語学習意欲を喚起し持続させるには、出入国管理行政において、日本語能力の高い外国人については、在留資格の有効期間延長や、永住権の早期取得等、効果的な優遇措置を制度化することも有効であると考えられる。

日本語能力が十分でない外国人従業員に対し、企業が日本語学習の機会を与えることは、企業の社会的責任と考えられるが、現状では自らが日本語教室を運営している企業は少なく、日本語学習費用の負担を企業に求めることは容易ではないが、外国人従業員に日本語学習のための時間的便宜を図ることを含め、企業に社会的責任への理解と協力を求めていく必要がある。

そもそも、外国人住民の日本語能力の不足は、日常生活の不便だけに留まらない。これらの人々を良好な就業機会から排除し、所得の改善を遅らせ、貧困を増大させるなど社会的な影響は甚大である。したがって国は、外国人住民が適切な行政サービスを受け、また納税などの義務を果たすことができるよう、日本語学習の機会を保障する法制度を確立し、多文化共生社会の実現をめざすべきである。

2 28 都市の取り組み

全ての会員都市において、様々な形態により「日本語教室」が実施されている。中でも豊田市では、名古屋大学、豊田市国際交流協会、地域、企業の協力のもとに、生活者に必要な日本語習得を支援することを目的として「とよた日本語学習支援システム」を構築し、その普及に取り組んでいる。また、文化庁より示された『「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案』については、多くの都市において関係者を集めた研修会等を開催し、内容の周知や課題等の情報共有を行っている。

太田市、大泉町、飯田市、浜松市、掛川市、磐田市、湖西市、菊川市、豊橋市、豊田市、津市、四日市市、長浜市においては「導入教育（オリエンテーション）」を実施し、転入時や各種手続き等に訪れた外国人住民を対象に、各種制度や生活ルールについての説明等を行うとともに、日本語教室の紹介や日本語学習を支援するための情報提供を行っている。

3 提言

(1) 日本語教育の総合的な推進体制の整備等

① 国への提言

- ・「日本語教育推進会議」及び「日本語教育関係府省連絡会議」については、積極的にその情報を公開するとともに、構成メンバーに外国人集住地域関係者等を加え、地方の意見が反映できる仕組みを導入する。また、日本語教育の推進体制を整備するにあたっては、予めそのスケジュールや方法を明らかにする。
- ・文化庁の『「生活者としての外国人」のための日本語教育の標準的カリキュラム案』に加え、例えば、とよた日本語学習支援システムによる多段階の日本語能力基準とその測定方法なども参考にし、国として、早期に日本語能力基準とその判定方法を導入する。その際、日本語学習カリキュラムについては、目的（生活・就学・就労など）や習熟度の異なる学習者を想定し、多段階での基準設定を行う。ただし、当面の措置としては、「生活者としての外国人」のカリキュラムに基づいた日本語教室指導用教材の早期開発及び地域の日本語教室への配布を行う。
- ・日本語教師及び日本語教室の運営、実務担当者であるコーディネーターの養成のための講習会を地方でも開催し、その参加者に対し広く資格を付与することで、自治体や企業などがこれら人材の任用を行えるような制度の導入をめざす。
- ・外国人集住都市など自治体や、日本語教育機関、地域の NPO の意見も反映しつつ、一定期間以上日本に滞在が予定される外国人について、日本語学習機会を保障するための総合的な法制度を検討する。

② 経済界への提言

- ・外国人を雇用する企業による日本語教育への支援を、企業の社会的責任の一つと位置づけ、企業内日本語教室の実施や日本語学習のための労働時間面の配慮などに対する社会的評価を高めることにより、外国人住民も重要な構成員とする持続可能な社会の形成に貢献する。

(2) 各種手続きの機会を捉えた日本語習得の促進

① 国への提言

- ・情報を受け取る側の外国人住民の情報リテラシーに配慮し、関係法令のみならず、様々な政府広報について、多言語化と多様な媒体の活用を促進する必要がある。こうした中で、「日本語学習・生活ハンドブック」を広範に配布し活用できるよう増刷をする。
- ・入国前の外国人に対する日本での生活情報の提供は重要であることから、今後も在外公館と連携し、積極的な情報提供を行う。特に、情報提供の内容として、外国人が長期に日本に居住する可能性を考慮し、地域における「多文化共生」を、日本の外国人受け入れの理念及び実務として説明する等、内容の拡充を行う。
これに加え、法令の概要、国の権限と地方自治、外国人の権利と義務、雇用のルール、災害発生時の対応、権利侵害の場合の救済機関や日本語習得の支援等、重要な情報を外国人に提供する導入教育（オリエンテーション）を設け国の制度として位置づけ、これを地域レベルで運営し、地域に居住する外国人に受講を勧奨できるようにする。

三重・滋賀・岡山ブロック

「安定して働くために必要な施策」について

1 現状と課題

2008 年秋に発生した世界的な経済危機は、外国人集住都市に暮らす外国人住民の雇用情勢にも大きな影響をおよぼした。更には本年 3 月に発生した東日本大震災により、一部で回復傾向が見られた外国人住民を取り巻く経済情勢は、製造業を中心に再度の打撃を受けることとなり、あらためて外国人住民の不安定な雇用実態が露呈した。

今や地域社会の一員であり、地域経済の担い手である外国人住民にとって、職を失うことはすなわち、地域において生活基盤を失うことである。また、その日本語能力の不足や職業資格の未取得が雇用機会を狭め、社会的排除の要因となることも少なくない。緊急経済対策として導入された日系人就労準備研修は、日本語の習得や雇用慣行などに関し学習機会を提供してきたが、その学習効果がどの程度就労に結びつくものかの検証も重要である。また、雇用形態においては正社員雇用が縮小し有期雇用が増加する傾向が続いている。今こそ、外国人が正規雇用で就労する可能性を向上させるため、その日本語能力に配慮しながら、職業訓練を強化する施策が重要となる。

一方、外国人住民の暮らしを不安定にする他の要因として、依然として、雇用保険や健康保険への未加入の問題がある。新たな問題解決への糸口として、2012 年 7 月に外国人にも適用される改正住民基本台帳とともに、現行の外国人雇用状況届を最大限に活用し、地域における自治体とハローワークの協力のもと、効果的に無保険者を発見し加入率向上を図るべきである。

また、先般、ブラジルとの社会保障協定締結により、年金の通算措置が講じられるなど、一定の前進があったが、今後とも、年金制度が外国人住民にとってさらに加入しやすいものとなるよう改善の必要がある。

しばしば、外国人は有期雇用契約で雇用されることによって、不安定な就労と生活に追い込まれ、社会的弱者となりやすい。そこで、外国人の雇用管理を改善し、有期雇用契約の濫用を抑制し、可能な限り、雇用保険と健康保険のセーフティネットに取り込み、生活を安定させる必要がある。これらの施策により、地域において、多様な文化を背景に持つ外国人住民一人一人の個性が生かされ、かつ安定した雇用と生活が確保できる社会を実現することが望まれる。

2 28 都市の取り組み

全ての会員都市において、財団法人 日本国際協力センター（JICE）による日系人就労準備研修が実施されており、多くの都市が、その会場の確保や講師の派遣について協力を行っている。なかでも、飯田市は、運営に係るスタッフの支援に加え、工場見学などの仲介により、企業における多文化共生の意識啓発を積極的に行っている。

多くの会員都市がハローワークとの連携や協力体制を行っており、太田市、大垣市、美濃加茂市、浜松市、富士市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市、小牧市では市庁舎内で、豊橋市、総社市においてはハローワークなどの施設内で「ワンストップサービス」を実施している。

上田市では「上田市多文化共生推進協会」、豊橋市では「豊橋市多文化共生推進協議会」、豊田市では「豊田市多文化共生推進協会」へハローワークにも参画してもらい、多文化共生の中でハローワークが果たす役割についてなどの協議を行っている。

浜松市では企業や地域経済団体、行政関係機関が連携して、外国人の就労支援に取り組むことをめざして「外国人就労関係研修会」を開催し、情報交換や協議を行っている。

四日市市では「日系人就業支援連絡会議」（ハローワーク四日市主催）に参加し、ハローワーク職員と共に、外国人を雇用する企業を訪問し、適正雇用の啓発や情報交換等を行っている。

また、総社市では、本年から「倉敷中央公共職業安定所総社出張所（ハローワーク総社）」と協働した「就労支援ルーム」をハローワーク内に設置した。自立支援推進員や通訳（ポルトガル語）等による「就労支援チーム」が、就労支援の必要な日系外国人住民に対し、履歴書等の作成指導、個別求人開拓、同行紹介、生活相談、カウンセリング等を一体的に実施し、早期再就職による経済的自立に向けた取り組みを開始したところである。

3 提言

（1）仕事に必要な日本語の習得などを図る職業訓練等



① 国への提言

- ・日系人就業準備研修については、単年度ごとの予算措置による緊急経済対策から、雇用対策法または雇用保険法の雇用安定事業に基づく恒久的な雇用対策事業に改める。これに伴い、研修内容を見直し、就労に必要な日本語能力を多角的に評価し、外国人の就労を促進する。

また、実施にあたっては各地域の実情に合った講座内容で開催し、効果的な研修を行うため、地域の日本語教室等と連携を図る。

- ・外国人が日本語能力を有しないことを理由に、雇用の場から排除されることを防止するため、職業訓練にあたっては、ニーズの高い分野を中心に通訳を配置し、外国語による技能資格の受験機会の拡大を支援する。

② 県への提言

- ・国や企業と連携し、県内での外国語による職業訓練の受講や、外国語による技能資格試験の受験を促進する。

③ 経済界への提言

- ・企業においては、地域に居住する外国人に職業訓練の機会を与えて、その資格取得を支援するとともに、資格取得後の雇用を確保する。また、関係する業界団体は、職業訓練の実施にあたり、通訳の確保や外国語による受験機会の拡充のため、実施機関を支援する。

（2）ハローワークにおける多言語での職業相談



① 国への提言

- ・外国人集住地域を管轄するハローワークには、専門性の高い通訳・相談員を配置する他、外国人求職者に適した求人の選別や端末の多言語化など外国人に使いやすい職業紹介システムを構築する。

- ・ ハローワークと地方自治体による外国人求職者支援を効果的に実施するため、外国人集住都市会議の意見も聞きながら、国と地方自治体の協働のための法制度の検討を行い、早急に複合的支援を可能にする制度整備を行う。

(3) 外国人の就労の適正化

① 国への提言

- ・ 契約の途中における解雇や契約更新の停止をはじめとする有期雇用契約の濫用を抑制するため、法制度の見直しを急ぐとともに、解雇又は雇止めされた労働者の支援のため、雇用保険未加入者に対する失業給付の柔軟な適用を推進する。
- ・ 外国人雇用管理アドバイザーを活用して外国人労働者の労使問題等の解決に取り組み、その好事例を紹介する等、活用を促進する。

② 経済界への提言

- ・ 企業に対し、短期間の有期雇用契約を反復することによる、社会保険の適用回避等の有期雇用契約の濫用を防止するのみならず、契約期間を延長して外国人の雇用と生活の安定に配慮するように啓発を行う。

(4) 事業主に対する指導・相談援助・産業界との意見交換等

① 国への提言

- ・ 外国人雇用対策の立案にあたり、産業界や労働界のみならず、外国人集住都市会議をはじめとする自治体の意見を反映させるとともに、政策決定の経緯について、積極的な情報公開を行う。
- ・ 雇用対策法に基づく企業に対する雇用管理指導について、その状況を情報開示するとともに、経営状態が悪化した場合、日本人のみならず外国人についても雇用維持の努力がなされるよう助成制度の活用を促進する。また、優良企業に対しては、認証制度を導入する等、雇用管理の改善を積極的に支援する。

② 経済界への提言

- ・ 組織の社会的責任に関する国際的な標準をふまえ、企業が積極的に社会的責任を遂行する観点から、外国人の雇用・労働条件及び雇用・社会保険加入等について、地域の業界団体として、自主点検の実施等の取り組みを推進する。

(5) 日・ブラジル社会保障協定について

① 国への提言

- ・ ブラジルとの二カ国間協定が広く周知されるよう、一層の啓発を行う。また、今後とも、年金制度が外国人住民にとってさらに加入しやすいものとなるよう、年金の最低加入期間の短縮等更なる改善を図る他、中国等アジア諸国やペルー等の南米諸国とも協定締結を進める。

長野・岐阜・愛知ブロック

「子どもを大切に育てていくために必要な施策」について

1 現状と課題

公立学校に在籍する外国人児童生徒の現状

文部科学省の調査（「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成22年度）」によると、2010年9月1日現在、公立小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒のうち、28,511人について日本語指導が必要とされている。これを前回の調査（2008年9月1日現在）と比較すると若干減少しているが、10年前に比較すると、約1.5倍となっており、多くの子どもが日本語指導を必要としている状況である。

こうした子ども及びその保護者については、日本語の指導だけでなく母語での対応や、その文化や習慣を理解した上で日本の学校制度への適応を促すことが必要である。

子どもの母語別では、ポルトガル語、中国語、フィリピン語及びスペイン語が全体の8割を占めている。前回の調査との比較では、ポルトガル語、スペイン語が減少する一方、中国語、フィリピン語が増加しており、南米系以外の子どもの言語への対応も迫られている。

また、小学生は減少しているが、中学生、高校生は増加している。彼らが、今後、日本で安定的に暮らし、未来を切り拓いていくためには高等学校への進学が重要な意味を持つ。このため、進路に関する情報提供や、進学に必要な学力が身につけられるよう支援すること、更に、高等学校での受け入れ体制の充実が求められている。

なお、日本語能力について、日本に長く在住し生活言語としての日本語を習得している場合であっても、学習言語としては身につけておらず、授業が理解できていない例があることが学校現場から報告されている。

この他、義務教育年齢を超えての来日や、中学校を途中で退学したりしている子どもが少なからずいる。彼らの中には高等学校への進学等を希望している者もあり、その支援も課題である。

外国人学校と不況の影響

2008年のリーマンショックに端を発する経済危機により雇用情勢が悪化し、多くの外国人労働者が職を失うこととなった。このため、保護者が外国人学校の学費を支払えなくなり、多くの子どもが外国人学校を退学せざるを得ない状況が発生した。

文部科学省が、2009年にブラジル人学校等を対象に実施した調査では、2008年12月1日から2009年2月2日の間に、在籍者の34.9%が減少したとされている。減少理由は、本国に帰国（42.0%）が最も多いが、不就学・自宅待機（34.8%）が次に多い状態であった。

また、公立小中学校へ転入した子どもも少なからずいた（9.3%）。彼らの中にはその後本国に帰国した者もいるが、そのまま日本の学校に在籍し家族とともに日本に留まる選択をしている者も多いと思われる。

虹の架け橋教室の実施

文部科学省は2009年度の補正予算により国際移住機関(IOM)に基金を拠出し、主に不就学・自宅待機となっているブラジル人等の子どもを対象に日本語指導等を行う「定住外国人の子どもの就学支援事業」(虹の架け橋教室事業)を開始した。

同事業は、事業開始後、不就学・自宅待機以外の子どもも在籍を認められる等の見直しが図られており、こうした対応は、各地域における外国人の子どもをめぐる課題に即した対応として、大いに評価するところである。

不就学について

外国人の子どもの教育に関する大きな問題として、不就学の問題がある。外国人には子どもを就学させる義務が課されていないことから、保護者の考え方や状況によっては、子どもが不就学となったり、継続した教育を受けていなかったりする場合がある。

現在、各地域においては、虹の架け橋教室事業の効果等もあり、不就学の子どもが多数存在する状況には無いと思われる。しかし、来年3月以降、2009年度に実施された「日系人離職者に対する帰国支援事業」によって帰国した外国人が再来日した場合、厳しい雇用状況下では、その子どもが不就学・自宅待機となることが危惧される。

2 28 都市の取り組み

公立小中学校における取り組みについて

全都市で日本語指導教員及び児童生徒の母語を話す支援員等を配置、日本の学校で初めて学ぶ子どもを対象とした初期指導教室（プレクラス）は、18都市で実施されている。

また、小学校へ入学する前の子どもを対象としたプレスクール事業は、10都市で実施されている。同事業については、愛知県がモデル事業の実施やマニュアル作成を通じて普及を図っている。

この他、日本語指導方法の研究や、リライト教材等の独自教材の開発に取り組んでいる都市もある。

不況に対する緊急施策の実施

岐阜県下の都市では、2009年1月から緊急施策として、ブラジル政府の認可を受けている外国人学校に通学する児童生徒について、保護者が失職している場合、岐阜県市町村振興補助金を活用し、その授業料の一部を支援した。この施策については、美濃加茂市、可児市は2010年3月まで、大垣市では、現在も継続実施している。

虹の架け橋教室の実施

虹の架け橋教室は、外国人集住都市会議の都市内では、17都市で実施された。このうち、美濃加茂市教育委員会においては、不就学調査により把握した子どもが公立小中学校へ円滑に転入できるよう初期指導教室として実施されている。鈴鹿市教育委員会では、長期欠席や不登校の子どもへの対応も含めて実施されている。

また、外国人学校やNPO団体、地域の国際交流協会が実施主体となった事例も多くあるが、その取り組みの中では、事業開始当初、主な対象者として想定されていた南米系の不就学・自宅待機の子どもの他にも、フィリピンや中国の子ども、更に、就学前や義務教育年齢を超えた子どもへの指導が行われている事例もある。

不就学について

各都市では、母語による就学案内や就学ガイダンスを実施する等の取り組みが行われている他、就学状況の調査等を実施している。また、必要に応じ、校区の学校等から家庭訪問をする等の対応を行っている。

3 提言

(1) 公立小中学校における日本語教育への支援について（関連項目①a～i）

学校現場における日本語教育の充実を図るため、この計画に位置付けられている内容を着実に実施する。特に、次の施策を重点的に推進する。

- ①子どもへの日本語指導並びに学校と生徒・保護者をつなぐ存在として、母語を話す支援員の存在はたいへん重要であるため、支援員の育成やその雇用に係る費用への支援をする。なお、「学校・家庭・地域の連携推進事業」の中の「帰国・外国人児童生徒受け入れ促進事業」については、人件費に充てることが認められていないが、事業の推進にあたっては人件費の占める割合が高いため、この部分の費用も含めた助成を拡充する。（①b）
- ②日本語指導について、各地域が取り組んでいる事例の情報提供だけでなく、指導の方法やリライト教材をはじめとする教材について、効果が高いと考えられる事例に関しては、国においてその研究を進め、全国的な取り組みとなるよう率先して推進する。（①d）
- ③初期指導（プレクラス）や日本語指導を行うための教員について十分な配置が行えるよう、外国人児童生徒の教育に関わる教員の定数措置を拡充する。（①g）

(2) 中学卒業程度認定試験について（関連項目① l）

外国人の子どもが受験しやすくなるよう、「漢字に振り仮名を振った問題冊子を作成することや、日本語能力検定試験で一定以上の能力が認められる者に対する国語の科目免除が行動計画に記載されている。これについては、既に平成23年度の試験から実施されており、迅速な対応がなされたことは、高く評価される。

ただし、同試験は、現在年1回の実施となっているが、これは一度の失敗が高校進学を確実に一年遅らせることになり、既に義務教育年齢を超えた子どもにとっては大きな影響がある。高校卒業程度認定試験同様、一年の間に複数回受験できるように、更に改善する。

(3) 虹の架け橋教室事業の来年度以降の継続について（関連項目②d）

虹の架け橋教室事業については、「事業の評価や検証を行うとともに、子どもの就学状況や新たなニーズの把握に努め、より効果的・効率的な事業として平成24年度以降も同事業を継続することを検討する。」とされている。

同事業において行われた取り組みは、外国人の子どもをめぐる課題への対応としてたいへん有意義であり、今後も事業が継続されることを望むところである。ただし、不況に伴う一時的な対応としてではなく、今後、外国人の子どもの教育への取り組みを効果的に進められるよう、不就業対策を核としつつ、各地域が抱える課題に応じ、対象とする外国人の子どもの範囲や事業内容を柔軟に決定できる交付金とする等の見直しを図る。

(4) 不就業防止への取り組みについて（関連項目①m、②d）

行動計画では、不就業防止に関わる内容として、在留期間更新等の際に就学に関するリーフレットを配布することや、虹の架け橋教室の継続実施の検討が盛り込まれている。

日本に暮らす全ての子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、この他、あらゆる機会を通して、外国人に対し子どもの就学を働きかけていくとともに、将来的に子どもの就学を義務とすることについての検討を行う。

群馬・静岡ブロック

「社会の中で困ったときのために必要な施策」について

1 現状と課題

外国人住民が「生活者」として地域で安心・安全な暮らしを営んでいくためには、正しい情報を得ることが最も基本的な要件である。特に災害時等、緊急時の生命に関わる重要な場面においては、自治体の枠や国籍を超えて助け合うための迅速かつ確実な情報伝達は必要不可欠であり、喫緊に取り組みねばならない課題と言える。

日本で長年住んでいても日本語が十分でなく、特に読み書きの能力を有しないまま生活している外国人が少なくない中、3月11日に東日本大震災が発生した。外国人が多く住む自治体では地震そのものの情報はもとより、余震の注意や計画停電、福島第一原子力発電所の事故に関する周知に苦慮した。

国においては、ツイッターやフェイスブック等のソーシャルメディアを活用した情報提供が始められており、特に地震及び原発関係の情報を日本語に加えて英語により配信しているところも一部あることは、事態に即応した取り組みであると言えるが、それぞれの関係省庁においてポルトガル語ややさしい日本語を含めた多言語対応が望まれる。安否確認や伝言ダイヤル、緊急地震速報等についても同様に、日本に滞在する外国人に配慮したシステムを早急に構築すべきである。

また、昨今の経済危機を背景とした雇用状況の悪化や地震・原発事故の影響により、外国人登録者は減少に転じているが、一方で日本での生活を続けることを選択している人も多い。長期滞在化、高齢化が進展している中で、定住外国人を取り巻く課題は、依然として山積しているのが現状である。

特に、生活環境の安定に欠かせない社会保険については加入率が低く、在留外国人自身が健康リスクに晒されるとともに、必要に迫られてから国民健康保険への加入を希望する人も多く、算出方法や遡及賦課等の賦課方法のわかりにくさから、そのまま滞納者に陥る例が少なくない。現行制度の複雑な仕組みを整理・改正するとともに、制度や納付について十分に理解してもらうための措置が急がれる。

2 28 都市の取り組み

- ・外国人集住都市会議における災害時応援協定の締結（28 都市）
- ・外国人を対象とした防災訓練の実施（20 都市）
- ・多言語による避難所マップ、ハザードマップの作成（21 都市）
- ・関係団体等と連携した多言語情報の提供（28 都市）
- ・登録した人の携帯電話等に緊急情報、気象情報や行政に関する情報等を外国語の電子メールで配信するサービスの実施（上田市、美濃加茂市、可児市、浜松市、磐田市、湖西市、豊橋市、亀山市、長浜市、湖南市）
- ・母国語で情報を伝えるパイプ役の登録と育成等（大泉町、掛川市、菊川市）
- ・税や保険について多言語での資料作成、または説明の実施（26 都市）

3 提言

(1) 多言語（やさしい日本語を含む、以下同様）による情報提供について

① 国への提言

- ・全国共通の基本的な制度や行政サービスに関する情報は、効率面、情報の正確性、伝達の迅速性の面からも、政府の責任で多言語化を推進する。
特に、在留管理制度の改正及び新たな住民基本台帳制度については、外国人はもとより国内外に広くかつ確実に情報を伝える等、周知徹底を図る。
- ・多言語情報が、迅速かつ効果的に伝えられる方法、仕組み等を確立し、実行する。
- ・日本で生活する上での各情報等について、少数言語も含めた多言語対応の窓口を国において設置する。また、自治体への通訳の配置を支援するために財政的支援を行う。

② 県への提言

- ・国や関係機関と連携して、市町村による多言語情報の発信を支援する。
- ・市町村に配置された通訳の資質・能力を向上するための研修を実施する。

(2) 災害時の多言語による情報提供等、防災施策の推進について

① 国への提言

災害時に、テレビやラジオ、インターネット、携帯電話、電光掲示板等、あらゆる効果的な媒体を活用し、外国人住民に遅滞なく重要な情報が伝えられるよう、すでにとりまとめられた以下の対策を始めとして、早急に体制を整備する。

- ・「日系定住外国人施策に関する行動計画」（2011年3月）に示されたように、外国人向け災害対応に関する普及啓発サイトのコンテンツの充実等、各種広報媒体による周知を行う。
- ・同行動計画に示されたように、地方自治体に対し日系定住外国人向けの防災対策の推進に関する必要な助言を行うとともに、総務省の「多文化共生の推進に関する研究会の報告書」（2007年3月）に示された自治体の防災ネットワークづくりの取り組みを支援するための措置を取る。特に、福島第一及び第二原子力発電所や、他地域の原子力発電所の稼働状況等、放射能に関する事柄は、多言語により迅速かつ正確な情報提供を積極的に行う。
- ・「被災地等における安全・安心の確保対策」（2011年5月）に基づき、在日外国人への支援を行うため、地震に関する情報を多言語で提供する。
- ・災害時における各国の在日大使館、領事館の自国民への対応について、地方自治体に情報提供する。
- ・災害時伝言ダイヤルの多言語活用化のシステム構築を、関係機関に指導する。
- ・緊急時の情報周知について、迅速かつ正確に対応するためのシステム構築（テレビ画面に多言語の緊急速報を流す等）について、関係機関に強く指導する。

② 県への提言

- ・国や関係機関と連携して、市町村による外国人住民のための防災施策を支援する。
- ・国や関係機関と連携して、災害時に外国人住民のための多言語による情報を迅速かつ正確に提供する。



(3) 税・社会保険制度の見直しについて

① 国への提言

- ・ 個人住民税の現年課税、所得税と個人住民税の一括源泉徴収等、外国人ばかりでなく誰にでもわかりやすい税制度を検討する。
- ・ 税制度や社会保険制度を正しく理解してもらうために、税務署等に通訳を配置するとともに、地方自治体における税制度の説明や納税相談の通訳対応等の支援を行う。
- ・ 日本の国民健康保険を含めた社会保険制度や、税制度のしくみ等の説明について、外国人に理解してもらえるよう多言語による情報を提供するとともに、効果的な周知を図る。
- ・ 社会保険未加入者をつくらないため、「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律」に基づき、外国人雇用状況の届出の提出を厳格化するとともに、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を厳守するよう、徹底した指導を求める。
- ・ 厚生労働省実施の外国人の社会保険加入状況の実態調査結果とその効果を早期に公表し、加入促進を図る。
- ・ 納税義務の履行の確保を図るためにも、在留資格の更新時等において地方税を含めた完納状況を確認する等、未払い防止対策を推進するとともに公平な納税意識の高揚を図る。

群馬・静岡ブロック**「推進体制ほか必要な施策」について****1 現状と課題**

1990年の入管法改正により、南米日系人をはじめとする外国人居住者が急増した。これらの外国人が集住する自治体においては、外国人を取り巻く様々な課題が顕在化する中で猶予のない対応を迫られ、日本語教育、住宅、防災、子どもの教育、保健・福祉・医療等、多岐に渡る在住外国人施策について自ら積極的に取り組んできた。

また、外国人を取り巻く課題に対し、個々の自治体での解決は困難であることから、南米日系人を中心とした外国人が多数居住し同様な課題を抱える都市が集まり「外国人集住都市会議」を設立し、課題解決に向けて連携して取り組んでいるところである。

外国人住民に関わる諸問題は広範かつ多岐にわたるとともに、就労、教育、医療、社会保障制度等は法律や制度に起因するものであり、自治体で対応できることは限定的であるため、これまで、外国人集住都市会議では、国に対し制度の充実や体制の整備を積極的に働きかけてきた。

その結果、国において住民基本台帳法の一部を改正する法律の公布、内閣府への定住外国人施策推進室の設置等をはじめとして、昨年度には「日系定住外国人施策に関する基本指針及び行動計画」が示されたことは、一定の評価をするものである。

しかしながら、「外国人集住都市会議おおた 2009 緊急提言」において、すべての外国人施策の基礎となる国としての明確な「外国人受け入れに関する方針」を定めるように提言したが、未だ策定されていないことからこの速やかな策定を求める。更に「行動計画」においても、各省庁の取り組みの整理という域を出ていないことから、省庁を横断して総合的・一元的に政策を企画立案する組織の創設を強く求める。

2 国への提言

- 1 外国人施策の基礎となる「外国人の受け入れに関する方針」の明確な策定
- 2 外国人に関する施策を総合的に企画・立案・実施する（仮称）外国人庁の創設



資料編

第Ⅰ部資料 P18 ～ 25

第Ⅱ部資料 P26 ～ 47

群馬・静岡ブロックテーマ

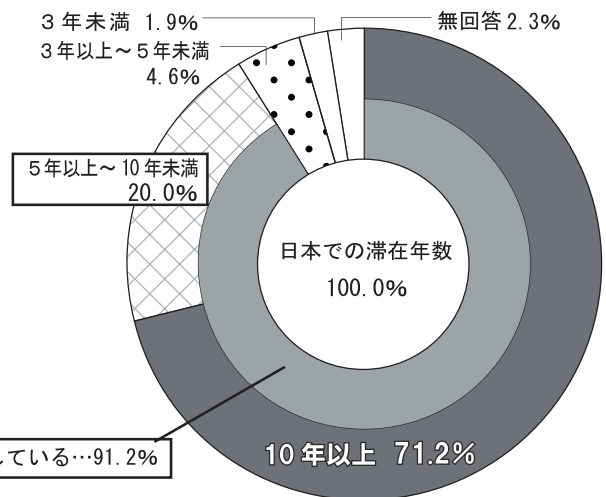
「多文化共生社会における防災のあり方～災害弱者をつくらないために～」

(大泉町実施の東日本大震災に関する(南米系)外国人へのアンケート調査結果より抜粋)

- 調査期間 平成23年8月12日～8月31日(20日間)
- 調査対象者 大泉町内在住・在勤をはじめとする南米系外国人
- 調査方法 無記名の自己記入式アンケート調査
- サンプル数 調査協力者 260人

1 日本での滞在年数

	人	%
3年未満	5	1.9
3年以上～5年未満	12	4.6
5年以上～10年未満	52	20.0
10年以上	185	71.2
無回答	6	2.3
計	260	100.0

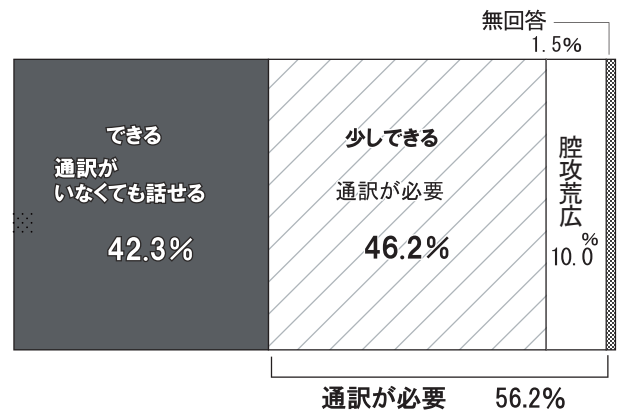


5年以上日本に滞在している…91.2%

2 日本語について

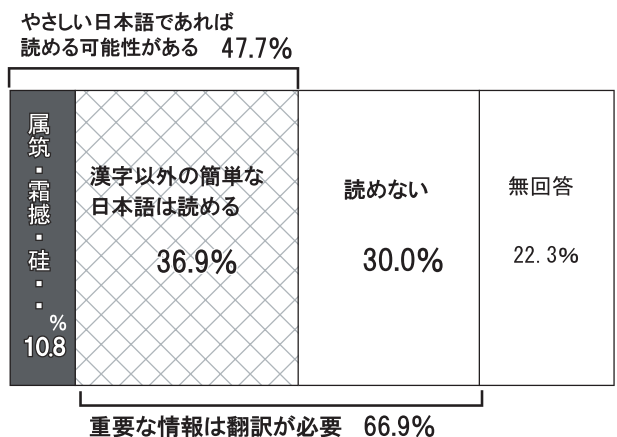
日本語での会話はできる？

	人	%
できる(通訳がいなくても話せる)	110	42.3
少しできる(通訳が必要)	120	46.2
できない	26	10.0
無回答	4	1.5
計	260	100.0



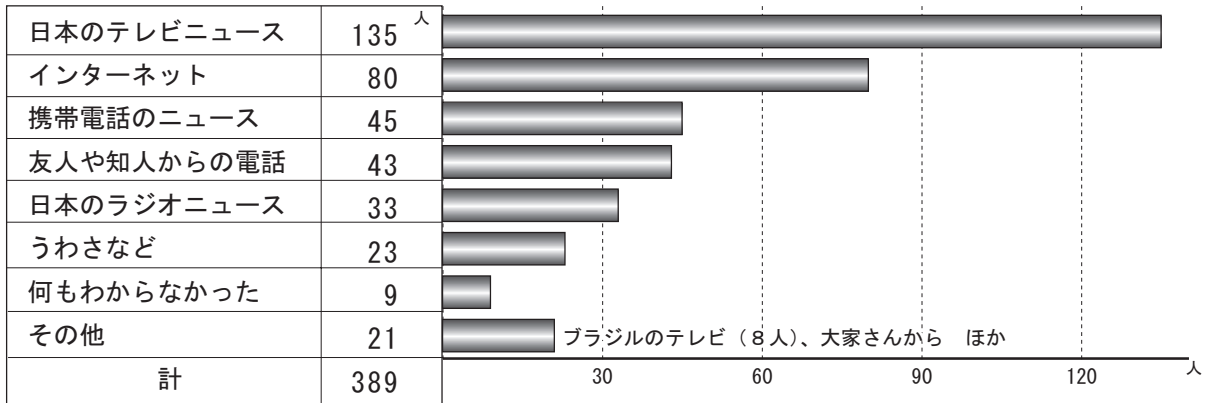
日本語の読み書きはできる？

	人	%
日本の新聞も読める	28	10.8
漢字以外の簡単な日本語は読める	96	36.9
読めない	78	30.0
無回答	58	22.3
計	260	100.0



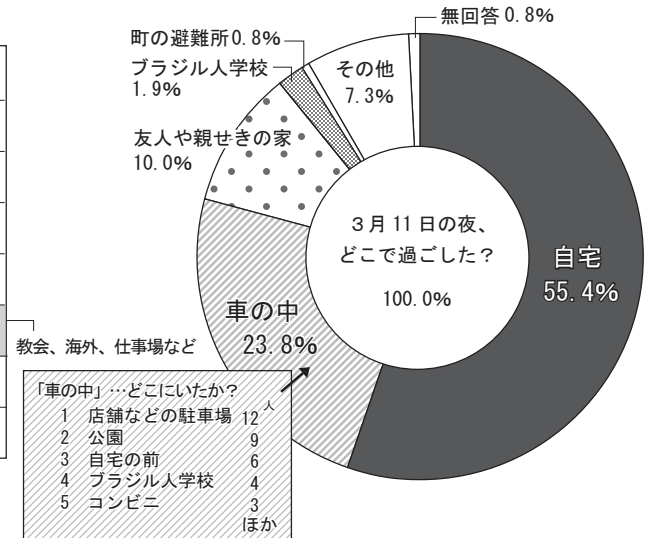
3 3月11日の地震に関して、何で情報を得た？（地震直後）

（複数回答可）



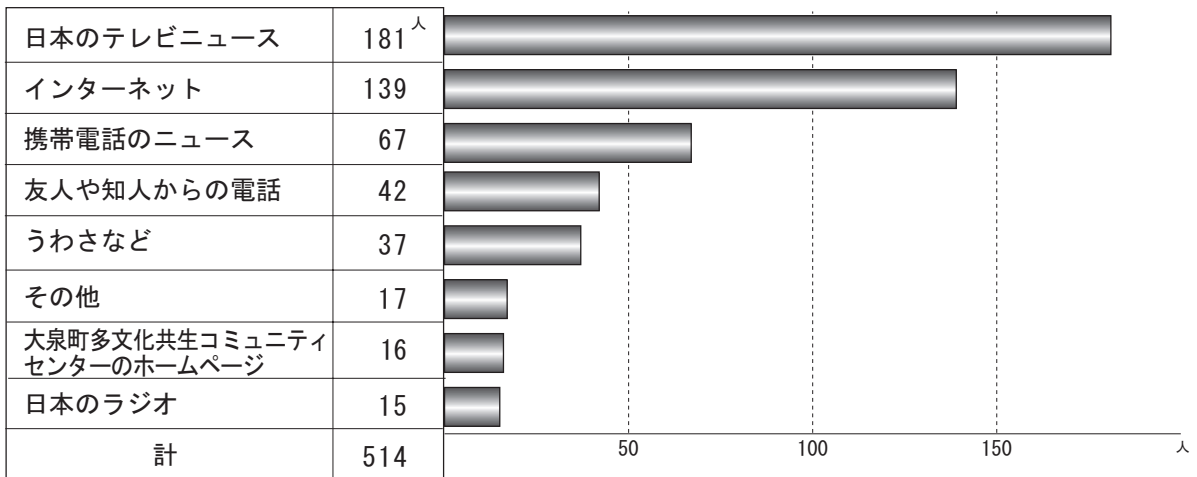
4 3月11日の夜、どこで過ごした？

自宅	144人	55.4%
車の中	62	23.8
友人や親せきの家	26	10.0
ブラジル人学校	5	1.9
町の避難所（体育館など）	2	0.8
その他	19	7.3
無回答	2	0.8
計	260	100.0



5 現在、地震に関する情報は何で得ている？

（3つを選択）



6 被災地や被災者のために、何を実行した？

(複数回答可)

260人中に占める割合

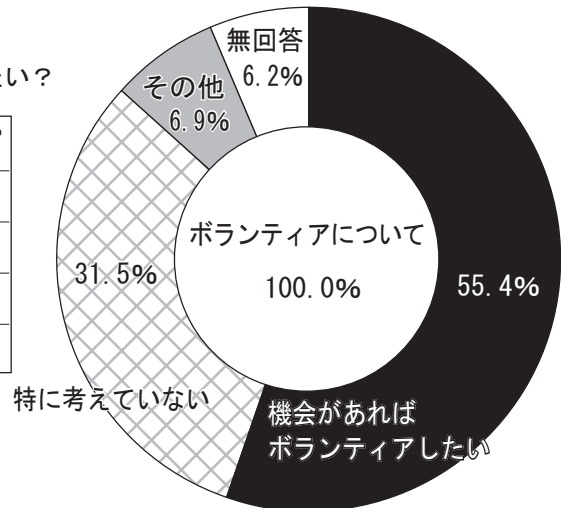
		実行した	実施していない
義捐金	118人	45.4%	
救援物資の提供	108	41.5%	
ボランティアをした	9	3.5%	
その他	12	4.6% (折った…6人 ほか)	
特になし	50	19.2%	
計	297		

7 これから被災地や被災者のためにボランティアをしてみたい？

機会があればボランティアしたい	144人	55.4%
特に考えていない	82	31.5%
その他	18	6.9%
無回答	16	6.2%
計	260	100.0%

「その他」回答者

時間がない、経済的に不可能、子どもがいるため ほか

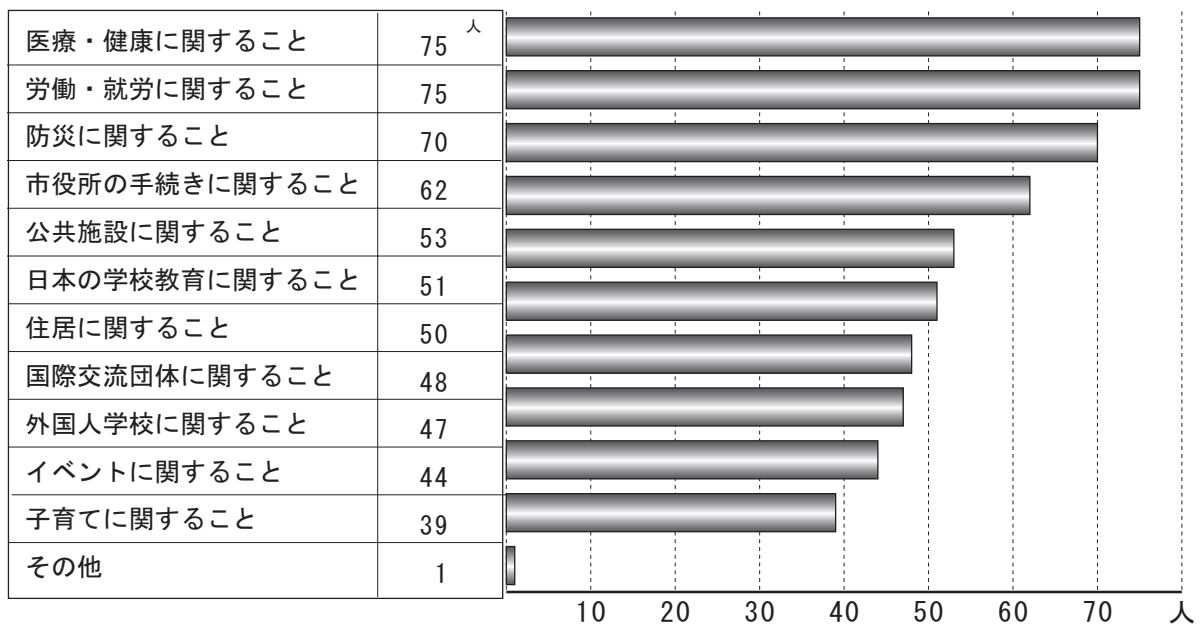


(磐田市実施の「磐田市外国人市民生活実態調査」結果より抜粋)

- 調査期間 平成23年6月～8月
- 調査対象者 磐田市内在住の外国人(定住者)
- 調査方法 無記名の自己記入式アンケート調査
- サンプル数 調査協力者 100人

● 生活していくうえで、どのような情報が必要？

(複数回答可)



外国人集住都市会議災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、外国人集住都市会議会員都市（以下「会員都市」という。）の所在する地域で地震等による災害が発生し、被災した会員都市単独では言語支援等が必要な外国人に対し十分な応急措置が困難である場合に、応急対策及び復旧対策に関し相互に応援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(担当窓口)

第2条 この協定に関する窓口（以下「担当窓口」という。）は、外国人集住都市会議担当部署とする。

2 担当窓口は、会員都市の所在する地域において地震等による災害が発生し、他の会員都市の応援が必要となった際には、速やかに連絡調整を行うものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) インターネット等を活用した翻訳支援又は通訳支援
- (2) 外国人に対する応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣等
- (3) 報道機関、大使館等に関する連絡調整
- (4) 前3号に定めるもののほか外国人の支援のために特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を受けようとする会員都市（以下「被災都市」という。）は、被害の状況を明らかにし、担当窓口を通じて、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 通信の途絶等により被災都市との連絡がとれない場合には、被災都市以外の会員都市は相互に連絡調整し、自主応援活動を行うことができるものとする。

(応援の実施)

第5条 応援の要請を受けた会員都市は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、第9条の規定に基づく実施細目のとおりとする。

(情報の共有)

第7条 会員都市は、平常時より災害時における相互の応援に備えるために、防災に対する情報を交換し、共有するように努めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、会員都市が別に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定等に基づく応援を排除するものではない。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、会員都市が協議して別に実施細目を定めるものとする。

(雑則)

第10条 外国人集住都市会議の新規加入都市又は退会都市は、特段の事情のない限り、加入承認通知書又は退会承認通知書の受領をもって、この協定を締結し、又は解約したものとみなす。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度会員都市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成22年11月8日から効力を発生するものとする。

この協定は、座長都市へのすべての会員都市による同意書の提出をもって、成立したものとみなす。

平成22年11月8日

群 馬 県	伊 勢 崎 市
	太 田 市
	大 泉 町
長 野 県	上 田 市
	飯 田 市
岐 阜 県	大 垣 市
	美 濃 加 茂 市

静	岡	県	可	児	市
			浜	松	市
			富	士	市
			磐	田	市
			掛	川	市
			袋	井	市
			湖	西	市
			菊	川	市
愛	知	県	豊	橋	市
			豊	田	市
			小	牧	市
			知	立	市
三	重	県	津	日	市
			四	鹿	市
			鈴	山	市
			亀	賀	市
滋	賀	県	伊	浜	市
			長	賀	市
			甲	南	市
			湖	社	市
岡	山	県	総		

外国人集住都市会議災害時相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、外国人集住都市会議災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第9条に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第2条 協定第3条各号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費等の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援の要請を受けた会員都市（以下「応援都市」という。）の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において、被災都市の負担とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については被災都市が、被災都市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援都市の負担とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費等については、被災都市と応援都市との間で協議して定めるものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援都市の首長名による請求書（関係書類添付）により、担当窓口を経由して被災都市の長に宛てて行うものとする。

(準用)

第4条 協定第4条第2項に規定する自主応援活動に要する経費等の負担及び経費の請求については、前2条の規定を準用する。

(職員の派遣)

第5条 協定第3条第2号に規定する職員（以下「派遣職員」という。）は、原則として正規職員とするが、応援都市各自の判断により決定できるものとする。

(派遣職員の指揮)

第6条 派遣職員は、原則として被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(協議)

第7条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度
 会員都市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第8条 この実施細目は、平成22年11月8日から効力を発生するものとする。

平成22年11月8日

群	馬	県	伊	勢	崎	市
			太	田		市
			大	泉		町
長	野	県	上	田		市
			飯	田		市
岐	阜	県	大	垣		市
			美	濃	加	茂
			可	児		市
静	岡	県	浜	松		市
			富	士		市
			磐	田		市
			掛	川		市
			袋	井		市
			湖	西		市
			菊	川		市
愛	知	県	豊	橋		市
			豊	田		市
			小	牧		市
			知	立		市
三	重	県	津			市
			四	日	市	市
			鈴	鹿		市
			亀	山		市
			伊	賀		市
滋	賀	県	長	浜		市
			甲	賀		市
			湖	南		市
岡	山	県	総	社		市

三重・滋賀・岡山ブロック「行動計画」に関する資料

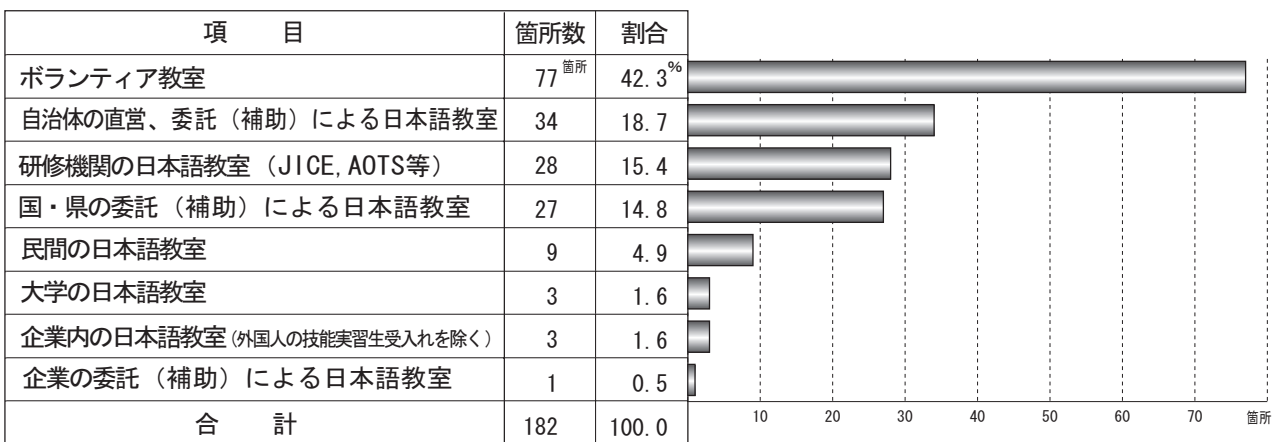
■「日系定住外国人施策に関する行動計画」の検証に係る調査（抜粋）

内閣府が策定した「日系定住外国人施策に関する行動計画」の検証にあたり、当ブロックが担当する「日本語で生活できるための施策」及び「安定して働くための施策」について、各自治体の現状と課題を明確にし、より実効性の高い計画となるための検証を行うため、調査を実施した。

調査概要

- ・外国人集住都市会議会員 28 都市で実施及びその都市がある県
- ・基準日は平成 23 年（2011 年）4 月 1 日とする。

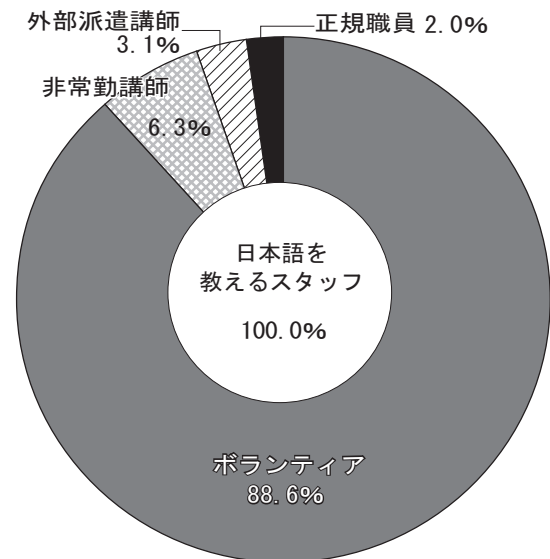
1. 日本語教室の運営形態



有効回答 182 箇所の運営形態は、「ボランティア教室」77 箇所（42.3%）で最も多く、次いで「自治体の直営、委託（補助）による日本語教室」34 箇所（18.7%）、「研修機関の日本語教室（JICE、AOTS 等）」28 箇所であった。

2. 日本語を教えるスタッフ

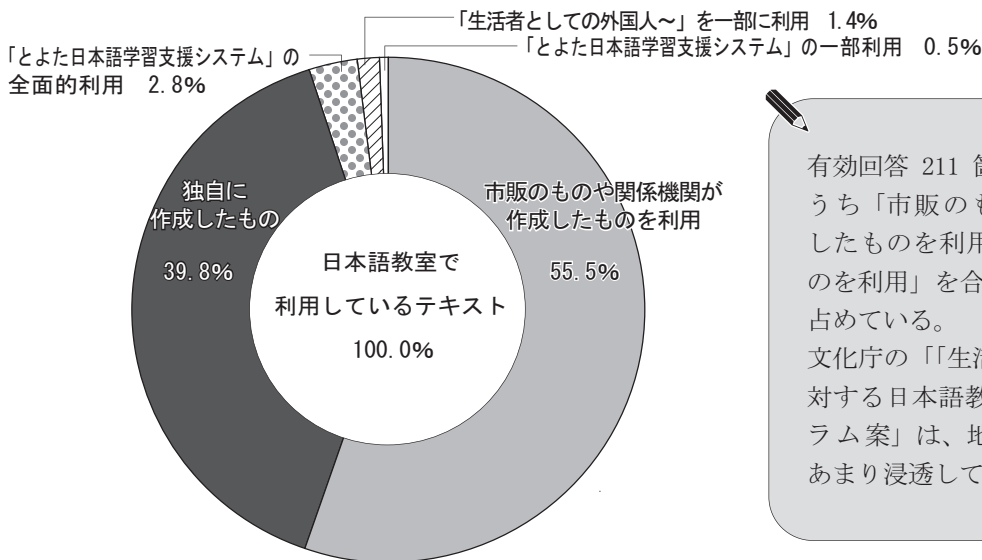
項目	人数	割合
ボランティア	1,495 ^人	88.6%
非常勤講師	107	6.3
外部派遣講師	52	3.1
正規職員	33	2.0
合計	1,687	100.0



有効回答 182 箇所の日本語教室のうち、日本語を教えるスタッフは「ボランティア」が 88.6% で最も多く、2009 年度に行った同様の調査においても「ボランティア」が最も多く、依然として日本語教室の多くはボランティアにより支えられていることがうかがえる。

3. 日本語教室で利用しているテキスト

項目	箇所数	割合
市販のものや関係機関が作成したものを利用	117	55.5%
独自に作成したものを利用	84	39.8%
「とよた日本語学習支援システム」の全面的利用	6	2.8%
「生活者としての外国人に対する日本語教育標準的なカリキュラム案」を一部に利用	3	1.4%
「とよた日本語学習支援システム」の一部利用	1	0.5%
「生活者としての外国人に対する日本語教育標準的なカリキュラム案」を全面的に利用	0	0.0%
合計	211	100.0%

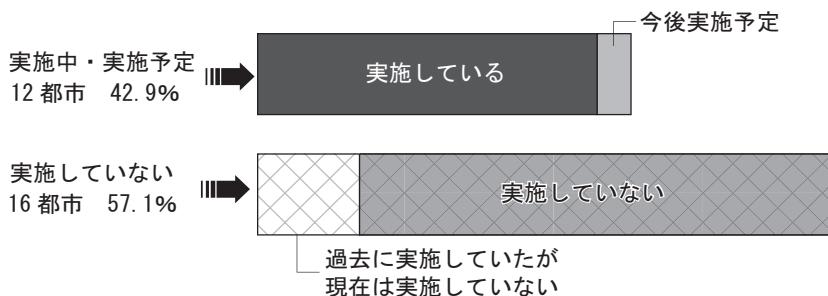


有効回答 211 箇所（複数回答あり）のうち「市販のものや関係機関が作成したものを利用」、「独自に作成したものを利用」を合わせて、全体の 95%を占めている。
文化庁の「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案は、地域の日本語教室にはあまり浸透していない。

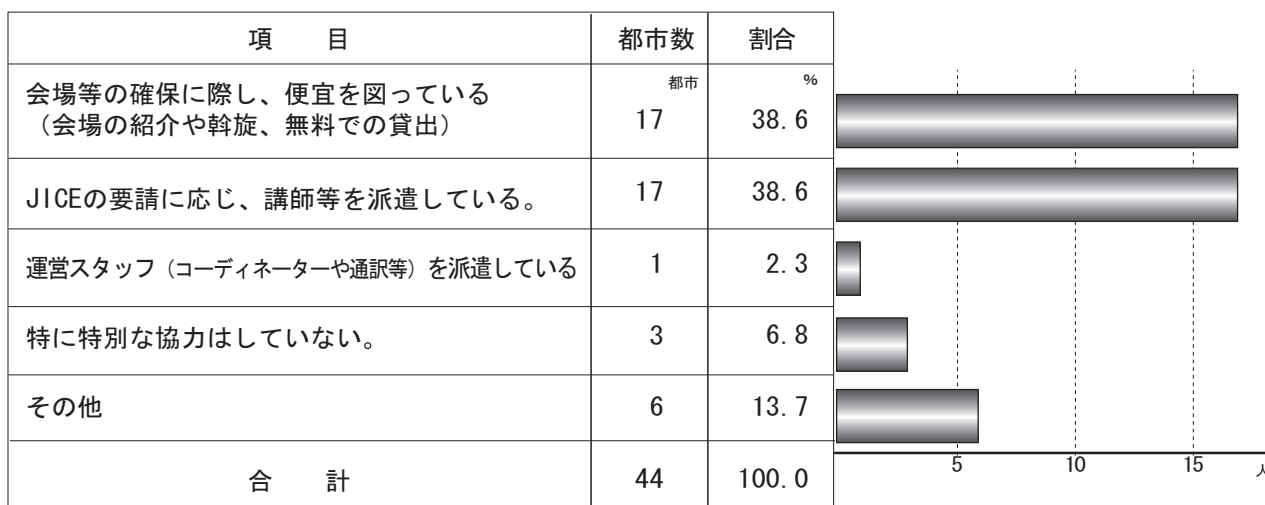
4. 「導入教育（オリエンテーション）」の実施状況

項目	都市数	割合
実施している	11	39.3%
今後において実施する予定	1	3.6%
過去に実施していたが、現在は実施していない	3	10.7%
実施していない	13	46.4%
合計	28	100.0%

現在、オリエンテーションを実施している都市は 11 都市であるが、前回（2010 年）の調査では 17 都市と大幅に減少している。

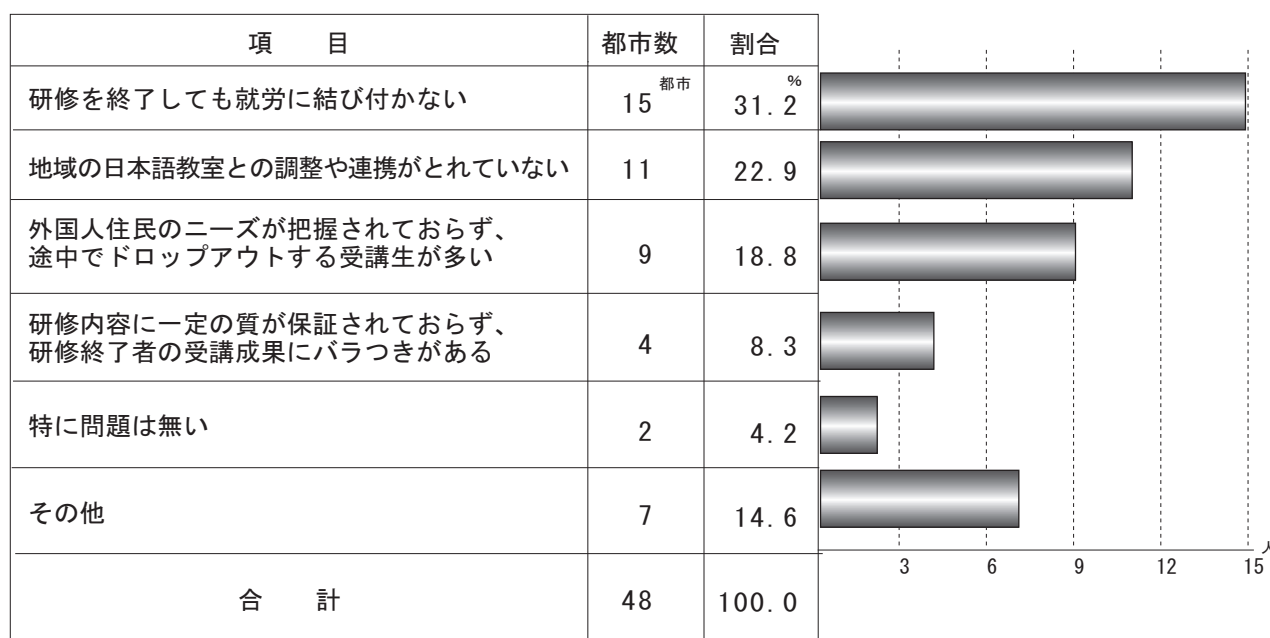


5. 「日系人就業準備研修」に係る各都市の協力体制



全ての会員都市において「日系人就業準備研修」を実施しており、多くの都市では運営スタッフや講師の派遣、会場の確保に対し便宜を図る等の協力を行っている。

6. 「日系人就業準備研修」に関する問題点

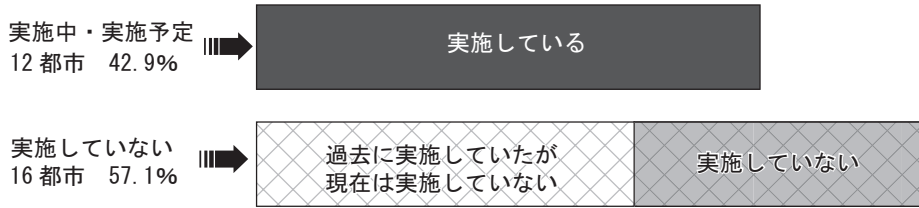


日系人就業準備研修については、多くの都市が「研修を終了しても就労に結び付かない」「地域の日本語教室との調整や連携がとれていない」「外国人住民のニーズが把握されておらず、途中でドロップアウトする受講生が多い」等の問題があると感じている。

7. 就業支援に関するワンストップサービスの実施状況について

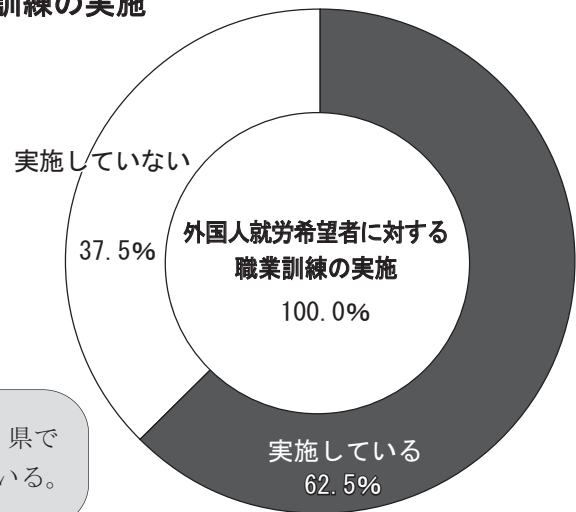
項目	都市数	割合
行っている	12 都市	42.9 %
今後行う予定である	0	0.0
以前は行っていたが、今は行っていない	9	32.1
行っていない	7	25.0
合計	28	100.0

就業支援に関するワンストップサービスについては、以前は7割以上の都市で実施していたが、現在は4割程度に減っている。



8. 各県における外国人就労希望者に対する職業訓練の実施

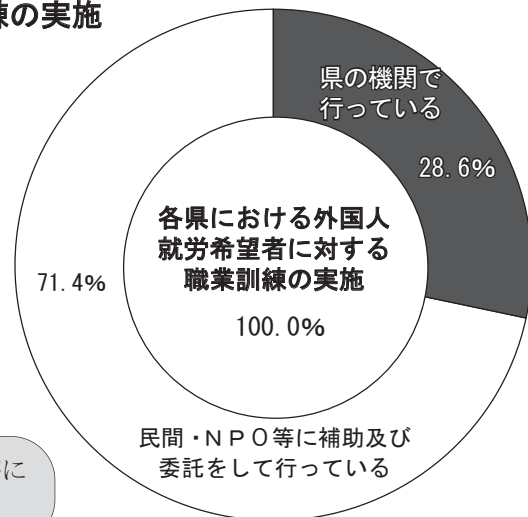
項目	都市数	割合
実施している	5 都市	62.5 %
今後実施予定である	0	0.0
実施していない	3	37.5
合計	8	100.0



外国人集住都市会議の会員都市が所属する8県のうち、5県で外国人就労希望者に対する「職業訓練」が実施されている。

9. 各県における外国人就労希望者に対する職業訓練の実施

項目	都市数	割合
国の機関に委託している	0 都市	0.0 %
県の機関で行っている	2	28.6
民間・NPO等に補助及び委託をして行っている	5	71.4
合計	7	100.0



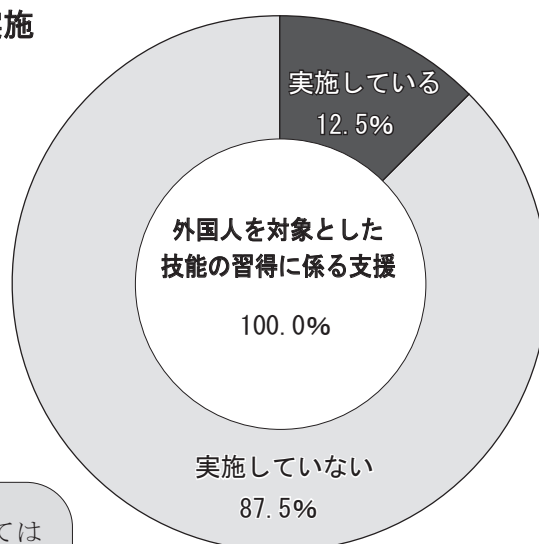
職業訓練の実施形態については、その多くを民間やNPO等に補助及び委託をして行っている。

10. 職業訓練の職種と対応言語

職 種	実施県・対応言語
機械加工、コンピューターに関する技術・技能	静岡県：ポルトガル語
ホームヘルパー	愛知県：ポルトガル語、三重県：日本語で指導
タイル貼り	愛知県：ポルトガル語
フォークリフト等	岐阜県：ポルトガル語、三重県：ポルトガル語
溶接、板金加工	三重県：ポルトガル語、スペイン語
就職力 スキルアップ	滋賀県：ポルトガル語

11. 外国人を対象とした技能の習得に係る支援の実施

項 目	都市数	割合
実施している	1 ^{都市}	12.5 [%]
今後実施予定である	0	0.0
実施していない	7	87.5
合 計	8	100.0



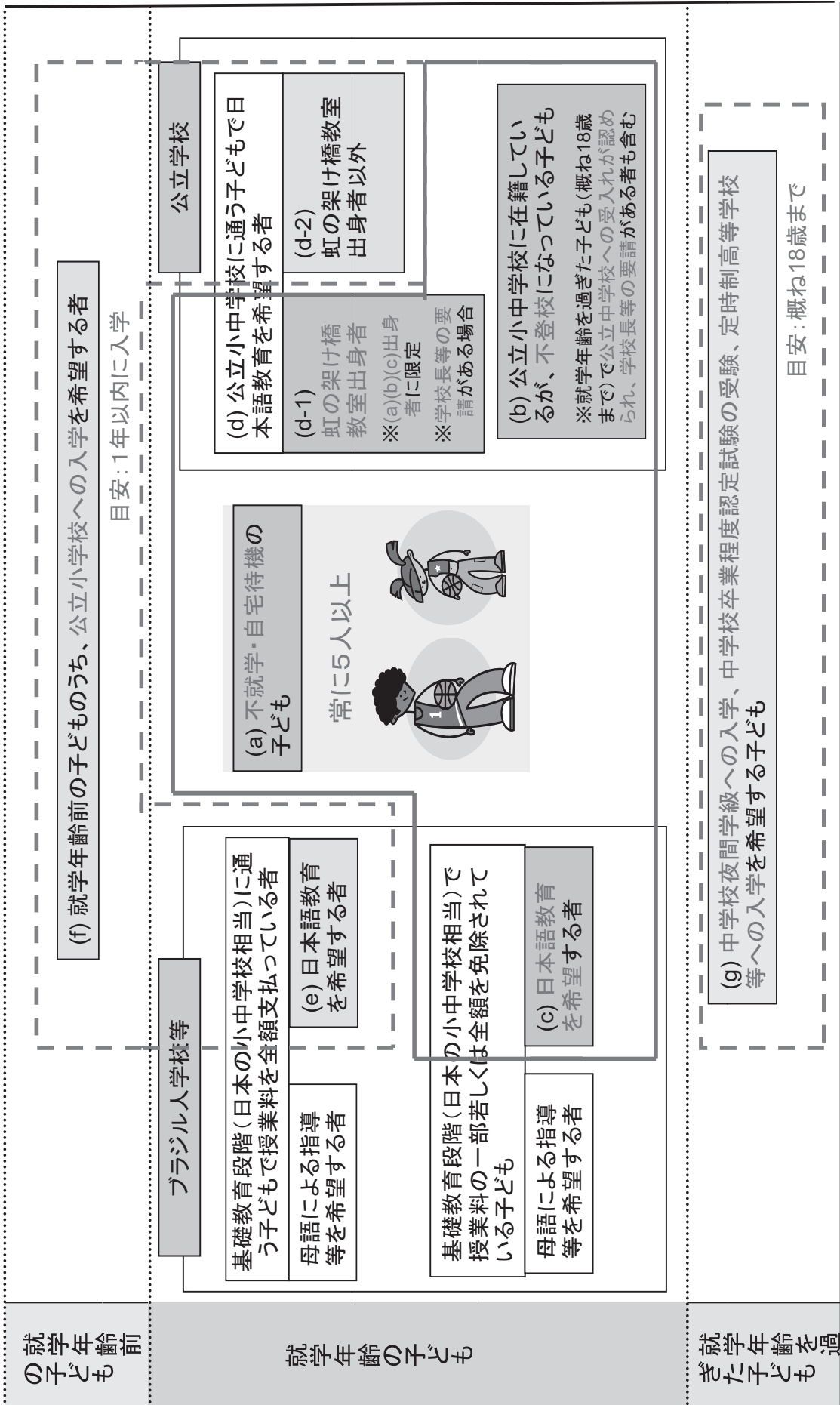
外国人住民を対象とした技能の取得に係る支援については8県中1県（三重県）のみが実施している。

12. 技能習得を支援する職種とその内容

職種（実施県）	内 容	条 件 等
医師、看護師、准看護師（三重県）	奨学金の支給	学業終了後は、三重県内の医療機関において、奨学金の受給年数に1年を加えた期間以上勤務する意思があること 等

外国人集住都市内の各都市における日本語指導が必要な児童生徒数(小・中学校 母語別)2010.9.1現在

県名	都市名	区 分	英語	韓国・ 朝鮮語	スペイン 語	中国語	フィリピン 語	ベトナム 語	ポルトガル 語	その他	合計
群 馬	伊勢崎市	小学校	1	0	88	2	13	21	105	7	237
		中学校	0	0	19	1	7	5	25	3	60
	太田市	小学校	1	3	36	3	18	6	101	5	173
		中学校	0	1	18	7	9	1	62	4	102
	大泉町	小学校	0	0	19	0	0	0	77	1	97
		中学校	0	0	11	0	0	0	24	0	35
長 野	上田市	小学校	0	1	20	5	0	0	54	12	92
		中学校	0	1	4	2	0	0	13	2	22
	飯田市	小学校	0	0	0	15	9	0	33	0	57
		中学校	0	0	0	7	5	0	6	0	18
岐 阜	大垣市	小学校	0	1	7	7	3	0	56	0	74
		中学校	0	0	4	3	0	0	18	0	25
	美濃加茂市	小学校	1	0	0	2	18	0	63	1	85
		中学校	0	0	2	1	16	0	31	0	50
	可児市	小学校	0	0	0	2	45	0	150	0	197
		中学校	0	0	0	1	36	0	69	0	106
静 岡	浜松市	小学校	3	0	95	12	73	61	523	14	781
		中学校	0	0	35	7	39	14	133	3	231
	富士市	小学校	0	2	28	3	14	0	55	1	103
		中学校	0	0	6	0	3	0	11	0	20
	磐田市	小学校	1	0	7	0	13	0	143	0	164
		中学校	0	0	2	2	2	0	61	0	67
	掛川市	小学校	2	0	9	1	11	0	89	0	112
		中学校	0	0	3	2	4	0	37	0	46
	袋井市	小学校	0	0	2	2	3	0	68	1	76
		中学校	0	0	3	1	1	0	28	1	34
	湖西市	小学校	0	0	29	1	4	1	58	7	100
		中学校	0	0	10	1	0	2	28	0	41
菊川市	小学校	2	0	10	0	9	2	84	0	107	
	中学校	0	0	2	1	1	1	32	0	37	
愛 知	豊橋市	小学校	2	4	51	15	57	1	443	25	598
		中学校	5	5	42	11	26	0	189	4	282
	豊田市	小学校	4	7	62	24	23	1	285	10	416
		中学校	0	0	10	17	7	0	113	3	150
	小牧市	小学校	0	3	72	10	25	0	204	4	318
		中学校	0	1	29	8	8	0	62	3	111
知立市	小学校	0	0	15	1	0	0	137	6	159	
	中学校	0	0	2	1	0	0	37	7	47	
三 重	津市	小学校	0	0	34	13	11	1	110	17	186
		中学校	0	1	11	0	3	0	42	4	61
	四日市市	小学校	3	0	41	9	14	2	137	5	211
		中学校	0	0	14	3	12	0	54	3	86
	鈴鹿市	小学校	0	1	110	3	10	1	124	5	254
		中学校	2	0	32	2	3	0	38	1	78
	亀山市	小学校	0	3	5	0	6	1	31	1	47
		中学校	0	0	3	0	1	0	31	0	35
伊賀市	小学校	2	0	51	3	1	0	94	2	153	
	中学校	0	3	13	2	0	0	34	4	56	
滋 賀	長浜市	小学校	0	0	34	0	3	0	78	0	115
		中学校	0	0	10	4	2	0	37	0	53
	甲賀市	小学校	0	0	17	2	5	0	64	0	88
		中学校	0	0	11	1	2	0	22	0	36
	湖南市	小学校	1	0	27	1	0	0	53	2	84
		中学校	0	0	5	1	1	0	26	1	34
岡 山	総社市	小学校	0	0	0	1	0	0	20	0	21
		中学校	0	0	0	0	0	0	4	0	4
合 計	小学校	23	25	869	137	388	98	3,439	126	5,105	
	中学校	7	12	301	86	188	23	1,267	43	1,927	
	言語別計	30	37	1,170	223	576	121	4,706	169	7,032	
	言語別割合	0.4%	0.5%	16.6%	3.2%	8.2%	1.7%	67.0%	2.4%		



— 対象となる子ども(積算対象の子ども) — — 参加可能な子ども(積算対象外の子ども)

※1つのコマの中で参加できる積算対象外の子どもの数は、積算対象の子どもの数以下まで

※対象となる子どもが在籍する期間は原則6ヶ月

外国人集住都市内の都市における虹の架け橋教室実施状況

県名	都市名	実施状況			実施主体
		21	22	23	
群馬	伊勢崎市		○	○	NPO法人多言語教育研究所
	太田市	○			太田市
	大泉町	○	○	○	NPO法人大泉国際教育技術普及センター
長野	上田市	○	○		(有)ノボ・ダマスコ
	飯田市				実施なし
岐阜	大垣市	○	○	○	学校法人HIRO学園
	美濃加茂市	○	○	○	美濃加茂市教育委員会(H21～23)・NPO法人ブラジル友の会(H22、23)
	可児市	○	○	○	NPO法人可児市国際交流協会
静岡	浜松市	○	○	○	学校法人ムド・デ・アレグリア学校(H21～23)・イー・エス・伯人学校(H21～23) NPO法人日本語教育ボランティア協会(H22.23)・NPO法人ARACE(H23) 浜松NPOネットワークセンター(H22)・財浜松国際交流協会(H21)
	富士市				実施なし
	磐田市	○	○	○	磐田市(H21)、(有)オブジェチーボ(H22、23)
	掛川市	○	○		NPO法人掛川国際交流センター
	袋井市	○	○	○	NPO法人国際教育文化交流会
	湖西市	○	○		NPO外国人就労支援センター
	菊川市		○	○	NPO法人日本インターネットスクール協会
愛知	豊橋市	○	○	○	NPO法人ABT豊橋ブラジル協会・学校法人カンティエニョ学園(H21～23) 学校法人イー・エス・伯人学校(H22・23)
	豊田市	○	○	○	NPO法人トルシーダ
	小牧市				実施なし
	知立市				実施なし
三重	津市				実施なし
	四日市市				実施なし
	鈴鹿市	○	○	○	鈴鹿市教育委員会
	亀山市				実施なし
	伊賀市				実施なし
滋賀	長浜市				実施なし
	甲賀市				実施なし
	湖南市				実施なし
岡山	総社市	○	○		総社市教育委員会
集計		15	16	12	



外国人集住都市会議いいだ 2011

無断転用等をご遠慮ください

内閣府ホームページより

日系定住外国人施策に関する行動計画の策定について

日系定住外国人(「定住者」、「日本人の配偶者等」等の在留資格で入国・在留する日系人及びその家族)

- ・昭和63年以降急増。日本語能力が不十分な者が多く、平成20年秋以降の経済危機により、再就職が難しい等の理由により生活困難に置かれる人が増加。帰国者の増加により最近の外国人登録者数は減少しているが、日本での暮らしが長期の者は定住を希望。

【ブラジル人登録者数】

昭和63年：約4,000人 → 平成19年：約31.7万人 → 平成21年：約27万人 (ヒーク)

【ペルー人登録者数】

昭和63年：約860人 → 平成20年：約6万人(ヒーク) → 平成21年：約5.7万人
※日系人だけでなくブラジル人、ペルー人全体の登録者数

これまでの国の取組

- ・内閣府に「定住外国人施策推進室」を設置(平成21年1月)
- ・緊急の対策として、「定住外国人支援に関する当面の対策について」(平成21年1月)及び「定住外国人支援に関する対策の推進について」(平成21年4月)をとりまとめ、現在実施中。(教育、雇用、住宅、情報提供等が主な内容。)

地方自治体の要望

日系定住外国人集住地域自治体で構成される「多文化共生推進協議会」(愛知、岐阜、三重など7県1市)や「外国人集住都市会議」(太田、浜松、豊田、美濃加茂、鈴鹿等28市町)からは、国としての体系的・総合的な方針の策定を要望。

日系定住外国人施策に関する基本指針

(H22.8. 日系定住外国人施策推進会議) 一 国の体系的・総合的な方針

【基本的な考え方】

日本語能力が不十分な者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする。

【今後取組、検討する施策の分野】

- ①日本語で生活できるように
 - ②子どもを大切に育てていくために
 - ③安定して働くために
 - ④社会の中で困ったときのために
 - ⑤お互いの文化を尊重するために
- について今年度末までに「行動計画」を策定

日系定住外国人施策に関する行動計画の概要

H23～(3年後を目途に見直し)(3月31日日系定住外国人施策推進会議で策定)

日本語で生活できるための施策

- ・日本語教育の標準教材(ホームステイ・教材)の開発、各種コンテンツの共有化等
- ・「日本語教育推進会議」及び「日本語教育関係府省連絡会議」の開催
- ・「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の実施(日本語教室の設置運営、日本語指導者養成、ボランティア研修等への支援)
- ・「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版等の配布等
- ・各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進方策の検討

子どもを大切に育てていくための施策

- ・外国人児童生徒の教育充実のための具体策(日本語能力測定方法、教員研修等)の開発、日本語能力に配慮した指導を行うための教育課程編成の検討、指導法や教材の先進事例の情報提供等)
- ・「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」(国語指導)の実施(ブランチ対応の支援員や教員派遣員等)による外国人の子どもの養育への支援)
- ・日本語指導を行う教員についての定数措置を引き続き実施するとともに、その配置の改善を検討
- ・認可手続マニュアルの周知による外国人学校の各種学校・準学校法人化の促進
- ・外国人の子どもに配慮した中学校卒業程度認定試験の実施
- ・在留期間更新等の際の就学促進のためのリーフレットの配布
- ・「虹の架け橋教室」事業の実施等(不就学の子どもの公立学校への円滑な転入を促進)

安定して働くための施策

- ・「日系人就業準備研修」(日本語コミュニケーション能力の向上、労働法令、雇用慣行等の研修)の実施、日本語能力等に配慮した職業訓練の実施
- ・多言語での就業相談の実施(ハローワークでの通訳・相談員の配置、ワンストップサービスコーナー運営等)
- ・事業主に対する指導の実施、企業の役割についての検討

社会の中で困ったときのための施策

- ・国の制度に関する情報(教育、年金、母子保健等)の多言語化の推進
- ・公的賃貸住宅等の活用、防災・防犯・交通安全対策、等
- ・地方自治体、NPO、企業等による取組の実施

その他

- ・在日ブラジル大使館、ペルー大使館等との連携の強化

日系定住外国人施策に関する行動計画

平成 23 年 3 月 31 日
日系定住外国人施策推進会議

1. はじめに

日系定住外国人施策について、日系定住外国人施策推進会議は、平成22年8月に「日系定住外国人施策に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定した。

今回策定する「日系定住外国人施策に関する行動計画」（以下「行動計画」という。）は、基本指針に盛り込まれた事項について、各府省庁で検討した内容を加え、基本指針に掲げた施策を具体化することを目的として策定するものである。

なお、本行動計画は、平成23年度から開始することとし、必要に応じ、開始後3年を目途に見直すこととする。また、今般発生した東北地方太平洋沖地震の今後の事態の推移も踏まえ、3年を経過する前であっても、必要に応じ、見直すこととする。

2. 分野ごとの具体的施策

（1）日本語で生活できるために必要な施策

① 日本語教育の総合的な推進体制の整備等

- a 日本語教育関係機関等を参集した日本語教育推進会議や関係府省の実務者からなる日本語教育関係府省連絡会議を開催し、日本語教育全般に係る取組の現状を把握するとともに、課題を整理するための情報交換を行う。（文部科学省）
- b 我が国に居住する外国人にとって、日本語能力等が十分でないこと等から、外国人が安心・安全に生活できないという問題を解決し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう、引き続き、日本語教室の設置運営、日本語能力等を有する外国人等を対象とした日本語指導者養成、ボランティアを対象とした実践的研修等を行う「「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」を実施する。（文部科学省）
- c 政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて情報を集約し、横断的に利用できるシステムを検討するとともに、平成22年に文化審議会国語分科会において取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い、イン

ターネットを通じて提供する。(文部科学省)

- d 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的カリキュラム案及び教材例について、日本語教育機関・団体に周知を行う。また、国語分科会日本語教育小委員会において、標準的カリキュラム案の内容を踏まえた日本語能力及び指導能力の評価基準等について検討を行う。(文部科学省)
- e 「日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議」を開催し、カリキュラム等の分析を行い、日本語教員等の養成・研修の在り方について検討を行う。(文部科学省)

② 各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進

- a 日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、全都道府県(教育委員会を含む。)等に配布しているほか、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(文部科学省)
- b 平成21年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ(日本語学習、医療・保険、教育など)について多言語で作成した成果物を引き続き外務省及び在外公館のホームページに掲載するとともに、訪日予定の外国人に対して、査証発給時等に在外公館において引き続き配布する。(外務省)
- c ①や②bの施策の進捗状況を踏まえつつ、各種手続の機会を捉え、日本語習得状況について確認し、必要に応じ日本語教育を受けることを促すなど、日本語習得の促進を図るための方策について引き続き検討する。(内閣府、各省庁)

(2) 子どもを大切に育てていくために必要な施策

① 子どもの教育に対する支援

- a 適応指導・日本語指導等に関する体系的・総合的なガイドラインについて周知を図るとともに、学校において利用可能な日本語能力の測定方法及び日本語指導担当教員等のための研修マニュアルの開発を行う。(文部科学省)
- b 就学前の外国人の子どもへのプレクラスの実施に必要な支援員や、日本語能力が不十分な親への支援、日本の教育制度等の情報提供を行う要員(就学促進員)を配置することができるよう、国が費用の1/3を補助する「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を引き続き実施する。(文部科学省)

- c 学習指導要領等における外国人児童生徒に対する指導上の配慮事項について教育委員会や学校への周知・徹底を引き続き図る。(文部科学省)
- d 日本語指導について、各地で既に使用されている指導法や教材のうち優れたものに関する情報や外国人児童生徒への対応のノウハウや経験の事例等の情報提供を引き続き行う。(文部科学省)
- e 外国人児童生徒の日本語指導等についての実態を聞き取り等により把握し、日本語能力等に配慮した指導を行うための教育課程の編成について、制度面についての具体的な検討を行う。(文部科学省)
- f 学齢を超過した者の受入れや、教科学習に必要な日本語能力が足りない者の下学年への受入れなど、外国人児童生徒が公立学校に入学・編入学しやすい環境の整備を促進する。(文部科学省)
- g 外国人児童生徒に対して日本語指導を行う教員についての定数措置を引き続き実施するとともに、その配置の改善について検討を行う。(文部科学省)
- h 外国人児童生徒受入校の教員、教育委員会の外国人児童生徒教育担当の指導主事等を対象として、外国人児童生徒に対する日本語指導等の専門的な研修を引き続き実施する。(文部科学省)
- i 中央教育審議会における、教員の資質向上方策の見直しについての審議の中で、日本語指導に携わる教員の養成についての検討を行う。(文部科学省)
- j 小中学校における就業体験等を引き続き推進するとともに、学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の推進を図るため、さまざまな課題の対応策について調査研究し、成果の普及を図る。(文部科学省)
- k 高等学校への進学を希望する生徒の受入れについての環境整備を支援するため、受入れ体制が整備されている高等学校の事例の把握やその情報提供に努める。(文部科学省)
- l 外国人の子ども等が中学校卒業程度認定試験を受験しやすくなるように、平成23年度から、同試験における全ての漢字に振り仮名を振った問題冊子を作成する、日本語能力試験N2以上の合格者について国語の科目免除を認める等の措置を講じる。(文部科学省)
- m 日系定住外国人の子どもたちが教育を受ける機会を確保するため、在留期間更新等の際に、文部科学省において作成している就学に関するリーフレットを配布すること等によりその就学を促進する。(法務省、文部科学省)

② ブラジル人学校等の各種学校・準学校法人化の促進等の支援、ブラジル本国政府などへの要請等

- a 平成21年度に作成した「準学校法人設立・各種学校認可の手続きのマニュアル」（日本語版とポルトガル語版）の周知を引き続き図る。（文部科学省）
- b 今後開催される予定の日伯領事当局間協議や、ブラジル教育省との会議等の機会を捉え、日本に在住するブラジル人の子どもへの支援（教科書の無料送付等）をブラジル政府に要請する。（外務省、文部科学省）
- c 日本にあるブラジル人学校等の教員にブラジルの正規の教員資格を与えるため、ブラジル政府が同国の大学と日本の大学の連携の下で実施する「在日ブラジル人教育者向け遠隔教育コース」に対し、国際協力関係機関の施設を引き続き無償提供し支援する。（外務省）
- d 日本語教育の機会の充実を図るため、定住外国人の子どもの就学支援事業（「虹の架け橋教室」事業）について、平成23年度も引き続き実施する。また、事業の評価や検証を行うとともに、子どもの就学状況や新たなニーズの把握に努め、より効果的・効率的な事業として、平成24年度以降の継続について検討する。（文部科学省）

(3) 安定して働くために必要な施策

① 仕事に必要な日本語の習得などを図る職業教育、職業訓練等

- a 外国人求職者のニーズに対応し、日系定住外国人が集住する地域において、安定就労への意欲及びその必要性の高い日系定住外国人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保障制度等に関する知識の習得を図る日系人就労準備研修を、平成21年度からの3年間の緊急経済対策の一環として、平成23年度においても実施する。（厚生労働省）
- b 日系定住外国人が集住する地域において、訓練等の受講に当たって一定の日本語能力を有する日系定住外国人求職者を対象に、その日本語能力等に配慮した職業訓練を、地域のニーズ等を踏まえつつ引き続き実施する。（厚生労働省）

② 多言語での就職相談

- a 日系定住外国人が集住する地域を管轄するハローワークにおける通訳・相談員の配置、市町村とも連携したワンストップサービスコーナーの運営及び日系定住外国人専門の相談・援助センターの運営による、多言語での就職相談を、

平成21年度からの3年間の緊急経済対策の一環として、平成23年度においても実施する。(厚生労働省)

③ 事業主に対する指導・相談援助、産業界との意見交換等

- a 雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等に基づいて、ハローワークの職員等が事業所を訪問する等により、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導を行うとともに、より専門的な相談援助が必要と認められる事業所へは、外国人雇用管理アドバイザーによる相談援助を引き続き行う。(厚生労働省)
- b 引き続き日系定住外国人に係る諸問題について、産業界との意見交換を実施する。(経済産業省)
- c 日系定住外国人を含む外国人労働者に関する諸問題について、関係省庁の協力を得ながら、産業界に対し適切な指導を実施する。(経済産業省)
- d 日系定住外国人を雇用するものの責任として、企業や経済団体が日系定住外国人支援に一定の役割を果たすことについて、関係省庁における実務者等の会合を通じ、どのような方策が可能かについて引き続き検討する。(内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

④ 就労の適正化のための取組

- a 雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等に基づいて、ハローワークの職員等が事業所を訪問する等により、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導を行うとともに、より専門的な相談援助が必要と認められる事業所へは、外国人雇用管理アドバイザーによる相談援助を引き続き行う。(再掲)(厚生労働省)

(4) 社会の中で困ったときのために必要な施策

① 情報の多言語化、日本に関する情報や日本語の基礎についての情報提供

- a 内閣府の「定住外国人施策ポータルサイト」において、実際に相談活動や支援活動を行っているNPO等のニーズを踏まえ、国の統一的な制度等について、引き続き、多言語での情報提供を行うとともに、日系定住外国人の支援を行うNPO等の活動に資する情報についても充実を図る。(内閣府)
- b 日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、全都道府県・市町村教育委員会、在外公館等

に配布しているほか、文部科学省ホームページにも掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(文部科学省)

- c 国民年金制度の勧奨リーフレットのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、日本年金機構のホームページに掲載するほか、全国の年金事務所において配布し、加入勧奨を図っているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(厚生労働省)
- d 妊婦健康診査の受診勧奨リーフレットのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、厚生労働省のホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(厚生労働省)
- e 各都道府県警察において、外国語による運転免許学科試験及び講習予備検査の実施に関する取組を推進する。(警察庁)
- f 平成21年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ（日本語学習、医療・保険、教育など）について多言語で作成した成果物を引き続き外務省及び在外公館のホームページに掲載するとともに、訪日予定の外国人に対して、査証発給時等に在外公館において引き続き配布する。(再掲) (外務省)
- g 日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、全都道府県（教育委員会を含む。）等に配布しているほか、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(再掲) (文部科学省)
- h 国税庁において、外国人のための所得税申告の手引き等の英語版を引き続き作成するほか、日系定住外国人からのニーズが多い一部の国税局においては、ポルトガル語版・スペイン語版も引き続き作成し、外国人納税者へ申告書を発送する際に同封又は税務署窓口において交付するほか、当該国税局のホームページにも掲載する。(国税庁)

② 公的賃貸住宅の活用

- a 公営住宅等に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居を認めるよう、引き続き取組を推進する。(国土交通省)
- b 離職退去者の居住安定確保に向け、若年単身者等本来の入居対象者以外の者に利用させる場合の手続きの簡素化を通じ、地方自治体が供給する公営住宅等の空き家の活用を引き続き図る。(国土交通省)

③ 民間賃貸住宅への入居支援

- a 外国人を対象とした民間賃貸住宅への入居円滑化に関するガイドラインや部屋探しに関するガイドブックについて、国土交通省ホームページでの公表等を通じ、一層の普及促進を図る。(国土交通省)
- b 地方自治体や関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会の活動に対する支援や家賃債務保証の実施により、外国人世帯の民間賃貸住宅への入居を円滑化し、居住の安定を確保する。(国土交通省)

④ 防災対策

- a 消防庁ホームページの外国人向け災害対応に関する普及啓発サイトのコンテンツの充実(多言語化、関連団体ホームページとのリンクの強化等)等各種広報媒体による周知の在り方を検討する。(総務省)
- b 地方自治体に対し、日系定住外国人向けの防災対策の推進に関する必要な助言を検討する。(総務省)

⑤ 防犯対策

- a 各都道府県警察において、日系定住外国人に対して、犯罪被害者となることを防止すること等を目的とした防犯教室、非行防止教室を開催し、その際に防犯相談ハンドブック等を配布するなど、関係機関等と連携しつつ、防犯対策等の充実を引き続き図る。(警察庁)
- b 日系定住外国人を中心に結成され、通学路における子どもの保護・誘導等の活動を行っている自主防犯団体に対し、活動のための物品の無償貸付を行うとともに、各都道府県警察において、同団体等に対する地域安全情報の提供、合同パトロールの実施等の支援を引き続き行う。(警察庁)

⑥ 交通安全教育

- a 各都道府県警察において、引き続き、日系定住外国人に対して、交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教室を開催するとともに、各種言語に対応した外国人向けの教材の充実を図る。(警察庁)

⑦ 外国語で相談できる体制の整備、人材やNPOの育成の推進

- a 移住者・日系人支援の一環として実施している日系定住外国人を対象とした電話等による生活相談業務を継続する。(外務省)

- b 日系定住外国人とのコミュニケーションを円滑化し、生活を支援するためには、行政機関だけではなく日系定住外国人を支援するNPO等の「新しい公共」の担い手とも協働して取り組むことが重要であり、NPO等に対する情報提供等を通じ、NPO等や社会的活動を担う人材の育成を積極的に図る。(内閣府、各省庁)
- c 「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により、集住地域を有する地方自治体のまちづくりの成果やNPO、企業等の活動実績の紹介等を通じ、地方自治体、NPO、企業等による取組を奨励し、日系定住外国人の日本社会への受入れを積極的に行う環境を整備する。(内閣府、各省庁)
- d 法務省の「外国人在留総合インフォメーションセンター」及び「外国人総合支援ワンストップセンター」の運営、厚生労働省のハローワークにおける通訳・相談員の配置、市町村とも連携したワンストップサービスコーナーの運営及び日系定住外国人専門の相談・援助センターの運営等により、外国語で相談できる体制を引き続き整備する。(一部再掲)(法務省、厚生労働省、各省庁)
- e 日系定住外国人に対する医療を支援するため、新成長戦略に基づき実施した医療言語人材の育成のノウハウの活用について、検討する。(経済産業省)

⑧ 社会保険、国民健康保険の加入促進等

- a 外国人を雇用する事業所に対する社会保険への加入促進のための指導を引き続き行うとともに、外国人の在留資格の変更、在留期間更新等の際に社会保険制度未加入が判明した外国人について、社会保険制度への加入が円滑に進むよう、社会保険制度の加入を促すリーフレットを法務省の地方入国管理官署で引き続き配布し、社会保険の適用を促進する。(厚生労働省)

(5) その他

① 地方自治体における自主的な多文化共生の取組の促進

- a 地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、平成18年3月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、各種会議等を通じて周知する等必要な施策の普及を引き続き図る。(総務省)
- b 地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、地方自治体の先進的な取組事例等参考となる情報を提供する。(総務省)

② 日系定住外国人の社会への受入れの必要性・意義についての周知等

- a 「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により、集住地域を有する地方自治体のまちづくりの成果やNPO、企業等の活動実績の紹介等を通じ、地方自治体、NPO、企業等による取組を奨励し、日系定住外国人の日本社会への受入れを積極的に行う環境を整備するとともに、日系定住外国人の日本社会への受入れの必要性・意義について国民一人ひとりがその理解をより一層深めるための取組を進める。(一部再掲)(内閣府、各省庁)

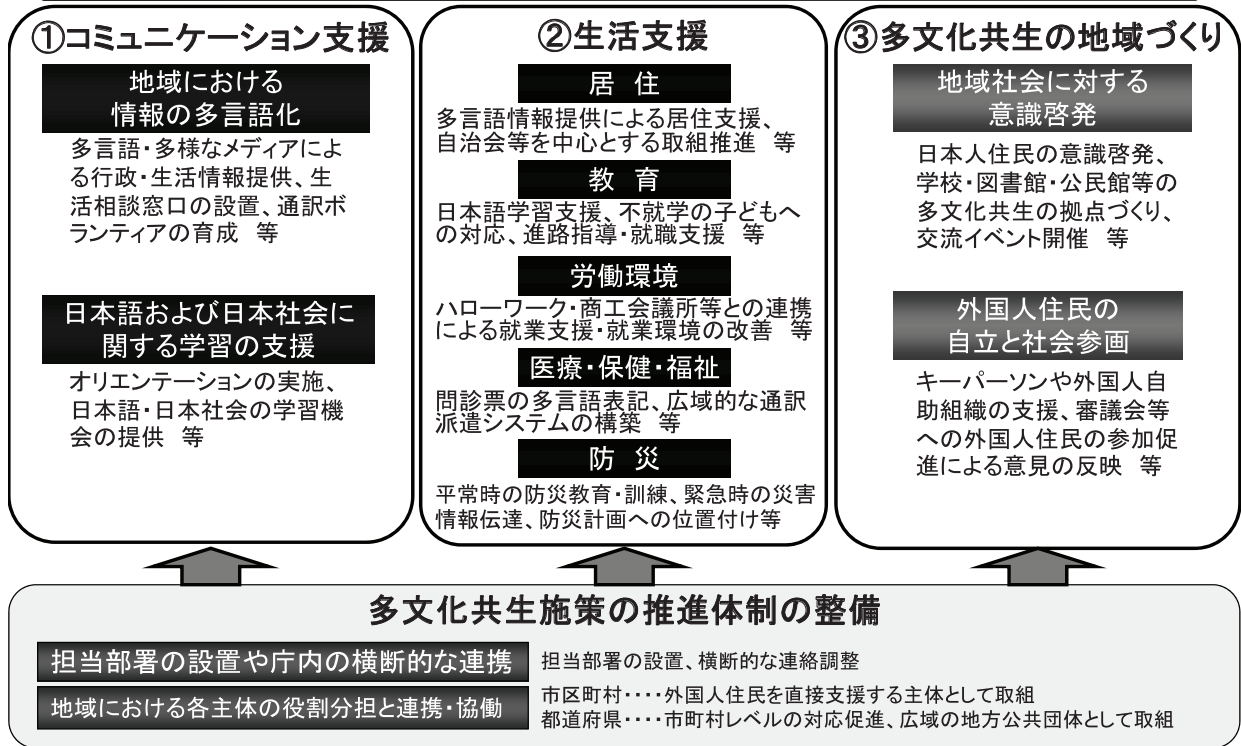
③ 在日ブラジル大使館、ペルー大使館等との連携の強化

- a ブラジル人、ペルー人を中心とする日系定住外国人の支援を進めるに当たり、在日ブラジル大使館、ペルー大使館等との連携は重要であり、これら大使館等との情報交換等により、連携の強化に努める。(内閣府、各省庁)

3. 推進体制

- (1) 本行動計画に盛り込まれた施策については、外国人に係る住民基本台帳制度のスタート(平成24年夏を想定)も踏まえ、実施していくこととする。
- (2) 本行動計画に盛り込まれた事項の推進状況については、日系定住外国人施策推進会議幹事会等において適宜フォローアップすることとする。
- (3) なお、施策の推進に当たっては、地方自治体、NPOなどの支援団体等との連携を積極的に図り、地方自治体等の知恵を活かしながら施策を実施することとする。

地域における多文化共生推進プラン（平成18年3月 総務省）



1

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況(全体)

(団体数、%)

回答	都道府県	指定都市	市(指定都市除く)	区	町	村	全体
1.多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	12 (26%)	6 (32%)	27 (4%)	3 (13%)	0 (0%)	0 (0%)	48 (3%)
2.国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	25 (53%)	12 (63%)	61 (8%)	3 (13%)	4 (1%)	1 (1%)	106 (6%)
3.総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	7 (15%)	1 (5%)	225 (29%)	8 (35%)	85 (11%)	10 (5%)	336 (19%)
策定している(計)	44 (94%)	19 (100%)	313 (41%)	14 (61%)	89 (12%)	11 (6%)	490 (27%)
4.策定していないが、今後策定の予定がある	2 (4%)	0 (0%)	79 (10%)	4 (17%)	36 (5%)	3 (2%)	124 (7%)
5.策定しておらず、今後策定の予定もない	1 (2%)	0 (0%)	375 (49%)	5 (22%)	632 (83%)	170 (92%)	1183 (66%)
策定していない(計)	3 (6%)	0 (0%)	454 (59%)	9 (39%)	668 (88%)	173 (94%)	1307 (73%)
総計	47 (100%)	19 (100%)	767 (100%)	23 (100%)	757 (100%)	184 (100%)	1797 (100%)
無回答	0	0	0	0	0	0	0
自治体数	47	19	767	23	757	184	1797

(注)平成22年3月総務省自治行政局国際室調査による。(平成22年4月1日現在)

(注)調査対象団体数1797 (都道府県47+市町村1727+特別区23)

(注)割合には無回答は含まない。

2

平成22年度多文化共生の推進に関する意見交換会

【趣旨・目的】

地方公共団体の先進的な多文化共生の取組みの背景事情、経緯、工夫、今後の課題等について各団体担当者と有識者との意見交換を通じて、他の地方公共団体の取組みに当たっての有益な情報を引き出すことを意図。

【地方公共団体の取組事例】

- 愛知県「多文化共生コミュニティ状況等実態調査」
- 愛知県「多文化共生促進教室」
- 浜松市「プロジェクト・ジュントス」
- 美濃加茂市「多文化共生推進座談会」
- 美濃加茂市「定住外国人自立支援センター」
- 新宿区「多文化共生連絡会」
- 大泉町「文化の通訳」

3

地方公共団体における取組事例

- 愛知県「多文化共生コミュニティ状況等実態調査」
 - － 外国人コミュニティの状況や課題を調査し、外国人県民に対する支援や多文化共生を推進するための基礎資料とする
 - － 日本人県民に対して外国人コミュニティの理解を深めてもらうための普及啓発資料「多文化共生マップ」を作成
- 愛知県「多文化共生促進教室」
 - － 外国人県民に、居住している地域のごみ出しや交通規則などの生活ルールを教える
 - － 日常生活に密着かつ必要不可欠な日本語の読み書きを指導する



4

地方公共団体における取組事例

• 浜松市「プロジェクト・ジュントス」

- 「学習支援教室」: 学齢期の不就学・不登校等の日本語指導が必要な児童生徒を対象に、日本語指導、教科学習支援を行う
- 「学び直し教室」: 義務教育年齢期を超過し義務教育卒業資格を持たない青少年や、基礎学力や日本語能力の問題等で高校等への進学希望がかなわなかった青少年がもう一度、基礎学力の習得を目指す
- 「仲間づくり教室」: 国籍を問わず、同年代のみならず様々な世代の青少年と触れ合う中で、社会のルール、日本の文化、ブラジルをはじめとした外国文化、学校のシステムなどを理解する



5

地方公共団体における取組事例

• 美濃加茂市「多文化共生推進座談会」

- 自治会関係者、民生児童委員、PTAの役員等地域住民(日本人住民)が、多文化共生のまちづくりにあたり地域の課題は何か、できることは何かについて、外国人住民とともに話し合い、考える
- 座談会に加え、ブラジル人教会にてミサの見学、ブラジル料理の体験、児童館主催のもちつき会に参加するなど、地域イベントへの参加や外国人の文化に触れる活動も実施

• 美濃加茂市「定住外国人自立支援センター」

- 地域で暮らす外国人のための生活相談や、不況下で解雇された外国人への就労支援、就業促進のための各種事業を行う
- NPO法人「ブラジル友の会」が運営

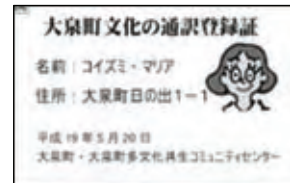


6

地方公共団体における取組事例

・新宿区「多文化共生連絡会」

- 地域住民やNPO、日本語ボランティア、外国人相談員、新宿区、新宿未来創造財団、新宿区社会福祉協議会などが参加し、地域課題の解決を図る
- 分科会にて個別テーマを決めて議論
 1. 「しんじゆく多文化共生プラザのあり方検討」分科会
 2. 「外国にルーツを持つ子どもの学習支援について」分科会
 3. 「災害時の外国人支援について」分科会



・大泉町「文化の通訳」

- 母語で正確に情報伝達ができる外国人住民等を「文化の通訳」として登録し、「文化の通訳講座」で学んだことや、町からのメールにて発信する様々な情報を、それぞれの職場や生活圏の中で知り合いや友だちなどに伝えることを通じて、正確な情報の周知を図る
 - ・「文化の通訳講座」: 習字やお茶の入れ方、日本料理の基礎等の講座を通じて日本の文化を学びながら、生活ルールやマナー、地震や災害時の心得等を理解する
 - ・町から発信する情報: 定額給付金等の行政サービス、新型インフルエンザや台風等の注意喚起、その他防災訓練や清掃活動等外国人にも参加してほしいイベント等

7

外国人住民に係る住民基本台帳制度について

<ポイント>

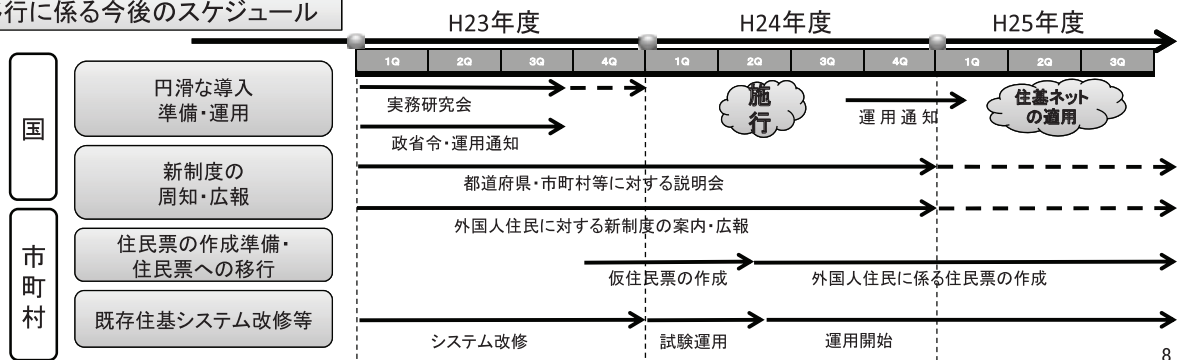
- **現行の外国人登録制度を廃止し、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることとされた。**（「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が平成21年7月15日に公布。施行期日は入管法等改正法の施行日（公布後3年以内の政令で定める日。平成24年7月頃を予定。）。）

- 外国人住民に係る住民票を作成し、各種行政事務の処理の基礎とする。
- 外国人住民に係る手続のワンストップ化を図る。

住民票を作成する対象者	・中長期在留者（在留カード交付対象者）、特別永住者 等
住民票の記載事項	・氏名、生年月日、性別、住所等のほか、外国人特有の事項である「国籍等」、在留カードに記載されている「在留資格」「在留期間」等を記載
法務大臣からの通知	・在留資格の変更、在留期間の更新により、外国人住民に係る住民票の記載事項の修正等が必要な場合に、法務大臣から市町村長へ通知
その他	・外国人と日本人で構成する一の世帯（複数国籍世帯）の正確な把握が可能 ・閲覧制度、住民票の写し等の交付制度、市町村長の調査権や職権による住民票の記載の修正、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カードに係る規定について、日本人と同様に外国人住民にも適用

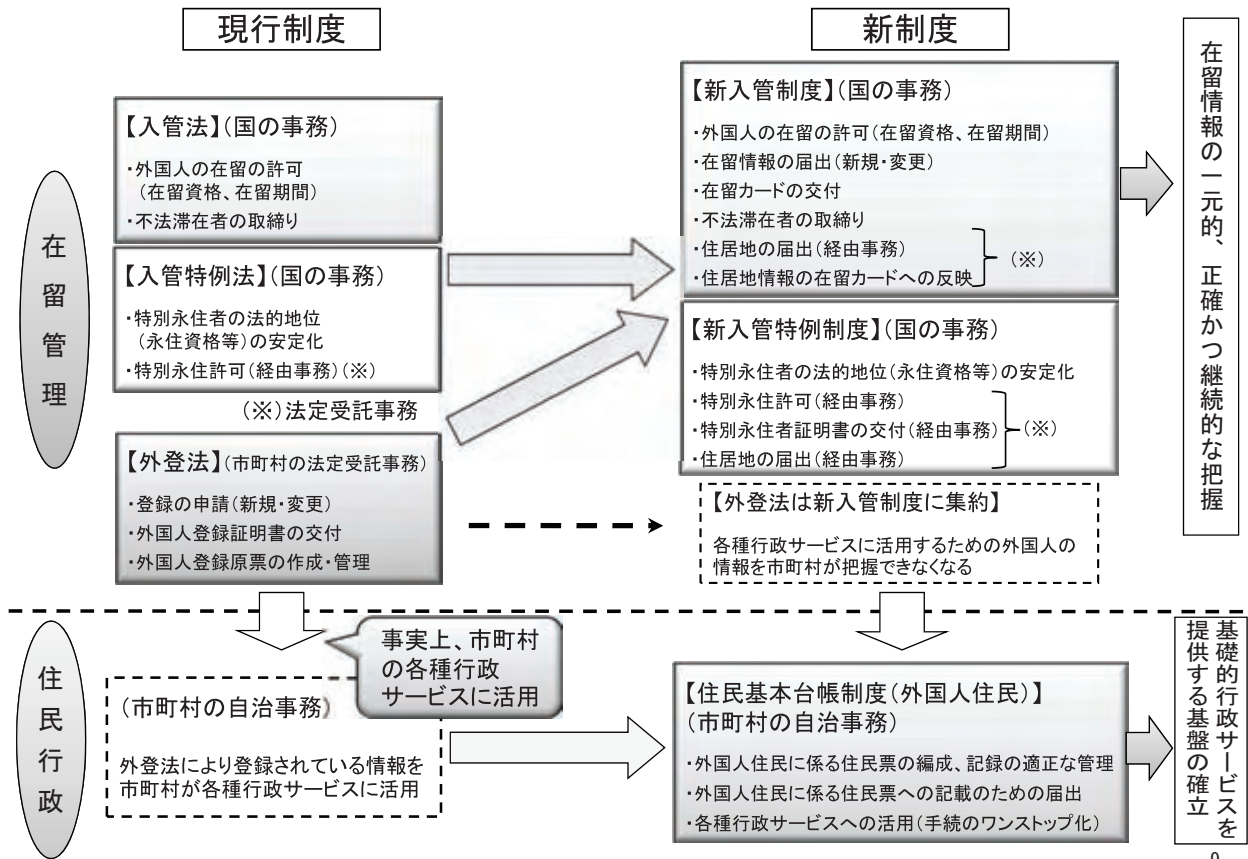
※ 関連して、現行の外国人登録制度を廃止し、法務大臣が適法に在留する外国人に対して空港等で在留カード等を発行する「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」も、平成21年7月15日に公布され

移行に係る今後のスケジュール



8

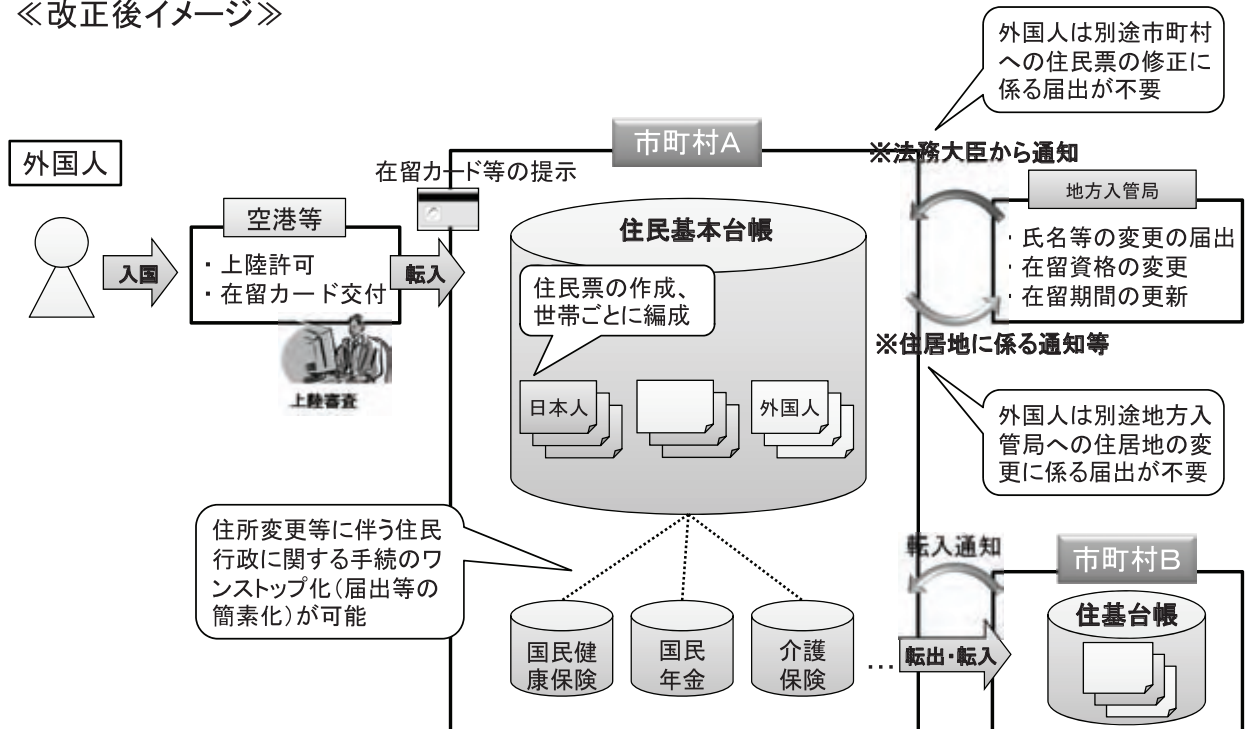
外国人住民に係る住民基本台帳制度の位置付け（イメージ）



9

外国人住民の動きと市町村及び法務省（入管局）との情報の流れ

《改正後イメージ》



10

インフォメーションセンター

入国管理局では、皆様からの入国手続や在留手続等に関する各種のお問い合わせに応じるために、仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、広島及び福岡の各地方入国管理局・支局に「外国人在留総合インフォメーションセンター」を設置しております。ここでは、電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語等）でも対応しています。また、札幌、高松及び那覇の各地方入国管理局・支局には相談員を配置し、電話や訪問によるお問い合わせに対応していますので、お気軽にご利用ください。

詳しい所在地の地図を御覧になりたい方は、御覧になりたい入国管理局・支局をクリックしてください。

	住所	電話番号	
外国人在留総合 インフォメーション センター	仙台	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20	TEL 0570-013904 (IP,PHS,海外:03-5796-7112) 平日 午前8:30～午後5:15
	東京	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30	
	横浜	〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	
	名古屋	〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18	
	大阪	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目29番53号	
	神戸	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り29	
	広島	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30	
	福岡	〒812-0003 福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内	
相談員 配置先	札幌	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目	
	高松	〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1	
	那覇	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15	

メール受付

入国手続・在留手続に係る各種のお問い合わせ等を送付する場合には、下記のメールアドレスをクリックしてください。

メールでお寄せいただける内容

- 入国・在留などの一般的な手続に関するお問い合わせ
- 出入国管理行政に関する御意見・御要望

お答えできない内容

- 個別事案に関する申請や許可の見直し
- 審査の進捗状況、処分結果
- 退去強制手続の進捗状況

(注意事項)

- お問い合わせの内容により、回答に時間がかかるものがあるほか、回答できないものがあります。
- 日本語又は英語での実施とさせていただきます。
- 御意見・御要望は、出入国管理行政の参考とさせていただきます。
- 携帯電話からお問い合わせを頂いた際、携帯電話の設定又は機種によりましては、当方からの回答が届かない場合がありますので、あらかじめ御承知お願います。
- 永住許可の申請に関する見直しについてもお問い合わせいただくことがありますが、当インフォメーションセンターでは回答することができません。

なお、永住許可のガイドラインについては、法務省ホームページをご覧ください。

メールアドレス
info-tokyo@immi-moj.go.jp

ワンストップ型相談センター

地方公共団体の相談窓口と連携して、外国人住民が我が国で生活するために必要な入国管理手続等の行政手続、生活に関する相談及び情報提供を行うため、ワンストップ型の相談センターを設置しております。

ここでは、電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語（英語、中国語等）でも対応しています。相談受け付け日時や言語については、以下を御覧ください。

	住所	電話番号	対応言語
外国人総合相談支援センター	〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康センター「ハイジア」11階 しんじゅく多文化共生プラザ内	TEL 03-3202-5535 TEL・FAX 03-5155-4039	英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語 (常時対応(第2第3水曜除く)) ベンガル語(月・木・金)・ベトナム語(第1第3火曜) インドネシア語(第2第4火曜)
外国人総合相談センター埼玉	〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3階	TEL 048-833-3296 FAX 048-833-3600	入国・在留手続相談・案内英語 英語・ポルトガル語・スペイン語(月・水・金) 外国人に対する就業等に関する相談・案内 ポルトガル語・スペイン語(月・金)英語・中国語(水) 生活その他各種生活関連サービスに係る案内 英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語 ハンガル・タガログ語・タイ語・ベトナム語(常時対応)
浜松外国人総合支援ワンストップセンター	〒430-0926 静岡県浜松市中区砂山町324-8第一伊藤ビル9階	TEL 053-458-1510	入国・在留手続相談及び情報提供 英語・ポルトガル語・スペイン語(水) 生活その他各種生活関連サービスに係る相談及び情報提供 英語(火～金) ポルトガル語(火～金・土・日) 中国語(火)・スペイン語(水) タガログ語(木)

Press Release



外務省報道発表

Ministry of Foreign Affairs of Japan

平成23年10月19日

G-1180

第5回日ブラジル領事当局間協議

1. 10月17日(月)(現地時間同日), 第5回日ブラジル領事当局間協議が, ブラジル外務省において開催されました。この協議には, 日本側から三輪昭駐ブラジル大使, 沼田幹夫領事局長をはじめとする外務省及び内閣府の関係者が, ブラジル側からエドゥアルド・グラジローニ外務省副次官(Mr. Eduardo Gradilone, Undersecretary-General of the Brazilians Communities Abroad of the Ministry of External Relations)及びルイーザ・ロペス・ダ・シルヴァ領事・在外ブラジル人局長(Ms. Luiza Lopes da Silva, Director-General of the Department of Consular Affairs and Brazilians Abroad)をはじめ, 外務省の関係者及び労働雇用省, 社会保障省, 法務省関係者が参加しました。

2. 協議の概要

(1) ブラジル商用数次査証

今回, ブラジル政府による日本人ビジネスマンに対する商用数次査証の発給について, 両国の間で, 発給を開始するために必要な条件について調整できたことを確認しました。その上で, 今後最終的な手続を早急に進めることで合意しました。

(2) 日系ブラジル人支援についての両国政府の取組

日本側から, 従来から行っている在日ブラジル人をはじめとする日系定住外国人への支援に引き続き努めていく旨説明するとともに, ブラジル政府による在日ブラジル人学校に対する教科書の無償配布など, ブラジル政府が積極的に在外自国民を支援するよう改めて要請しました。

これに対し, ブラジル側から, 在ブラジル日系人がこれまでブラジル社会で果たしてきた役割を高く評価している, また, 平成23年3月に日本政府が「日系定住外国人施策に関する行動計画」を策定したことに感謝しているとの発言がありました。

(3) その他の領事問題

日本側から, ブラジルにおける運転免許証の取得の容易化, 外国人登録や就労査証の発給の迅速化とともに, ブラジルにおける治安の改善や緊急時の邦人保護についても協力を要請しました。

(参考)日ブラジル領事当局間協議

日ブラジル両国間の領事問題(査証, 邦人保護, 日系ブラジル人等)について議論するために数年に1回の頻度で開催される局長級の協議。前回の第4回協議は, 平成22年3月25日に東京で開催。

◆ 内容についてのお問い合わせ先

外務省領事局外国人課 高橋首席事務官

TEL: 03-5501-8000(内線: 3154)

外国人を取巻く問題の解決・緩和に向けた外務省の主な取組

外務省では、日本で生活する外国人を取り巻く問題に関し、外国人の出身国政府と緊密に協力するとともに、外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップの開催等の取組を行っています。

東日本大震災時の外国人への支援

- ◎外務省のウェブサイトで、日本語、英語、中国語及び韓国語により震災の情報を提供
- ◎外国人の安否確認支援
 - ・在日各国大使館からの安否照会リストを取りまとめ、安否不明者の情報を警察庁と共有し、外国人の安否確認を支援。
- ◎外務省職員（中国語の専門家等）の被災地への派遣（岩手県及び宮城県）。
- ◎帰国した外国人の再入国のための支援
 - ・再入国許可の有効期間延長申請の取扱いの柔軟化。
 - ・単純出国した留学生・研修技能実習生に対し、新たな在留資格認定証明書の取得を要件とせず、査証申請を受付（本年8月31日まで）。

国際ワークショップの開催

- ◎外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ
 - 平成21年度（平成22年2月20日開催）（神奈川県、国際移住機関（IOM）共催）

テーマ：「受入れ社会における意識啓発と外国人に対する情報提供を中心として」

 - ・フィンランド内務省及びIOM本部（スイス）から移民問題の専門家を招へい。
 - ・成果物として、入国前の外国人に対する情報提供のための啓発資料等を作成。（※啓発資料のうち、情報提供のためのリーフレットの内容は別添の資料を御参照下さい。）
 - 平成22年度（平成23年2月17日開催）（上智大学、新宿区、IOM共催）

テーマ：「将来における我が国の外国人政策を中心として」

 - ・ドイツ連邦内務省及び韓国全国多文化家族事業支援団から当該国の外国人政策にかかわる専門家を招へい。
 - ・学界、経済界、労働界等の有識者により、我が国の外国人政策をめぐる多様な論点について討議。
 - 平成23年度（平成24年3月1日開催予定）（明治大学、IOM共催）
 - ・本年度国際ワークショップは、「東日本大震災と外国人政策」をテーマに、東日本大震災時の外国人への支援及び震災後の外国人の受入れのあり方について討議する予定。

（※国際ワークショップの詳細（報告書、当日の映像）は、外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/database/foreign.html>）及び国際移住機関（IOM）ホームページ（<http://www.iomjapan.org/archives/symposium.cfm>）を御参照下さい。）

外国人の出身国政府との協力

- ◎日本・ブラジル領事当局間協議（平成23年10月17日開催、於：ブラジル）
 - ・日本側からブラジル側に対し、在日ブラジル人の子どもの教育支援のため、在日ブラジル人学校に対してポルトガル語等の教科書を無償で配布する等の支援を要請。（※協議の概要は別添のプレスリリースを御参照下さい。）

日本での生活手引き

日本で生活する上で最低限必要となる情報

序文

日本で生活を始めることを予定している皆様へ。

正確な情報を学ぶことにより、円滑な生活を送ることができます。

この手引きは、皆様が日本で生活を開始する上で最低限必要な情報をとりまとめたものです。

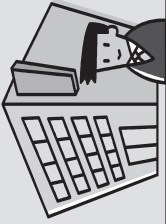
日本入国後1か月以内、及び、3か月以内に行うべきことについての手チェックリストを付けていますのでご利用ください。

皆様の日本での生活が安全で快適なものとなることを願っています。

外務省

外務省

緊急連絡先



- ・警察 電話：110
- ・救急 電話：119
- ・火事 電話：119

緊急日本語

- 助けて(TASUKETE) HELP!
- 泥棒(DOROBOU) THIEF/ROBBER
- 警察(KEISATSU) POLICE
- 火事(KAJI) FIRE
- 救急車(KYUUKYUUSHA) AMBULANCE
- 病院(BYOUJIN) HOSPITAL
- 急いで(SOIDE) HURRY UP
- 止めて(YAMETE) STOP IT
- 出で行って(DETEITTE) GET OUT OF HERE
- 痛い(ITAI) PAIN/HURT/SORE
- 暴力(BOURYOKU) VIOLENCE
- 病気(BYOUKI) ILLNESS
- 事故(JIKO) ACCIDENT
- 怪我(KEGA) INJURY
- 日本語を教えてください(NIHONGO HANASE MASEN) I CANNOT SPEAK JAPANESE.

さらに詳しいことをお知りになりたいときには、次のホームページをご覧ください。
なお、このリーフレットは、(財)自治体国際化協会制作「多言語生活情報」を参りにして作っています。

● 外務省
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

● 内閣府 定住外国人施策推進室
<http://www8.cao.go.jp/teiju-portal/jpn/index.html>

● (財)自治体国際化協会 (CLAIR)
<http://www.clair.or.jp/tagengo/index.html>

相談窓口連絡先リスト

(※一部の言語は、対応可能曜日が決まっています。)

総合窓口

- ・外国人総合相談支援センター
(日本語、中国語、英語、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語、インドネシア語、ベンガル語)
電話：03-3202-5535

法律問題

- ・法テラス(日本語、英語)
電話：0570-078374

人身取引問題

- ・NGO 人身取引女性相談センター(日本語、英語、タガログ語、タイ語)
電話：03-3368-8855、045-914-7008

就労問題

- ・東京外国人雇用サービスセンター(日本語、英語、中国語)
電話：03-3588-8639
- ・大阪外国人雇用サービスセンター(日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語)
電話：06-6344-1135
- ・名古屋外国人雇用サービスセンター(日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語)
電話：052-264-1901

- 通配置している全国の公共職業安定所(ハローワーク)一覧
(ポルトガル語)
<http://www.mhlw.go.jp/bumya/koyou/gaikokujin14/index.html>

日常使う日本語

- ありがとう(ARIGATOU) THANK YOU
- おはよう(OHAYOU) GOOD MORNING
- こんにちは(KON-NICHIWA) HI/HELLO
- すみません(SUMIMASEN) EXCUSE ME
- ごめんなさい(GOMEN-NASAI) SORRY
- 私(WATASHI) I
- 夫(OTTO) HUSBAND
- 妻(TSUMA) WIFE
- 家族(KAZOKU) FAMILY
- 子ども(KODOMO) CHILD
- 学校(GAKKOU) SCHOOL

【チェックリスト】

(入国後1か月以内の事項)

- 住居 □ 住居は戻つかりましたか？
- 賃貸契約の内容や居住条件について、よく理解して契約しましたか？

外国人登録

- 外国人登録をされましたか？

医療・保険

- 身近にある診療所や個人医院がどこにあるか知っていますか？
- 公的医療保険(働く人のための「健康保険」、または、その他の人のための「国民健康保険」)に加入しましたか？

教育

- 子どもが通う学校を決めましたか？

就労

- 就労先は見つかりましたか？
- またの場合、ハローワークに相談しましょう。
- 就労に際し、労働条件について、自分で確認しましたか？

地域の生活

- あなたの住んでいる地域のゴミ出しのルールを知っていますか？
- 日常的に(特に夜間や早朝)に大きな音(騒音)を出さないように注意していますか？
- 近所の人に出会ったとき、あいさつをしていますか？
- 地域自治会への加入などにより、地域社会との関わりを持っていますか？
- 同じ国の出身者によるネットワークへの参加などにより、同じ国の出身者とのコンタクトがありますか？

災害

- 災害時の避難場所を知っていますか？

(入国後3か月以内の事項)

日本語学習

- 日本語学校や日本語教室などで、日本語を学習していますか？

税金と社会保険料

- 住民税など納入すべき税金や保険料を納入していますか？

日本入国後1か月以内に 行うことが望まれる事項

住居

日本の住宅には、「民間の賃貸住宅」、「公的住宅」、「持ち家」の3種類があります。

貸家やアパートを借りるときには契約を結びます。これを賃貸契約といいますが、一般的に2年間になります。

賃貸契約をする際には家賃以外に、敷金、礼金、仲介料などの支払いが必要になります。詳しくは不動産屋で確認してください。

公的住宅の入居資格は、外国人登録済みであることや所得基準など細かく決められているので、その公的住宅を管理する自治体(役所)やUR都市機構に問い合わせてください。

「民間の賃貸住宅」と「公的住宅」では、家主の許可をもらわないで家族以外の人と一緒に住まわせることはできません。来日直後、一時的に友人等の家に住むことを考えている場合も、できるだけ早く、自分の住居を見つけてしまおう。

外国人登録

入国後、90日以上在留する方(90日以内に出国する方は必要ありません)は、入国の日から90日以内に、住んでいる市区町村の役所で外国人登録をしなければなりません。

また、日本で生まれた外国籍(日本国籍を持たない)の赤ちゃんも、出生した日から60日以内に外国人登録をしなければなりません。

本人が市区町村の役所で申請しますが、16歳未満の人や病気などの事情がある場合は同居している16歳以上の親族などの代理人が申請します。

外国人登録証明書はあなたの日本の身元を証明するものです。満16才以上の人は、外国人登録証明書を常に携帯しなければなりません。

医療・保険

(医療)

日本においては、日本語以外では対応できない医療機関もあるほか、症状を正しく伝えるためにも、できるかぎり日本語の話をせよと一緒に行きましよう。各都道府県においては、医療機関の情報をホームページで公表しており、医療機関ごとに対応可能な言語を確認できますので、あらかじめ調べておきましょう。

日本の医療機関は、入院や検査の設備が整った病院と、普段から身近なお付き合いをする診療所に分かれます。まず診療所で診察を受け、必要なら大きな病院で専門的な治療を受けることを勧めます。

宗教上の理由により、日常生活や治療について制限があるときや、アレルギー体質などのときには、前もって受付や看護師などに伝えてください。病院へは健康保険証を持参します。

また、すでに服用している薬があれば、それも持参します。

(保険)

日本に住んでいる人はだれでも、何らかの公的医療保険に加入しなければなりません。

日本の公的医療保険には大きく分けて会社や事業所などに勤める人が加入する「健康保険」と、自営業者や無職の方などが対象とする「国民健康保険」の2つがあります。

公的医療保険に加入していると、基本的に全国一律に決められた医療費の30%を支払うだけですみます。しかし、公的医療保険に加入していないと、医療費はすべて自己負担となります。

教育

日本の教育制度は基本的に、幼稚園3年、小学校6年、中学校3年、高等学校(高校)3年、大学4年(短期大学は2年)となっています。

日本人には子どもを小学校や中学校などに就学させる義務があります。日本に住んでいる就学年齢(満6歳~満15歳)の外国籍の子どもも、日本人と同様、授業料の負担なく地域の小学校や中学校などへの入学や編入ができます。また、外国籍の子どもを対象とした外国人学校も開設されています。

子どもの将来のことを考え、積極的に入学や編入を行いましよう。そのために居住地の市区町村の役所と相談してみましよう。

就職

日本では、合法的に在留し、就労できる在留資格を有する外国人に対しては、公共職業安定所(ハローワーク)が雇用の管理の改善や失業した場合の再就職の支援を行っています。

また、就職に際し、労働条件について、自分で確認することが大切です。労働契約とは、働くときにあなたと使用者が交わす契約のことです。労働契約を結ぶときに、使用者は、賃金(給料)、労働時間などの労働条件を明記した書面を交付することにしています。契約書が日本語で書かれている場合は、母国語に翻訳してもらおうなどして、必ず内容を確認してください。

使用者が書面で通知しなければいけない労働条件は次のとおりです。

- ・労働契約の期間
- ・仕事をする場所、仕事の内容
- ・始業時刻と終業時刻、決められた労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇など
- ・給料の決定、計算、支払いの方法、締め切りと支払いの時期
- ・退職に関すること

会社に、労働条件や服務規定を定めた「就業規則(会社のきまり)」がある場合は、その内容を確認することが必要です。

地域における生活

近所の人と積極的にあいさつしましょう。地域のいろいろな情報も教えてもらえらるかもしれません。自分の名前やどんなことをしているかなど、簡単な自己紹介をしましょう。

生活騒音は近隣住民とのトラブルの原因になります。夜間から早朝にかけてはもちろん、日常的に大きな音を出さないように注意しましょう。

ゴミの出し方は地域(市区町村)によって異なり、しかも、ゴミは種類ごとに、出す曜日と時間が決まっています。ゴミの出し方のルールを確認しましょう。

日本では一般的にどこの市区町村でも「町内会」や「自治会」と呼ばれる住民組織があります。活動は住民の会費で運営されており、外国籍の方でも住民であれば加入できます。加入すれば、地域の情報を得ることもできます。

災害

日本は、地震や台風が多い国です。こうした自然災害での被害を少なくするため、普段から防災対策を整えるとともに、いざというときの避難場所を確認しておきましょう。

日本入国後3か月以内に 行うことが望ましい事項

日本語学習と母語の保持

日本で生活する上で、日本語は極めて重要です。

日本語を習うところとしては、日本語教育機関である「日本語学校」とそれ以外に大きく分かれます。日本語学校は授業料が必要ですが、それ以外の日本語教室や講座は無料、または比較的安い費用で参加できます。市区町村や国際交流協会、民間団体、ボランティア団体が行っている日本語教室や講座は無料または低料金で提供されており、誰でも参加することができます。詳しくは国際交流協会や都道府県または市区町村の役所へ問い合わせてください。

また、子どもの母語の保持については、同国人のネットワークや外国人学校に問い合わせてみましょう。母語の新聞、雑誌などで、日本に関する情報を集めることもできます。

日本の税制度

日本に住んでいる人は、外国籍の人であっても一定の所得があれば、日本人と同じように税金を納入する義務があります。

日本の税金は大きく分けて国に納入する国税と、都道府県・市区町村に納入する地方税があります。

理由なく税金を納入しないと、行・一・一・一を受け取ることができない場合がありますので、注意してください。

[Checklist]

(Things which should be done within one month after your arrival in Japan)

Housing

- Have you found a place to live?
- Have you entered into the lease contract after fully understanding the terms written in the contract and the conditions of living?

Alien Registration

- Have you completed alien registration?

Medical/Insurance

- Do you know where nearby medical clinics and doctor's offices are located?
- Have you joined public medical insurance ("health insurance" for working people or "national health insurance" for other people)?

Education

- Have you decided which school your children will go to?

Employment

- Have you found employment?
→ If not, you can consult Hello Work offices.
- When concluding the employment contract, have you personally confirmed the working conditions?

Community Life

- Do you know the common rules for the disposal of garbage in the area where you live?
- Are you careful not to make loud noise in your daily life (particularly at night and in the early morning)?
- Do you greet neighbors when you see them?
- Are you involved in your local community, by joining a residents association, etc.?
- Do you have contacts with other people from your country, by participating in networks among them, etc.?

Disasters

- Do you know where to evacuate in case of a disaster?

(Things which should be done within three months after your arrival in Japan)

Japanese Language Study

- Are you making efforts to learn Japanese; by going to a Japanese language school, attending Japanese class, etc.?

Social Insurance Premiums

- Do you know how to join social insurance (public health insurance, national pension plan, worker's accident compensation insurance, employment insurance and long-term care insurance)?
→ If not, please access the website of Multilingual Living Information at
<http://www.clair.or.jp/tagengov/en/index.html>

List of Consultation Service Contacts

(※Some language services are available on certain days of the week)

General Services

- Consultation Support Center for Foreign Residents (Japanese, Chinese, English, Portuguese, Vietnamese, Spanish, Indonesian, and Bengalese)
Tel.: 03-3202-5535

Legal Problems

- Japan Legal Support Center, "Houterasi" (Japanese and English)
Tel.: 0570-078374

Human Trafficking Problems

- The Counseling Center for Women – Anti Trafficking Project (NGO) (Japanese, English, Tagalog and Thai)
Tel.: 03-3368-8855, 045-914-7008

Work-Related Problems

- Tokyo Employment Service Center for Foreigners (Japanese, English and Chinese)
Tel.: 03-5588-8639
- Osaka Employment Service Center for Foreigners (Japanese, English, Portuguese, Spanish and Chinese)
Tel.: 06-6344-1135
- Nagoya Employment Service Center for Foreigners (Japanese, English, Portuguese, Spanish and Chinese)
Tel.: 052-264-1901
- The list of Hello Work offices where interpretation service is available can be obtained at the following website:
www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/naitei/dl/nihong1.pdf

Emergency Telephone Numbers

- Police Station Tel: 110
- Emergency cases (Ambulance) Tel: 119
- Fire Tel: 119



Emergency Words and Phrases in Japanese

- HELP! 助けて(TASUKETE)
- THIEF/ROBBER 泥棒(DOROBOU)
- POLICE 警察(KEISATSU)
- FIRE 火事(KAJI)
- AMBULANCE 救急車(KYUUKYUUSHA)
- HOSPITAL 病院(BYOUJIN)
- HURRY UP. 急いで(YAMETE)
- STOP IT. 止めて(YAMETE)
- GET OUT OF HERER. 出て行って(DETEITTE)
- I'M IN PAIN. (I'M HURT/SORE.) 痛い (ITAI)
- VIOLENCE 暴力(BOURYOKU)
- ILLNESS 病気(BYOUKI)
- ACCIDENT 事故(JIKO)
- INJURY 怪我(KEGA)
- I CANNOT SPEAK JAPANESE. 日本語話せません(NIHONGO HANASE MASEN)

Please visit the following websites if you would like more information.

This leaflet has been created referring to "Multilingual Living Information" prepared by the Council of Local Authorities for International Relations.

- Ministry of Foreign Affairs
http://www.mofa.go.jp/j_info/visit/visa/index.html
- Office for the Coordination of Policies on Foreign Residents, Cabinet Office
<http://www8.cao.go.jp/teiju-portal/eng/index.html>
- Council of Local Authorities for International Relations (CLAIR)
<http://www.clair.or.jp/tagengo/index.html>

Guide to living in Japan

Minimum information Required for living in Japan

Preface

This leaflet is designed for people who are planning to live in Japan; it provides a collection of key information required to start your life in Japan.

You can live in Japan more easily by acquiring accurate information.

Please make use of the checklist in this leaflet in respect of what needs to be accomplished within one month and within three months after arriving in Japan.

We hope that your life in Japan is safe and comfortable.

外務省資料

Ministry of Foreign Affairs

Things which should be done within one month after arriving in Japan

Housing

There are three types of housing available in Japan: private rental housing, publicly subsidized housing and privately owned housing.

You will enter into a contract when renting a house or an apartment. This contract is called a lease contract. The term of the contract is generally two years.

Aside from the rent, security deposit, key money, Agent fee, etc. will be required for the contract. Please ascertain the details of these charges at the real estate agency.

All types of publicly subsidized housing have specific conditions for foreign tenants such as being registered as an alien and satisfying certain income standards. For more information, please contact the Urban Renaissance Agency (UR) or the municipal office (*yakusho*) that manages the public housing in which you are interested.

In the case of rental private housing and publicly subsidized housing, it is important to keep in mind that you cannot live with someone who is not your family without obtaining permission from the landlord. For this reason, if you expect to live in a friend's house temporarily, immediately after arriving in Japan, it is necessary for you to find your own place as early as possible.

Alien Registration

All foreigners planning to stay in Japan for longer than 90 days must complete the alien registration at the local municipal office within 90 days from the day of entry. (This procedure is not necessary for those who are leaving Japan in no more than 90 days).

The registration is also necessary for infants born in Japan (but do not have Japanese nationality) within 60 days of date of birth.

Registration should be filed by the person concerned. However, if the person is under 16 years of age or has special circumstances such as ill health, it can be filed by a proxy, such as a relative, who is 16 years of age or over and living with the said person.

The Certificate of Alien Registration validates your identity in Japan and you must carry it with you at all times if you are 16 years of age or over.

Medical Care / Insurance

(Medical Care)

When receiving medical treatment in Japan, it is best to bring someone who can speak Japanese since many medical facilities do not offer service in foreign languages. Also, this may be important in order to accurately communicate the symptoms you have. Some prefectures post information regarding medical facilities and their capacity in foreign languages on their website so it is recommended to check whether the staff at your local hospital or clinic can speak your native language.

There are two types of medical facilities in Japan: hospitals that are fully equipped for in-patient care and complete examinations and clinics that specialize in family practice. It is advised to go see a doctor at a local clinic first and then receive specialized treatment at a larger hospital if necessary.

If you have any medical restrictions due to your religion or allergy, it is important to notify the receptionist or the nurse in advance. Make sure you bring your health insurance card to medical facilities.

Also, if you are currently taking any medication, bring it with you on your visit to medical facilities.

(Insurance)

Anyone who lives in Japan must carry some form of public health insurance.

There are two types of health insurance in Japan: Employees' Health insurance (*kenko hoken*) offered to employees working at companies and factories and National Health Insurance (*kokumin kenko hoken*) for self-employed or unemployed people.

If you are enrolled in public health insurance, you are generally required to pay only 30% of the medical expenses which are standardized throughout the country. However, if you do not have any public health insurance, you will end up paying all the expenses.

Education

In general, education in Japan consists of three years in kindergarten, six years in elementary school, three years in junior high school, three years in high school and four years in university (or two years in junior college).

Japanese nationals are obligated to enroll their children in elementary school and junior high school. Like Japanese children, children of foreign nationalities of school age (between ages 6 and 15) who are living in Japan are entitled to enter or transfer to local public elementary schools or junior high schools without paying any tuition. There are also schools for children with foreign nationalities.

Please make sure to enroll your child in school for the sake of his or her future. For the enrollment please consult your local municipal office.

Employment

If you are a foreigner whose status of residence permits you to lawfully live and work in Japan, Public Employment Service Center (also known as *Hello Work*) is a good place to visit for support in order to improve your employment condition and in event you become unemployed.

It is crucial that you yourself confirm the terms and conditions of employment before entering into contract.

An employment contract is a contract concluded between you and your employer when you start working for the employer. When a contract is concluded, the employer is supposed to execute a written document that specifies the wage (salary), work hours and other binding labor-related terms and conditions. If the contract is written in Japanese, make sure you fully understand the content by having it translated into your native language or otherwise, if necessary.

Terms and conditions of employment that employers must notify in writing are as follows.

- Duration of the employment contract
- Job location and job responsibilities
- Working hours (start/end time and breaks), overtime work, paid holidays, paid vacation, etc.
- How to determine, calculate and pay the salary as well as cut-off date and payday
- Details of employment termination and retirement

The company you work for may have Employment Rules (Employee Handbook) that stipulate the terms and conditions of employment. In that case, it is best for you to familiarize yourself with the content.

Community Life

It will be good for you to voluntarily greet neighbors. They can often provide you with various information about the neighborhood. Give them a brief self-introduction such as your name and what you are doing for living.

Noises in daily life can cause conflicts with your neighbors. Be careful not to make loud noises not only late at night and early in the morning, but also in daily life in general.

Waste management practices differ depending on the area (municipalities) you live in. Residents are required to sort out garbage accordingly and put it out on a specific day of the week, time and place. Please be sure and understand these rules of your neighborhood.

In general, municipalities have some form of community organizations called *chounai-kai* (neighborhood association) or *ji-hi-kai* (residents' association). The activities are funded by fees collected from the residents in the neighborhood. People with foreign nationalities can also join them as long as they are residents. It is a good source for obtaining local information.

Disasters

Japan is a country that experiences a large number of earthquakes and typhoons. In order to minimize the damage from such natural disasters, please be sure to regularly take measure for disaster prevention and to confirm where to evacuate in the event of an emergency.

Things which should be done within three months after arriving in Japan

Learning Japanese and Maintaining Native Language

Japanese language ability is crucial if you are to live in Japan.

There are two types of places where you can learn Japanese: *Nihongo Gakko*, which are Japanese language schools, and courses and classes offered by others. *Nihongo Gakko* is not free of charge; other Japanese courses and classes by others are either free or relatively inexpensive. Municipalities, International Associations, non-governmental organizations and volunteer groups also offer Japanese courses and classes for free or at a nominal fee, making the learning experience more accessible to foreigners. For more details, please contact International Association, prefectural governments or municipal offices.

In order to help your child maintain his/her mother tongue, you can contact a network that uses your language or an school for foreign children. Gathering some information of Japan through newspapers and magazines written in your native language may also be helpful.

Taxation System in Japan

If you live in Japan and earn a certain level of income, you are obliged to pay taxes regardless of your nationality.

There are two types of taxes in Japan: national taxes and local taxes. National taxes are taxes imposed by the national government and local taxes are taxes applied by the prefectural or municipal authorities.

Please take note if you fail to pay taxes without any justifiable reasons, you may not be able to receive certain administrative services.

Guia para a vida cotidiana no Japão

Telefones de Emergência



- Polícia Tel.: 110
- Ambulância Tel.: 119
- Bombeiro Tel.: 119

Palavras de Emergência

- SOCORRO! 助けて(TASUKETE)
- LADRÃO 泥棒(DOROBOU)
- POLÍCIA 警察(KEISATSU)
- INCÊNDIO 火事(KAJI)
- AMBULÂNCIA 救急車(KYUUKYUUSHU)
- HOSPITAL 病院(BYOUIN)
- DEPRESSA/ RÁPIDO 急いで(SOIDE)
- PARE 止めて(YAMETE)
- SAIA DAQUI 出で行って(DETEITTE)
- DÓI 痛い(ITAI)
- VIOLÊNCIA 暴力(BOURYOKU)
- DOENÇA 病氣(BYOUKI)
- ACIDENTE 事故(JIKO)
- MACHUCADO 怪我(KEGA)
- EU NÃO FALO JAPONÊS 日本語をえません (NIHONGO HANASE MASEN)

Prefácio

Para as pessoas que pretendem começar a vida no Japão:

Adquirindo-se informações corretas, será possível levar uma vida tranquila.

Este guia resume as informações básicas necessárias para começar a vida no Japão.

Favor usar a lista de checagem anexa sobre o que deve ser feito dentro de 1 mes, e dentro de 3 meses, após a entrada no Japão.

Desejamos que a sua vida no Japão seja segura e confortável.

外務省資料

Ministério dos Negócios Estrangeiros do Japão

Lista de Contato dos Guichês de Consulta

(※Existem idiomas com dias de atendimento restritos.)

Consultas Gerais

- Centro de Apoio e de Consultas aos Estrangeiros (Chinês, Inglês, Português, Vietnamita, Espanhol, Indonésio, Bengali)
Tel.: 03-3202-5535

Assuntos Jurídicos

- Centro de Apoio Legal do Japão – Hou Terassu (Japonês, Inglês)
Tel.: 0570-078374

Tráfego Humano

- ONG Centro de Consultas sobre Tráfego Humano e Mulheres (Japonês, Inglês, Tagalo, Tailandês)
Te.: 03-3368-8855, 045-914-7008

Busca de Emprego

- Centro de Assistência de Emprego para Estrangeiros em Tokyo (Inglês, Chinês)
Tel.: 03-3588-8639
- Centro de Assistência de Emprego para Estrangeiros em Osaka (Inglês, Português, Espanhol, Chinês)
Tel.: 06-6344-1135
- Centro de Assistência de Emprego para Estrangeiros em Nagoya (Inglês, Português, Espanhol, Chinês)
Tel.: 052-264-1901

- Lista das Agências Públicas de Emprego (Hello Work) com intérprete em todo o país (Português)
<http://www.mhiw.go.jp/bunyal/koyou/gaikokujin14/index.html>

Palavras Cotidianas

- OBRIGADO(A) ありがとう(ARIGATOU)
- BOM DIA おはよう(OHAYOU)
- BOA TARDE こんにちは (KON-NICHIWA)
- COM LICENÇA すみません(SUMIMASEN)
- DESCULPE ごめんなさい (GOMEN-NASAI)
- EU 私(WATASHI)
- MARIDO 夫(OTTO)
- ESPOSA 妻(TSUMA)
- FAMÍLIA 家族(KAZOKU)
- CRIANÇA 子ども(KODOMO)
- ESCOLA 学校(GAKKOU)

【Lista de Checagem】

(Dentro de 1 mês após a entrada)

Moradia

- Encontrei moradia?
- Efetuei o contrato de locação após entender bem os artigos do contrato e as regras de moradia?

Registro de Estrangeiro

- Efetuei o registro de estrangeiro?

Tratamento Médico/ Seguro Saúde

- Sabe onde ficam as clínicas e os hospitais da comunidade?
- Inscreveu-se no seguro de saúde público ("Seguro Saúde" para os que trabalham nas empresas e "Seguro Nacional de Saúde" para os demais)?

Educação

- Matriculou seu filho na escola?

Emprego

- Arrumou o emprego?
- Se não, consulte a Hello Work.
- Confirmou pessoalmente as condições de trabalho ao ser empregado?

Vida Cotidiana na Região

- Sabe as regras para descartar lixo?
- Toma cuidado para não fazer barulho alto no dia-a-dia (principalmente à noite e de manhã)?
- Cumpre com os vizinhos ao vê-los?
- Estabelece relacionamento com a sociedade regional, por meio de inscrição em associações autônomas de moradores (jichikai) etc.?
- Tem contato com as pessoas provenientes de mesmo país por meio de participação na rede de contêrneos etc.?

Calamidades naturais

- Sabe onde ficam os refúgios no caso de calamidades naturais?

(Dentro de 3 meses após a entrada)

Língua Japonesa

- Está estudando a língua japonesa na escola da língua japonesa?

Seguros Sociais

- Sabe como inscrever-se nos seguros sociais (seguro de saúde, seguro de pensão, seguro contra acidentes de trabalho, seguro desemprego e seguro de assistência ao idoso)? → Se não sabe, veja o site de Guia Multilíngue de Informações Cotidianas.

Para maiores informações veja os sites abaixo;

Este folheto está baseado no "Guia Multilíngue de Informações Cotidianas" produzido pelo Conselho de Órgãos Autônomos Locais para a Internacionalização.

- Ministério dos Negócios Estrangeiros do Japão
http://www.mofa.go.jp/j_info/visit/visa/index.html

- Gabinete do Governo do Japão
Departamento de Promoção de Políticas para Residentes Estrangeiros
<http://www.w8.cao.go.jp/teiju-portal/port/index.html>

- Conselho de Órgãos Autônomos Locais para a Internacionalização (CLAIR)
<http://www.clair.or.jp/tagengorev/pt/index.html>

Os itens desejáveis a serem realizados dentro de 1 mês após a entrada no Japão

Morada

A moradia no Japão pode ser classificada em três categorias: habitações de aluguel do setor privado, habitações públicas e casas próprias.

É necessário firmar um contrato para alugar um imóvel. É chamado de contrato de locação e o prazo, em geral, é de 2 anos.

Ao fazer o contrato de locação, além do valor do aluguel, é necessário pagar o depósito (*shikikin*), a comissão do proprietário (*reikin*) e a comissão da imobiliária (*chukaiyo*). Maiores detalhes devem ser conferidos com a agência imobiliária.

A qualificação para a ocupação de uma habitação pública é rigidamente minuciosamente exigido-se, por exemplo, a conclusão do registro de estrangeiro e nível de renda. Portanto, as informações devem ser obtidas nos governos locais (*Yakusho*) que administram essa habitação pública, e no sistema metropolitano UR (*Urban Renaissance Agency*).

Nas habitações de aluguel do setor privado e habitações públicas, não é permitido residir com as pessoas que não são os membros da família, sem autorização do proprietário do imóvel. Quem está planejando morar nas casas de amigos ou de conhecidos temporariamente logo depois de vindo ao Japão, deve procurar sua própria moradia o mais rápido possível.

Registro de Estrangeiro

Os estrangeiros que desejarem permanecer por mais de 90 dias no Japão devem efetuar na prefeitura onde residirem o registro de estrangeiro dentro de 90 dias desde a sua entrada no país (Os que pretendem sair do país dentro de 90 dias não precisam tomar tal procedimento).

Os bebês de nacionalidade estrangeira (que não possuem a nacionalidade japonesa) também devem fazer o registro de estrangeiro dentro de 60 dias a contar da data de nascimento.

O registro é feito pela própria pessoa nas prefeituras locais. Mas nos casos de menores de 16 anos ou de doença, em que a própria pessoa tem dificuldade, o procedimento pode ser feito pelo representante legal tal como um membro da família com idade superior a 16 anos quem reside com a pessoa.

A carteira do registro de estrangeiro vale como identidade. Os que têm mais de 16 anos devem portar sempre esta carteira.

Tratamento Médico e Seguro Saúde

(Tratamento Médico)

No Japão, além de existirem instituições médicas que não atendem em outros idiomas além de japonês, e também para se transmitir os sintomas corretamente, na medida do possível, procure ir acompanhado de alguém fluente no idioma japonês. Os governos provinciais divulgam na internet as informações referentes às instituições médicas e os idiomas atendidos de cada instituição médica.

As instituições médicas no Japão são classificadas em hospitais equipados para oferecer serviços de internação e exames, e clínicas com as quais a população se mantém um contato mais frequente.

Aconselhe-se procurar as clínicas para consulta, e depois os hospitais para um atendimento mais especializado, caso for necessário.

Quando há restrições por motivos religiosos na vida diária ou no tratamento, ou devido à natureza alérgica, comunique na recepção ou aos enfermeiros com antecedência.

Leve a Carteira de Seguro de Saúde para ser atendido nos hospitais ou nas clínicas.

Além disso, caso esteja tomando algum medicamento, é recomendável levá-lo também.

(Seguro Saúde)

Todos os residentes no Japão, independentes de nacionalidade, devem se inscrever a um sistema público de seguro de saúde.

Há dois tipos básicos de seguro de saúde: o Seguro de Saúde (*Kenko-hoken*) voltado aos empregados em empresas, e o Seguro Nacional de Saúde (*Kokumin-kenko-hoken*), voltado para os trabalhadores autônomos, desempregados e outros.

Quem está associado ao seguro de saúde acima só paga 30% do valor das despesas médicas determinadas pela tabela única para todo o Japão, enquanto que quem não está associado deve arcar com a totalidade dos custos.

Educação

O sistema educacional do Japão é constituído basicamente por 3 anos de jardim de infância, 6 anos de curso primário, 3 anos de curso ginásial, 3 anos de curso colegial e 4 anos de curso universitário (2 anos no caso de faculdades de curta duração).

Para o povo japonês é obrigatório matricular a criança no primário e ginásio. As crianças estrangeiras na idade de escolaridade obrigatória quem vivem no Japão podem se matricular ou serem transferidas para as escolas primárias e ginásiais da região sem necessidade de pagar mensalidades da mesma forma que uma criança japonesa.

Além disso, existem as escolas estrangeiras para as crianças de nacionalidades estrangeiras.

Pense no futuro dos seus filhos e matricule-os nas escolas. Para isso, aconselhe-se consultar a prefeitura da sua cidade.

Emprego

No Japão, as Agências Públicas de Emprego (*Hello Work*) dão apoio na busca de emprego caso for desempregado e ao melhoramento na gestão de emprego para os estrangeiros que estão residindo no país legalmente e possuem a qualificação de permanência para trabalhar.

É importante que as condições de trabalho são confirmadas pessoalmente pelo voce mesmo, na hora de ser empregado.

O contrato de trabalho é o contrato firmado entre voce e o empregador quando voce é empregado.

Ao firmar o contrato de trabalho, o empregador tem a obrigação de informar por escrito as condições de trabalho, como o valor do salário e o número de horas de trabalho, etc.

Provide a tradução do contrato para o seu idioma para confirmar o conteúdo sem falta, quando o documento está escrito em japonês.

São as seguintes as condições de trabalho que o empregador deve comunicar ao trabalhador por escrito:

- Período do Contrato de Trabalho
- Local de trabalho, detalhes do trabalho
- Horário de início e término, existência ou não das horas extra, tempo de descanso, dias de folga, férias, etc.
- Método de determinação, cálculo e pagamento do salário, prazos de fechamento e pagamento
- Sobre o desligamento

É necessário que o trabalhador confirme se existem, na empresa onde trabalha, os regulamentos internos de emprego que estabelecerem as condições de trabalho ou as regras de serviço.

Cotidiano na Região

Cumprimente ativamente os vizinhos. Eles podem fornecer várias informações sobre a área. Faça uma breve auto-apresentação, informando o seu nome e o que faz, etc.

O barulho feito na vida diária pode causar conflito com os vizinhos. Tome cuidado para não fazer o barulho excessivo no dia-a-dia, bem como durante a noite e de manhã cedo.

As regras para jogar o lixo varia de área (cidade ou bairro) para área. E cada tipo de lixo só é coletado nos dias de semana, local e hora determinados.
Confira as regras de descarte de lixo.

No Japão, na maioria das cidades e bairros há organizações dos moradores chamadas de Associação dos Moradores do Bairro (*Chonaikai*) ou Associação Autônoma dos Moradores (*Jichikai*). As atividades são financiadas pela contribuição dos moradores.

Os estrangeiros, sendo moradores, também podem participar. Juntando-se às Associações, pode-se obter as informações referentes à área.

Calamidades Naturais

O Japão é um país com grande incidência de terremotos e tufões. Para minimizar os danos a serem causados por essas calamidades naturais, é importante se preparar com as medidas de prevenção e verificar com antecedência o caminho e o local de abrigo mais próximo.

Os itens desejáveis a serem realizados dentro de 3 meses após a entrada no Japão

Aprendizagem do Japonês e Preservação da Língua Materna

O idioma japonês é extremamente importante para se viver no Japão.

Os locais de ensino da língua japonesa são divididos basicamente entre as escolas de japonês (*Nihongo Gakko*) e outros locais de ensino.

Os cursos nas escolas de japonês são pagos mas os cursos ou aulas nos outros locais de ensino são gratuitos ou de taxa relativamente baixa.

Os governos locais, as Associações de Intercâmbio Internacional, entidades particulares e organizações voluntárias oferecem as aulas ou cursos de japonês abertas para todas as pessoas, gratuitamente ou à taxa baixa.

Para maiores informações, consulte as Associações de Intercâmbio Internacional, governos provinciais ou prefeituras.

Com relação à preservação da língua materna das crianças, consulte a comunidade dos conterrâneos ou às escolas estrangeiras.

Os jornais e revistas editados em língua materna também oferecem as informações.

Sistema de Impostos

Todos os residentes no Japão, mesmo os estrangeiros, que têm a renda acima de um determinado nível, devem pagar obrigatoriamente os impostos assim como os japoneses.

Os impostos no Japão são classificados basicamente entre os impostos nacionais, pagos à Nação, e os regionais, pagos aos governos locais.

É necessário ter cautela para não deixar de pagar os impostos sem motivos justificáveis, porque há a possibilidade de não poder usufruir dos serviços públicos.

第三国定住事業の概要

第三国定住とは

- ◆ 難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を当初庇護を求めた国から、新たに受入れに合意した第三国に移動させ、長期的な滞在権利を与えること
- ◆ 自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つ
- ◆ UNHCRは、難民問題に関する負担分担の適正化の観点から第三国定住を重視し、各国に対してその受入れを要請

第三国定住の意義

- ◆ 国際貢献及び人道支援の観点から実施
- ◆ 我が国はアジア初の第三国定住による難民の受入国
- ◆ 米国、欧州諸国等22か国は合計約30万人(2006年～2010年)の難民を第三国定住による難民として受入れ

事業概要

1. 期間：平成22年度から3年間のパイロット事業
2. 対象者：タイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民である自立定住する意思と能力のある人
3. 受入人数：合計約90人（約30人/年×3年間）（初年度は5家族27名受入れ）

第一陣の家族構成

- 5家族27人（全員がミャンマーから逃れたカレン人難民）
- 2010年9月及び10月にタイ・メーラキャンプより来日
- 5家族中3家族が三重県鈴鹿市で、2家族が千葉県八街市でそれぞれ職場適応訓練

現時点でのプロセスの進展状況

- 9月下旬～10月中旬をもって職場適応訓練終了、本格的な自立生活を開始

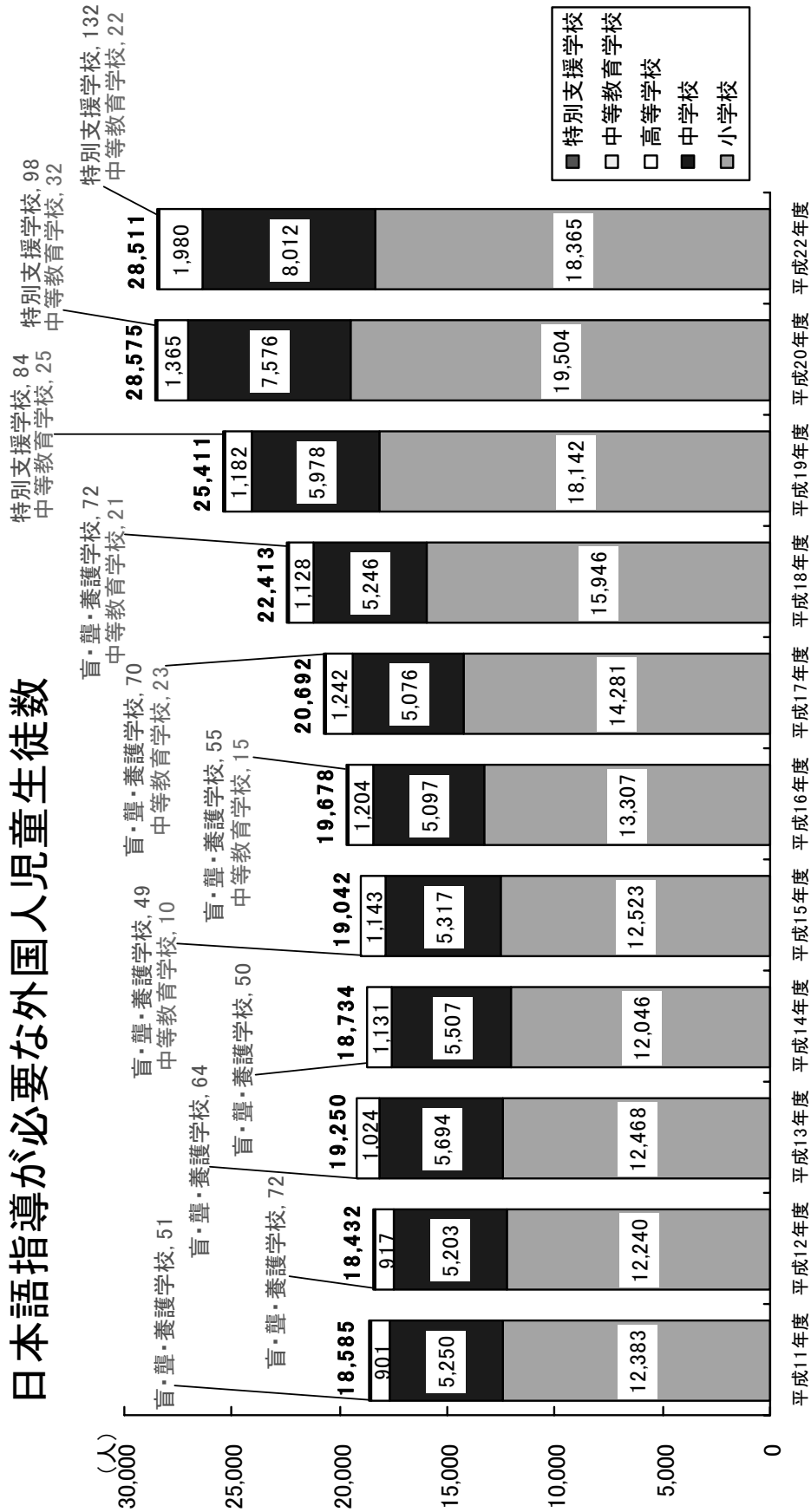
第二陣の訪日

- 9月29日に4家族18人がタイ・メーラキャンプより来日（全員がカレン人難民）

長野・岐阜・愛知ブロック「行動計画」に関する資料

初等中等教育局国際教育課

日本語指導が必要な外国人児童生徒数

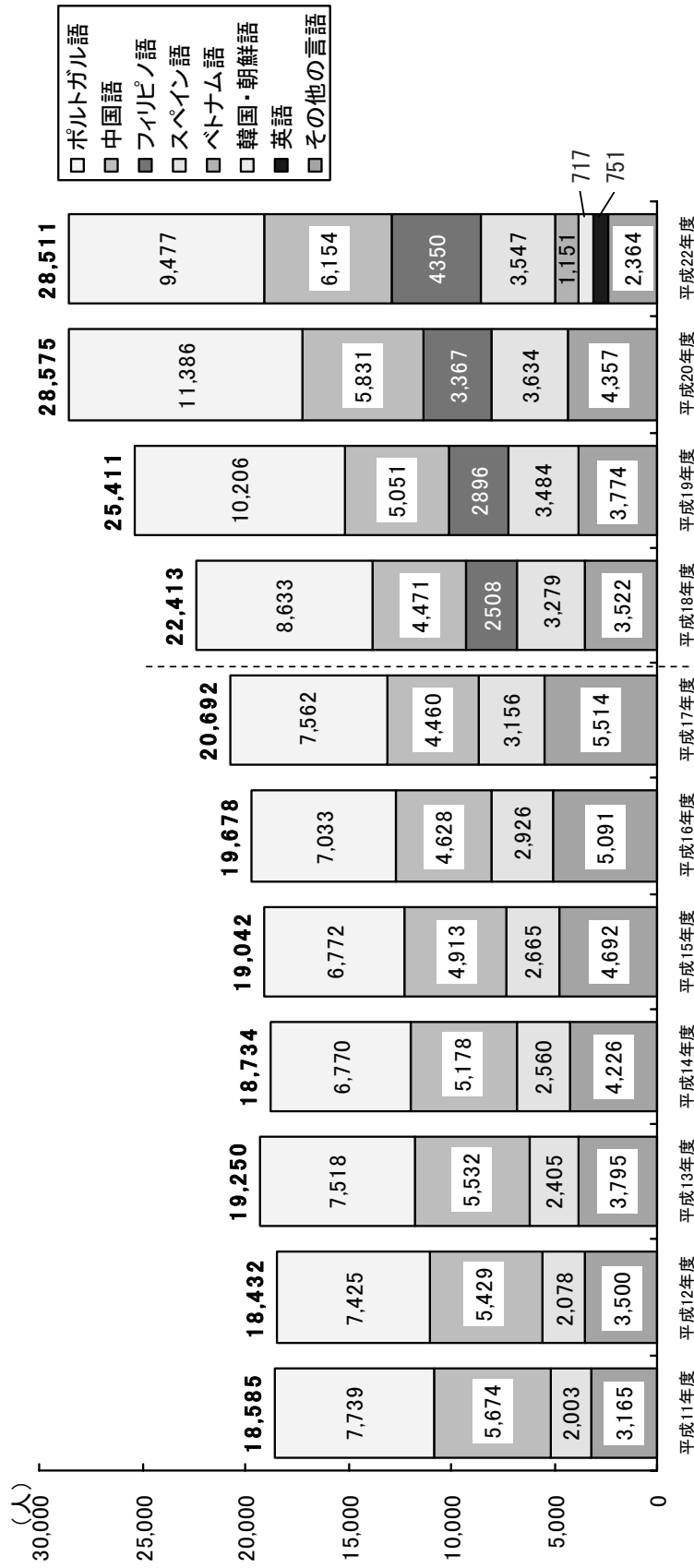


※特別支援学校については、平成18年度以前においては盲・聾・養護学校であった。

出典：「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成22年度)」文部科学省

初等中等教育局国際教育課

日本語指導が必要な外国人児童生徒の母語別在籍状況



※表示する言語については、当初のポルトガル語・中国語・スペイン語に、平成18年度調査分よりフィリピン語を加え、平成22年度調査分よりさらに韓国・朝鮮語、ベトナム語、英語を加えて表してある。

出典：「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成22年度）」文部科学省

初等中等教育局国際教育課

表1 日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況

	小学校		中学校		高等学校		中等教育学校		特別支援学校		合計	
	児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数	学校数
日本語指導が必要な 外国人児童生徒数：①	(19,504)	(3,791)	(7,576)	(2,028)	(1,365)	(342)	(32)	(2)	(98)	(49)	(28,575)	(6,212)
うち、日本語指導を受 けている児童生徒数： ②	18,365	3,831	8,012	2,157	1,980	367	22	1	132	67	28,511	6,423
構成比 (②/①×100) [%]	(87.1)	(84.9)	(81.3)	(81.5)	(76.8)	(70.2)	(90.6)	(50.0)	(20.4)	(30.6)	(84.9)	(82.6)
日本国籍を有する日本語 指導が必要な児童生徒数③	84.3	86.0	79.8	81.3	75.7	73.0	100.0	100.0	40.2	40.3	82.2	83.2
うち、海外から帰国した 児童生徒数：④	(3,593)	(1,422)	(1,072)	(497)	(197)	(101)	(16)	(2)	(17)	(14)	(4,895)	(2,036)
構成比 (④/③×100) [%]	3,956	1,601	1,257	582	244	120	13	1	26	15	5,496	2,319
うち、海外から帰国した 児童生徒数：④	(1,303)	(723)	(479)	(271)	(95)	(55)	(16)	(2)	(5)	(5)	(1,898)	(1,056)
構成比 (④/③×100) [%]	1,393	827	578	313	106	66	10	1	6	6	2,093	1,213
構成比 (④/③×100) [%]	(36.3)	(50.8)	(44.7)	(54.5)	(48.2)	(54.5)	(100.0)	(100.0)	(29.4)	(35.7)	(38.8)	(51.9)
構成比 (④/③×100) [%]	35.2	51.7	46.0	53.8	43.4	55.0	76.9	100.0	23.1	40.0	38.1	52.3

※ ()内の数値は、平成20年9月1日現在である。

出典：「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成22年度)」文部科学省

初等中等教育局国際教育課

表4 日本語指導が必要な外国人児童生徒の母語別在籍状況

	(児童・生徒数:人)					
	小学校 構成比(%)	中学校 構成比(%)	高等学校 構成比(%)	中等教育学校 構成比(%)	特別支援学校 構成比(%)	合計 構成比(%)
ポルトガル語	(8,816) (45.2)	(2,360) (31.2)	(158) (11.6)	(1) (3.1)	(51) (52.0)	(11,386) (39.8)
	6,908 37.6	2,259 28.2	258 13.0	0 0.0	52 39.4	9,477 33.2
中国語	(2,757) (14.1)	(2,407) (31.8)	(640) (46.9)	(12) (37.5)	(15) (15.3)	(5,831) (20.4)
	2,888 15.7	2,407 30.0	838 42.3	11 50.0	10 7.6	6,154 21.6
フィリピン語 (タガログ語)	(2,199) (11.3)	(947) (12.5)	(211) (15.5)	(7) (21.9)	(3) (3.1)	(3,367) (11.8)
	2,666 14.5	1,263 15.8	393 19.8	5 22.7	23 17.4	4,350 15.3
スペイン語	(2,640) (13.5)	(825) (10.9)	(153) (11.2)	(1) (3.1)	(15) (15.3)	(3,634) (12.7)
	2,548 13.9	809 10.1	168 8.5	1 4.5	21 15.9	3,547 12.4
ベトナム語	(650) (3.3)	(240) (3.2)	(39) (2.9)	(0) (0.0)	(3) (3.1)	(932) (3.3)
	722 3.9	335 4.2	86 4.3	0 0.0	8 6.1	1,151 4.0
韓国・朝鮮語	(566) (2.9)	(293) (3.9)	(56) (4.1)	(6) (18.8)	(6) (6.1)	(927) (3.2)
	425 2.3	246 3.1	72 3.6	4 18.2	4 3.0	751 2.6
英語	(475) (2.4)	(105) (1.4)	(11) (0.8)	(0) (0.0)	(0) (0.0)	(591) (2.1)
	570 3.1	124 1.5	17 0.9	0 0.0	6 4.5	717 2.5
その他	(1,401) (7.2)	(399) (5.3)	(97) (7.1)	(5) (15.6)	(5) (5.1)	(1,907) (6.7)
	1,638 8.9	569 7.1	148 7.5	1 4.5	8 6.1	2,364 8.3
合計	(19,504) (100.0)	(7,576) (100.0)	(1,365) (100.0)	(32) (100.0)	(98) (100.0)	(28,575) (100.0)
	18,365 100.0	8,012 100.0	1,980 100.0	22 100.0	132 100.0	28,511 100.0

※1. ()内の数値は、平成20年9月1日現在である。
 ※2. 小数点第二位以下四捨五入のため、各区分の比率の合計が必ずしも100%にならない。

出典：「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成22年度)」文部科学省

外国人児童生徒に対する支援施策について

①外国人児童生徒等への日本語指導の充実のための教員配置

○学級数等から算定されるいわゆる基礎定数とは別に、外国人児童生徒等の日本語指導を行う教員を配置するための加配定数を措置。

【義務教育諸学校】… 定数から算定される教員の給与費の1/3を国庫負担、2/3を地方交付税措置

(平成23年度予算:1,285人、平成24年度概算要求:1,385人)

【高等学校】… 定数から算定される教員の給与費は全額地方交付税措置

(平成23年度予算: 40人、平成24年度概算要求: 40人)

②日本語指導者等に対する研修の実施

独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。(年1回、4日間、110名程度)

③就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成(平成17年度)。教育委員会・在外公館等に配布したほか、文部科学省ホームページにも掲載。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm)

④帰国・外国人児童生徒受入促進事業(補助事業)

※ 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」のメニューの1つ。(平成22年度～)

○地域人材との連携による帰国・外国人児童生徒の学校への受入体制の整備。

(渡日後等)・外国人家庭に対する就学案内等の説明などを行う「就学促進員」の活用
(入学前後)・入学・編入学前に、日本の学校生活への適応指導や基本的な日本語指導等を行う「初期指導教室(プレクラス)」の実施
(入学以降)・日本語指導の補助や外国人保護者との連絡調整等を行う際に必要となる「外国語が使える支援員」の配置

等

(平成23年度予算額 : 9,450百万円の内数、補助地域:35地域)

(平成24年度概算要求額 : 8,520百万円の内数、補助地域:37地域)

⑤外国人児童生徒の総合的な学習支援事業

【実施内容】○3か年(平成22年度～平成24年度)

・「学校において利用可能な日本語能力の測定方法の開発」

・「日本語指導担当教員等のための研修マニュアルの開発」

○1か年(平成22年度)

・「適応指導・日本語指導等に関する体系的・総合的なガイドラインの開発」

「外国人児童生徒受入れの手引き」(平成23年3月)を全都道府県・市町村教育委員会等に配布したほか、文部科学省ホームページにも掲載。
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm)

・「地域の実践事例の集約と提供」

情報検索サイト「かすたねっと」を平成23年3月30日から公開開始
(<http://www.casta-net.jp/>)

(平成23年度予算額:7百万円、平成24年度概算要求額:8百万円)

平成23年度「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」(補助事業)
実施地域

○ 6府県(20県市), 9政令市, 8中核市

	実施主体	間接補助による実施主体
1	(群馬県教育委員会)	太田市教育委員会
2	静岡県教育委員会	—
3	(三重県教育委員会)	伊賀市教育委員会
		亀山市教育委員会
		桑名市教育委員会
		鈴鹿市教育委員会
		津市教育委員会
		松阪市教育委員会
4	滋賀県教育委員会	四日市市教育委員会
		長浜市教育委員会
		湖南市教育委員会
		甲賀市教育委員会
5	(京都府教育委員会)	彦根市教育委員会
		宇治市教育委員会
6	兵庫県教育委員会	芦屋市教育委員会
		三木市教育委員会
		朝来市教育委員会
		南あわじ市教育委員会
7	川崎市教育委員会	—
8	横浜市教育委員会	—
9	相模原市教育委員会	—
10	浜松市教育委員会	—
11	名古屋市教育委員会	—
12	京都市教育委員会	—
13	大阪市教育委員会	—
14	堺市教育委員会	—
15	神戸市教育委員会	—
16	船橋市教育委員会	—
17	横須賀市教育委員会	—
18	長野市教育委員会	—
19	豊田市教育委員会	—
20	大津市教育委員会	—
21	姫路市教育委員会	—
22	久留米市教育委員会	—
23	宮崎市教育委員会	—

(群馬県と三重県、京都府については、本事業により府県が直接実施する取組はない。)

帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト



かすたねっし



文部科学省

初等中等教育局国際教育課

目的

文部科学省では、教員を中心とする教育関係者が帰国・外国人児童生徒に対して、効果的に適応指導、日本語指導を行える環境づくりを支援するため、情報検索サイト「かすたねっし」を公開しています。

このサイトでは、帰国・外国人児童生徒の受入れ実績が豊富な教育委員会等作成の、「多言語の学校文書」や「外国人児童生徒教育のための教材」を、地域の実践事例として検索することができます。

トップページの
このアイコンから
検索してください



教材検索

文書検索

検索サイトについて

トップページのアドレス

<http://www.casta-net.jp>

(検索ツールの利用方法については裏面参照)

運用協力機関

「かすたねっし」は文部科学省初等中等教育局国際教育課が運営主体となり、関西大学総合情報学部（情報検索システムの開発・管理）、国立大学法人豊橋技術科学大学情報メディア基盤センター（サーバーの提供・運用）との連携協力のもとで運用されています。



問い合わせ先


サイト運営に関すること

文部科学省初等中等教育局国際教育課 日本語指導係
TEL 03-5253-4111 (内線 2035)
FAX 03-6734-3738
E-mail kokukyo@mext.go.jp

リンク先の内容に関すること

「かすたねっし」に登録されている著作物の内容、著作権などに関することは、それぞれの公開主体（教育委員会等）にお問い合わせください。

教材検索ツール、文書検索ツールでは、それぞれのトップページに表示される「教材区分」「主題」「地域」「言語」といったカテゴリ内の項目を選択しながら候補を絞り込んだり、教材・文書タイトル中のキーワードで候補を絞り込んだりすることができます。検索対象（教材、文書）によってツールの表示内容は若干異なりますが、基本操作はどちらの検索ツールでもほぼ同じです。以下では、文書検索ツールを例として検索方法を紹介します。


かすねっぴ

全国で公開されている多言語の
文書検索

[サイトトップ](#) | [利用規約](#) | [このツールについて](#)

選択項目のリセット

現在の結果から検索

検索

主題
カテゴリ

- 進路・成績 129
- お知らせ・お願い 513
- 費用・給付 265
- 保健 891
- 健診・検診 447
- 行事前健康調査 94
- 健康管理 117
- 健康調査 233
- 行事 491
- 届出・証明書
- 災害・防犯 128
- 学校制度 872
- 用語集 41

■ カテゴリー項目による検索

「主題」「地域」等のカテゴリから、お探しの文書に該当する項目を選択（マウスでクリック）すると、条件に当てはまる文書名一覧が以下のように表示されます。

言語

- スペイン語 1121
- 中国語 663
- 韓国・朝鮮語 306
- 英語 205
- フィリピン語 452
- ベトナム語 64
- インドネシア語 20

主題

届出・証明書

地域

全国

主題	文書名	文書数	地域	言語
届出・証明書	緊急連絡カード	8		スペイン語
届出・証明書	児童調査カード	1		中国語
届出・証明書	児童調査カード調査票	2		韓国・朝鮮語
届出・証明書	家庭環境調査票	4		英語
届出・証明書	外国人就学願	1		フィリピン語
届出・証明書	確約書	1		ベトナム語
届出・証明書	緊急時連絡先一覧表	4		インドネシア語
届出・証明書	欠席届	6		
届出・証明書	入学確約書	1		
届出・証明書	入室希望届	4		

キーワード

持ち物

検索

主題

- 進路・成績
- お知らせ・お願い 12
- 費用・給付
- 保健
- 健診・検診
- 行事前健康調査
- 健康管理
- 健康調査
- 行事 9
- 届出・証明書
- 災害・防犯 1
- 学校制度
- 用語集

主題	文書名	文書数	地域
お知らせ・お願い	持ち物に名前を記入してください	1	岐阜県
行事	修学旅行の持ち物チェック	3	愛知県
災害・防犯	台風のとぎの持ち物(弁当・水筒)	1	愛知県
お知らせ・お願い	持ち物について	3	三重県
お知らせ・お願い	持ち物リスト1		
お知らせ・お願い	持ち物リスト2(絵付き)		
行事	宿泊訓練持ち物リスト		
お知らせ・お願い	持ち物チェック表		
行事	持ち物チェック		
行事	野外活動 持ち物チェック		
行事	野外活動持ち物チェック		

言語

- ポルトガル語 10
- スペイン語 6
- 中国語 2
- 韓国・朝鮮語 4
- 英語 4
- フィリピン語
- ベトナム語
- タイ語
- インドネシア語

■ キーワードによる検索

入力ボックスにキーワード（例えば「持ち物」）を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、入力されたキーワードを文書名に含む候補の一覧が表示されます。

外国人児童生徒受入れの手引き

【作成のねらい】

外国人児童生徒教育にかかわるそれぞれの立場の方が、どのような取組を行うことが必要かなどを明示することにより、外国人児童生徒に対する支援の継続性を確保するとともに、担当者同士の協力・連携を強化し、外国人児童生徒教育の一層の充実を図ることを目的として、本手引きを作成し、平成23年3月に発行しました。

外国人児童生徒の背景

外国籍の子どもが増加

出身国の違いなど生活・学習背景の多様化

外国人児童生徒教育への関わり

多くの人の

特定地域から全国各地への広がり



具体的な取組の指針の明示

それぞれの立場ごとの役割の明確化

担当者同士の協力・連携の強化

外国人児童生徒教育の一層の充実

支援の継続性の確保

【本書の構成】

序章：本書のねらいと構成

第1章：外国人児童生徒の多様性への対応

第2章：学校管理職の役割

第3章：日本語指導担当教員の役割

第4章：在籍学級担任の役割

第5章：都道府県教育委員会の役割

第6章：市町村教育委員会の役割

外国人児童生徒は、出身国・地域やそれまでの学習歴など、一人一人の背景が異なっているため、外国人児童生徒の受入れには、多くの方々の協力が必要です。このことを踏まえ、本書は第2章～第6章のように、それぞれの立場の方の視点で構成しております。

本書により、それぞれの立場の方が、

- ・外国人児童生徒とどのようにかかわるか
 - ・外国人児童生徒の実態を捉えて、どのように実践的な指導を進めるか
 - ・家庭や地域のNPO、ボランティア組織、関係機関とどのようにかかわるか
- などについて、様々なヒントを得ていただくとともに、担当者が代わっても受入れの取組を継続して行っていただけることを期待しています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

外国人児童生徒受入れの手引き

検索



文部科学省

初等中等教育局国際教育課

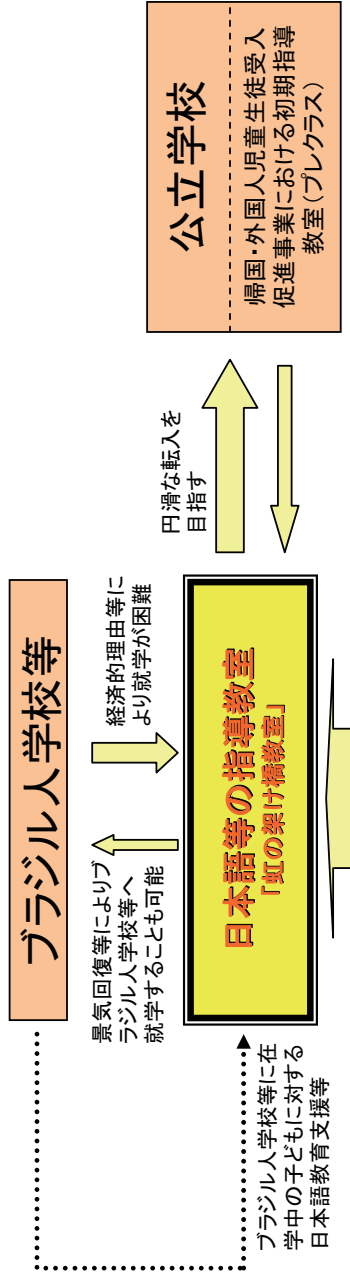
定住外国人の子どもの就学支援事業

概要

平成21年度補正予算額：約37億円

- ・ 昨今の景気後退により、不就学・自宅待機となっているブラジル人等の子どもに対して、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための場を外国人集住都市等に設け、主に公立学校への円滑な転入が出来るようにする。
- ・ また、ブラジル人等の子どもを中心としたブラジル人等コミュニティと地域社会との交流を促進する。
- ・ 本事業は、景気後退が回復するまでの緊急措置として3年間の計画で実施する。

ブラジル人等の子どものための日本語指導等の実施



○役割：ブラジル人学校等・公立学校にも通っていない子どもを対象に日本語指導等を実施。（ブラジル人学校等に在籍する子どもも受入れ可能）
また、ブラジル人等の子どもを中心とした地域社会との交流事業を実施。

○対象：義務教育段階の子ども等

○期間：原則6ヶ月程度

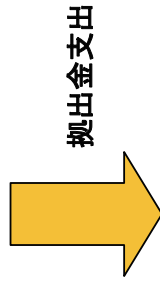
○場所：外国人集住都市等において実施

○内容：

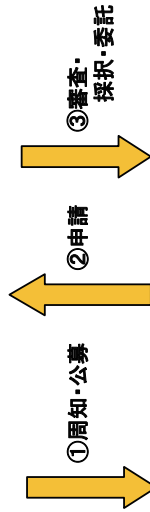
- ・ **日本語指導等を行う教員等**
日本語指導や教科指導
- ・ **バイリンガル指導員（ブラジル人教員等も含む）**
ポルトガル語等の母語指導と教科指導の補助
- ・ **コーディネーター等**

ブラジル人等の子どもが公立学校への受入促進、地域社会との交流の促進等

文部科学省



国際移住機関(IOM)
＜「子ども架け橋基金」の設置＞



地方公共団体等（外国人集住都市等）

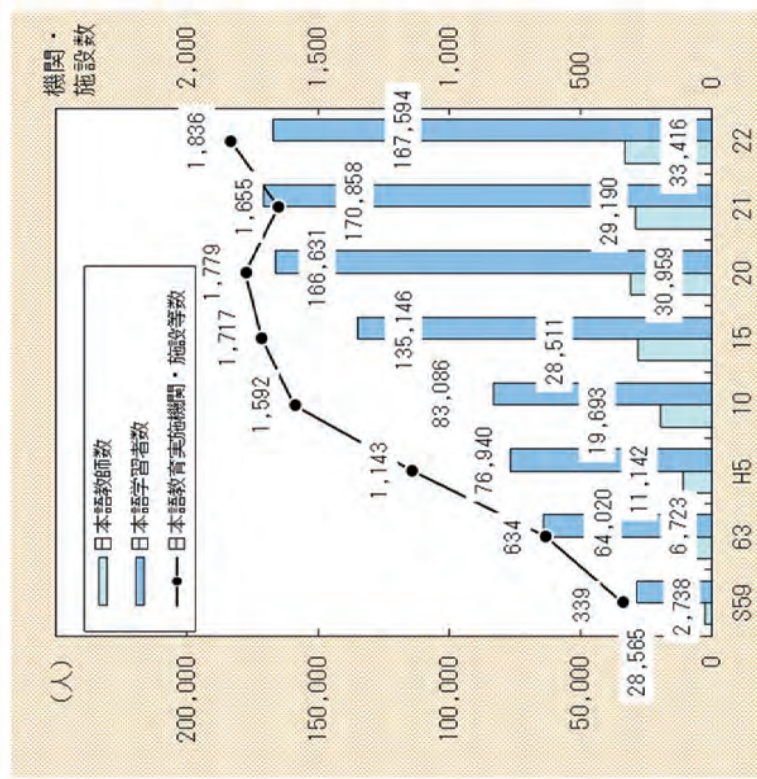




1 外国人に対する日本語教育の現状

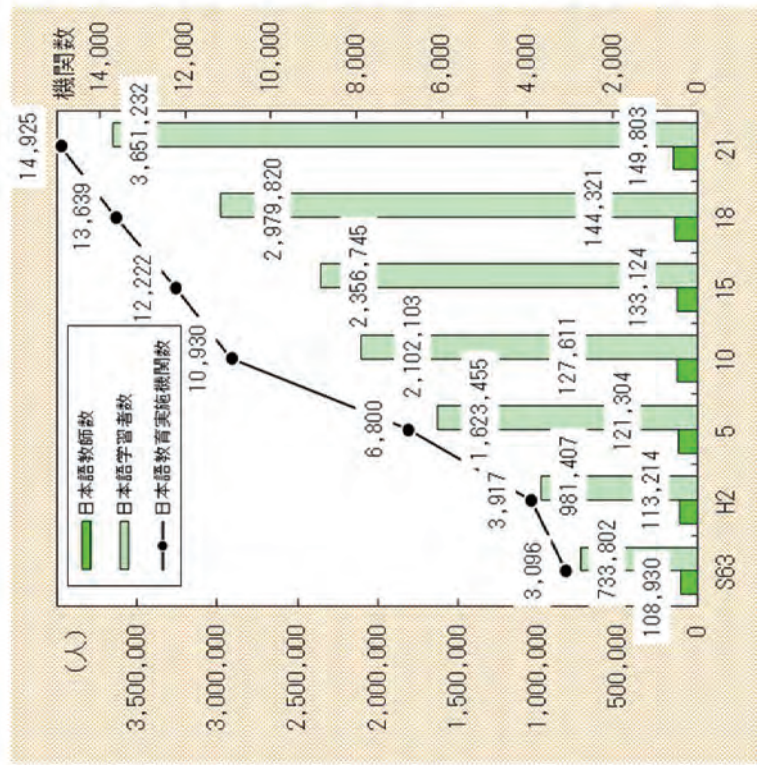
○実施機関数，教師数，学習者数について

国内の推移



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」

海外の推移



※出典：(独)国際交流基金「海外日本語教育機関調査」

【参考】

○外国人登録者数は約213万人(平成22年末)で、我が国総人口の1.67%を占める。また、中国、韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピン、ペルーの上位5か国で全体の約82%を占める。



3 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

平成19年7月 定住外国人の増加を受け、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置。

平成21年1月【報告書】「日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討」

①体制整備⇒国・都道府県・市町村の役割分担, ②各機関の連携協力の在り方, ③コーディネーター機関・人材の必要性, ④日本語教育の内容の大枠の提示 ※④に基づき, 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法について検討。

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法の検討

・各地で工夫を加えるための基を開発。画一的な「内容とノウハウ」の提示ではなく, 「外国人が地域で生活できるようになり, 社会参加できるようになるために必要な日本語教育の考え方, 各地での工夫・応用の仕方」を以下の具体物を通して提示。

H22.5.19

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について

- ・「知る」ではなく「できるようになる」ことが期待される生活上の行為を提示。
- ・各地域が地域の実情に合わせて, 独自のプログラムを作るための素材集。

H23.1.25

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について、活用するためのガイドブック

- ・地域の実情把握からプログラム開発・実践まで, カリキュラム案を活用し, 地域の日本語教育の展開する上で必要な手順を提示。

H23.秋 目 途

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の教材例集

- (検討中)
- ・生活の基盤形成・社会参加につなげる日本語教育の教材を例示。
- ・各地域で工夫を加え, 外国人の地域社会への参加につなげるためのアイデアを指導ノートに記載する予定。

H24.1 目 途

「生活者としての外国人」に対する能力評価についての検討

- (検討中)
- ・「学習者のための評価とする」「自己評価・他者評価を組み合わせる」「生活上の行為を測定する」等, 日本語教育の実践と関連付けた評価の在り方について検討中。

H24年度中

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の指導力評価についての検討

- (今後検討)
- ・人材育成や日本語教育プログラム改善のための指導力評価の在り方について検討予定。

各地域において, 上記成果物を参考にしながらも, 各地域の実情に応じた日本語教育を展開し, 日本語教育を通じて, 外国人が地域社会とつながり, 外国人の社会参加(エンパワメント)・多文化共生社会につながることを期待。

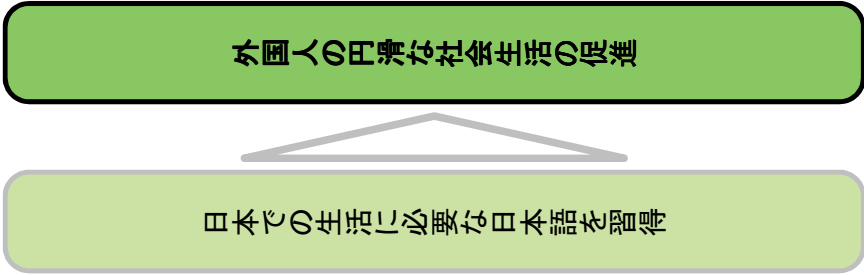
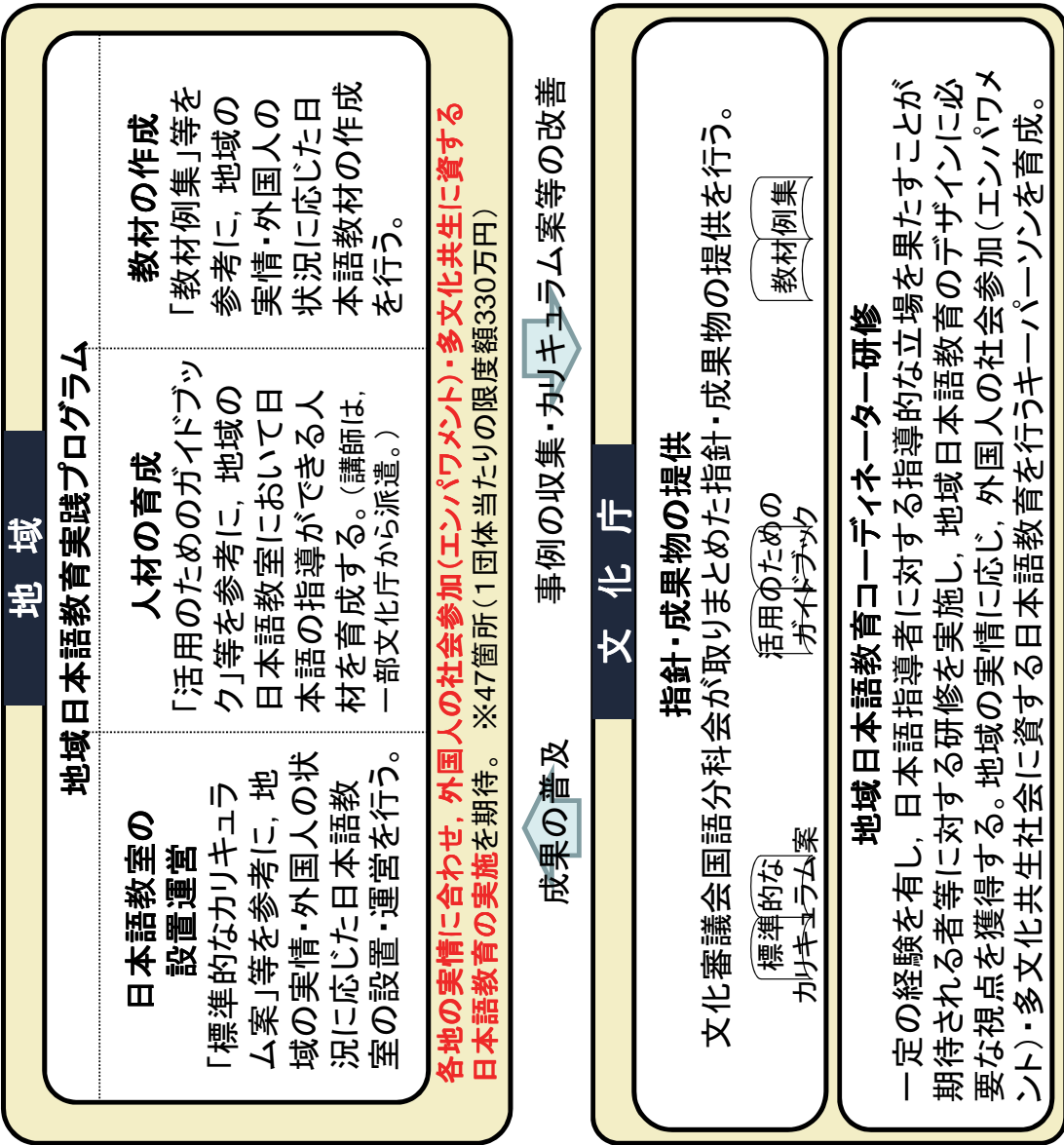
地域の実情・外国人のニーズに基づき, 社会参加のための場づくりとしての日本語教育



4 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

＜地域の実情に応じた日本語教育実践の展開・外国人の社会参加支援＞

背景・課題
外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策（II国の施策）を講じていく必要





5 地域日本語教育コーディネーター研修

＜「地域日本語教育のデザイン」を行うキーパーソン育成＞

平成21年1月【日本語教育小委員会報告書】「日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討」⇒ コーディネート機関・人材が必要。日本語教育のコーディネーター機能を自治体等として位置付け、それを担う人材をできる限り常勤職員として配置することが重要である。

● 研修のねらい

一定の経験を有し、日本語指導者に対する指導的な立場を果たすことが期待される者等に対する研修を実施し、地域日本語教育のデザインに必要な視点を獲得させる。地域の実情に応じ、外国人の社会参加(エンパワメント)・多文化共生社会に資する日本語教育を行うキーパーソンを育成。

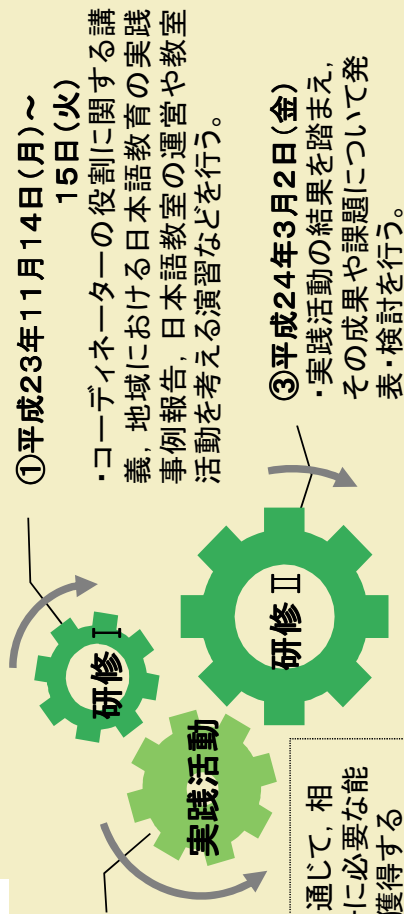
求められること 必要な能力

問題把握・課題設定	地域日本語教室の現状と問題を把握し、課題を設定する力
アシリテーション	課題解決のプロセスを可視化し、活動を推進する力
連携(ネットワーク)	組織内外の調整や、地域や組織や人の力をつなぎ、協働を進める力
方法の開発	「生活者としての外国人」に適した日本語教育の方法を開発する力
リソースの把握・活用	日本語教育のリソースを把握し、課題に応じて適切に活用する力

● 研修の概要(23年度)

○対象: 20名

- ②平成23年11月下旬～
平成24年2月(約3か月)
・受講者それぞれの地域で
実践活動を行う。



受講者の声

グループワークを通してコミュニケーションの大切さを改めて知ることができた。

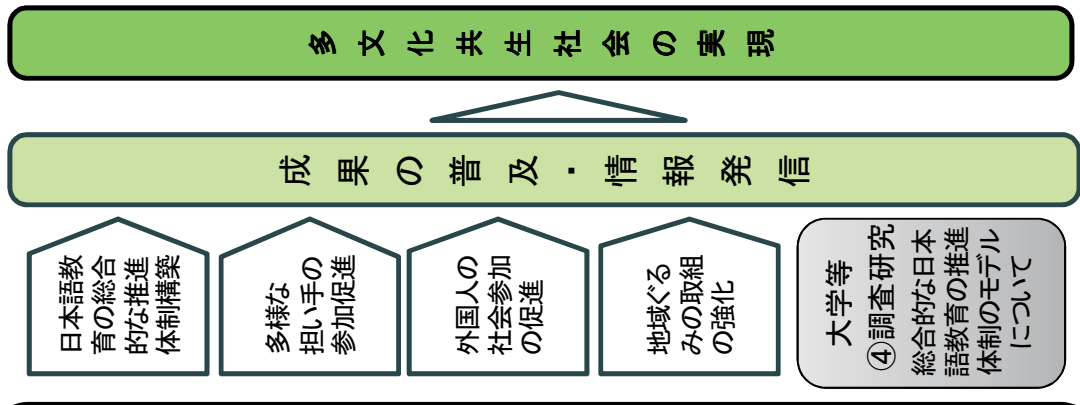
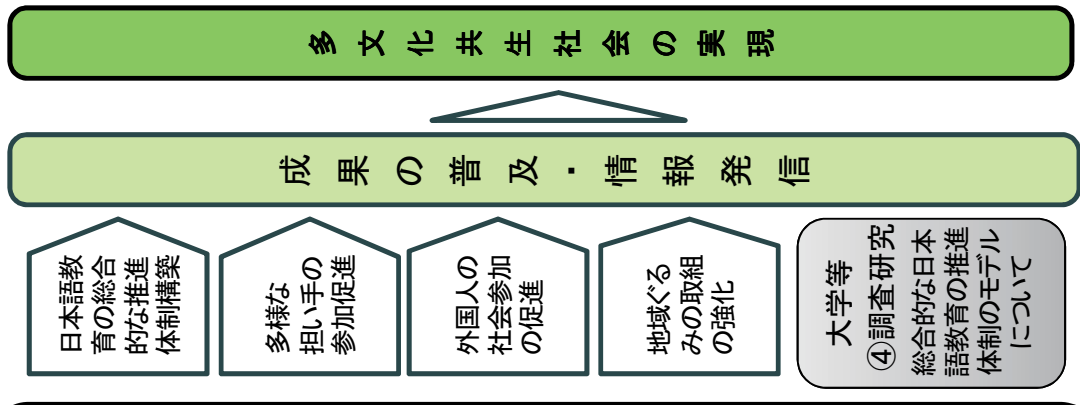
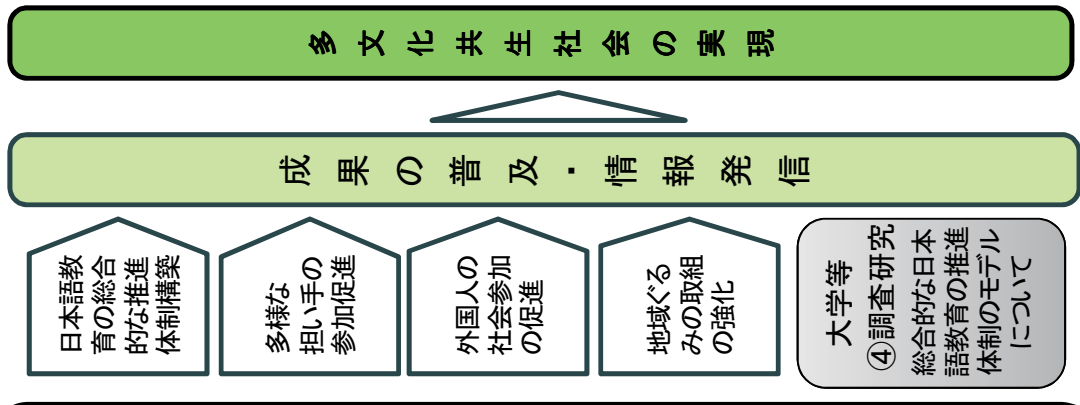
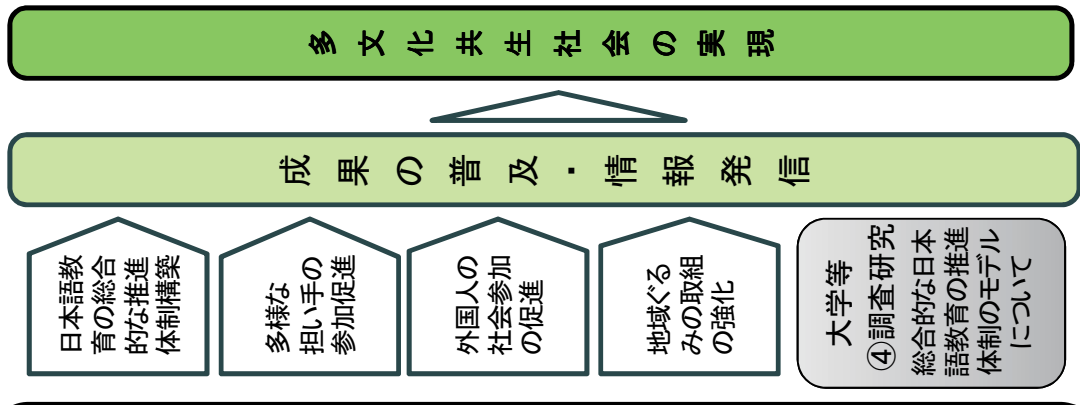
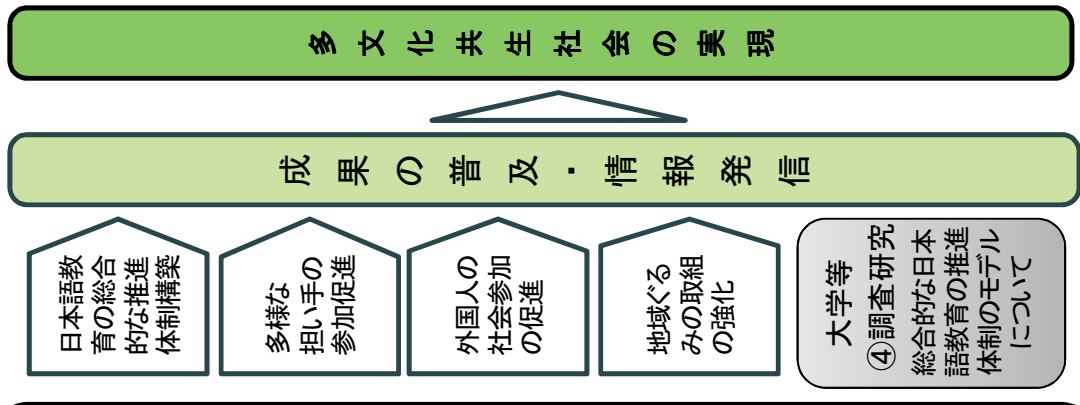
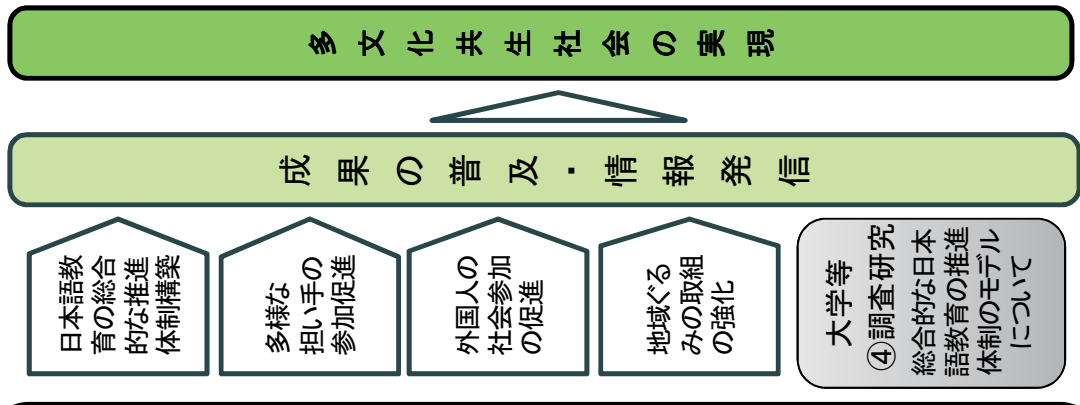
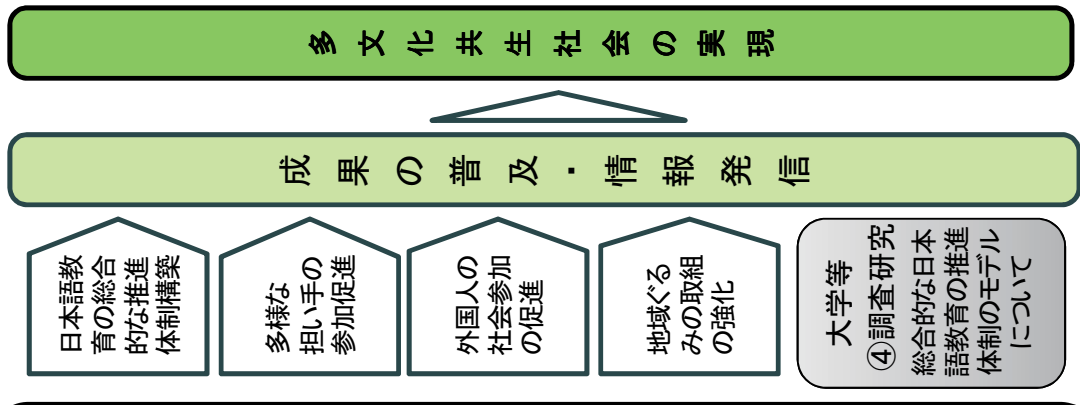
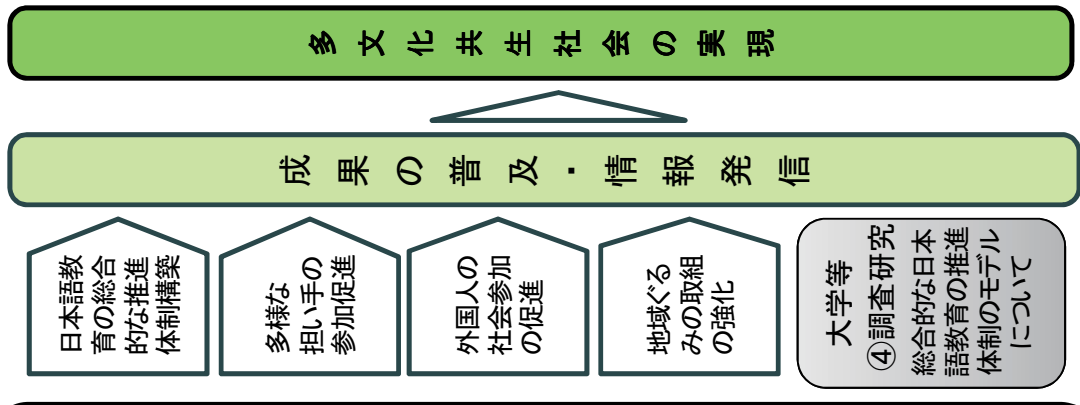
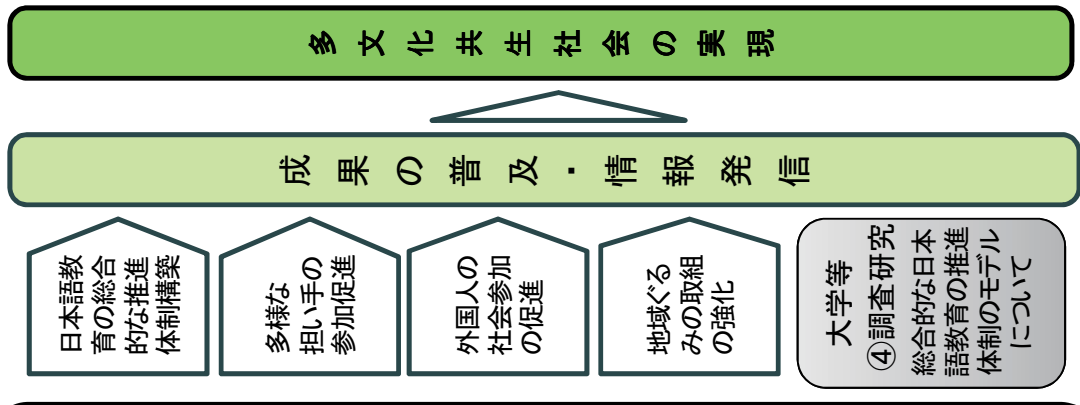
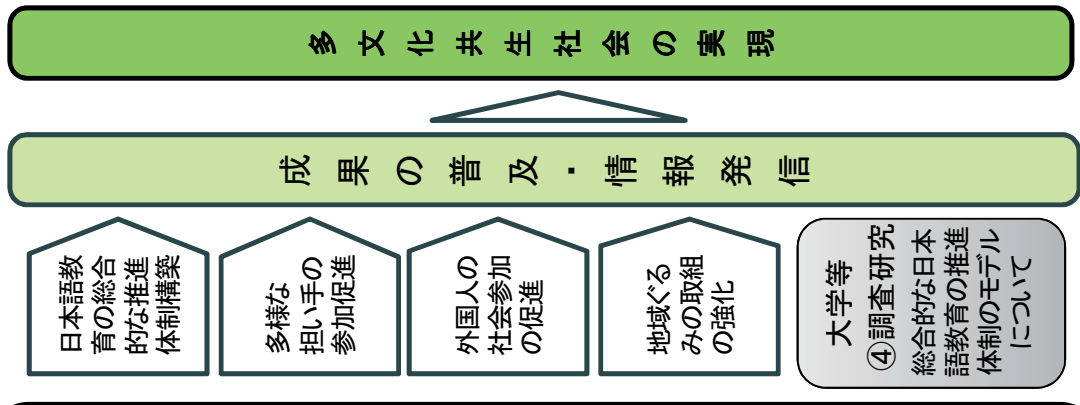
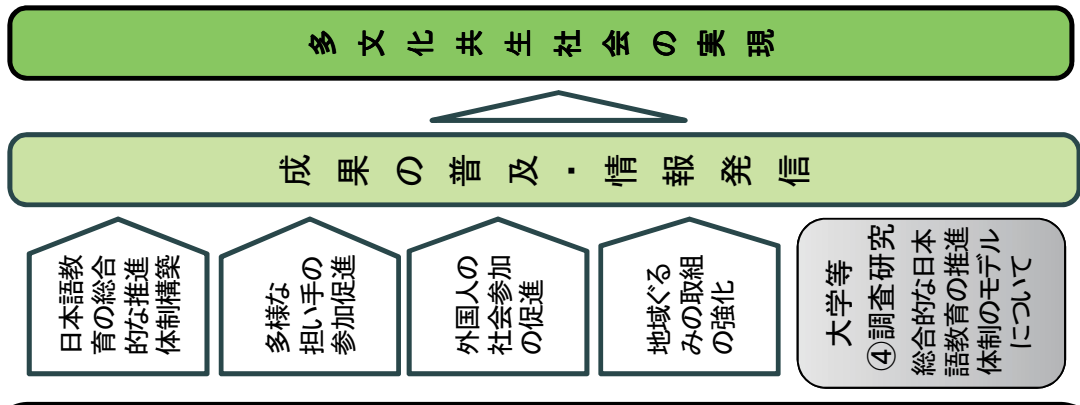
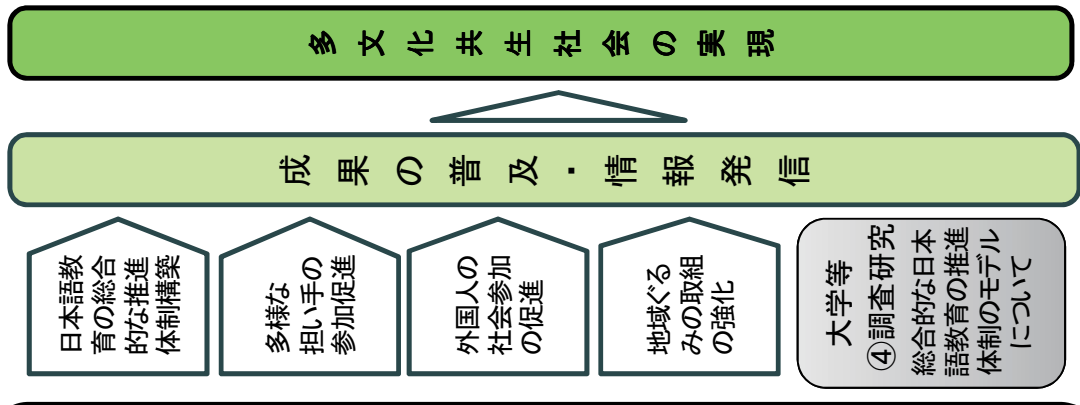
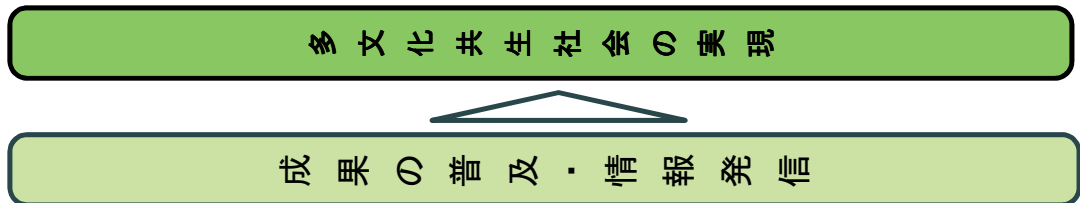
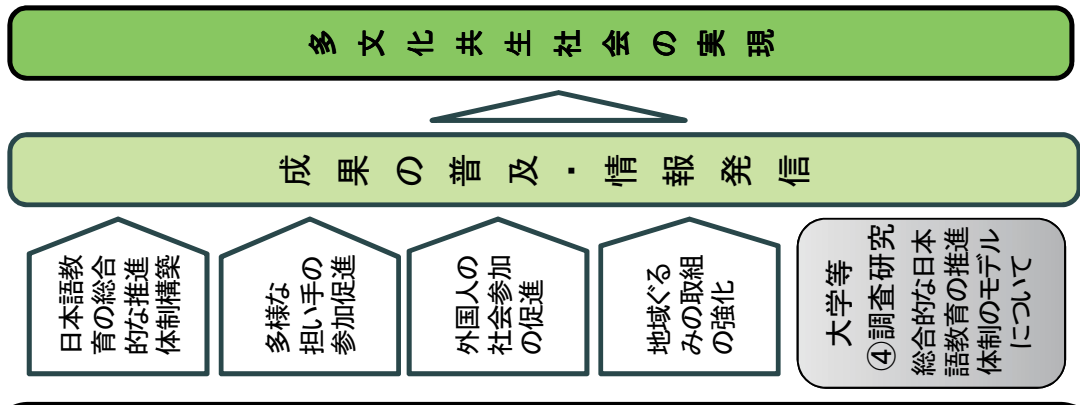
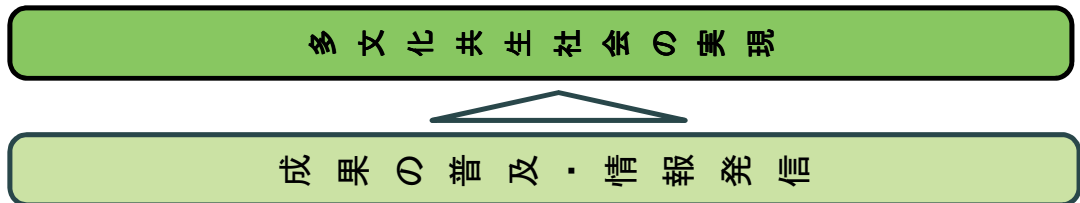
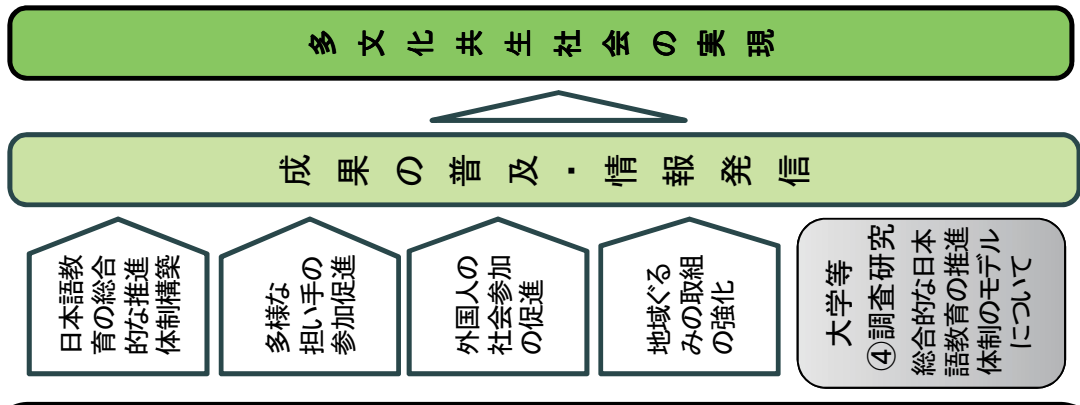
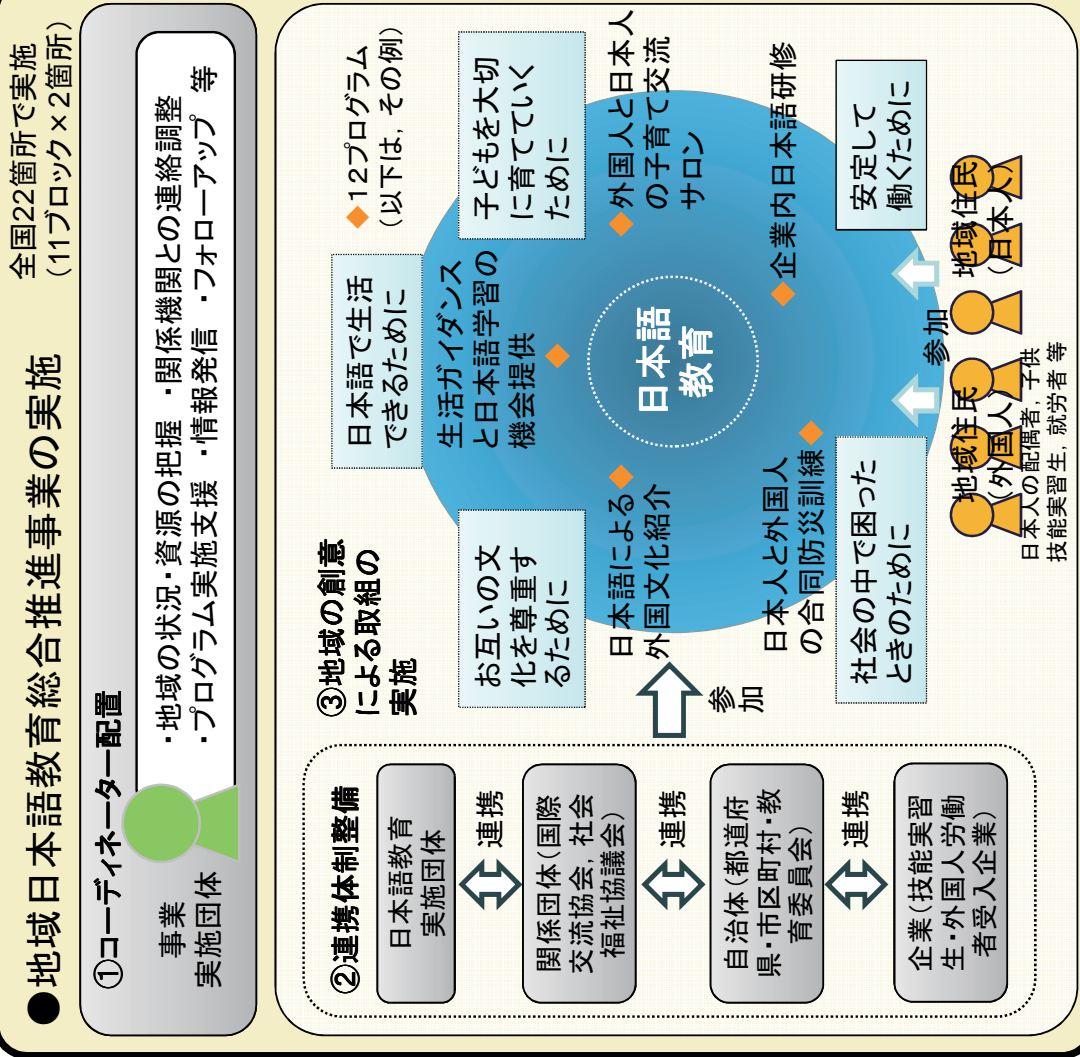
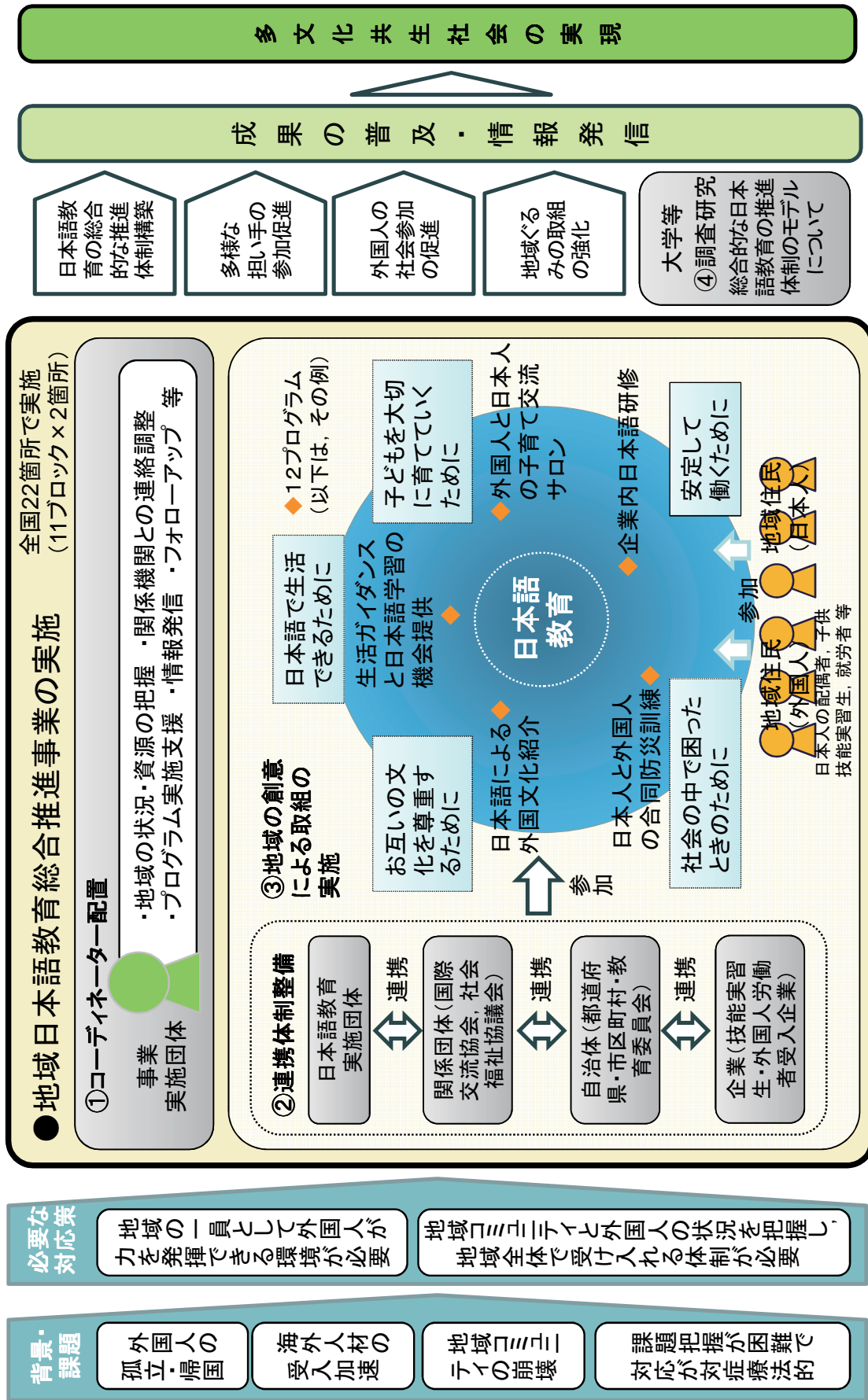
「生活者としての外国人」のための日本語教育という新しい視点を知ることができ、地域課題の解決のための事業を立ち上げることができた」

座学だけでなく、実践活動があったからこそ、よりコーディネーターとしての役割を学ぶ事ができた。他の参加者とながかりをつくることができ、とても有意義だった。



6 多文化共生社会実現のための日本語教育推進体制の整備

＜日本語教育の推進による地域活性化の促進・多文化共生の地域づくり＞





7 日本語教育コンテンツ共有化推進事業

平成24年度要求額：9百万円の内数
(省庁連携日本語教育基盤整備事業の一部)
(平成23年度予算額：4百万円の内数)

- 「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント(平成22年5月19日・文部科学省)
- Ⅶ 更に検討を要する課題
- 日本語教育の総合的推進
 - ・地域における日本語教育の推進体制の充実
 - ・日本語教育に関する各種情報の共有化(優良事例の収集等)

- 日系定住外国人施策に関する行動計画(平成23年3月31日・日系定住外国人施策推進会議)
- 2. 分野ごとの具体的施策

(1)日本語で生活できるために必要な施策

- ①日本語教育の総合的な推進体制の整備等
 - 政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて情報を集約し、横断的に利用できるシステムを検討するとともに、平成22年に文化審議会国語分科会において取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い、インターネットを通じて提供する。(文部科学省)

現状

日本語教育関係府省庁・機関等が、それぞれの目的や対象者に応じて事業を実施し、各種資料・情報を作成・収集・提供している。全体として、それらのコンテンツを総合的・効率的に活用できる基盤が整備されていない。

日本語教育の総合的推進を図る基盤の整備が必要

H 23

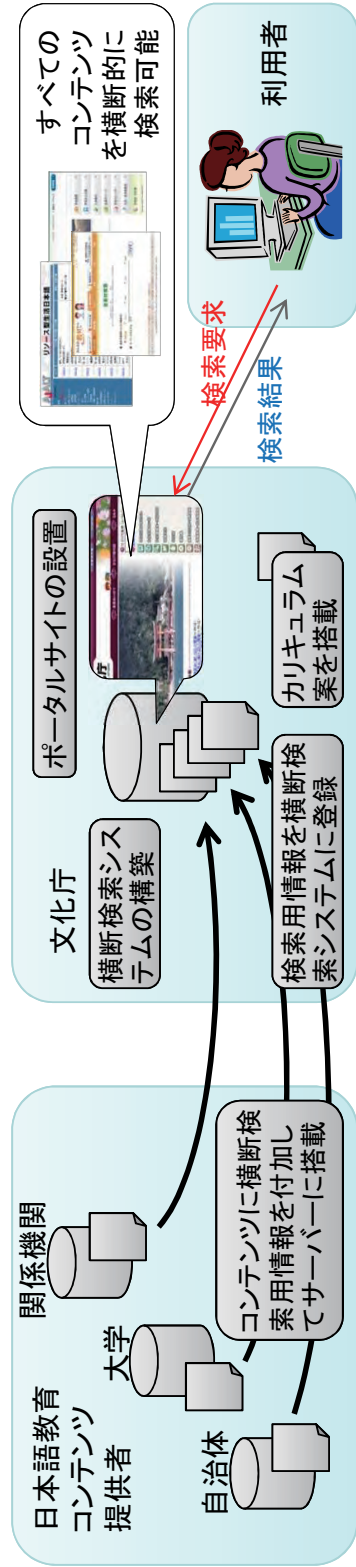
「標準的なカリキュラム案」データベース

文化審議会国語分科会が取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」をデータベース化し、インターネットを通じて提供

H 24

日本語教育コンテンツ共有化システム

日本語教育に関する各種コンテンツ(教材、論文、報告書、団体・人材情報等)を共有し、総合的・効率的に活用できるよう、①信頼性のある情報を、②確実に、かつ③効率的に探し出し、活用できる仕組みの構築





8 日本語教育の総合的推進

背景

○外国人に対する日本語教育は、特別な事情のない限り生活していく上で日本語の習得が必要な我が国において、基本的にすべての外国人に共通の課題であり、政府においては、関係府省が、外国人政策の観点からそれぞれの目的に応じて日本語教育に関連する施策を推進している。

○日本語教育に関する具体的な事業は、関係府省の様々な関係機関等が、その目的等に応じ、主として対象者等別に実施。

○全体としての日本語教育施策・事業が必ずしも効果的・効率的に推進されていないという指摘がなされており、日本語教育を総合的に推進していく体制を整備する必要がある。

～政府文書～

●日系定住外国人施策に関する基本指針（平成22年8月31日）（抄）

4. 国として今後取り組む又は検討する施策

<日本語で生活できるために必要な施策>

・日系定住外国人に対する日本語教育の総合的な推進体制を整備するとともに、地域の日本語教室や日本語学校等における教育体制の充実を図る。 など

●日系定住外国人施策に関する行動計画（平成23年3月31日）（抄）

2. 分野ごとの具体的施策

(1) 日本語で生活するために必要な施策

① 日本語教育の総合的な推進体制の整備等

a 日本語教育機関等を参集した日本語教育推進会議や関係府省の実務者からなる日本語教育関係府省連絡会議を開催し、日本語教育全般に係る取組の現状を把握するとともに、課題を整理するための情報交換を行う。 など

●「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント（平成22年5月19日）（抄）

VII 更に検討を要する課題

○日本語教育の総合的推進

・地域における日本語教育の推進体制の充実

実

・日本語学校をはじめとする日本語教育機関

の充実

・国際交流基金と我が国の大学等との連携・

協力を通じた海外での日本語教育の推進

など

対応

「日本語教育関係府省連絡会議」、「日本語教育推進会議」を開催し、政府全体の日本語教育の総合的推進を図る。（※いずれも、文化庁国語課が庶務を担当。）

① 日本語教育関係府省連絡会議

・日本語教育全般に係る政府レベルでの取組についての現状を把握し、課題を整理するための情報交換を行う。

・関係府省実務者が参加。【平成22年7月26日（第1回）、9月29日（第2回）に開催】

② 日本語教育推進会議（予定）

・①とは別に、関係機関等を参集し、日本語教育関係機関等における具体的な取組についての現状を把握する。

・この会議で確認された課題等については、適宜①の会議にフィードバックすることとする。

外国人集住都市会議の概要

1. 設立趣旨

外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として設立するものである。

また、外国人住民に係わる諸課題は広範かつ多岐にわたるとともに、就労、教育、医療、社会保障など、法律や制度に起因するものも多いことから、必要に応じて首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言や連携した取り組みを検討していく。

こうした諸活動を通して、分権時代の新しい都市間連携を構築し、今後の我が国の諸都市における国際化に必要な外国人住民との地域共生の確立をめざしていく。

(2001年5月7日)

2. 開催経緯

2001年5月7日、浜松市で第1回会議を開催し、設立趣旨を了承。その後、担当者会議を重ね、同年10月19日、「外国人集住都市公開首長会議」を浜松市で開催し、外国人住民との地域共生に向けた「浜松宣言及び提言」を採択。11月30日には、総務省、法務省、外務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、社会保険庁の5省2庁に「浜松宣言及び提言」の申し入れを行った。

2002年度は、前年度と同じく浜松市で第1回会議を開催後、関係省庁と会員都市首長の意見交換の場となる会議の開催を決議し、担当者会議を重ねるなかで、11月7日に「外国人集住都市東京会議」を東京都内で開催し、「14都市共同アピール」を行った。

2003年度は、豊田市で第1回会議を開催後、担当者会議を重ね、11月11日に厚生労働省、日本経団連、JICA研修員を交え「外国人集住都市会議シンポジウム in 豊田」を開催した。

2004年度は、前年度同様豊田市で第1回会議を開催後、担当者会議を重ね、10月29日に豊田市で関係省庁ならびに日本経団連と会員都市首長の意見交換の場となる「外国人集住都市会議 in 豊田」を開催し、「豊田宣言及び部会報告」を採択し、日本経団連の奥田会長の記念講演を実施した。

2005年度は、多くの課題の中で最も緊急性の高い「子ども」に焦点をあて、四日市市が座長を務める2年間のテーマを「未来を担う子どもたちのために」とした。11月11日に「外国人集住都市会議よっかいち 2005」を、外国人当事者やNPO代表の参加も得て開催した。また、豊田宣言をベースに「規制改革要望書」を提出し、要望内容に対して関係省庁からの正式な回答を得た。

2006年度は、前年度に引き続き、同じテーマで調査・研究を進め、6月と10月に「規制改革要望書」を提出するとともに、11月21日に「外国人集住都市会議東京 2006」を開催し、「よっかいち宣言」を採択した。

2007年度は、美濃加茂市が座長になり、3ブロックに分かれ、「地域コミュニティ」、「外国人の就労」、「外国人児童生徒の教育」について研究、規制改革要望を行った。国の在留管理制度の見直しに即時対応するためにプロジェクトチームを結成。職員間の情報交換や、諸制度や課題への理解を深めるため、太田市・大泉町にて担当職員研修会を開催した。11月28日に美濃加茂市で「外国人集住都市会議 みのかも2007」開催。

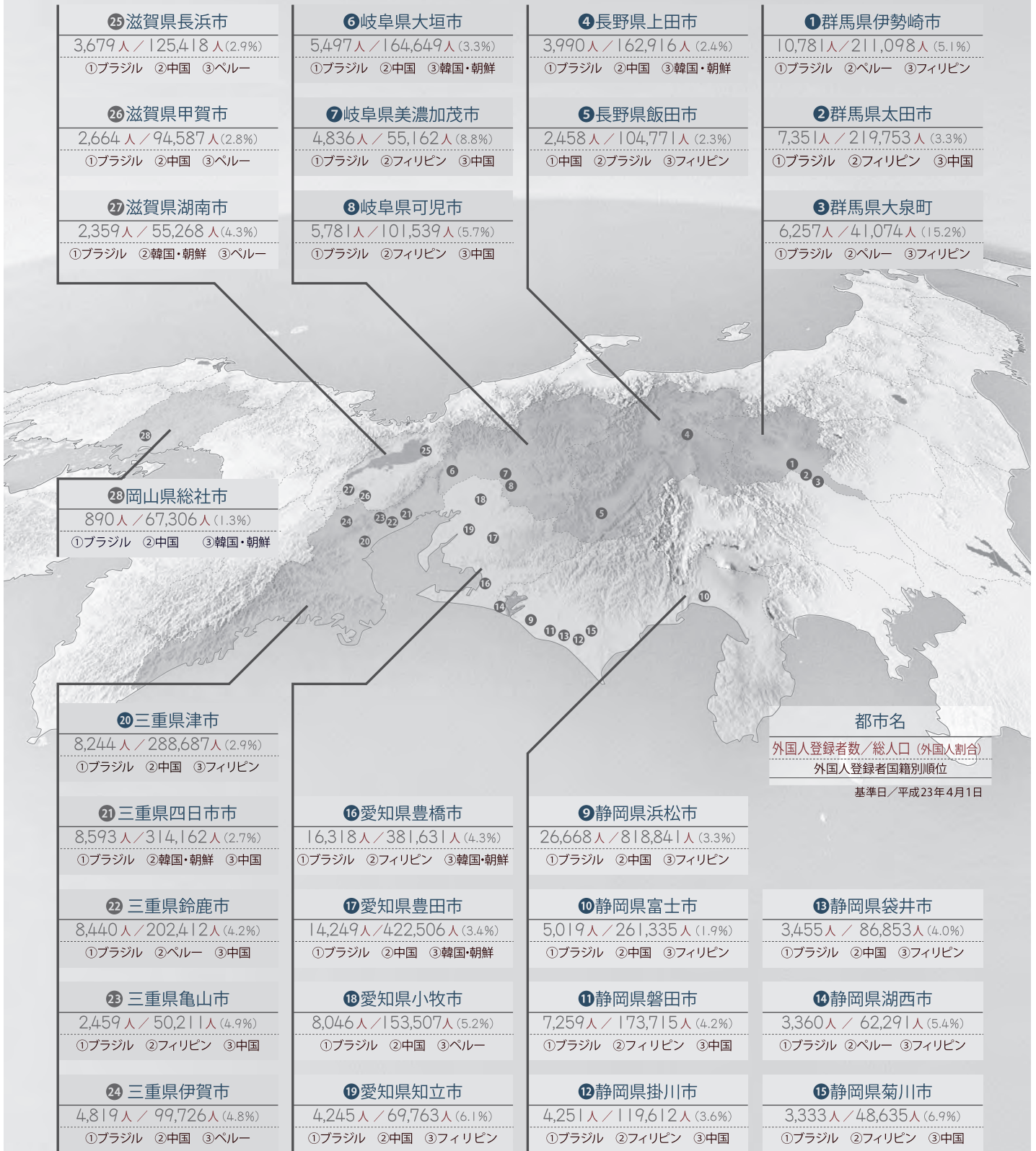
2008年度は、昨年度に引き続き、同じテーマで調査・研究を進め、6月及び11月に規制改革要望を行った。また、10月15日「外国人集住都市会議東京 2008」を開催し、「みのかも宣言」を採択した。

2009年度は、太田市が座長になり、3ブロック体制で、「正しく伝えること、伝わること」、「大人の日本語学習の仕組みづくり」、「外国人市民と共に構築する地域コミュニティ」について研究。6月には規制改革要望を行った。11月26日に太田市で「外国人集住都市会議 おおた 2009」を開催。景気低迷で外国人住民の雇用や教育、帰国支援といった問題が表面化する中、外国人の子どもの就学の義務化などを盛り込んだ国への緊急提言を採択した。

2010年度は、前年度に引き続き同じテーマについて研究を重ね、テーマごとに国や関係機関への提言をまとめた。11月8日に東京で「外国人集住都市会議東京 2010」を開催し、各ブロックの研究報告及び提言、「おおた宣言」の採択、外国人集住都市会議会員28都市間で「災害時相互応援協定」を締結した。

2011年度は飯田市が座長になり、3ブロック体制で「多文化共生社会における防災のあり方」「外国人の子どもの教育について」「外国人住民とともに構築する地域コミュニティ」について研究。同時に今年3月に国が策定した「日系定住外国人施策に関する行動計画」についても検証を行い、緊急を要する課題について国に対して7月に提言書を提出した。11月8日に飯田市で「外国人集住都市会議いいた2011」を開催。

外国人集住都市会議会員都市の外国人登録者データ



【外国人集住都市会議いいだ2011】パネル展 出展一覧

都 市 ・ 団 体 名	関連都市
伊賀市国際交流協会	伊賀市
滋賀県長浜市	長浜市
湖南省国際協会	湖南省
群馬県大泉町	大泉町
群馬大学多文化共生教育・研究プロジェクト推進室	
美濃加茂市 美濃加茂華友会	美濃加茂市
富士市国際交流ラウンジ(FILS)	富士市
富士市 クルビンニョ・ド・ブラジル	富士市
静岡県磐田市	磐田市
磐田国際交流協会	磐田市
愛知県豊橋市	豊橋市
愛知県豊田市	豊田市
豊田市国際交流協会	豊田市
NPO法人 子どもの国	豊田市
NPO法人 保見ヶ丘国際交流センター	豊田市
NPO法人 トルシーダ	豊田市
三重県亀山市	亀山市
鈴鹿市教育委員会	鈴鹿市
鈴鹿市 NPO法人 愛伝舎	鈴鹿市
国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	
静岡県浜松市	浜松市
ブラジル日系人スポーツ文化協会	飯田市

「多文化共生社会の推進に関する提言書」の提出について

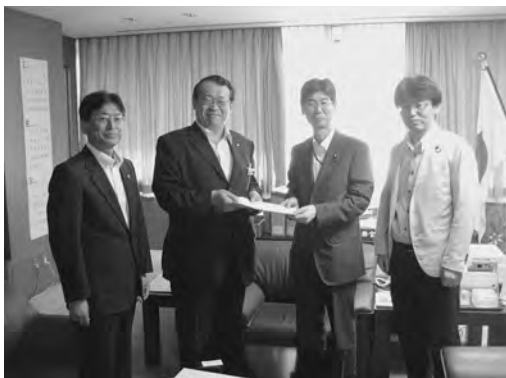
2011年7月13日～14日に、民主党本部および関係する大臣、府省庁へ「多文化共生社会の推進に関する提言書」を提出した。

【提出先】

民主党 民主党陳情要請対応本部長(民主党幹事長) 岡田 克也 氏
内閣府 内閣府特命担当大臣(共生社会政策) 細野 豪志 氏
文部科学大臣 高木 義明 氏
厚生労働大臣 細川 律夫 氏

【提言内容説明先】

内閣府
総務省
文部科学省
文化庁
厚生労働省



—民主党陳情要請対応副本部長 風間直樹氏および
内閣府大臣政務官 園田康博氏へ、牧野光朗飯田
市長と太田吉易大泉町副町長より手渡す—

多文化共生社会の推進に関する提言書

平成 23 年 7 月

外国人集住都市会議

多文化共生社会の推進に関する提言

現在日本には、多くの外国人住民が生活しており、2010年末の外国人登録者数は、213万人を超えています。

100年に一度と言われる経済危機や東日本大震災の影響による雇用情勢の悪化は深刻さを増しており、年々増加していた外国人登録者数も減少に転じている状況です。しかし、このような状況においても、帰国することなく定住・永住を希望されている外国人住民が数多くいます。また、今回の震災により一旦母国へ帰国したが、日本へ再入国する外国人住民もあります。

現在、外国人集住都市会議をはじめとする外国人住民が多く居住する市町村においては、社会保障、労働、教育、医療、地域コミュニティー等の分野での様々な課題が顕在化する中、外国人住民と日本人住民が互いの文化や価値観に対する理解を深め、権利の尊重と義務の遂行を基本とした多文化共生社会の実現をめざして、地域住民、NPO、企業、関係団体等と連携・協働して様々な施策に取り組んでおります。

国におかれましても、本年3月31日付けで「日系定住外国人施策に関する行動計画」を策定されたところですが、今後この計画が着実に実行されることにより、全ての外国人住民に対応した多文化共生社会づくりの一層の推進が図られるよう期待いたします。

外国人集住都市会議としては、今後も制度の構築等総合的な国の取り組みについて、引き続き求めていきますが、東日本大震災への対応等が急がれる中、今回は特に必要性、緊急性が高い次の事項について措置を講じられるよう提言いたします。

記

1. 「日系定住外国人施策に関する行動計画」等の各施策を、地域の実状を反映させつつ着実に実施するために必要な予算を確保すること。

(1) 日本語で生活できるための施策

日本語教育の総合的な推進体制について、各自治体の意見が十分反映できる仕組みにし、日本語教室の設置運営、日本語指導者の養成、ボランティアを対象とした実践的研修等を行なう日本語教育事業の継続実施と予算措置を要望する。

【文部科学省・文化庁】

(2) 子どもを大切に育てていくために必要な施策

①外国人の子どもの教育の充実を図るため、とりわけ母国語を話す支援員の配置について「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」における「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」による国の1/3の補助の継続と、指定地域以外の外国人の子どもの教育に取り組む全ての市町村に対する支援を要望する。【文部科学省】

②今般の震災により保護者の雇用状況がさらに厳しいものとなっている中で、外国人の子どもを確実に就学につなげるために、定住外国人の子どもの就学支援事業「虹の架け橋教室」について、平成24年度以降の継続実施と予算措置を要望する。なお同事業については、外国人の子どもの就学状況や地域ニーズなどに対応した事業となるよう、対象者の範囲拡大等の検討をされるよう求める。【文部科学省】

(3) 安定して働くために必要な施策

①これまで多くの成果をあげ、震災後さらに必要性の増している定住外国人求職者を対象とした、日本語コミュニケーション能力の向上や労働関係法令等に係る知識の習得を図る「日系人就労準備研修」事業について、平成24年度以降も外国人の雇用対策と位置づけて制度化し、実施のための予算措置を要望する。【厚生労働省】

②定住外国人求職者を対象とした、日本語能力等に考慮した職業訓練の継続実施と重点分野における職業訓練の実施に通訳を配置するなどの予算を確保するとともに、外国語の補助を伴う又は外国語による技能資格等の受験機会を拡大する措置を講じるよう要望する。【厚生労働省】

③定住外国人の集住する地域にとって、通訳・相談員を配置したハローワークや相談・援助センターは欠かせない存在であり、震災後も更に必要性は増していることから、平成24年度以降も、通訳・相談員の適正配置と予算措置を要望する。【厚生労働省】

(4) 社会の中で困ったときのために必要な施策

国の統一的な制度や全国共通の情報について、やさしい日本語を含めた多言語化の推進と迅速に提供するための予算措置を要望する。特に、災害時における迅速かつ的確な対応や、来年度からの外国人住民に関する住民基本台帳制度や社会保障制度の改正についての情報提供の充実を求める。【内閣府・総務省・法務省・各省庁】

(5) その他、多文化共生社会推進のための提案事項

厳しい雇用情勢の中、「ふるさと雇用再生特別交付金事業」及び「緊急雇用創出事業」は、地域において外国人の雇用を創出し、外国人住民の安定した生活維持に寄与している。本事業は平成 23 年度をもって終了となるが、平成 24 年度以降も引き続き厳しい雇用情勢が想定されるため、外国人失業者に配慮した地域雇用対策の実施と予算措置を要望する。【厚生労働省】

2. 「日系定住外国人施策に関する行動計画」の各施策の推進状況のフォローアップに際しては、地方自治体の外国人住民支援の現状をふまえた意見が反映されるよう国と外国人集住都市会議とが協働して評価・見直しを行なう体制を構築すること。

外国人集住都市会議

群馬県 伊勢崎市
太田市
大泉町
長野県 上田市
飯田市
岐阜県 大垣市
美濃加茂市
可児市
静岡県 浜松市
富士市
磐田市
掛川市
袋井市
湖西市
菊川市
愛知県 豊橋市
豊田市
小牧市
知立市
三重県 津市
四日市市
鈴鹿市
亀山市
伊賀市
滋賀県 長浜市
甲賀市
湖南市
岡山県 総社市

平成23年7月13日

外国人集住都市会議 座長

長野県飯田市長 牧野 光朗

多文化共生社会の推進に関する提言書 補足資料

平成23年7月
外国人集住都市会議

【提言の背景・理由】

(1) 日本語で生活できるための施策について

各自治体では、日本語教育支援策をそれぞれの特徴を活かして実施しているが、自治体や外国人支援団体等による取り組みだけでは限界があるため、本事業による地域の日本語指導者やコーディネーターの養成、日本語教室の実施に頼るところも大きいことから、この事業の継続および利用しやすい制度への拡充が必要である。

また、日本語教育推進会議等や検討会においては、日本語能力等の評価基準の作成や日本語教員の養成・研修に関する検討についてできるだけ早期に結論を出すとともに、外国人住民の日本語学習に対するインセンティブとなる制度の創設に向けた議論を進めることも必要であり、国が日本語教育の推進体制の整備や日本語習得機会の保障などの具体的な制度設計を早期に行なうことを検討されたい。

(2) 子どもを大切に育てていくために必要な施策について

- ① 外国人児童生徒の多くが、将来にわたって日本で生活していく上で、日本語を習得することが重要である。各地域では、日本語教室を設置してその指導にあっているが、日本語教室を担当する教員の多くは児童生徒の母国語を話すことができないため、支援員の配置が不可欠である。各自治体においては、支援員による児童生徒への指導支援および保護者との信頼関係の構築などにより、公立学校の受け入れ体制の整備が図られている。一人ひとりの子どもへのきめ細かな指導のためには、この事業の継続実施とともに、外国人の子どもの教育に取り組む全ての市町村に対しても支援が充実される必要がある。

また、支援員の雇用にあたり「緊急雇用創出事業」を活用している市も多いので、継続的に雇用できるような支援を検討されたい。

- ② 今回の震災により、依然として厳しい社会情勢が続く中で、平成21年度に実施された帰国支援事業を利用して出国した日系人が再来日することが予想されるが、現在の雇用情勢が続けば外国人が安定した職を得られない可能性も高い。その場合、就学が義務とされていない外国人児童生徒については、保護者の生活状況によって不就学や不登校となるおそれがある。また各自治体では、特に日本語能力に起因する不登校傾向の児童生徒への教科学習の必要性や就学前、学齢超過した子どもの受入や高校進学への難しさなどの多くの課題がある。この事業を活用して日本語学習や教科学習の充実を図ることにより、不就学を減らすこと、公立小中学校への円滑な編入、高校への

進学、また実施団体が地域との連携が図れたなどの実績があがっていることから、世界同時不況にともなう3年間の期限付の事業とされている本事業について、平成24年度以降も継続実施されたい。

なお、学齢超過や南米日系人以外の積算対象外となっている子どもについても積算対象とすることや在籍期間の延長など、実施団体や外国人が集住する市町村へのヒアリングを十分に行ない、それぞれの地域課題に応じて実施ができるよう検討されたい。

(3) 安定して働くために必要な施策

- ① 定住外国人が就労に必要な日本語や労働関係法令等の知識を習得することは必要不可欠であり、継続して学習できる恒久的な仕組みづくりが重要である。特に未だ厳しい経済状況の中で「日系人就業準備研修」は緊急的な措置ではあるが、これまで日本語習得の機会を得ることが少なかった外国人住民にとって、今後の生活や就労に大きな意味をもつものである。

この研修は、外国人求職者の就労支援として重要な役割が期待されるが、一部地域では各種日本語講習と競合するなどの問題も見られる。そこで平成24年度以降、就労に必要な実践的日本語能力の評価基準を導入するとともに、雇用保険に加入または失業給付を受給する外国人の雇用対策と位置づけての研修の制度化と実施のための財源確保について検討されたい。

- ② 厳しい雇用情勢の下で、外国人求職者にとっては就職につながりやすい資格取得が極めて重要な意義を持つようになっている。外国人住民が、日本人と同じように職業訓練を受講することは難しいため、日本語に配慮した技能習得や資格取得のための職業訓練等を受けることは、外国人住民の就労条件を有利にし、多くの選択肢を生み出すものであるため、継続実施とともに、研修や訓練を受講した外国人住民が、適正に就労できるよう国として企業へ働きかけることも必要である。

- ③ 今般の経済不況や震災の影響を受け、製造業への打撃も大きく、外国人住民が解雇された事案も少なからずあることから、今後もハローワークの果たす役割は大きい。そのような状況をふまえ、ハローワークへの通訳・相談員の配置や日系定住外国人専門の相談・援助センターは今後も必要と考える。また、自治体とハローワークの協力は重要課題であり、このため法制整備を含め検討し、ワンストップ・サービスの運営改善を図るよう求める。

(4) 社会の中で困ったときのために必要な施策

今回の東日本大震災では、各自治体や民間団体などがそれぞれの判断で適宜多言語に翻訳することとなり、各自治体においては外国人住民への迅速で正確な情報提供のあり方が課題となった。地震や原発事故などに関する国の情報の多くは日本語のみであり、情報の正確性や提供の効率性の観点から問題と考える。

災害発生時の国による一元的な情報発信は危機管理の基本である。定住外国人施策ポータルサイトなど国による正確かつ迅速な情報提供は、各自治体や外国人支援者にとって必要不可欠なものであり、それらの対応をいただいているところであるが、今後、外国人が多数居住する関東や東海地方などでも大地震の発生が予想されており、国が多言語による災害情報を迅速に提供できるような媒体の整備や仕組みなどを充実させたい。

また、来年度からの外国人住民に関する住民基本台帳制度や社会保障協定の改正にもなう新制度への円滑な移行についての情報提供も喫緊の課題であることから、早急な対応が必要である。

(5) その他、多文化共生社会推進のための提案事項

経済不況により平成 21 年度から平成 23 年度の期間限定で実施された事業ではあるが、今般の東日本大震災により製造業への打撃も大きく、外国人住民が解雇された等の事案も少なからずあることから、今後も雇用への対策は必要である。

また、集住都市協議会員都市の多くは本事業を活用して多くの通訳や巡回担当員、外国人児童生徒の支援員を雇用し、未だ厳しい経済環境や震災に伴い増加する事案に対応していることから、平成 24 年度以降も当該交付金・事業を外国人失業者に配慮した雇用創出事業と位置づけて制度化するなど地域雇用対策の維持・拡充を図らるたい。

外国人集住都市会議いいだ2011 報告書

2012年（平成24年）3月発行

編集・発行 外国人集住都市会議
<http://www.shujutoshi.jp/>
事務局 飯田市企画部男女共同参画課
電 話 0265-22-4560

外国人集住都市会議
報告書
いいだ2011